

佐用町地域防災計画

(風 水 害 編)

～ 住民・地域・行政の協働による防災力強化を目指して ～

平成 29 年 12 月修正

佐用町防災会議

《 目 次 》

第1編 総 則	1
第1章 計画の前提	1
第1節 計画の趣旨	1
第1款 計画の目的	1
第2款 計画の基本的な考え方	1
第3款 計画の作成機関	2
第4款 計画の構成及び内容	2
第5款 計画の周知徹底	2
第6款 計画の修正	2
第7款 用 語	3
第2節 町防災計画の位置づけ及び周知	3
第1款 他計画及びマニュアルとの関係	3
第2款 町防災計画の周知	4
第2章 防災ビジョンと基本目標	5
第1節 防災ビジョン	5
第1款 計画の理念	5
第2節 基本目標と施策	5
第3節 関係機関	7
第4節 住民等の責務	8
第3章 災害に関する現状と課題	10
第1節 自然的条件	10
第1款 地 形	10
第2款 地 質	12
第3款 気 象	16
第2節 社会的条件	18
第1款 人口・世帯	18
第2款 土地利用	18
第3款 交 通	18
第3節 災害履歴	19
第1款 平成16年台風第21号による災害	19
第2款 平成16年台風第23号による災害	23
第3款 平成21年台風第9号による災害	27
第4款 その他の風水害	44
第4節 風水害等の危険性と被害の特徴	46
第1款 洪水浸水等想定	46
第5節 災害危険箇所	52
第1款 危険箇所	52
第2款 法指定区域	52
第2編 災害予防計画	53
第1章 基本方針	53
第1節 災害対策に関する事前の備え	53
第2節 住民参加による地域防災力・減災力の向上	54
第3節 減災のための防災基盤の整備	54
第4節 災害の教訓と継承	54
第2章 災害対策に関する事前の備え	55
第1節 防災組織体制等の整備	55
第1款 町の防災組織体制	55
第2款 防災関係機関との連携	55
第3款 地域との協働	55
第4款 町防災マニュアルとBCP	55
第2節 防災意識の高揚	56
第3節 研修・訓練	56

第1款	研修	56
第2款	防災訓練	56
第4節	相互応援体制の確立	59
第1款	県や他市町との連携強化	59
第2款	防災関係機関の連携強化	61
第3款	その他の関係機関との連携強化	61
第4款	受援体制	61
第5節	災害対策拠点の整備・運用	62
第6節	情報収集・伝達の仕組みの強化	62
第1款	防災情報機器による情報収集	62
第2款	防災情報機器以外による情報収集	63
第3款	情報伝達手段の整備	63
第7節	防災拠点の整備	64
第1款	地域防災拠点の整備・充実	64
第2款	コミュニティ防災拠点の整備・充実	65
第3款	広域防災拠点との連携	66
第8節	防災資機材の整備	67
第1款	被災者用資機材	67
第2款	救助資機材	67
第3款	水防資機材	67
第9節	広域災害災害救急医療システムの整備	67
第1款	医薬品等の備蓄	67
第2款	災害医療体制等の整備	67
第10節	ライフライン関係施設との連絡体制等	68
第11節	緊急輸送体制の整備	68
第1款	緊急輸送路ネットワークの形成	68
第2款	緊急交通路の確保	68
第3款	ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	68
第12節	避難の考え方（避難・避難誘導等）	69
第1款	避難及び避難誘導	69
第2款	避難所の設定	69
第3款	避難路の整備	70
第4款	避難誘導標識の整備	70
第13節	避難所の整備、運営	70
第1款	施設、設備の整備	70
第2款	避難所管理運営体制の整備	70
第3款	避難所運営組織の育成	70
第4款	避難所管理・運営マニュアルの普及及び周知	70
第5款	避難勧告等判断・伝達マニュアルの整備	71
第14節	備蓄体制等の整備	71
第1款	基本方針	71
第2款	食料	72
第3款	生活必需物資	73
第4款	応急給水	74
第5款	医薬品	74
第6款	物資の供給体制	74
第15節	被災宅地危険度判定制度の体制整備	75
第1款	危険度判定実施体制の整備	75
第2款	判定資機材の備蓄	75
第3款	実施計画	75
第16節	被災建築物応急危険度判定制度の体制整備	75
第17節	家屋被害認定士の育成	76
第1款	家屋被害認定士の育成	76
第2款	調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制	76
第18節	災害時避難行動要支援者対策の強化	76
第1款	災害時避難行動要支援者の対象範囲	76

第2款	災害時避難行動要支援者名簿の記載内容	77
第3款	災害時避難行動要支援者名簿の利用及び提供	77
第4款	名簿情報を提供する場合における名簿情報の漏えいの防止	77
第5款	個別計画の作成	77
第6款	情報伝達及び速やかな避難	78
第7款	気づきマップ及び防災マップとの連携	78
第19節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	78
第1款	ボランティア関係団体との協議・連携	78
第2款	災害ボランティア支援体制の整備	78
第20節	水防対策の充実	78
第1款	水防計画の作成	78
第2款	浸水想定区域における避難対策	78
第3款	住民への周知	78
第4款	各課の業務及び計画	79
第5款	道路等への標識板等の整備	79
第21節	土砂災害対策の充実	79
第1款	土砂災害に対する警戒避難体制	79
第2款	土砂災害に関する避難情報の伝達	79
第3款	住民への周知	79
第4款	住民の行動	79
第22節	要配慮者利用施設の避難確保対策	80
第1款	要配慮者利用施設管理者の責務（避難確保計画策定及び訓練実施）	80
第2款	要配慮者施設への連絡体制の充実	80
第23節	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用	81
第1款	制度の概要	81
第3章 住民参加による地域防災力・減災力の向上		82
第1節	住民及び職員への防災・減災に関する普及啓発の推進	82
第1款	住民に対する防災意識の啓発	82
第2款	住民に対する防災知識の普及	82
第3款	地域版防災マップ（気づきマップ）の作成	83
第4款	災害モニター制度の創設	83
第5款	職員が習熟すべき事項	83
第6款	防災リーダー講座への参加	83
第7款	学校における防災教育	84
第8款	防災上重要な施設の職員等に対する教育	84
第2節	自主防災組織の育成強化	85
第1款	方針	85
第2款	重点地区	85
第3款	活動	85
第4款	育成強化対策	87
第5款	安全・安心コミュニティ・ファイル	87
第3節	消防団の育成強化	88
第1款	方針	88
第2款	活動	88
第3款	育成強化対策等	89
第4節	企業等の地域防災活動への参画促進	89
第1款	災害時に企業が果たす役割	89
第2款	企業の平常時対策	89
第3款	事業所の防災組織	90
第4章 減災のための防災基盤の整備		91
第1節	防災基盤・施設等の整備	91
第1款	防災基盤整備事業計画	91
第2款	財政措置	91
第2節	水害防止施設等の整備	91
第1款	河川施設の整備	91

第2款	内水（川に排水できずに氾濫した水）の排除対策の推進	91
第3款	総合的な治水対策の推進	91
第4款	超過洪水対策の推進及び減災対策	91
第5款	ため池施設の整備	92
第6款	砂防・治山施設の整備	92
第3節	地盤災害の防止施設等の整備	92
第1款	砂防設備の整備	92
第2款	地すべり防止施設の整備	92
第3款	急傾斜地崩壊防止施設の整備	93
第4款	治山施設の整備	93
第5款	土地改良施設の整備	93
第6款	宅地造成等の規制等	93
第7款	災害危険区域対策の実施	94
第5章	災害の教訓と継承	95
第1節	平成21年台風第9号災害の教訓と継承	95
第1款	佐用町災害検証委員会の提言	95
第2款	提言の着実な推進と台風第9号災害の教訓の継承	99
第3編	災害応急対策計画	100
第1章	基本方針	100
第1節	迅速な災害応急活動体制の確立	100
第2節	円滑な災害応急活動の実施	101
第2章	組織及び配備等	102
第1節	組織の設置	102
第2節	職員の配備	110
第3節	スタッフ管理	111
第3章	情報の収集及び伝達	113
第1節	通信機器の確保	113
第2節	気象予警報等の基準	114
第3節	情報の収集	117
第1款	気象情報及び河川水位等の収集	117
第2款	重要水防箇所等の監視	120
第3款	被害情報の収集	123
第4款	災害緊急対策	124
第4節	情報の整理・分析	125
第5節	情報の伝達	126
第1款	住民への防災情報・気象情報等の伝達	126
第2款	避難勧告等の発令	128
第3款	報道機関への災害情報等の発信	133
第6節	災害報告	134
第7節	情報共有	137
第8節	調査及び支援要請	138
第4章	水防活動	139
第1節	水防活動	139
第5章	住民、自主防災組織、消防団の行動・活動	142
第1節	住民の行動	142
第2節	自治会及び自主防災組織の活動	143
第3節	消防団の活動	143
第6章	広域応援体制	144
第1節	県及び他市町応援体制と後方支援	144
第2節	関西広域連合への応援要請	148
第3節	国土交通省近畿地方整備局への派遣要請及び後方支援	149
第4節	自衛隊への派遣要請及び後方支援	151
第5節	災害ボランティア活動の派遣要請及び受入れ	155
第7章	被災者の救助救急、各種支援	159
第1節	災害救助法の適用	159

第2節 避難対策.....	162
第1款 避難勧告等の発令【再掲】.....	162
第2款 避難及び避難誘導.....	162
第3款 避難所の開設・運営.....	163
第3節 災害時避難行動要支援者支援対策.....	169
第1款 情報伝達の整備.....	169
第2款 避難誘導體制の整備.....	169
第3款 避難所における支援方法.....	170
第4款 災害時避難行動要支援者の安否確認、避難誘導.....	170
第5款 生活支援.....	170
第6款 住まいの支援.....	170
第7款 社会福祉施設の被害状況の収集及び福祉相談窓口の設置.....	170
第8款 災害で障がいを負った方への対応.....	170
第9款 災害で親（保護者）を亡くした子どもへの対応.....	171
第10款 外国人への情報伝達等.....	171
第4節 孤立集落対策.....	172
第5節 救助・救急、医療対策.....	173
第1款 安否確認.....	173
第2款 人命救出活動.....	174
第3款 救急医療活動.....	175
第4款 行方不明者の捜索.....	176
第5款 医療・助産対策.....	177
第6節 帰宅困難者（旅行者、旅客者等）への対策.....	180
第7節 飲料水・食料及び物資の供給.....	181
第1款 給水対策.....	181
第2款 食料の供給.....	182
第3款 物資の供給.....	184
第8節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等.....	187
第1款 健康対策.....	187
第2款 精神医療.....	187
第3款 食品衛生対策.....	188
第4款 感染症対策等.....	188
第5款 遺体の火葬等.....	190
第8章 災害情報の提供と相談活動.....	192
第1節 災害広報【再掲】.....	192
第2節 災害相談.....	192
第3節 報道機関への情報提供及び災害広報の要請【再掲】.....	193
第9章 ライフラインの応急対策.....	194
第1節 ライフライン関係機関との連絡調整（電話・電気等）.....	194
第2節 水道の確保【再掲】.....	195
第3節 下水道の確保.....	195
第10章 交通・輸送対策.....	197
第1節 車の撤去・確保.....	197
第2節 佐用地域における災害時の道路情報伝達・対応連絡会の設置.....	198
第3節 交通の確保及び緊急輸送対策.....	199
第11章 廃棄物処理対策.....	201
第1節 廃棄物処理対策.....	201
第1款 ガレキ対策.....	201
第2款 ごみ処理対策.....	202
第2節 し尿処理対策.....	203
第12章 教育対策等.....	204
第1節 児童・生徒の教育対策.....	204
第2節 園児の保育対策.....	207
第13章 警備体制.....	209
第1節 警備体制.....	209

第14章 農林関係対策の推進	210
第1節 農林関係対策の推進.....	210
第15章 公共土木施設等の二次災害防止対策の推進	211
第1節 二次災害防止対策の推進	211
第1款 土砂災害.....	211
第2款 道路.....	211
第3款 河川.....	211
第4款 ため池	212
第5款 森林防災対策	212
第6款 農地・農業用施設.....	212
第7款 宅地防災対策	212
第16章 愛玩動物の収容対策	213
第1節 愛玩動物の収容対策.....	213
第17章 生活支援対策	214
第1節 生活支援.....	214
第1款 被害家屋調査及びり災証明書の発行	214
第2款 支給及び支援	215
第3款 貸付.....	216
第4款 税等の減免等	216
第5款 住宅の確保.....	217
第4編 災害復旧計画	218
第1章 災害復旧方針の決定	218
第1節 災害復旧の基本方針.....	218
第2章 災害復旧事業の実施	219
第1節 災害復旧事業の種類.....	219
第2節 激甚災害の指定に関する事項	219
第3節 災害復旧事業に必要な金融に関する事項.....	221
第4節 被災者生活再建支援.....	221
第5節 兵庫県住宅再建共済制度	222
第6節 被災農林業者の救済.....	222
第7節 国・県への要望.....	222
第3章 住宅の復旧・再建支援	223
第1節 住宅の復旧・再建支援	223
第4章 災害義援金の募集等	225
第1節 災害義援金の募集等.....	225
第5編 災害復興計画	226
第1章 組織の設置	226
第1節 町復興本部の設置	226
第2節 町復興本部の組織・運営	226
第2章 復興計画の策定	227
第1節 復興計画の趣旨等	227
第2節 復興計画の策定手順.....	227
第3節 分野別緊急復興計画.....	229

はじめに

平成 21 年 8 月 9 日午後 3 時に日本の南海上で熱帯低気圧から台風となった台風第 9 号により、兵庫県では大気の状態が非常に不安定となり、佐用町佐用では 1 時間に 89 ミリ、日降水量は 326.5 ミリを観測し、死者 18 名、行方不明者 2 名の人的被害を始め、広範囲に及ぶ浸水、1,700 戸以上の家屋被害のほか、河川・道路・農地・農業用施設などに甚大な被害が発生した。

町では、台風第 9 号災害に対する町の対応を中心に検証し、その結果を地域防災計画に反映させるとともに、今後の災害対策を充実・強化し、災害における被害を最小限に抑え、二度と同じような大きな被害を生じることのない安全で安心な町を作るため、「佐用町台風第 9 号災害検証委員会」を設置した。同委員会では、佐用町防災力強化のために、災害検証委員会報告書で 90 項目にも及ぶ提言の報告を行った。

その提言の中には、取り組みに一定の期間を必要とするものもあるが、町においては、直ちに改善に取り組むことができるものについては早急に着手し、中長期の期間が必要なものについては、計画づくりを進めるなど、全職員が一丸となった取り組みを実施し、今後も職員は、各対策部や職員一人ひとりの任務を理解し、町地域防災計画及び防災対策マニュアルに基づいた実践的な訓練を繰り返し行うとともに、訓練の事後評価等に基づき町地域防災計画及び防災対策マニュアルの修正等を行い、実践的な地域防災計画の改訂を行っていく。

町地域防災計画は、災害時に職員が活動するための基本となるが、災害の種類や規模等によっては、町地域防災計画では対応できないこともある。そのような時は、職員の判断により臨機応変に対応する必要があるとあり、平時から職員個々の災害対応能力の向上に努める。

さらに、住民は自治会・自主防災組織を中心とし、地域防災力の向上を目指す。

第 1 編 総 則

第1章 計画の前提

地域防災計画（風水害編）は、次の考え方を基本方針とする。

第1節 計画の趣旨

第1款 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、佐用町域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、迅速な災害応急対応等を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- 1 佐用町域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、町、指定公共機関、指定地方公共機関等との連携
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害予防に関する計画
- 3 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等災害応急対策に関する計画
- 4 公共土木施設災害復旧事業の実施等災害復旧に関する計画
- 5 復興本部の設置等、災害復興に関する計画

第2款 計画の基本的な考え方

この計画の基本的な考え方は次のとおりとする。

1 減災対策の推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本に、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先とし、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備える。

2 自助・共助・公助が一体となって取り組む防災の推進

行政の対策「公助」には限界があることから、住民一人ひとりが自分の命や財産を自分で守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進する。

3 新しい「災害文化」の確立

平成21年台風第9号災害、阪神・淡路大震災、東日本大震災など、過去の災害における被害や復旧・復興の経験、そこから得た教訓を継承し、地域において防災・減災の知恵や方法を育むことにより、新しい「災害文化」の確立を図る。

4 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進

住民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら協働して防災の取り組みを推進する。その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画、災害復興計画や避難所運営等の意思決定の場における女性の参画を促進するとともに、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、災害時避難行動要支援者、女性や子育て家庭のニーズに可能な限り配慮する。

第3款 計画の作成機関

1 作成機関

佐用町防災会議

2 佐用町防災会議の目的

佐用町防災会議は、災害対策基本法第16条及び佐用町防災会議条例（平成17年佐用町条例第146号）に基づき設置された佐用町の附属機関であって、佐用町の地域に係る防災に関する基本方針の決定、並びに佐用町地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とする。

3 佐用町防災会議の庶務担当機関

佐用町企画防災課

第4款 計画の構成及び内容

計画の構成及び内容

構 成	内 容
1 総 則	計画の前提、災害に関する現状と課題及びこれらを踏まえた本計画の防災ビジョンと基本目標等について定める。
2 災 害 予 防 計 画	台風、集中豪雨等による被害を最小限にとどめる為に必要な災害応急対策への備えの充実、地域防災力・減災力の向上、減災のための防災基盤の整備、調査研究体制等の強化、災害の予防対策等の推進について定める。
3 災害応急対策計画 （風水害編）	異常気象警報発表から応急復旧の終了に至るまでの間において、町災害対策本部及び防災関係機関が行うべき迅速な災害応急活動体制の確立、円滑な災害応急活動の展開等について定める。
4 災 害 復 旧 計 画	公共施設の災害復旧及び住民の生活安定のための緊急措置、義援金の募集等について定める。
5 災 害 復 興 計 画	町復興本部及び復興計画等について定める。

第5款 計画の周知徹底

1 作成機関

本計画は、本町の職員及び防災に関する重要な施設の管理者、その他防災関係機関に周知徹底し、特に必要と認める内容については、住民（在住の外国人及び滞在者含む。）にも周知徹底する。

第6款 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき関係機関が毎年検討し、防災会議の承認を得て修正する。

このため、関係機関は、所掌する事項について修正案を防災会議事務局（佐用町企画防災課）に提出する。

また、会長（町長又は代理の者）は県知事との協議をふまえて修正し、修正後はその要旨を公表する。

ただし、軽易な修正内容については会長が修正し、防災会議委員に報告する。また、緊急を要する変更があった場合、文章で意見聴取し、修正を行うものとする。

第7款 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによる。

1 県本部（長）	兵庫県災害対策本部（長）
2 県地方本部（長）	兵庫県災害対策西播磨地方本部（長）
3 災害対策本部（長）	佐用町災害対策本部（長）
4 現地本部	佐用町現地災害対策本部
5 国防災計画	防災基本計画及び防災業務計画
6 県防災計画	兵庫県地域防災計画
7 町防災計画	佐用町地域防災計画
8 町水防計画	佐用町水防計画
9 町業務継続計画	佐用町業務継続計画（BCP）
10 町災害時受援計画	佐用町災害時受援計画
11 町総合計画	佐用町総合計画
12 町防災マニュアル	佐用町職員防災対策マニュアル
13 町防災会議	佐用町防災会議

その他の用語については災害対策基本法の例による。

第2節 町防災計画の位置づけ及び周知

町防災計画は、「国防災計画」、「県防災計画」及び「町総合計画」の諸施策と整合性を図り、町防災会議において策定する。この計画は、「国防災計画」及び「県防災計画」に抵触するものであってはならない。また、町は自主防災組織等から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定めることができる。尚、地区防災計画は町防災計画に抵触するものであってはならない。

第1款 他計画及びマニュアルとの関係

町防災計画と他計画及びマニュアルとの関係は、次のとおりである。

1 県防災計画との関係

町防災計画は、平成21年台風第9号災害を踏まえ、佐用町の特性に合った修正（追加を含む。）を加えるとともに、県防災計画と共通する部分については、県防災計画を準用する。

2 町総合計画との関係

町総合計画は、町全体の行政施策について総合的に計画されており、地域防災に関する施策については、『災害に強いまちづくりの推進』として位置づけており、町防災計画に町総合計画の防災上の諸施策を組み込む。

3 町水防計画との関係

町水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水等による水災から住民の生命・身体・財産を守り、被害を軽減することを目的とした計画であり、町防災計画と重複する部分がある。しかし、町防災計画が防災に関する総合的な計画であるのに対し、町水防計画はその範囲が水防対策に限定された計画であることから、大規模な災害発生の際にはその対策は町防災計画に統合・包括される。

大規模な災害発生の際には、町防災計画により企画防災課を中心とし、全対策部で災害対応を行い、小規模な災害発生の際には、町水防計画により建設課や農林振興課など、関係部署で災害対応を行う。

4 町業務継続計画（BCP）及び町災害時受援計画との関係

災害発生時に職員及び施設等の被災を想定し、災害時に業務遂行能力が低下した状況下でも必要な人員、資材及び施設等を確保し、災害時の災害応急対策及び優先度の高い通常業務を継続するため、町業務継続計画を作成する。

また、災害時受援体制は、町防災マニュアルに業務内容など記載してあるが、具体的な記載がない町防災マニュアルもある。大規模な災害時に国、県、他市町、自衛隊、NPO法人、ボランティア等の応援・支援を受け入れ、迅速な災害対応を図るため、町災害時受援計画を作成する。なお、町業務継続計画及び町災害時受援計画の概要を町防災計画に記載し、詳細は町災害時受援計画に記載する。

5 町防災マニュアルとの関係

町防災マニュアルから実践的な町防災計画の改定を行っており、町防災マニュアルにより防災対策を行っている。また、町防災マニュアルは、訓練や事後評価などによる変更などにより、その都度見直し、町防災計画に反映する。

6 避難勧告等の判断・伝達マニュアルとの関係

県では平成24年4月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を策定した。それを受け佐用町において平成26年4月から「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の運用を開始した。この「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難勧告等を発令する。

7 各種ガイドライン等との関係

国及び県は、大規模災害に備え、避難所運営や災害時避難行動要支援者支援など、様々なガイドライン等を作成しており、各課でガイドラインを踏まえた町防災マニュアルを作成することとなる。この作成した町防災マニュアルに準じて町防災計画を修正する。

第2款 町防災計画の周知

町及び防災関係機関は、常に防災に関する調査、研究、教育及び訓練を実施して町防災計画の習熟に努めるとともに、その他関係機関、住民及び事業所等に対する計画内容の周知徹底に努める。

第2章 防災ビジョンと基本目標

町防災計画の策定に当たっては、近年の高齢化、情報化等の社会構造の変化に留意しつつ、甚大な被害を受けた平成21年台風第9号災害を決して忘れず、その経験を踏まえ、今後あらゆる災害に対し強固な防災力を維持して高めていくことや災害の教訓を全国に発信すること、また、災害を風化させることなく後世へ継承することをビジョンとする。

第1節 防災ビジョン

第1款 計画の理念

「わたしたちのまちは わたしたちの手でまもる」

平成21年台風第9号災害をはじめとする過去の災害の教訓、台風や豪雨災害による災害を念頭に、「わたしたちのまちは わたしたちの手でまもる」ことを理念とし、みんなの力を結集して、災害にひるまない佐用町を創りあげるため、基本的指針として次の3つを掲げる。

1 まちの「備え」を高める

災害は必ずやってくる、災害は明日にもやってくる、私たちにできる災害への対応には限度があること。

このような現実をみつめ直し、佐用町で発生しうる災害は何か、災害が発生したらどのような事態になりうるか、何ができるのか、どのように行動すべきなのか、そして、どのような備えが必要なのかについて、具体的にイメージする。

2 まちの「減災」をめざす

しっかりとした「備え」を施しても、災害を防ぎ、被害をゼロにすることは困難である。したがって、被害をより小さくする対策として「減災」を考え方の根幹とする。

3 まちの「ちから」を蓄える

大きな災害により、防災関係機関等の対応能力を越えてしまう事態を想定し、災害に対して人に命を預けてしまうのではなく、住民一人ひとり、自治会組織等が身の安全を第一としつつも、積極的に災害に対処することを原則とし、地域の力を蓄えるとともに、関係機関との連携を図っていく。

第2節 基本目標と施策

基本理念を具体化するために必要な防災施策として、大きく次の4項目を掲げ、基本目標を示す。

防災施策と目標	関連項目	
	災害予防計画	災害応急対策計画 災害復旧・復興対策計画
1. 災害応急対策に係る備えの充実 関係機関、住民は、「減災」の視点の下、災害応急対策を有効に展開するために必要な計画、体制、資機材等の備えを充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に関する事前の備え ○ 住民参加による地域防災力・減災力の向上 ○ 減災のための防災基盤の整備 ○ 平成21年台風第9号災害の教訓と継承 ○ 防災組織体制の整備 ○ 防災意識の高揚 ○ 研修・訓練 ○ 相互応援体制の確立 ○ 災害対策拠点の整備・運用 ○ 情報収集・伝達の仕組みの強化 ○ 防災拠点の整備 ○ 防災資機材の整備 	【災害応急対策計画】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速な災害応急活動体制の確立 ○ 円滑な災害応急活動の実施 ○ 組織の設置 ○ 職員の配備 ○ スタッフ管理 ○ 通信機器の確保 ○ 気象予警報等の基準 ○ 情報の収集 ○ 情報の整理・分析 ○ 情報の伝達 ○ 災害報告 ○ 情報共有 ○ 調査及び支援要請

防災施策と目標	関連項目	
	災害予防計画	災害応急対策計画 災害復旧・復興対策計画
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域災害災害救急医療システムの整備 ○ ライフライン関係施設との連絡体制等 ○ 緊急輸送体制の整備 ○ 避難の考え方 ○ 避難所の整備、運営 ○ 備蓄体制等の整備 ○ 被災宅地危険度判定制度の整備 ○ 被災建築物応急危険度判定制度の整備 ○ 家屋被害認定士の育成 ○ 災害時避難行動要支援者支援対策の強化 ○ 災害ボランティア活動の支援体制の整備 ○ 水防対策の充実 ○ 土砂災害対策の充実 ○ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び他市町応援体制と後方支援 ○ 関西広域連合への応援要請 ○ 国土交通省への派遣要請 ○ 自衛隊への派遣要請及び後方支援 ○ 災害ボランティア活動の派遣要請及び受入れ ○ 災害救助法の適用 ○ 避難対策 ○ 災害時避難行動要支援者支援対策 ○ 孤立集落対策 ○ 救助・救急、医療対策 ○ 旅行者、旅客者への対策 ○ 飲料水・食料及び物資の供給 ○ 保健衛生、感染症対策、遺体火葬等 ○ 災害広報 ○ 災害相談 ○ 報道機関への情報提供及び災害広報の要請 ○ ライフライン関係機関との連絡調整（電話・電気等） ○ 水道の確保 ○ 下水道の確保 ○ 車の撤去・確保 ○ 佐用地域における災害時の道路情報伝達・対応連絡会の設置 ○ 交通の確保及び緊急輸送対策 ○ 廃棄物処理対策 ○ し尿処理対策 ○ 児童・生徒の教育対策 ○ 園児の保育対策 ○ 警備体制 ○ 農林関係対策の推進 ○ 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の推進 ○ 愛玩動物の収容対策 ○ 生活支援 【災害復旧計画】 ○ 災害復旧事業 ○ 住宅の復旧 ○ 災害義援金の募集等 【災害復興計画】 ○ 組織の設置 ○ 復興計画の策定
<p>2. まちの防災・減災力の向上</p> <p>住民、自治会、企業等は、「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、意識の啓発、教育・訓練を充実する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民及び町職員への防災・減災に関する普及啓発の推進 ○ 自主防災組織等の育成強化 ○ 消防団の育成強化 ○ 企業等の地域防災活動への参画促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の行動 ○ 自治会及び自主防災組織の活動 ○ 消防団の活動
<p>3. まちの減災基盤の整備</p> <p>「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基盤、施設等の整備 ○ 水害防止施設等の整備 ○ 建築物等の耐震性の確保 ○ 地盤災害の防止施設等の整備 ○ 平成 21 年台風第 9 号災害の教訓と継承 	

第3節 関係機関

町は、災害応急対策を円滑に行うため、関係機関との連携が重要である。関係機関を示すと次のとおりである。

1 兵庫県

知事部局、企業庁、病院局、警察本部、教育委員会

2 指定地方行政機関

近畿財務局神戸財務事務所、神戸地方気象台、国土交通省鳥取河川国道事務所 など

3 自衛隊

陸上自衛隊第3師団、海上自衛隊呉地方隊

4 指定公共機関

日本郵便株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、西日本高速道路株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、日本通運株式会社、関西電力株式会社、KDD I 株式会社、ヤマト運輸株式会社 など

5 指定地方公共機関

神姫バス株式会社、株式会社ウエスト神姫、智頭急行(株)、社団法人兵庫県トラック協会、株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社、社団法人兵庫県医師会、兵庫県プロパンガス協会西播磨支部佐用地区会 など

第4節 住民等の責務

1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責 務
消防団	1 防災知識の普及協力 2 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等の協力
社会福祉協議会	1 災害時避難行動要支援者の救助・救援の協力 2 ボランティアセンターの開設・運営 3 生活福祉資金貸し付けの受付
佐用郡医師会	1 医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の医療救護、検案、防疫、心的外傷後ストレス障害対策の協力
佐用郡歯科医師会	1 歯科医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
佐用郡薬剤師会 (町内の登録薬局)	1 薬剤師との連絡調整 2 災害時の医薬品供給の協力
西播獣医師会 (町内の加入動物病院)	1 獣医師との連絡調整 2 避難者のペット対策の協力
兵庫西農業協同組合	1 被害調査、被災者の救助・救援対策の協力 2 被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1 被災事業者の再建支援
医療施設の管理者	1 防災設備の整備、防災訓練 2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 防災設備の整備、防災訓練 2 災害時避難行動要支援者の救援協力
危険物施設等の管理者	1 防災設備の整備、防災訓練 2 災害時の危険物・施設の安全措置
地下空間等の管理者	1 防災設備の整備、避難計画の策定、防災訓練 2 警報等の収集・伝達、避難誘導
自治会 自主防災組織	1 防災関係機関が実施する防災対策への協力 2 防災資材等の整備 3 防災訓練、自治会・自主防災組織の防災計画の見直し 4 被災者の救出・救援物資の配布等の協力 5 避難の誘導及び被害情報の収集・伝達

2 住民・事業所

住民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

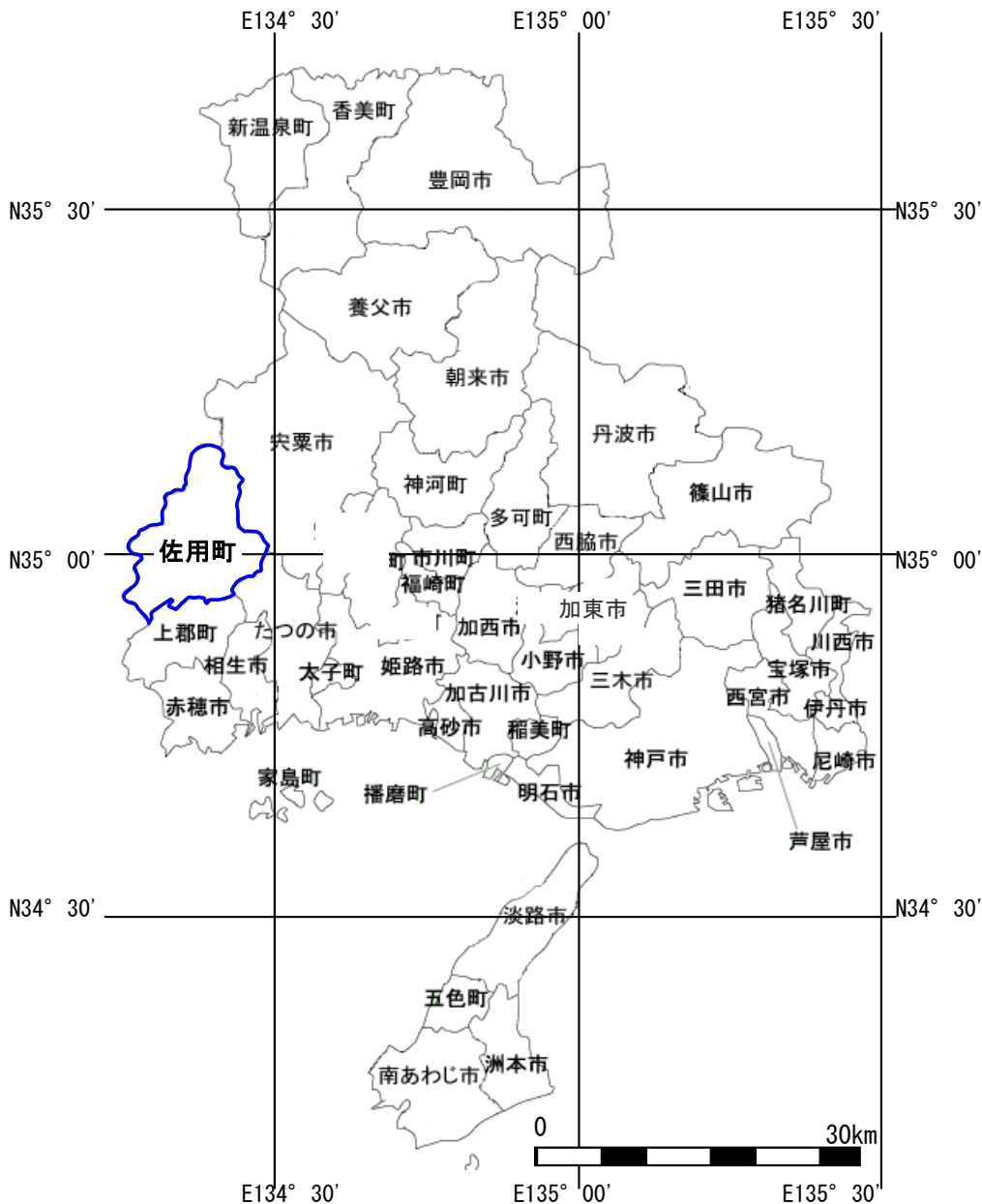
区 分	責 務
住 民	1 飲料水・食料・生活必需品等の3日分以上の備蓄 7日間分推奨 2 防災知識の取得 3 警報等の情報収集及び情報伝達 4 避難及び避難支援 5 住宅の安全措置 6 近隣の自主防災活動 7 救助・救援活動の協力 8 防災訓練や防災研修会への参加 など
事 業 所	1 従業員等の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄 2 防災マニュアルの作成 3 従業員への防災知識の普及 4 事業所の防災訓練及び地域の防災訓練への参加 5 災害時における情報の収集・伝達 6 利用者等の避難誘導 7 自衛水防活動 8 地域の自主防災活動 9 被災者の救助・救援活動の協力

第3章 災害に関する現状と課題

第1節 自然的条件

第1款 地形

佐用町は兵庫県の最西端に位置し、西は岡山県、東は宍粟市、たつの市、南は上郡町と接しており、その面積は 307.44 k m²で兵庫県の約 3.7%を占めている。佐用町から西播磨広域経済圏の中心都市である姫路市へは約 40 k m、また神戸市へは約 80 k mの位置関係にあり、時間的距離も姫路市とはJR姫新線、智頭急行により約1時間となっている。

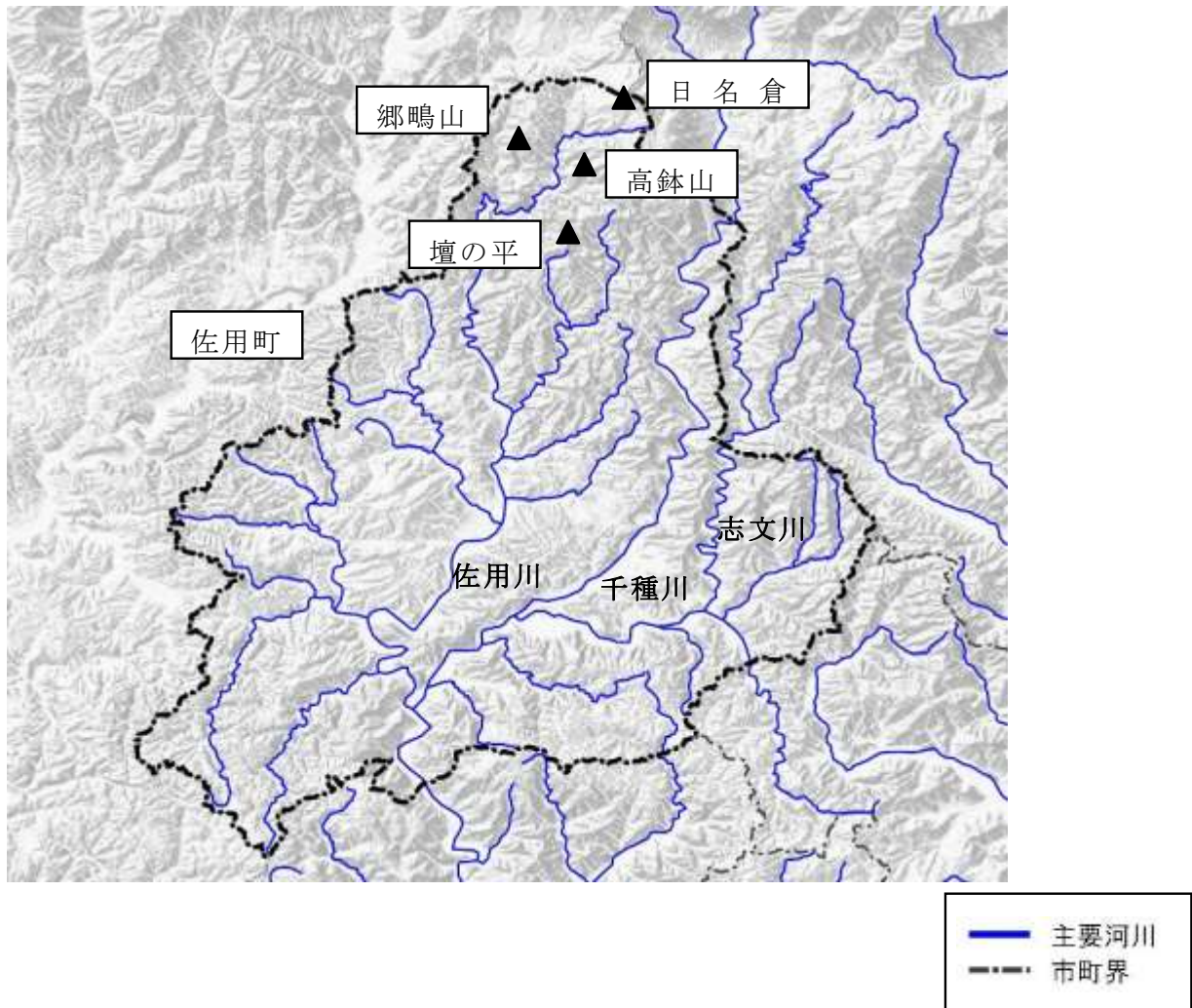


地形は北部には日名倉山（1,047.4m）をはじめ、郷嶋山、高鉢山、壇の平など600m以上の山々がそびえている。日名倉山の南5kmには活断層である山崎断層帯が北西～南東方向に通過し顕著な地形界をなしている。中部には河川の流域に沿って標高200～400mのなだらかな丘陵地がみられ、谷底平野に集落や農地等が立地する。中～南部では河川の蛇行により形成された平地が特徴的で南部は河川沿いに平野が広がる。

河川沿い平野部の標高は千種川（町域）上流（船越）で220～240m、中部（佐用付近）で100～120m、上郡町との境界に近い南部で60m前後である。

水系は、中国山地の東端部に連なる西播磨山地を源として北から南に千種川水系が中央やや東寄りを貫流している。町域の主な河川は、西から東へ、大日山川、佐用川、千種川、志文川などがあり、佐用川は上月で大日山川と合流した後、久崎で千種川に合流する。志文川は中島で千種川に合流する。千種川と佐用川の合流地点での流域面積はそれぞれ約 200 k m²有するが、千種川の町域内の流域面積は約 100 k m²で、町域外の上流流域面積が約 100 k m²ある。

千種川、佐用川の河川沿いにはかつての河川により形成された平坦面があり低位段丘と中位段丘とに区分されている。また、中部から南部にかけての丘陵頂部には礫層（佐用礫層）が分布する平坦面があり高位段丘と呼ばれる。

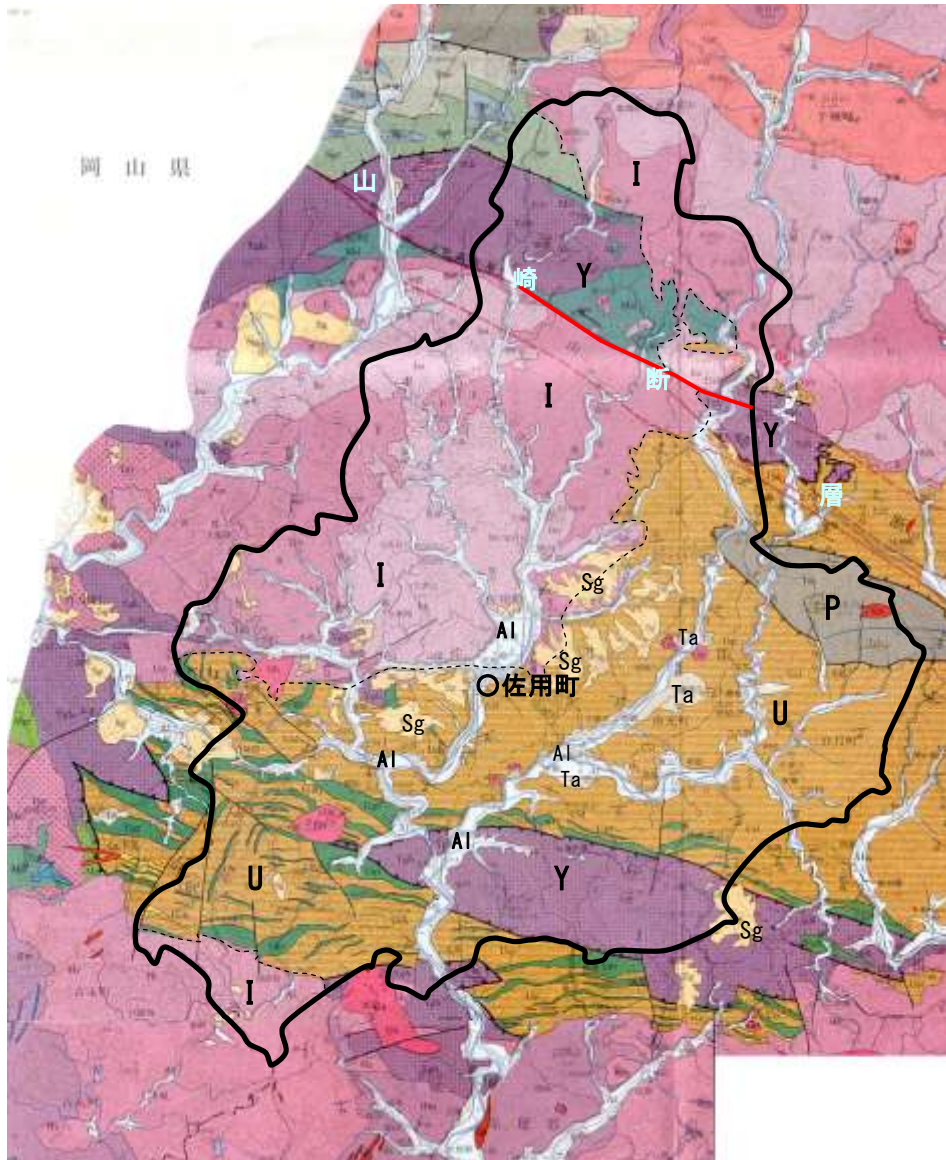


第2款 地質

町域の地質は、山地部に分布する基盤岩類と河川沿いの低地部に分布する未固結被覆層（沖積層、段丘層、佐用礫層）などからなる

1 基盤岩類

基盤岩類は溶結凝灰岩（流紋岩）類、深成岩類（はんれい岩）と固結した堆積岩類（丹波層群、超丹波帯岩類）である。町域の中央部には溶結凝灰岩類が分布し、それを囲むように堆積岩類が分布する形態となっている。

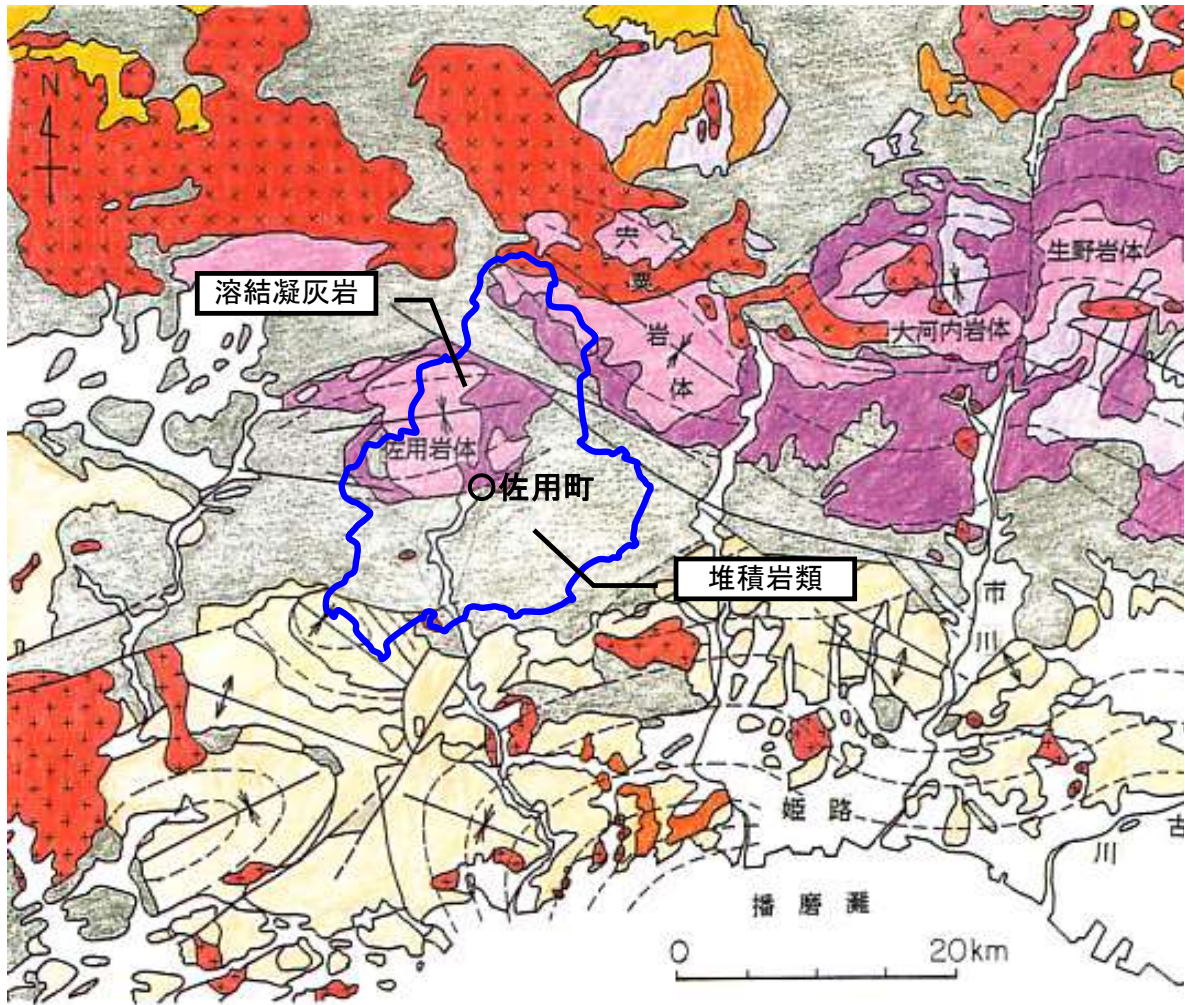


I	溶結凝灰岩類, 安山岩類(生野層群, 相生層群)	Al	沖積層
P	粘板岩、頁岩など(丹波層群)	Ta	段丘層
U	粘板岩、頁岩など(超丹波帯岩類)	Sg	佐用礫層
Y	花崗岩、変はんれい岩(夜久野岩類)		

(1) 溶結凝灰岩類（生野層群、相生層群）

溶結凝灰岩類は、中生代白亜紀（約 1 億年～7,000 万年前）の火山活動による中心噴火型の火山岩類と考えられ、次図に示すように兵庫県下には直径 10 k m 程度の火山帯が 15 k m 間隔でほぼ東西に配列しており、佐用町の岩体もそのひとつである。佐用町域の溶結凝灰岩は町域中央部から北部にかけて広く分布し、岩質は一般に緻密、堅硬で暗灰色を呈し風化すると暗褐色となる。

溶結凝灰岩類の分布域は東播磨地域から西播磨地域にかけて広く、佐用町域の岩体は生野層群、相生層群などと名づけられている。これは岩体の主たる分布域からの命名であり時代的には同じものと考えられている。また、噴火堆積の順で何層かに区分されている。



新第三系・第四系	矢田川層群	天下台山層群
第四紀火山岩類	生野層群上部累層	相生層群
基盤岩類	生野層群中部累層	花崗岩・閃緑岩
	生野層群下部累層	

近畿南西部の広峰層群・相生層群・生野層群の地質図

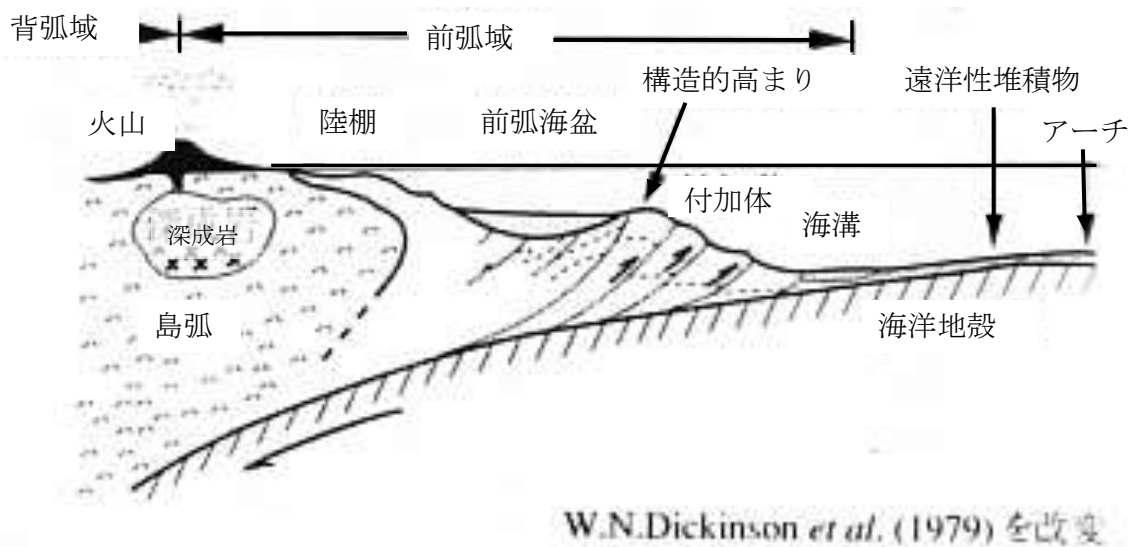
(弘原海 原図)

着色部が生野層群

(2) 堆積岩類（丹波層群、超丹波帯岩類）

堆積岩類（丹波層群、超超丹波帯岩類）はいずれも岩質的には固結した泥岩（頁岩）砂岩にチャート、緑色岩類などをレンズ状、ブロック状にとまなう。新鮮な岩石は堅固であるが場所によっては非常に激しく褶曲し千枚岩状になっていることもある。分布は、丹波層群が町北東部の宍粟市との境界付近にのみ分布し、超丹波帯岩類は佐用町域の南半部に広く分布する。

丹波層群、超丹波帯岩類はかつて『古生層』と呼ばれていたが、現在は太平洋プレートの移動、沈み込みにもなって島弧に付加された地方プレート岩体の集合体と考えられ『付加体』と呼ばれる。古生代の地層が堆積、固化した後、プレート移動によって日本列島に付加された時代は中生代と考えられおり、付加された時代によって、より古い超丹波帯とそれより新しい丹波層群に区分されている。



(3) 深成岩（花崗岩類、変はんれい岩類；夜久野岩類）

深成岩は当地域の地質で最も古い岩類で、福井県若狭湾から岡山県南部まで帯状に分布する夜久野岩類に属する。町域での分布は町北部と南部の2区域にあり、いずれも西南西～東北東の方向に帯状の分布を示す。これらの岩体は超丹波帯形成以前から存在し、断層運動によって超丹波帯岩類に挟み込まれたものと考えられている。

北部の岩体は、一種類の岩石ではなく、花崗岩質のものからはんれい岩質のものまで様々な深成岩類からなり、南部の岩体ははんれい岩起源で熱変性作用を受けた変はんれい岩である。

また、北部のものは帯緑暗灰色～淡緑色で風化すると茶色になる。南部のものは変はんれい岩が多く一般的に中粒で堅硬とされている。

2 未固結被覆層

(1) 沖積層

沖積層は千種川、佐用川とそれらの支流低地に沿って分布する砂礫・シルトおよび泥からなる。町域北半では層厚は一般に薄く2～3m程度、南部ではそれよりも厚く10mないしそれ以上とされている。長尾、徳久一帯は沖積層の発達する平野である。

(2) 段丘層

段丘層は最終氷期後半の旧河床堆積物からなるもので、佐用町では千種川、佐用川流域に見られ、特に、千種川流域に発達する。

主として砂礫からなるが、場所によっては礫、砂、粘土が互層することもある。層厚は10mを越えないとされている。

(3) 佐用礫層

中国山地から西播磨にかけて広がる標高400～500m級の山地内に点在する礫層が佐用礫層である。現在の河床よりも高所に分布することから”山砂利”とも呼ばれる。未固結円礫を主体とする地層で礫には風化の進んだ”クサリ礫”も多い。佐用礫層はその成因、形成年代など不明な点が多い。

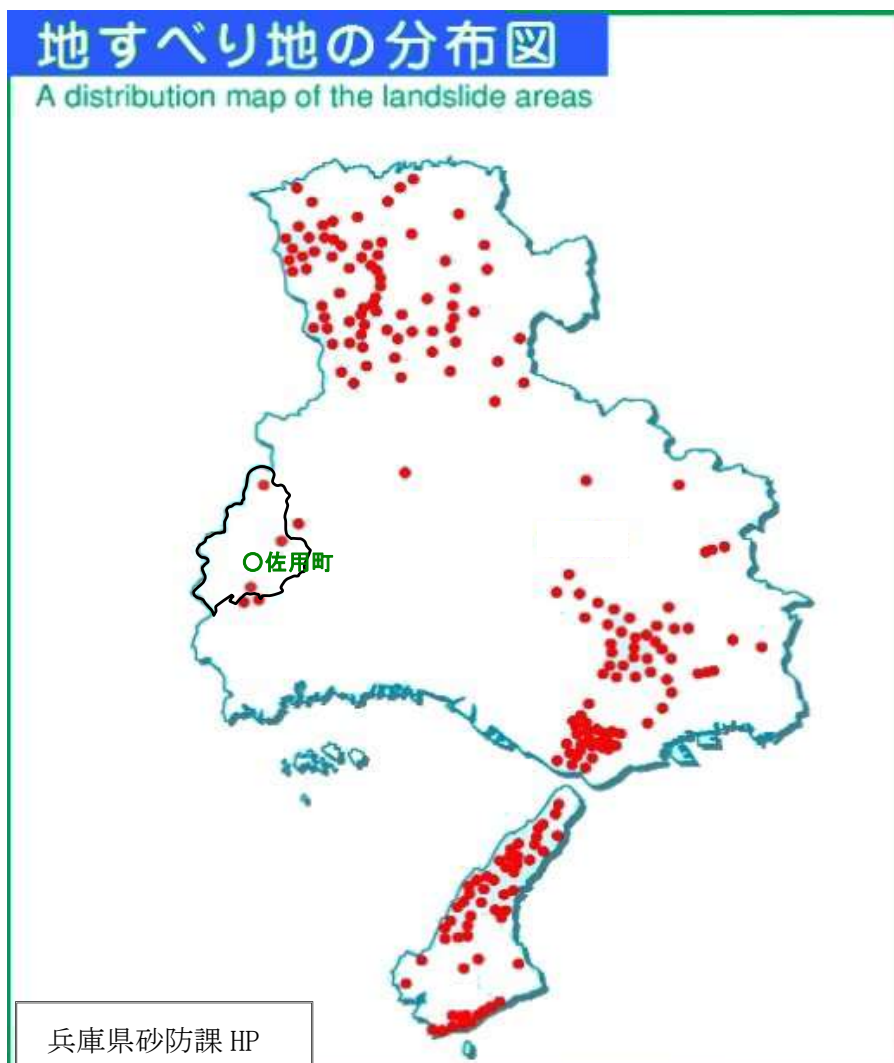
3 地形、地質、地盤に起因する災害

(1) 地すべり

兵庫県の地すべり地は県の北部地域、神戸市北部から淡路島北部にかけての地域、淡路島南端部の地域の三地域に集中しているが、西播磨地域では佐用町とその周辺に地すべり地がある。

丹波帯、超丹波帯など『付加体』である地質は、褶曲運動により泥質岩（頁岩、粘板岩）にせん断面、破碎帯が形成されやすく、風化により表層のクリープが生じやすいので注意を要する。

佐用町では地すべり地は主に付加体の地質区域に位置している。



(2) 斜面災害

佐用町に分布する溶結凝灰岩は、一般的に風化しにくいものの節理が発達した場合はそれに沿う落石や崩壊が生じやすく、場合によっては土石流化することもあるとされている。

節理の発達は断層運動などで岩体が応力を受けた結果であることが多いので、そのような場所では豪雨時の崩壊や土石流に注意を要する。

第3款 気象

1 一般気象

佐用町の気候は、瀬戸内海式気候に属し一年を通して比較的温暖であるが、気温の年較差・日較差が大きい内陸型の特徴を持つ。冬期は朝晩の冷え込みが厳しく気温の日較差も大きく、たびたび濃霧が発生する。対して、夏期は気温・日較差ともに県下の平均的な傾向と一致している。

降水量は7月から9月に年間の4割が集中し、冬期降水量は少ない。北部では積雪が見られる地域もあるが、中部から南では積雪をみることは稀である。

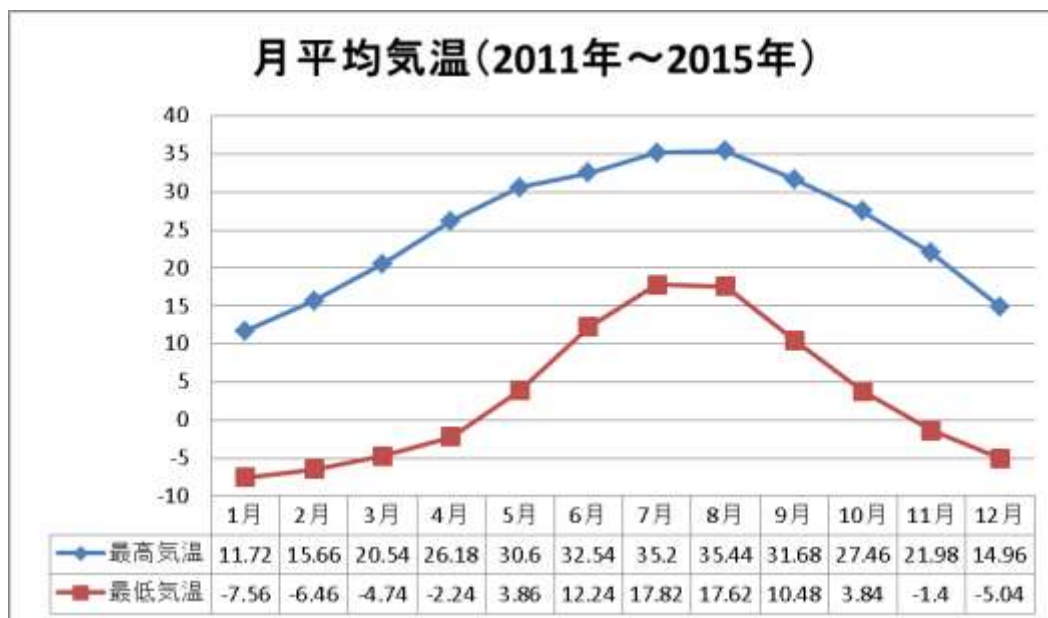
2 気象統計

長期統計による降水量、気温などの傾向をまとめた。佐用町には気象観測所としてアメダス佐用（佐用町円応寺）がおかれているが、アメダス佐用は降水量のみの観測であり、気温、風速などは観測していないので、データが欠ける項は、気象観測装置（佐用町役場屋上）及び西はりま消防組合佐用消防署（平成28年2月末まで）のデータを参考に示した。



(1) 気 温

佐用町の気温として2011年から2015年の5年間（円応寺西はりま消防組合佐用消防署）の気温データを示す。佐用町の最高気温は36.7℃で最低気温は-10.3℃を記録している。年間平均最高気温は35.44℃、年間平均最低気温は-7.56℃である。気温の月較差（最高気温と最低気温の差）を見てみると、気温の較差が最も大きいのは4月；28.42℃（26.18℃～-2.24℃）もっとも小さいのは1月；19.28℃（11.72℃～-7.56℃）である。



(2) 降水量

佐用町の降水量として円応寺（気象庁佐用観測所）の降水量データを示す。佐用町の過去5ヶ年の平均年間総降水量は、1,464.7mmで6月から9月に多く、冬場に少ない。

最も総降水量が多かったのは、2013年9月で403.5mmであった。また11月～2月までの月総降水量は40～80mm程度であった。

また、平成21年8月には414.5mmで日最大326.5mmを記録している。

年間総降水量は2012年1,315mm、2013年1,536.5mm、2014年1,247mm、2015年1,635.5mm、2016年1,589.5mmと推移している。



3 気象極値

アメダス佐用の観測所資料より、観測史上1～10位の値（年間を通じての値）を下表にまとめた。

要素名／順位	佐用観測所(兵庫県)										気象庁統計より	
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	統計期間	
日降水量 (mm)	326.5 (2009/8/9)	187.0 (2004/9/29)	176.0 (1990/9/18)	160.0 (2011/9/3)	126.0 (1999/9/15)	124.0 (1999/6/29)	123.0 (1998/10/17)	118.0 (1995/7/3)	117.0 (1985/6/25)	114.0 (1988/7/23)	1976年12月から 2017年8月まで	
日最大10分間降水量 (mm)	18.5 (2017/7/29)	18.0 (2017/7/25)	17.0 (2015/9/1)	17.0 (2009/8/9)	16.0 (2017/7/7)	15.5 (2009/7/26)	15.0 (2013/8/23)	15.0 (2012/7/6)	14.5 (2013/8/4)	14.5 (2010/9/4)	2009年2月から 2017年8月まで	
日最大1時間降水量 (mm)	89.0 (2009/8/9)	57.0 (1999/9/15)	55.0 (2004/8/10)	53.0 (1990/8/17)	50.0 (1978/9/15)	49.0 (2004/9/29)	49.0 (2004/8/8)	44.0 (2010/9/4)	43.0 (1999/6/29)	41.5 (2017/7/25)	1976年12月から 2017年8月まで	
月降水量の多い方から (mm)	467.0 (2011/9)	444.0 (1997/7)	414.5 (2009/8)	405.0 (2004/8)	403.5 (2013/9)	384.0 (1993/7)	374.0 (1985/6)	370.0 (1990/9)	368.0 (1995/7)	365.0 (2014/8)	1976年12月から 2017年7月まで	
月降水量の少ない方から (mm)	5.0 (1998/11)	8.0 (1988/12)	9.0 (1977/2)	10.0 (1986/1)	10.0 (1985/1)	11.0 (2004/1)	11.0 (1988/12)	11.0 (1977/1)	12.0 (1999/12)	14.0 (1989/12)	1976年12月から 2017年7月まで	
年降水量の多い方から (mm)	1,936.0 (2004)	1,846.0 (1993)	1,830.0 (1990)	1,635.5 (2015)	1,622.0 (2009)	1,618.0 (1998)	1,589.5 (2016)	1,546.0 (2006)	1,536.5 (2013)	1,525.0 (1997)	1976年から 2016年まで	
年降水量の少ない方から (mm)	870.0 (1994)	893.0 (2005)	928.0 (1978)	939.0 (2002)	1,142.0 (2008)	1,142.0 (2000)	1,170.0 (1996)	1,178.0 (2007)	1,224.0 (1977)	1,229.0 (1991)	1976年から 2016年まで	

※佐用観測所は1回統計が切断されていますので直近の期間で抽出しています。

第2節 社会的条件

第1款 人口・世帯

佐用町の総人口は平成27年時点で17,510人世帯数は6,301世帯（国勢調査）で、平成22年度調査時から1,755人193世帯減少となり、減少傾向は続いている。1世帯あたり人口は2.8人で人口密度57.0人/km²である。

年代別人口は、平成27年現在、年少人口（15歳未満）1,787人（10.2%）、生産年齢人口（15歳以上、65歳未満）9,026人（51.6%）、高齢人口（65歳以上）6,695人（38.2%）となっており、兵庫県全体平均に比べ高齢人口が多い。

なお、住民基本台帳による佐用町の人口は平成29年3月末現在17,522人、6,899世帯（外国人含む）となっている。

第2款 土地利用

佐用町は、千種川、佐用川など河川沿いに谷底平野が平坦地を形成するほかは山地が広い割合を占めている。

町域全面積307.44km²に対して、可住地面積率19.0%、林野（可住地以外）78.7%の割合となっている。耕地は、可住地の35%（全町面積の約7%）を占め、耕地の69%が水田である。林野は、公益的利用面積が約42%を占め、そのなかで保安林は78%、砂防指定地1.4%、自然公園16.7%などとなっている。

第3款 交通

1 一般道

佐用町の道路網は、町中央を東西に通過する国道179号を東西軸に、千種川～佐用川沿いに北上する国道373号が南北軸の幹線となっている。国道179号はかつての出雲街道を、国道373号は因幡街道を辿っており、その交差点に佐用町の中心部が位置する。

国道179号は、佐用町内では、志文川、佐用川、大日山川などに沿って通過しており、JR姫新線ともほぼ併走している。

国道373号は、智頭急行線ともほぼ併走している。

2 高速自動車道

名 称	特 徴 ・ 状 況
中国自動車道	佐用町のほぼ中央を東西に横断する形で中国自動車道が走っている。中国自動車道の最寄のインターチェンジは佐用インターチェンジ（佐用IC）で、町中央（町役場）から3kmの至便な位置にある。
播磨自動車道	播磨自動車道は、兵庫県たつの市から宍粟市へ至る高速道路（高速自動車国道）で播磨道と略される。相生市内で山陽自動車道から分岐し、たつの市新宮町光都地区の播磨科学公園都市までの1区間（12.8km）が完成し、中国自動車道までの延伸が予定されている。
鳥取自動車道 （中国横断自動車道姫路鳥取線）	鳥取自動車道は、兵庫県佐用郡佐用町から岡山県を經由して鳥取県鳥取市へ至る高速道路で中国自動車道の佐用ジャンクションからつながっており、最寄りのインターチェンジは佐用平福インターチェンジである。

3 鉄 道

佐用町を通る鉄道線は、JR姫新線と智頭急行株式会社智頭急行線とがある。

名 称	特 徴 ・ 状 況
J R 姫新線	姫路駅から津山駅を経て岡山県新見市の新見駅に至る J R 西日本の鉄道路線で、路線距離 158.1km、全線非電化単線である。佐用町内では国道 179 号とほぼ併走している。佐用町内の駅は、東から西へ向かって三日月駅、播磨徳久駅、佐用駅、上月駅がある。
智頭急行智頭線	平成 6 年（1994 年）12 月に開通した智頭線は、兵庫県赤穂郡上郡町の J R 上郡駅から鳥取県八頭郡智頭町の J R 因美線智頭駅に至る路線距離 56.11km の全線非電化単線の鉄道路線である。J R 佐用駅で J R 姫新線に接続する。佐用町内の駅は、南から北へ向かって久崎駅、佐用駅、平福駅、石井駅がある。

第 3 節 災害履歴

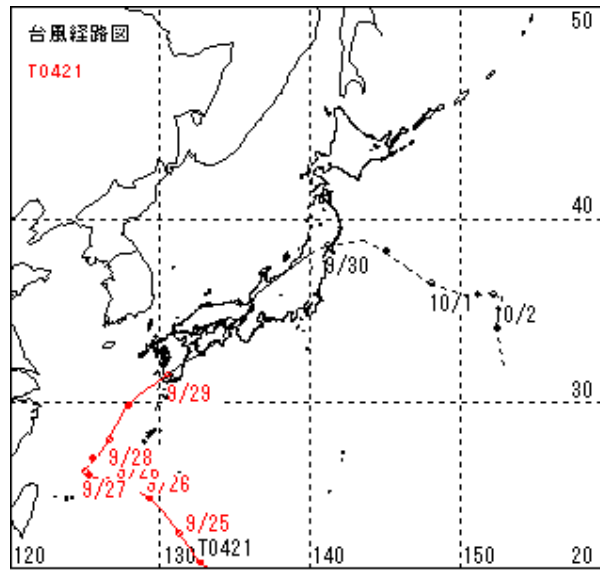
第 1 款 平成 16 年台風第 21 号による災害

1 平成 16 年台風第 21 号の概要

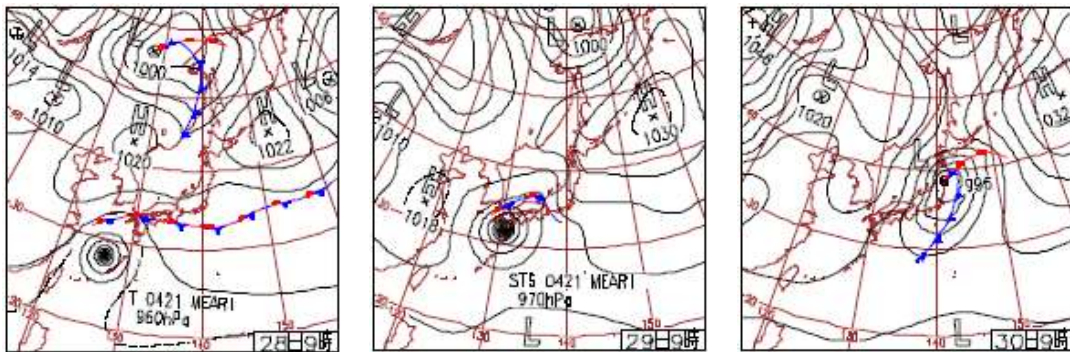
平成 16 年台風第 21 号（以下、台風 21 号と表示）は、9 月 21 日 3 時にグアム島の西南西海上で発生した台風 21 号は、発達しながら北西に進み、26 日に強い勢力で沖縄本島と宮古島の間を通過した。27 日に東シナ海でほとんど停滞した台風は、その後進路を北東に変えて進み、29 日 8 時半頃、暴風域を伴って鹿児島県串木野市付近に上陸した。15 時過ぎ、高知県宿毛市付近に再上陸した後、20 時半頃、大阪市付近に再上陸し、北陸地方を通過して、30 日 9 時に東北地方で温帯低気圧となった。

29 日 7 時 50 分までの 1 時間に尾鷲（三重県尾鷲市）で 133mm、9 時 40 分までの 1 時間に宮川（三重県宮川村）で 139mm の猛烈な雨を観測するなどし、台風と前線の影響による期間降水量は、尾鷲で 900mm を超えたほか、四国地方や近畿地方で 400mm、東北北部で 250mm を超えた所があった。この台風の影響により、三重県宮川村で大規模な土砂災害が発生した。また、愛媛県新居浜市と四国中央市を結ぶ高速道路、国道が多数の土砂崩れにより分断される被害が発生した。

■ 台風経路図



■ 天気図

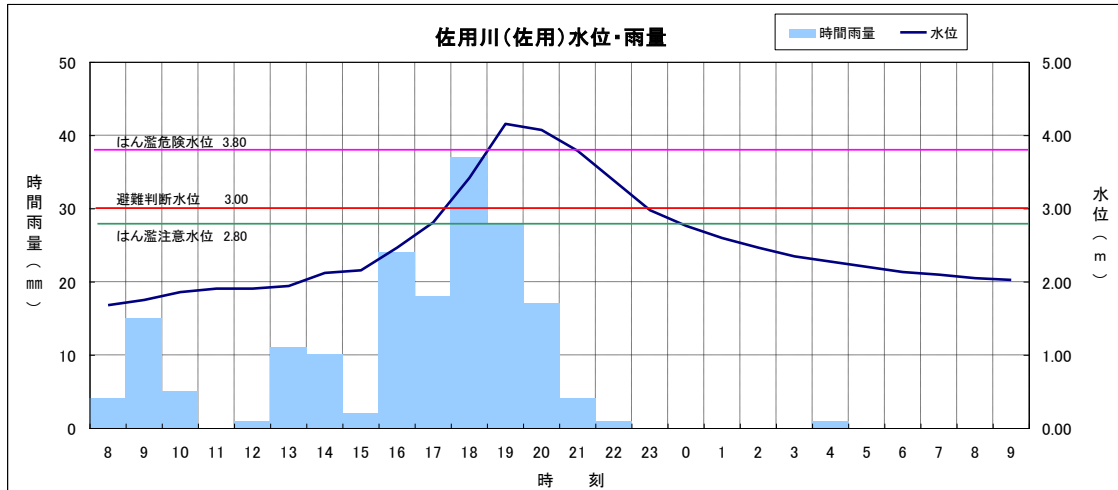


2 佐用川の水位及び雨量

(1) 佐用川（佐用）地点の水位及び雨量

時間	水位(m)	雨量(mm)	時間	水位(m)	雨量(mm)
9/29 8:00	1.68	4	21:00	3.79	4
9:00	1.75	15	22:00	3.38	1
10:00	1.86	5	23:00	2.98	0
11:00	1.90	0	24:00	2.76	0
12:00	1.90	1	9/30 1:00	2.59	0
13:00	1.94	11	2:00	2.47	0
14:00	2.12	10	3:00	2.35	0
15:00	2.16	2	4:00	2.27	1
16:00	2.47	24	5:00	2.20	0
17:00	2.81	18	6:00	2.13	0
18:00	3.42	37	7:00	2.09	0
19:00	4.15	28	8:00	2.05	0
20:00	4.07	17	9:00	2.02	0

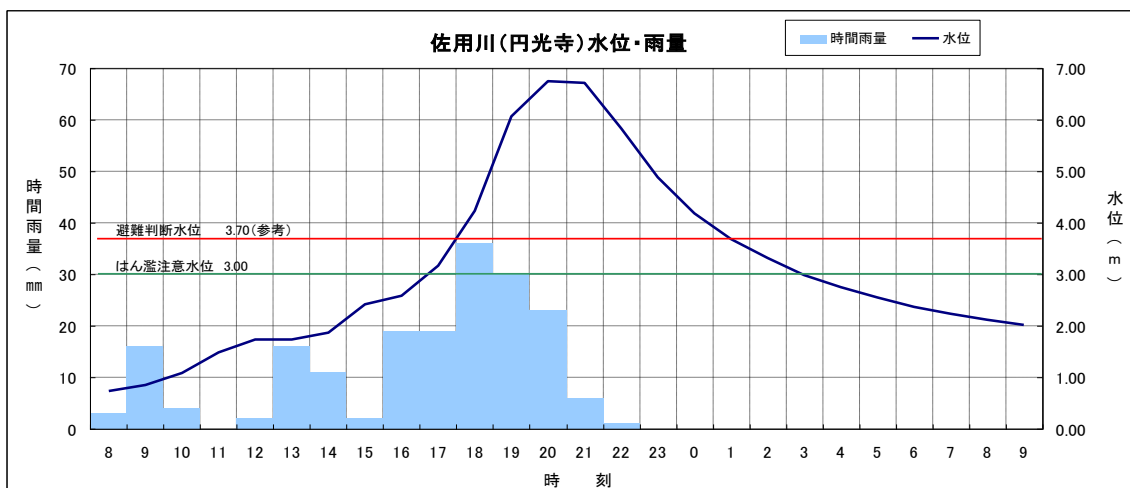
■ 水位・雨量グラフ



(2) 佐用川(円光寺)地点の水位及び雨量

時間	水位(m)	雨量(mm)	時間	水位(m)	雨量(mm)
9/29 8:00	0.74	3	21:00	6.72	6
9:00	0.85	16	22:00	5.84	1
10:00	1.08	4	23:00	4.88	0
11:00	1.48	0	24:00	4.18	0
12:00	1.73	2	9/30 1:00	3.69	0
13:00	1.73	16	2:00	3.31	0
14:00	1.87	11	3:00	2.99	0
15:00	2.42	2	4:00	2.75	0
16:00	2.58	19	5:00	2.55	0
17:00	3.16	19	6:00	2.37	0
18:00	4.23	36	7:00	2.23	0
19:00	6.07	30	8:00	2.11	0
20:00	6.75	23	9:00	2.01	0

■ 水位・雨量グラフ



3 避難勧告

佐用町旧4町のうち、旧南光町では、29日18時に安川、米田、中島、船越地区の13世帯に対して避難勧告を発令、旧佐用町では29日18時45分に中町、栄町、川原町、駅前地区490世帯に対して避難勧告を発令した。

4 被害状況

名称	人的被害				住家被害						非住家被害	
	死者 (人)	行方不明者 (人)	負傷者 (人)		全壊 棟	大規模 半壊 棟	半壊 棟	一部 損壊 棟	床上 浸水 棟	床下 浸水 棟	公共 建物 棟	その 他 棟
			重傷	軽傷								
旧佐用町				1				49	70	240		
旧上月町					1	4	179		48	124	4	75
旧南光町									8	44		
旧三日月町									4	29		
計				1	1	4	179	49	130	437	4	75

5 災害救助法の適用

適用市町名	人口	適用基準 (施行令第1条第1項第1号関係)	床上浸水世帯数 (平成16年10月1日現在)	換算世帯数
上月町	5,679人	滅失40世帯以上	221世帯	73.7世帯

※ 滅失世帯数は、床上浸水については、3世帯をもって滅失した一つの世帯とする。

6 最大流域平均雨量

年月日	流域	最大24時間 雨量 (mm)	最大5時間 雨量 (mm)	最大1時間 雨量 (mm)
H16. 9. 29	千種川全域	206.0	122.9	32.4
	千種川下流域	232.8	130.0	29.8
	千種川上流域	189.0	121.3	37.5
	佐用川流域	186.4	122.6	35.0

7 被害写真



第2款 平成16年台風第23号による災害

1 平成16年台風第23号の概要

平成16年台風第23号（以下、台風23号と表示）は、10月20日から21日にかけて日本列島に上陸し大きな被害をもたらした。台風23号災害は、11月26日に新潟県中越地震とともに激甚災害に指定することが閣議決定され、12月1日より施行された。

この台風の特徴として、一般の台風より強風域が大きかったことが挙げられる。平成16年10月13日9時にマリアナ諸島近海で発生した台風第23号は、大型で強い勢力となって沖縄本島から奄美諸島沿い、高知県上陸を経て、20日18時前、大阪府泉佐野市付近に再上陸し、近畿地方、東海地方に進み、21日9時に関東の東海上で温帯性低気圧となった。この台風や前線の影響で、広い範囲で大雨となったほか、各地で強い風が吹いた。総降水量は、四国地方や大分県で500mmを超えたほか、近畿地方や東海、甲信地方で300mmを超え、広い範囲で大雨となった。特に、台風が西日本に上陸した20日は、九州地方から関東にかけての多くの地点で、これまでの日降水量の記録を上回る大雨となった。台風の接近、上陸に伴い、南西諸島から東日本にかけて広い範囲で暴風、高波となった。瞬間最大風速は雲仙岳63.7m/秒をはじめ各地で40m/秒以上を記録し、近畿でも神戸41.5m/秒、姫路39.6m/秒などとなっている。最大風速は姫路で22.9m/秒であった。台風23号により各地で河川が氾濫し、兵庫県下では円山川、加古川が計画高水位（氾濫危険水位）を越え浸水害が発生した。また、西日本を中心に土砂災害が発生した。人的被害は、兵庫県、京都府、香川県を中心に、全国で死者・行方不明者が100人近くに達する甚大な被害となった。

2 兵庫県、佐用町での降雨・水位状況

(1) 兵庫県の降雨状況

台風23号による降雨は淡路地域と但馬地域に著しかった。淡路地域では、淡路市と南あわじ市でそれぞれ日雨量が300mmを越え、洲本（旧測候所）では総雨量372.0mm、日雨量309.0mm、時間雨量71.5mmの非常に激しい雨を記録した。但馬地域では広い範囲で日雨量250mmを越え県豊岡土木事務所では261mm（10月20日）を記録した。播磨地域の日雨量（10月20日）は100～150mmである。

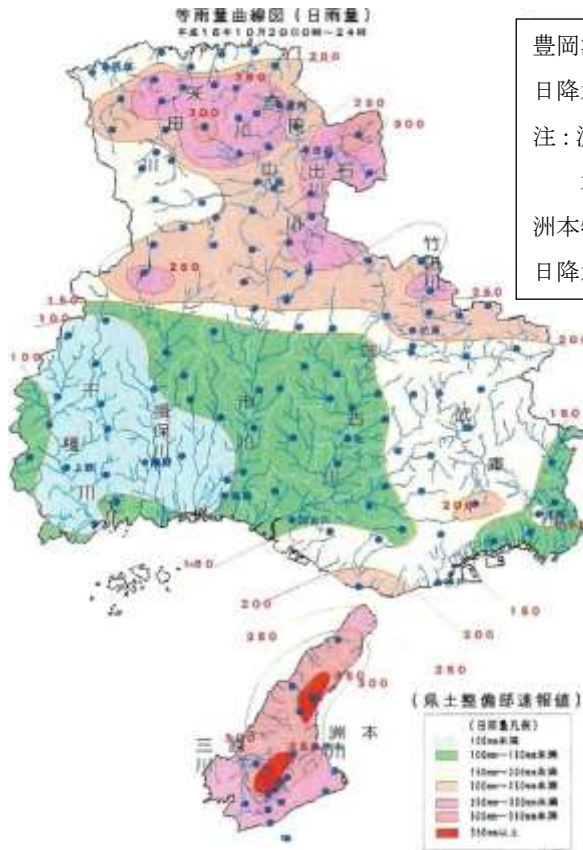
(2) 佐用町の降雨状況

アメダス佐用は94mm（19日55mm、20日94mm）であったが、アメダス一宮では日雨量160mmを記録した。佐用町と近傍のアメダス記録によれば10月19日から20日にかけての記録は、佐用：雨量149mm（19日55mm、20日94mm）、今岡：雨量151mm（19日54mm、20日97mm）、最大風速5m/s、上郡：雨量162mm（19日67mm、20日95mm）、最大風速13m/s、一宮（宍粟市一宮町）：雨量215mm（19日55mm、20日160mm）、最大風速6m/sとなっている。雨は19日と20日の2波にわたって襲い、19日の雨は西播磨一帯で55mm前後であったが、20日の雨は場所による差が大きい。台風通過で風雨は速やかに収まった。19日から20日の累積雨量は150mm、最大時間雨量36mm（20日14時、15時）、3時間雨量最大値36mm（20日13時～16時の3時間）であった。

(3) 警報、警戒態勢

佐用町旧4町のうち、旧佐用町、旧南光町では災害対策本部が設置された。旧佐用町は10月20日7時に災害警戒本部を設置、15時には災害対策本部に移行した。旧佐用町の災害対策本部は10月22日17時15分をもって廃止した。旧南光町では10月20日11時30分に災害対策本部を設置、20日23時30分をもって廃止した。

佐用町旧4町では避難勧告の発令はなかった。



豊岡測候所
 日降水量 261mm (2004/10/20)
 注: 測候所が水没し観測記録が欠測したため、県豊岡土
 本事務所の観測記録を流用
 洲本特別地域気象観測所 (旧洲本測候所)
 日降水量 309mm (2004/10/20)

3 被害状況 (1) 佐用町の被害状況

名称	人的被害				住家被害						非住家被害	
	死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者 (人)		全壊 棟	大規模 半壊 棟	半壊 棟	一部 損壊 棟	床上 浸水 棟	床下 浸水 棟	公共 建物 棟	その他 棟
			重傷	軽傷								
旧佐用町				1	1		2	4	4	1		
旧上月町										1		
旧南光町								2				
旧三日月町												
計				1	1		2	6	4	2		

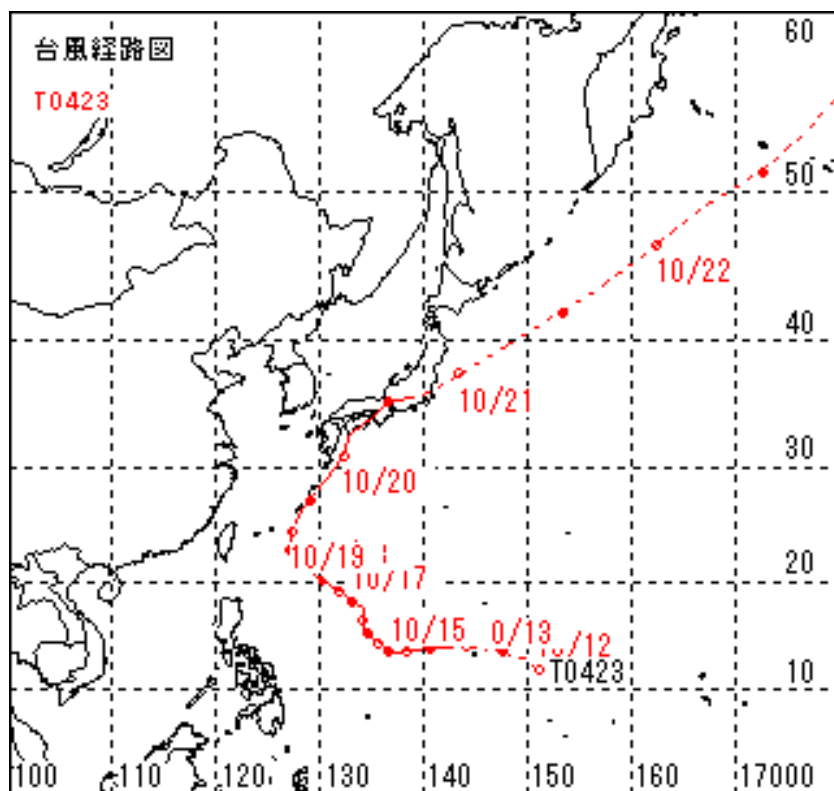
(2) 兵庫県内の被害状況

県民局名	市町名	人的被害				住家被害					
		死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者 (人)		全壊 (棟)	大規模 半壊 (棟)	半壊 (棟)	一部 損壊 (棟)	床上 浸水 (棟)	床下 浸水 (棟)
				重傷	軽傷						
神戸	神戸市				16	4		12	31	9	28
阪神南	尼崎市								34	0	
	西宮市						6	67	15	3	1
	芦屋市									0	
阪神北	伊丹市								6	0	16
	宝塚市			1		1		18	51	1	7
	川西市				1				34	5	13
	三田市				3				96	1	25
	猪名川町								40	3	22

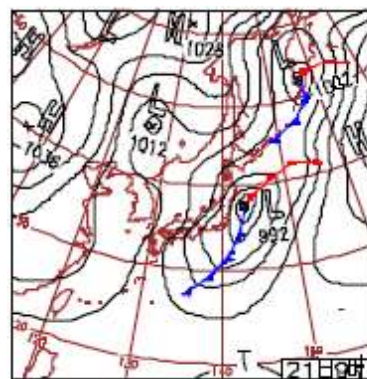
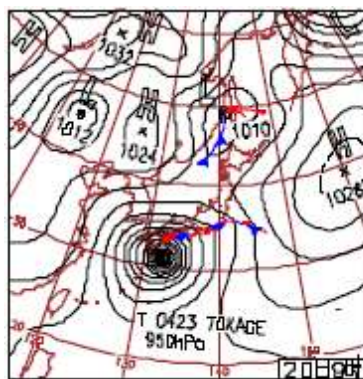
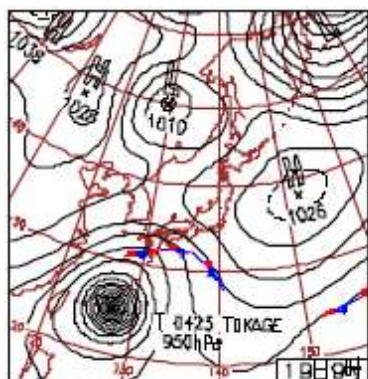
県民局名	市町名	人的被害				住家被害					
		死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者(人)		全壊 (棟)	大規模 半壊 (棟)	半壊 (棟)	一部 損壊 (棟)	床上 浸水 (棟)	床下 浸水 (棟)
				重傷	軽傷						
東播磨	明石市				1			1	4	8	79
	加古川市				1			10	20	35	186
	高砂市								51	0	69
	稲美町									1	19
	播磨町								2	7	36
北播磨	西脇市	1	0	0	3	0	106	838	0	126	317
	三木市				3		4	39	27	4	49
	小野市			1	1			53	2	34	181
	加西市									0	24
	吉川町	1					2	10	4	6	45
	社 町									13	50
	滝野町							2		42	53
	東条町			1	1					0	11
	中 町				2				3	0	14
	加美町								6	0	3
	八千代町			1						0	8
中播磨	姫路市	1			1			3	118	12	167
	家島町							1	46	3	44
	夢前町								3	0	4
	神崎町								3	0	
	市川町				1			2		0	2
	福崎町									0	1
	香寺町									0	4
	大河内町								50	0	2
西播磨	相生市				1					1	2
	赤穂市									0	1
	宍粟市	1	0	0	4	1	0	8	47	0	11
	たつの市	0	0	0	1	0	0	1	36	0	7
	太子町									0	
	上郡町								1	0	2
	佐用町	0	0	0	1	1	0	2	6	4	2
安富町								4	0		
但馬	豊岡市	7	0	23	28	333	1,082	2,651	292	545	3,326
	養父市				3	2	11	112	110	45	322
	朝来市	1	0	0	1	8	1	5	137	14	113
	香美町	1	0	0	1	0	0	0	0	12	70
	新温泉町	0	0	0	0	0	0	2	3	6	44

県市局名	市町名	人的被害				住家被害					
		死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者 (人)		全壊 (棟)	大規模 半壊 (棟)	半壊 (棟)	一部 損壊 (棟)	床上 浸水 (棟)	床下 浸水 (棟)
				重傷	軽傷						
丹波	篠山市							1	2	0	97
	丹波市	3	0	1	4	0	10	222	12	49	559
阪神北	伊丹市								6	0	16
淡路	洲本市	5		6	5	405	306	1,238	45	166	1,065
	南あわじ市	1	0	2	1	1	2	87	11	383	1,133
	淡路市	4	0	7	8	26	16	203	110	149	678
	五色町					1	2	6	44	58	146
合計		26	0	43	92	783	1,548	5,594	1,506	1,745	9,058

4 台風経路図



5 天気図



第3款 平成21年台風第9号による災害

1 気象状況

(1) 気象状況

平成21年8月9日午後3時に日本の南海上で熱帯低気圧から台風となった台風第9号により、兵庫県では大気の状態が非常に不安定となり、佐用町佐用では1時間に89.0mm、日降水量は326.5mmを観測し、町の観測史上最大を記録する豪雨となった。

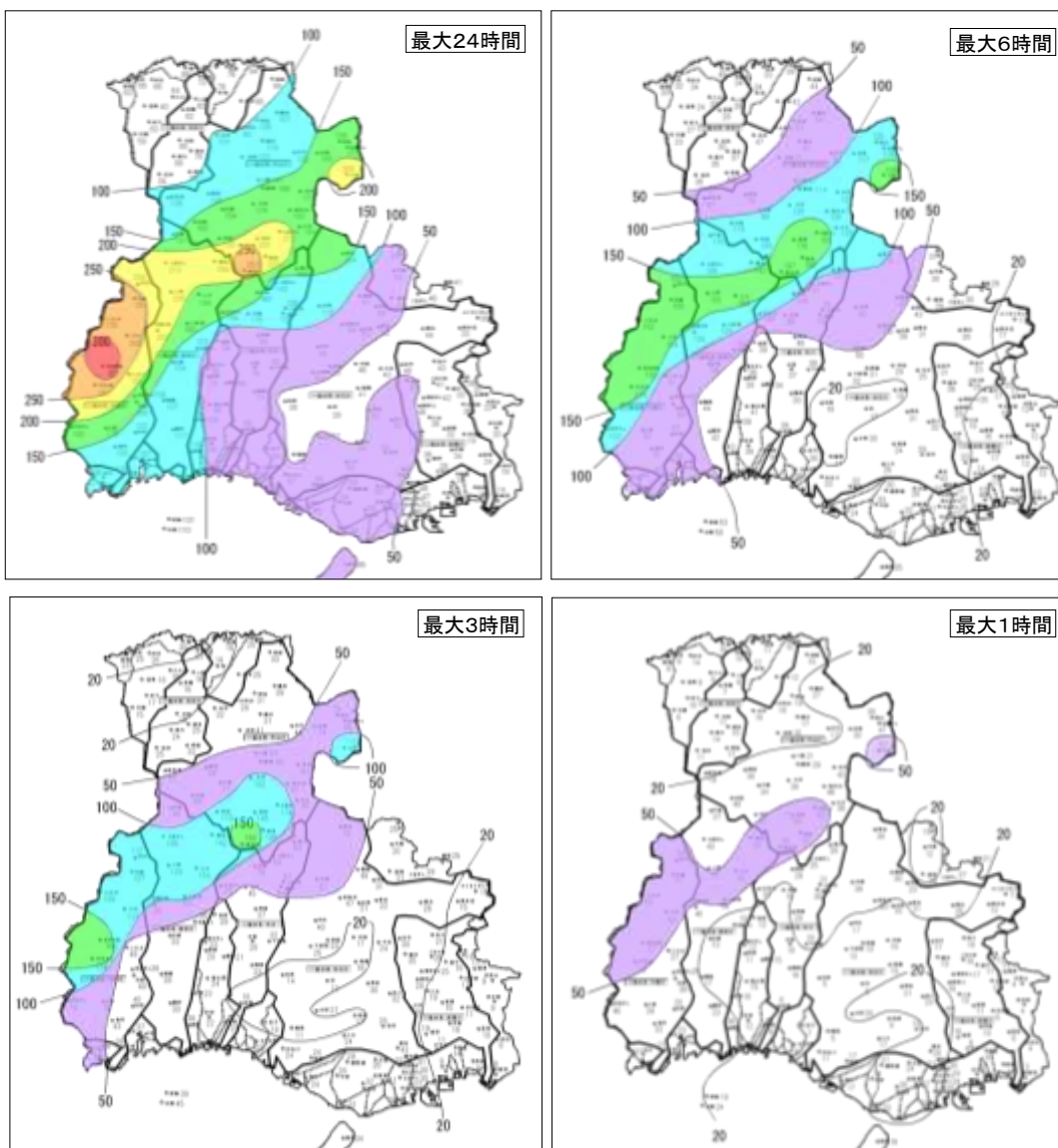
(2) 降雨状況

▼主な地点の降雨量 [上段 () : 最大時間雨量、下段 : 最大24hr雨量] 単位 : mm

観測所名 (河川名)	佐用 (佐用川)	円光寺 (佐用川)	三河 (千種川)
今回雨量	(89.0) 326.5	(70.0) 283	(54.0) 262
既往最大(最大24hr)※	187	210	192

※ H16 台風第21号

▼等雨量線図

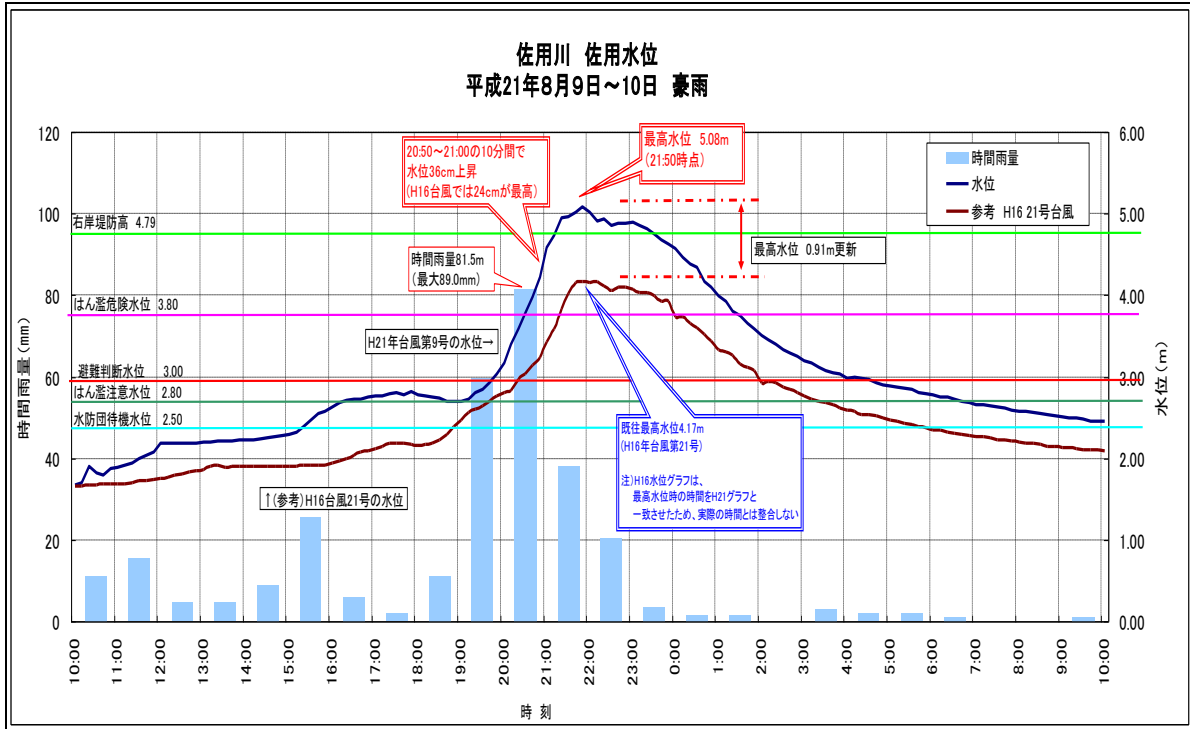


(3) 河川の水位

① 佐用川の水位<佐用町佐用>

佐用川（佐用）の水位は午後3時まで2.2m付近で推移し、午後5時30分に氾濫注意水位（2.80m）に到達したが、雨はその後に小康状態となり、午後5時30分から午後7時の1時間30分の間、水位は低下した。（午後7時の水位は2.70m）。

その後、午後7時から突如雨が激しくなり、時間雨量59.5mmの降雨によって午後7時58分に避難判断水位（3.00m）に到達。その後、時間最大雨量89mmの豪雨により、僅か10分間で水位が36cmも上昇するなど河川水位が急上昇し、午後8時40分に氾濫危険水位（3.80m）を超え、水位が上昇に転じてから約2時間で右岸堤防高に達し、午後9時50分に最高水位5.08mを記録した。

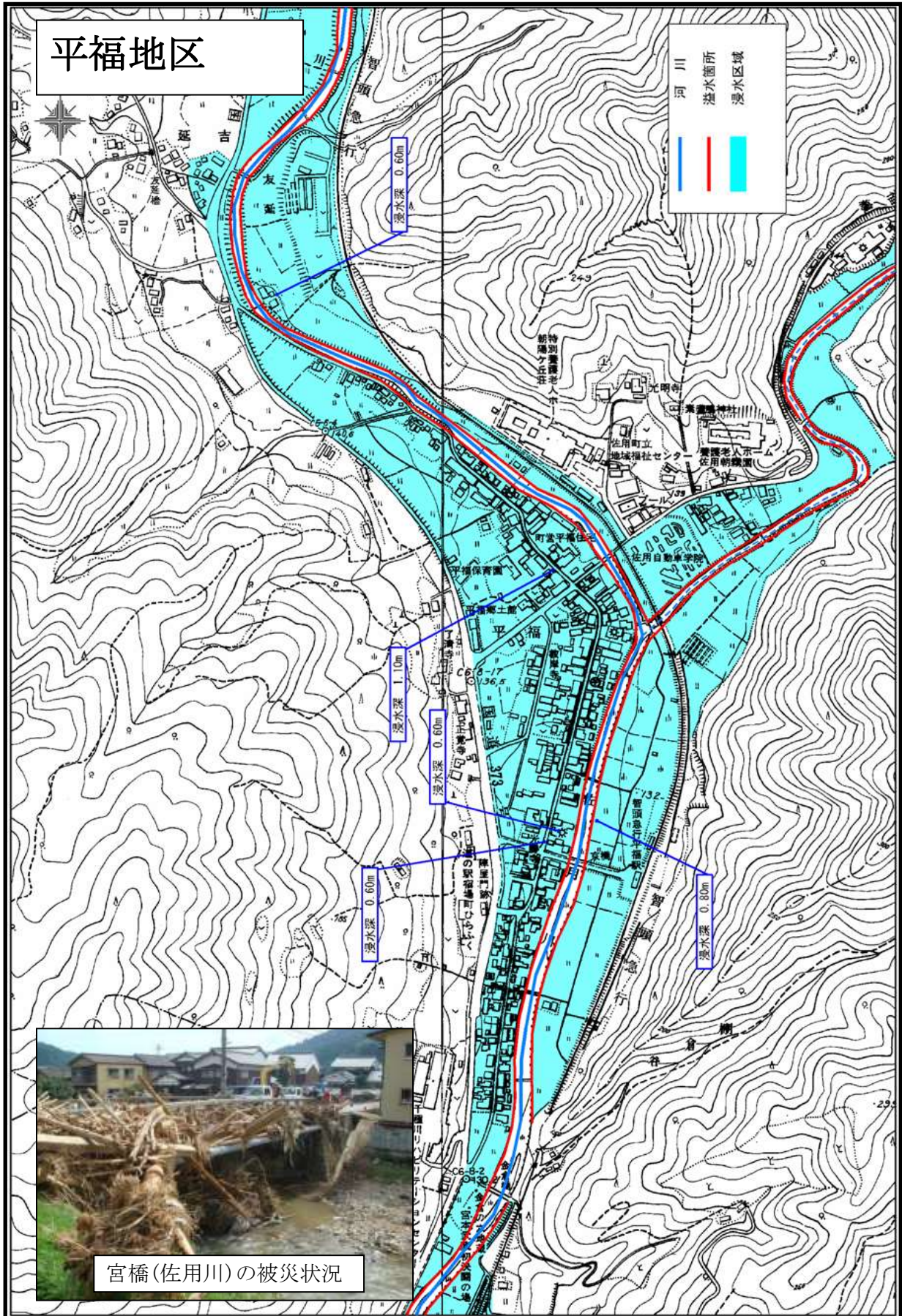


8/9～10の時間雨量、水位の経過データ(観測地点:佐用町佐用)

氾濫危険水位	3.80
避難判断水位	3.00
はん濫注意水位	2.80
水防団待機水位	2.50

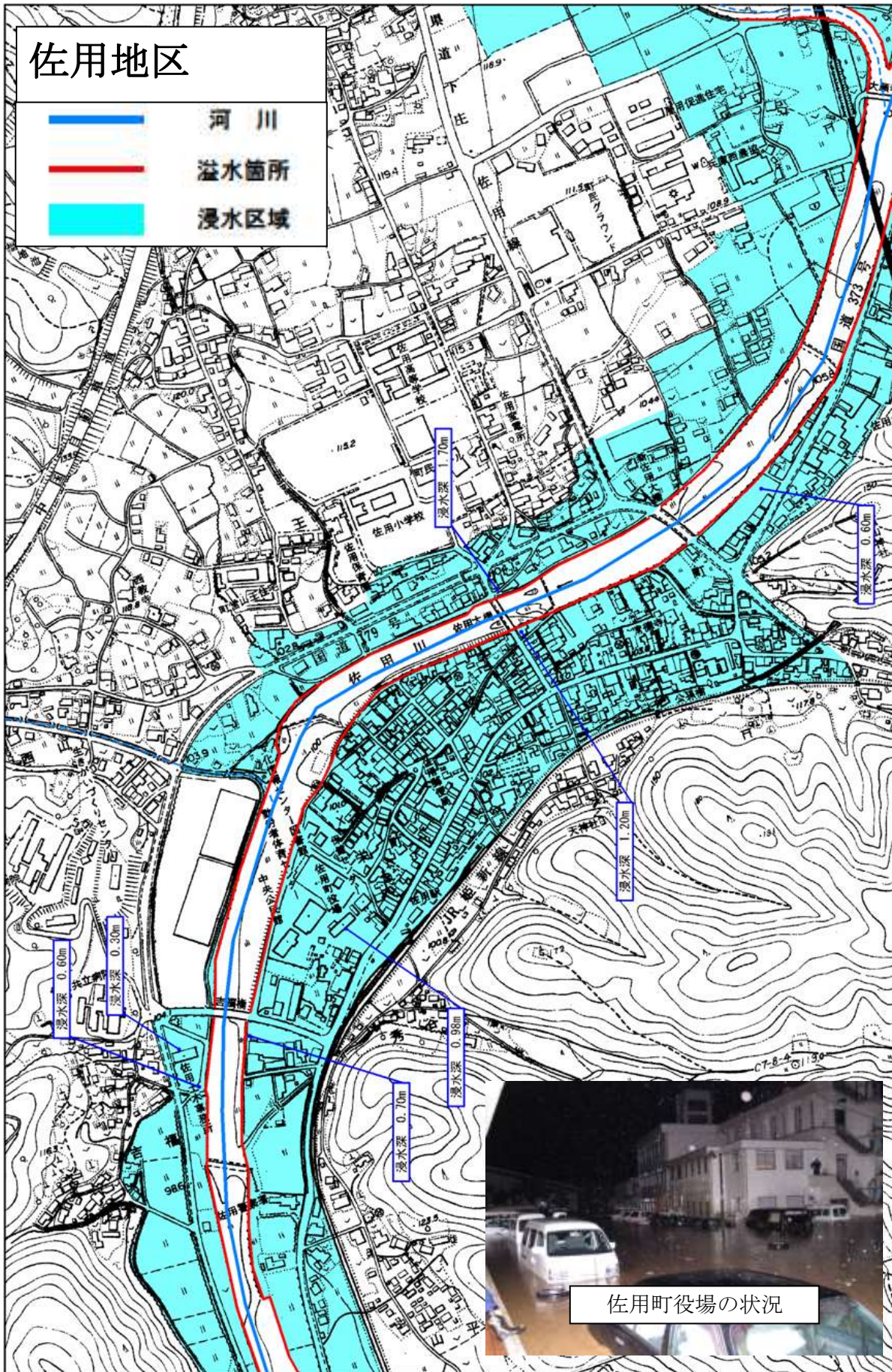
時刻	時間雨量	水位	時刻	時間雨量	水位	時刻	時間雨量	水位	時刻	時間雨量	水位
8月9日			19:10		2.73	8月10日	00:10	4.46	05:10	2.87	
14:10		2.23	19:20		2.80	00:20		4.38	05:20	2.86	
14:20		2.24	19:30	59.5	2.85	00:30		4.34	05:30	2.85	
14:30		2.25	19:40		2.92	00:40	1.5	4.16	05:40	2.80	
14:40	9.0	2.27	19:50		3.04	00:50		4.10	05:50	2.79	
14:50		2.28	20:00		3.17	01:00		3.99	06:00	2.78	
15:00		2.29	20:10		3.40	01:10		3.93	06:10	2.75	
15:10		2.32	20:20	81.5	3.59	01:20		3.80	06:20	2.75	
15:20		2.38	20:30		3.77	01:30	1.5	3.75	06:30	2.72	
15:30	25.5	2.47	20:40	(60分間)	3.98	01:40		3.66	06:40	2.70	
15:40		2.55	20:50	最大89.0)	4.22	01:50		3.58	06:50	2.68	
15:50		2.58	21:00		4.58	02:00		3.51	07:00	2.66	
16:00		2.63	21:10		4.73	02:10		3.45	07:10	2.65	
16:10		2.68	21:20		4.95	02:20		3.40	07:20	2.64	
16:20		2.71	21:30		4.96	02:30	0.0	3.33	07:30	2.63	
16:30		2.72	21:40	38.0	5.01	02:40		3.29	07:40	2.62	
16:40	6.0	2.72	21:50		5.08	02:50		3.25	07:50	2.59	
16:50		2.75	22:00		5.01	03:00		3.20	08:00	2.58	
17:00		2.76	22:10		4.91	03:10		3.17	08:10	2.57	
17:10		2.77	22:20		4.91	03:20	3.0	3.12	08:20	2.56	
17:20		2.79	22:30		4.93	03:30		3.08	08:30	2.55	
17:30	2.0	2.81	22:40		4.85	03:40		3.05	08:40	2.54	
17:40		2.78	22:50		4.88	03:50		3.03	08:50	2.52	
17:50		2.82	23:00		4.90	04:00		2.98	09:00	2.51	
18:00		2.78	23:10		4.85	04:10	2.0	2.99	09:10	2.50	
18:10		2.76	23:20		4.85	04:20		2.98	09:20	2.49	
18:20		2.75	23:30		4.82	04:30		2.96	09:30	2.48	
18:30	11.0	2.74	23:40	3.5	4.74	04:40		2.93	09:40	2.46	
18:40		2.70	23:50		4.68	04:50		2.90	09:50	2.46	
18:50		2.70	24:00		4.62	05:00		2.89	10:00	2.45	
19:00		2.70			4.57						

【台風第9号災害による浸水実績図】

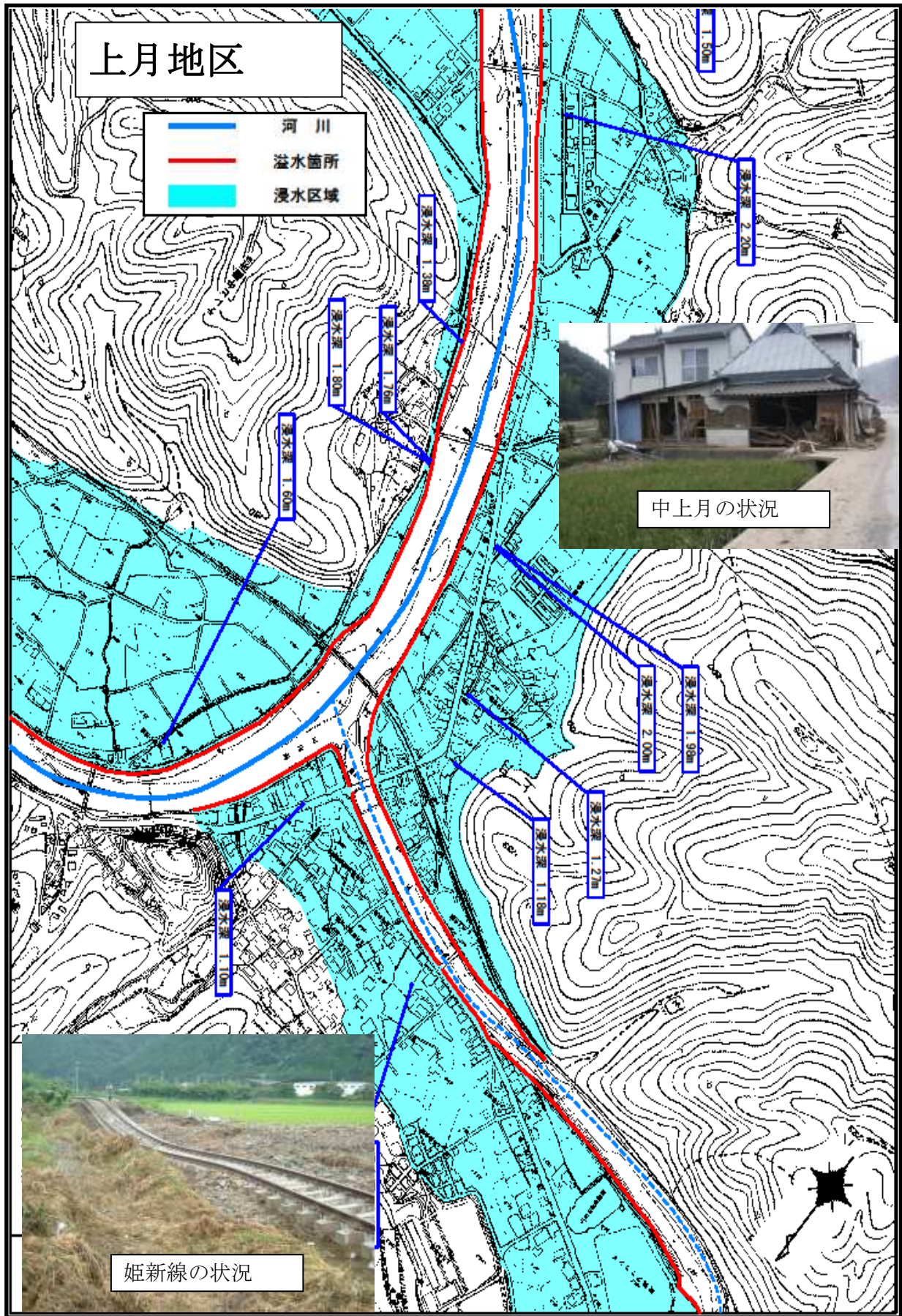


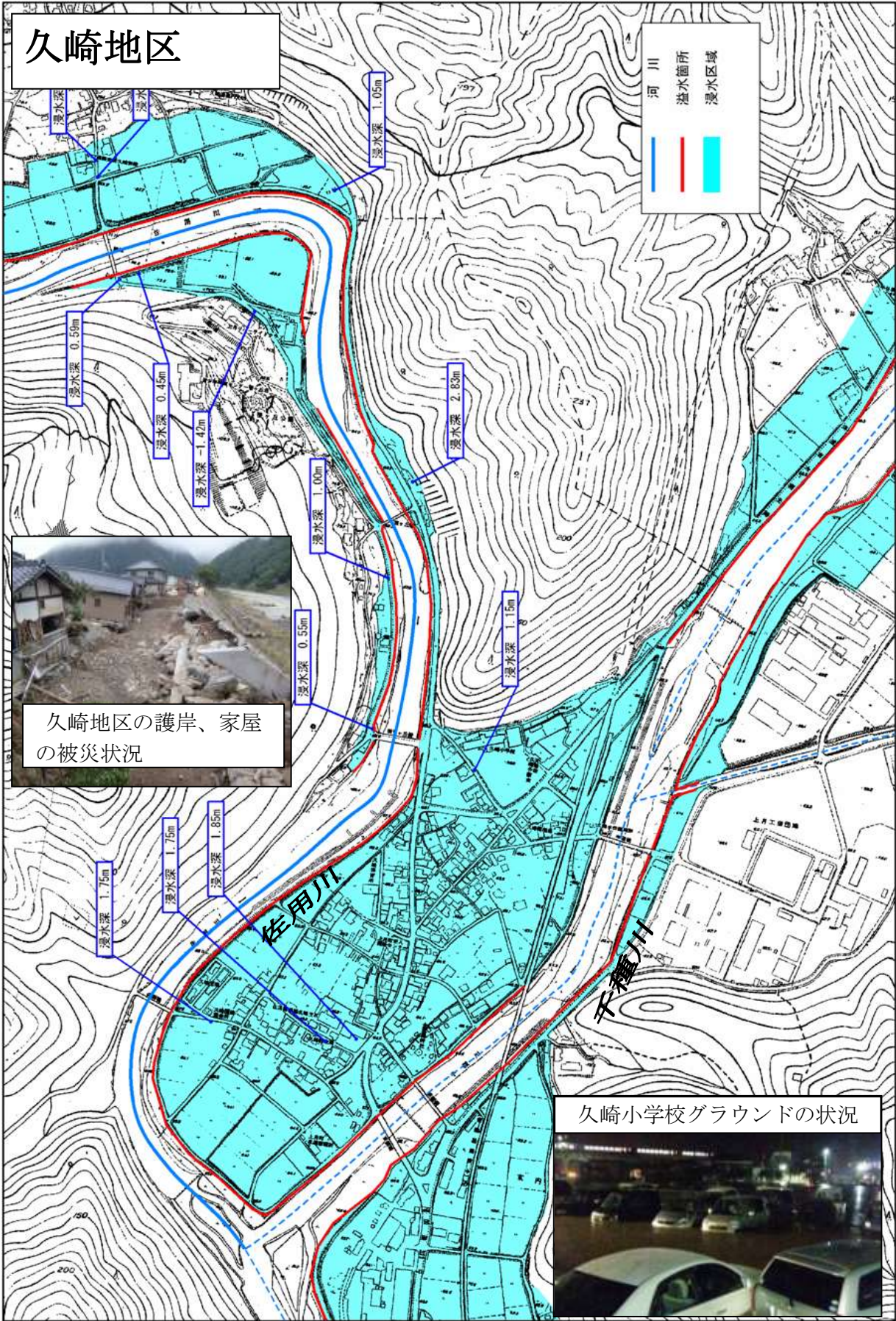
佐用地区

- 河川
- 溢水箇所
- 浸水区域



佐用町役場の状況





2 被害状況等

災害救助法の適用：平成 21 年 8 月 9 日（兵庫県：佐用町・宍粟市・朝来市、岡山県：美作市）

被災者生活支援法の適用：平成 21 年 8 月 9 日

局地激甚災害の指定（旧上月町）：平成 21 年 9 月 15 日、

局地激甚災害の指定（佐用町全域指定）：平成 22 年 3 月 17 日

被害状況等については、平成 22 年 3 月末時点

(1) 人的被害の状況

	死者	行方不明者	合計
人的被害（人）	18	2	20

(2) 住家被害の状況

※町調査による

	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水※	合計
人家被害（棟）	139	269	483	157	742	1,790



河川漂流物による家屋被害



土砂による家屋被害

(3) ライフラインの被害と復旧状況

種別	被害状況		全面復旧完了日
電気	停電戸数	8/10 ピーク時 約 2,700 戸	9 月 7 日
水道	断水世帯	8/10 ピーク時 約 4,750 世帯	8 月 27 日

(4) 高速道路の状況

種別	規制区間	規制内容	規制開始時刻	備考
高速道路 (中国自動車道)	山崎 IC～佐用 IC(上下線)	通行止	8 月 9 日 19:51	
	山崎 IC～美作 IC(上下線)	通行止	8 月 9 日 19:55	佐用～美作間の追加
	山崎 IC～津山 IC(上下線)	通行止	8 月 10 日 00:10	美作～津山間の追加
	山崎 IC～津山 IC(上り線)	通行止	8 月 10 日 01:00	山崎～福崎(下りのみ)の追加
	福崎 IC～津山 IC(下り線)	通行止	8 月 10 日 01:00	
	上記規制区間すべて	通行止解除	8 月 10 日 17:30	作東(出入)、佐用(流出)のランプ規制は継続
	佐用 IC (流出ランプ)	規制解除	8 月 12 日 10:00	規制の全面解除

(5) 道路の被害状況（佐用町内の通行不能箇所）

道路種別	崩土などによる 全面通行止の箇所数 ※	現在通行止箇所
県管理道路	24 箇所	0 箇所
町管理道路	52 箇所	5 箇所

※片側通行箇所は町内で 100 箇所以上



(6) 鉄道の被害状況

路線名	運行不可能区間	運行再開状況
JR 姫新線	播磨新宮駅～美作江見駅	播磨新宮駅～佐用駅間の運行再開 (8/21) 佐用駅～美作江見駅間の運行再開 (10/5)→全線開通
智頭線	久崎駅～大原駅	全線運行再開 (8/29)



(7) 公共土木施設の被害状況 (災害件数・金額※)

区分	兵庫県 (光都土木管内)		佐用町	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
河川	181	16,637,438	78	672,877
砂防	31	333,442	—	—
道路	47	297,666	101	344,535
橋梁	1	6,407	17	443,824
水道	—	—	4	274,410
下水	—	—	7	310,972
合計	260	17,274,953	207	2,046,618

※件数、金額については、災害査定による国庫補助決定数値



(8) 農林水産業の被害状況

① 農産物被害状況※面積、被害額については聞き取り値

作物名	面積 (ha)	被害額 (千円)
白大豆	90.0	10,065
黒大豆	6.0	6,654
水 稻	450.0	186,302
ナ ス	0.3	663
ピーマン	0.1	564
ひまわり	3.0	315
合 計	549.4	204,563



農産物の被害状況 (大豆)

② 農畜産業施設被害状況※

農作物・畜産物施設名	件数	被害額 (千円)
パイプハウス	5 棟	5,000
トラクター、コンバイン等の機械	269 台	154,150
連絡橋	1 橋	27,800
農協倉庫・営農センター等	3 箇所	5,600
合 計		192,550

※件数、被害額については聞き取り値

(9) 農地・土地改良施設被害状況

区 分	件 数	被害額(千円)	
農 地	232	799,075	
農業用施設等	道 路	37	66,749
	水 路	92	284,438
	頭首工	29	164,206
	ため池	15	86,645
	橋 梁	11	132,980
	小 計	184	735,018
合 計	416	1,534,093	



農地の被害状況【庵】

※件数、金額については、災害査定による国庫補助決定数値

(10) 治山関係被害状況※箇所数、被害額については聞き取り値

区分	箇所数	被害額(千円)
林地荒廃	152	1,419,750



山林の被害状況【佐用町下秋里】



山林の被害状況【佐用町仁位】

(11) 社会福祉施設の被害状況※

区分	施設数	施設名
高齢者福祉施設	6	朝陽ヶ丘荘、やすらぎの家さよう、佐用朝霧園、浩陽園、聖医会佐用リハビリステーション、きらめきケアセンター上月
障がい者福祉施設	4	千種川リハビリステーションセンター、ケアホームこすもす、共同生活介護施設たんぼぼ、地域活動支援センターあさぎり
保育園	4	長谷保育園、上月保育園、徳久保育園、久崎保育園
合計	14	

※被害状況については聞き取りによる



(12) 教育関係施設（学校）の被害状況 ※

区分	学校名	主な被害状況
県立高校	佐用高校	土砂流入、排水溝決壊など
町立中学校	佐用中学校	法面擁壁の一部損壊など
町立小学校	利神小学校	フェンスの破損など
	江川小学校	体育館の床上浸水など
	久崎小学校	体育館の床下浸水など
	幕山小学校	トイレの浸水など
幼稚園	マリア幼稚園	グラウンド等に大量の土砂流入など

※被害状況については聞き取りによる

(13) 主な公立文教施設の被害状況

施設名	主な被害状況
町立図書館	床上浸水
さよう文化情報センター	床上浸水
上月文化会館	床上浸水
平福郷土館	床上浸水
佐用町昆虫館	床上浸水、施設倉庫破壊など
長谷体育館	大量の土砂流入など
上月体育館	エアコン室外機損壊など



(14) 指定文化財等の被害状況

区 分	施設名	主な被害状況
県指定	飛龍の滝及びその周辺	参道に土砂流入
町指定	利神城	天主台の石垣崩壊
未指定	平福景観形成地区	土砂流入、家屋損壊



平福景観形成地区の被害状況

(15) 中小企業者等の被害状況

① 商工会の被害状況※

区 分	被 害 状 況	
佐用町 商工会	商工会館 (本所)	一時、胸まで浸水し、電気、水道、電話が使用不能 県商工会連合会や周辺商工会の復旧応援により、8/19 から業務再開
	上月支所	一時、胸まで浸水し、電気、水道、電話が使用不能、玄関扉も損壊 パソコン等事務機器もほぼ全損したが、県商工会連合会や周辺商工会の復旧応援により 8/18 から業務再開

※被害状況については聞き取りによる

② 店舗・工場・その他事業所の被害状況

業種別被害状況※

※聞き取り値

業 種	事業所数	被害総額(千円)
製造業	23	294,380
商業(卸・小売・飲食)	160	1,290,520
その他の業種	218	2,646,400
合 計	401	4,231,300

廃業事業者数

地 区	佐用	上月	久崎	三河	合計
廃業事業者数	6	4	3	1	14



商店街の被害状況【佐用商店街】



商店街の被害状況【久崎商店街】

(16) 病院等の被害状況

機 関 名	主な被害状況
佐用中央病院	浸水（1階部分）、MRI・CT・レントゲン機器などが損傷、断水（貯水タンク使用）、停電（一部使用可）
佐用共立病院	地下浸水（電気設備、ボイラー等使用不能）、断水（貯水槽使用不可につき災対本部から優先的に水を確保）
長田クリニック	床上浸水、レントゲン機器が損傷
池田歯科	床下浸水、配線などが損傷

(17) 町営住宅被害状況

修繕戸数	81戸
------	-----

(18) 地区センター、集会所被害状況

区 分	被災状況
地区センター	久崎地区センターが大規模被災
集会所	佐用・上月地区 22 集落の集会所が被災

(19) 公用車被害状況

	水没により廃車	要修理
被災公用車	55 台	5 台



公用車の被害状況

3 応急対応

(1) 給水活動

期 間	状 況
8/10～8/19	自衛隊、県内市町、西播磨企業団から 1t～3.5t の給水車により延べ 233 台が給水活動を実施



自衛隊による給水活動



他市町による給水活動

(2) 消毒液及び消石灰の配布

薬 品	状 況
消毒液(1本 500ml)	3,088 本を配布
消石灰(1袋 20kg)	5,500 袋を配布



(3) マスク配布

品名	状況
マスク	31,000 枚を配布

(4) 給食支援

期間	状況
8/10~9/11	8/14 ピーク時 14,000 食を配布



給食支援の状況【久崎小学校】

(5) 無料入浴

期間	施設名
8/10~ 最長 10/31 まで	佐用の湯
	佐用ゴルフクラブ
	武蔵の里 五輪坊
	西はりま天文台公園
	湯郷温泉旅館協同組合加盟旅館等
	ダイヤモンドカントリー
	センターひまわり
	けんこうの里 三日月
	ゆう・あい・いしい
	道の駅あいおい白龍城
笹ヶ丘荘	

(6) 仮設トイレの設置

期間	状況
8/11~	上月、佐用地区で 97 基を設置

(7) 緊急一時宿泊所

施設名	受け入れ状況
笹ヶ丘荘	8/10~9/20 まで約 500 名
ダイヤモンドカントリー	8/17~9/20 まで約 350 名
ゆう・あい・いしい	8/10~8/31 まで約 60 名
西はりま天文台公園	8/22 に 4 名

(8) 災害ごみ収集

受入箇所	期間	搬入量
佐用クリーンセンター	8/10~2 月末	12,315 t
上月グラウンド	8/13~8/26	7,916 t
笹ヶ丘公園グラウンド	8/10~9/30	2,657 t
上月工業団地内	8/13~8/25	419 t
長谷盛土場	8/13~8/24	5,169 t
計		28,476 t



他市町による災害ごみの収集応援



災害ごみの仮置き場【上月グラウンド】

(9) 住宅応急修理

対 象	大規模半壊、半壊と認定された家屋
相談件数	781 件
申請受付数、申請金額	454 件、177,041 千円

(10) 応急仮設住宅等

① 応急仮設住宅

地 区	区分	戸数	工事着工日	入居開始日	ピーク時入居状況
上月（上月小学校隣接地）	第 1 期	13 戸	8/19	9/ 6	13 戸（ 23 人）
	第 2 期	11 戸	8/24	9/11	11 戸（ 47 人）
久崎（旧リバーサイドホテル跡地）		18 戸	8/24	9/15	18 戸（ 40 人）
合 計		42 戸			42 戸（110 人）



仮設住宅【上月】



仮設住宅【久崎】

② その他（公営住宅等）

住 宅 名	ピーク時入居状況
雇用促進住宅	39 戸（81 人）
県教職員住宅（佐用高校教職員住宅）	3 戸（ 6 人）
播磨科学公園都市高層住宅	2 戸（ 4 人）

※ 雇用促進住宅及び播磨科学公園都市高層住宅は、恒久住宅として居住可能

(11) 被災河川の応急工事

対策項目	状 況
大型土のうによる仮復旧	46 箇所（佐用川等）
河道埋塞箇所の堆積土砂緊急撤去	41 箇所（佐用川等、排出土砂は約 20 万 m ³ ）

(12) 被災道路の応急工事

通行止及び通行規制箇所や二次災害危険箇所を中心に応急工事を実施



河川の応急工事【佐用町円光寺】



道路の応急工事【佐用町須安】

(13) 医療活動

活動団体等	対応	場所	状況
兵庫県災害本部救護医療チーム	常駐	佐用小学校	8/10～17 に医療・相談活動を実施
日赤医療チーム	常駐	久崎小学校を拠点に巡回	8/10～20 に医療、相談活動を実施
日本看護協会チーム	巡回		8/11～16 に医療、相談活動を実施
保健師等	巡回	佐用、上月、久崎	8/11～災害に伴う心のケア相談実施




日赤医療チームによる医療活動

【久崎小学校】

4 各種支援

(1) 人的支援

派遣元	期間	支援内容、延べ人数
県	8/10～	災害対策本部支援、家屋被害調査、被災者生活相談支援など 911 人(12/25 時点)
各市町	8/10～	給水支援、災害ゴミ収集、家屋被害調査など 1,218 人(12/25 時点)
自衛隊	8/ 9～8/23	捜索活動、給水支援(動員数 996 人、車両 213 台、給水 138.1t)
警察	8/ 9～	捜索活動(動員数 5,253 人(9/6 時点)(※捜索活動継続中))

※8 月 9～10 日の 2 日間で、延べ 1,135 名の消防団員が土のう積み、人命救助等に活躍した。

(2) ボランティア支援

項目	状況
ボランティアセンター設置	8/10 設置
ボランティアの総数	延べ 16,760 人



ボランティアの受付



家屋の泥出し作業




畳の搬出




ボランティアに感謝する看板

(3) 物的支援

区分	受け入れ先	期間	配布
生活物資(食料、衣料等)	佐用中学校	8/22 まで	被災者の方々に順次配布
	勤労者体育センター 上月支所、久崎小学校	9/25 まで	
大型物資(テレビ等)	笹ヶ丘ドーム	9/25 まで	9/15、10/7 に抽選のうえ配布



生活物資支援【勤労者体育センター】



大型物資支援【笹ヶ丘ドーム】

(4) 各種支給制度 ※ 店舗・事業所には3万円支給

支給制度名	支給内容				
	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	
災害弔慰金	500万円(生計維持者)、250万円(その他)				
災害援護金	20万円/世帯	10万円/世帯	10万円/世帯	5万円/世帯	
災害緊急見舞金※	10万円/世帯	10万円/世帯	5万円/世帯	2万円/世帯	
被災者生活再建支援	基礎支援金	100万円	50万円	25万円	被害割合に応じ5万円・15万円
	加算金	建築・購入200万円、補修100万円、賃借50万円		—	
フェニックス共済	最大600万円			—	

(5) 義援金

① 佐用町義援金第1次配分 (円)

住家被害	配分額	件数	配分額計
全壊	200,000	139	27,800,000
大規模半壊	100,000	269	26,900,000
半壊	100,000	483	48,300,000
床上浸水	50,000	157	7,850,000
店舗・事業所	30,000	322	9,660,000
合計		1370	120,510,000

人的被害	配分額	人数	配分額計
死亡	300,000	18人	5,400,000
行方不明	300,000	2人	600,000
重要者	30,000	3人	90,000
合計		23人	6,090,000

総計	126,600,000
----	-------------

② 佐用町義援金第2次配分 (円)

住家被害	配分額	件数	配分額計
全壊	96,000	139	13,344,000
大規模半壊	48,000	269	12,912,000
半壊	48,000	476	22,848,000
床上浸水	24,000	157	3,768,000
店舗・事業所	14,000	321	4,494,000
合計		1362	57,366,000

人的被害	配分額	人数	配分額計
死亡	150,000	18人	2,700,000
行方不明	150,000	2人	300,000
重要者	15,000	3人	45,000
合計		23人	3,045,000

総計	60,411,000
----	------------

③ 災害遺児修学支援金

修学支援金	月額 20,000円
入学支度金	小・中・高 80,000円
人数	5人

総計	9,200,000
----	-----------

④ 兵庫県義援金第1次配分 (円)

住家被害	配分額	件数	配分額計
全壊	220,000	139	30,580,000
大規模半壊	110,000	269	29,590,000
半壊	110,000	476	52,360,000
床上浸水	40,000	157	6,280,000
合計		1041	118,810,000

人的被害	配分額	人数	配分額計
死亡	220,000	18人	3,960,000
行方不明	220,000	2人	440,000
重要者	110,000	1人	110,000
合計		21人	4,510,000
総計			123,320,000

⑤ 兵庫県義援金第2次配分 (円)

住家被害	配分額	件数	配分額計
全壊	100,000	139	13,900,000
大規模半壊	50,000	269	13,450,000
半壊	50,000	476	23,800,000
床上浸水	20,000	157	3,140,000
合計		1041	54,290,000

人的被害	配分額	人数	配分額計
死亡	100,000	18人	1,800,000
行方不明	100,000	2人	200,000
重要者	50,000	1人	50,000
合計		21人	2,050,000
総計			56,340,000

(6) 生活再建支援金

① 生活再建支援金（国）（平成 24 年 4 月末）

区 分	基礎支援金	申請件数	住宅再建（加算支援金）		
			建設・購入 200 万円	補 修 100 万円	賃 貸 50 万円
全壊	100 万円	190 件	60 件	94 件	4 件
大規模半壊	50 万円	240 件	14 件	193 件	1 件

※単数世帯の場合は上記金額×3/4 の基礎及び加算支援金

② 生活再建支援金（県・町）

区 分	支援金	申請件数	備 考
半壊	25 万円	458 件	
床上浸水（10%以上 20%未満）	15 万円	72 件	
床上浸水（10%未満）	5 万円	85 件	町単独事業

(7) フェニックス共済（平成 24 年 3 月末）

制度名	被災加入者戸数	申請件数	給付率
兵庫県住宅再建共済制度	187 戸	181 件	96%

(8) 公的融資

制度名	融資内容	状 況
被災者生活復興資金貸付	300 万円まで無利子（床上浸水以上）	申請件数 113 件（12/28 受付終了）

(9) 税・使用料などの減免※被害の状況に応じ、減免

区 分	減免対象
税金	町税、県民税、固定資産税、国民健康保険税、所得税
使用料など	水道、下水道、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、福祉医療、町営住宅の家賃、高校の就学補助

(10) こころのケア

区 分	場 所	状 況
佐用町こころのケア相談室	佐用小学校	8/20～31 に開設
	旧佐用健康福祉事務所	9 月に 6 日、10 月に 7 日開設
	佐用町保健センター	11 月に 4 日開設
仮設住宅と雇用促進住宅への健康訪問	仮設住宅 雇用促進住宅	仮設住宅入居者に随時訪問し、健康状態の相談を実施
スクールカウンセラー	各中学校	・週 1 日～2 日配置 ・PTSD など心のケアが必要な児童生徒への支援、教師への助言を実施



スクールカウンセラーによるケア

第4款 その他の風水害

1 県内の災害

兵庫県内に被害をもたらした代表的な風水害を次表にまとめた。

	災害の名称	発生年月日	死者等	負傷者	被災地域
梅雨前線	梅雨前線による豪雨	昭和 7. 7. 1～2	44 人	19 人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和 13. 7. 3～5	731 人	1,463 人	県内全地域に（神戸市）
	梅雨前線による豪雨	昭和 36. 6. 24～28	41 人	119 人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42. 7. 9	100 人	102 人	阪神・淡路
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46. 7. 17～18	22 人	100 人	西播磨地域
台風	台風	大正 7. 9. 13～14	120 人	28 人	周知して但馬地域
	室戸台風	昭和 9. 9. 21	281 人	1,523 人	県内全域
	ジェーン台風	昭和 25. 9. 3	41 人	904 人	県内全域
	台風 17 号	昭和 51. 9. 8～13	19 人	41 人	県内全域
	台風第 10 号	昭和 58. 9. 28	13 人	16 人	丹波・東播地区及び全県
	台風第 23 号	平成 16. 10. 20	26 人	135 人	県内全域
	台風第 9 号	平成 21. 8. 9～10	(死者) 20 人 (行方不明者) 2 人	7 人	主として西播磨地域

風水害は主に梅雨前線による豪雨と台風とで発生している。昭和 40 年代までは台風と、梅雨前線とが災害をもたらしていたが、昭和 50 年代以降は台風が災害の主たる誘因となっている。災害による死者、負傷者は昭和 40 年代までは死者 100 人以上、負傷者数 100 人という災害が多くあったが、昭和 50 年代以降は風水害による被害は多くても死者 10 数人、負傷者数 10 人程度に減少していた。しかし、平成 16 年台風第 23 号による災害では県下の死者 26 人、負傷者 130 人、また、平成 21 年台風第 9 号による災害では県下の死者 20 人、行方不明者 2 人を記録し、風水害が過去のものでないことを再認識させた。

2 佐用地域の風水害

兵庫県災害年表*（神戸地方气象台）から西播磨、佐用、上月、南光、三日月の地名記載がある災害を抽出して下表にまとめた。県下に甚大な被害をもたらした台風であっても東寄りの経路の場合は佐用町では被害は比較的小さいこともあり、全県に被害が及んだ災害であっても佐用町に関係する災害としては挙げられていないものもある（例えば、ジェーン台風（1950）、昭和 46 年 7 月豪雨（7 月 17～18 日））。

*：1896 年～2009 年。自然災害の原因、種類、気象状況などを記録

番号	発生年月日	災害分類	災害種別	災害原因	佐用付近の雨量記録		佐用町付近の状況
					雨量	期間	
1	1949. 7. 31	水害	大雨	ヘスター台風	記録なし		西播地方では堤防損壊 30 ヶ所、橋梁流出 13 ヶ所、冠水田 602 町歩
2	1950. 9. 13～14	風水害	大雨・強風 波浪・高潮	キジヤ台風	佐用 60.1	13 日 10 時～ 15 日 10 時	佐用郡全体では農作物の被害大
3	1968. 7. 28～29	水害	大雨・強雨	台風第 4 号	姫路 83.3 mm	28 日 00 時～ 29 日 24 時	淡路島南部、西播地方で集中的に強雨が降った。
4	1968. 9. 24～28	水害	大雨	秋雨前線 台風第 16 号	姫路 118.5 mm	24 日 0 時～ 28 日 24 時	淡路島南部、西播地方で大雨が降り、続いて水害が発生した。
5	1971. 7. 16	水害	大雨・強雨 雷・雹	成層不安定	三河 136 mm 船越山 104 mm	16 日	とくに佐用郡南光町の三河、船越付近では強い雷や雹を伴う豪雨が降った。

番号	発生年月日	災害分類	災害種別	災害原因	佐用付近の雨量記録		佐用町付近の状況
					雨量	期間	
6	1971. 7. 23 ～26	水害	大雨・強雨	梅雨前線	船越山 203 mm	23日9時～ 27日9時	県内の被害は西播地方と但馬地方であり、死者2人、家屋の全壊2戸、破損2戸、床下浸水185戸、山・崖崩れ9ヶ所、道路破損6ヶ所、水田冠水30ha など
7	1974. 7. 6 ～7	水害	大雨・強雨	梅雨前線 ・台風 第8号	佐用 210 mm	6日9時～ 7日9時	県南西部では6月末からの連日の降雨で地盤がゆるみ、河川が増水しているところにこの豪雨が降ったため、大きな水害が発生した。
8	1976. 9. 8 ～13	水害	大雨・強雨	台風 第17号	佐用 639 mm	8日0時～ 13日24時	県南西部の沿岸区域では500mm以上という記録的な雨量に達し、大きな災害が発生した。
9	1979. 6. 26 ～7. 2	水害	大雨・強雨	梅雨前線	佐用 258 mm	26日0時～ 2日24時	27日24時までに神戸と佐用で87mmの雨が降り、山・崖崩れなどの被害が発生した。
10	1980. 7. 23 ～24	風水害・落 雷害	大雨・強雨 強風・雷	寒冷前線			西播地方では雷を伴った激しい風雨に見舞われ、姫路市で商店街の看板の飛散や道路の冠水、落雷による停電があった。
11	1981. 7. 1 ～3	大雨害・落 雷害	大雨・強雨 雷・雹	梅雨前線	佐用 110 mm	1日0時～ 3日24時	佐用町では雹混じりの強い雨とともに落雷があり、民家1戸が焼け、数ヶ所で高圧線に落雷し、約5,000戸が停電した。
12	1982. 7. 24 ～25	水害	大雨・強雨	梅雨前線 昭和57年 7月豪雨	佐用 74 mm	24日0時～ 25日24時	佐用町・一宮町で2件の山・崖崩れが発生したほか、県南西部で中心に被害が出た。
13	1982. 9. 24 ～25	風雨害	強風・潮風 大雨・波浪	台風 第19号	佐用 102mm	24日0時～ 25日24時	佐用では03時から06時までの3時間に56mmの強雨が降った。
14	1993. 9. 3 ～4	風水害	強風・波浪 大雨・高潮	台風 第13号	佐用 84 mm	4日	局地的な豪雨となった県中・西部では突粟・佐用郡などで民家に浸水被害が出た。
15	1998. 7. 28 ～29	水害	大雨・強雨 雷	成層 不安定			山・崖崩れ21ヶ所（八鹿・日高・佐用・関宮・三日月町）
16	1999. 9. 14 ～15	風水害	大雨・強雨 強風・波浪	台風 第16号	佐用 136 mm	4日0時～ 15日24時	床下浸水54棟（佐用町・篠山・赤穂・西脇市）、山・崖崩れ1ヶ所（佐用町）
17	2001. 6. 18 ～20	水害	大雨・強雨	梅雨前線	佐用 111 mm	18日0時～ 20日24時	佐用郡上月町では国道横の谷川が増水して通行規制が行われた。
18	2004. 9. 28 ～30	強風害・洪水 害・浸水 害・山がけ 崩れ害	強風・大雨 強雨	台風 第21号	佐用 189 mm	28日20時～ 30日4時	負傷者1人、全壊1棟、大規模半壊4棟、半壊179棟、一部損壊49棟、床上浸水130棟、床下浸水437棟、非住家被害79棟の浸水被害が出た。
19	2004. 10. 1 9～20	強風害・洪水 害・浸水 害・山がけ 崩れ害・強 雨害	強風・大雨 強雨	台風 第23号	佐用 149 mm	19日4時～ 20日19時	負傷者1人、全壊1棟、半壊2棟、一部損壊6棟、床上浸水4棟、床下浸水2棟、非住家被害4棟の浸水被害が出た。
20	2006. 7. 15 ～19日	強雨害・浸 水害・山が け崩れ害	大雨・強雨	梅雨前線	佐用 209 mm	17日7時～ 19日8時	一部損壊1棟、床下浸水4棟の浸水被害が出た。
21	2007. 7. 13 ～15日	山がけ崩 れ害・強雨 害・その他 (雨害)・ 洪水害	大雨、強雨	台風 第4号			交通機関：姫新線佐用駅でも雨量計の観測値が規制値を超え、4本が運休、15日にも姫新線で6本が運休 道路損壊：佐用町2カ所
22	2009. 8. 9	洪水害・浸 水害・山が け崩れ害・ 強雨害	大雨、強雨	台風 第9号、 暖気の 移流	佐用 日 326.5mm 最大 1時間 89.0mm 9日 21時 17分	9日	佐用町佐用では9日21時17分までの1時間に89.0mmを観測し、8月の日最大1時間降水量の年間の1位を更新し、佐用町佐用では9日の日降水量が326.5mmと年間の1位を更新するなど、播磨北西部を中心に大雨となった。

第4節 風水害等の危険性と被害の特徴

第1款 洪水浸水等想定

兵庫県による洪水ハザードマップ*（兵庫県県土整備部土木局河川計画課）により、千種川流域の洪水浸水想定結果をまとめた。

ハザードマップが想定している大雨の規模は次のとおりである。

対象水系：千種川水系

対象区間：県管理区間

対象河川：千種川、佐用川、志文川、秋里川、大田山川、須安川、幕山川、桜山川、大地川、熊井川、山田川、江川川、西河内川、淀川、末包川、金近川、長谷川、庵川、滝谷川（佐用川支川）、東谷川、滝谷川、大下り川、弦谷川、角亀川、本郷川、鎌倉川、鞍居川 など

想定規模：概ね100年に1回程度起こる大雨で氾濫した場合を想定している。

雨量条件：1日総雨量265mm

1 浸水状況（町ハザードマップは、町防災計画資料編に掲載）

佐用町全域に1日265mm雨が降った場合の千種川、佐用川、志文川及び支川に予想される浸水状況は次のとおりである。ただし、浸水区域は予測であり、雨の降り方や降る地域等により、浸水区域以外の場所で浸水するおそれがあります。

また、浸水状況の水深は、兵庫県CGハザードマップから予測しています。佐用町ハザードマップの水深は床下浸水を0.5m未満、住家1階浸水を0.5m～4m未満、住家2階の浸水を4m～5m未満で表しています。

(1) 佐用川流域

① 石井地区～平福地区

奥海、上石井、中土居、峠、延吉の一部で浸水し、浸水高の最高は、奥海（下村）及び中土居（三山）で1m以上2m未満の浸水が予想される。

② 平福地区～長谷地区

平福上町から口長谷の間約2kmは谷全体に浸水が広がる。平福地区では、北新町、平福上町、平福中町、平福下町、南新町の全域で浸水し、浸水高の最高は、平福地区で1m以上2m未満の浸水が予想される。佐用川上流（平福上町上流）の庵川では、海内、桑野、庵の一部で浸水し、浸水高の最高は、桑野及び庵で50cm以上1m未満の浸水が予想される。佐用川上流（口長谷上流）の長谷川では、口長谷の一部で浸水し、浸水高の最高は、50cm未満の浸水が予想される。

③ 長谷地区～佐用地区

宗行、横坂の一部で浸水し、浸水高の最高は、宗行で1m以上2m未満の浸水が予想される。また、横坂上流の金近川では、奥金近、口金近の一部で浸水し、浸水高の最高は、奥金近で50cm以上1m未満の浸水が予想される。

④ 江川地区～佐用地区

佐用川上流（大願寺上流）の江川川では、中山、大島、本位田甲、円應寺の一部で浸水し、浸水高の最高は、中山及び円應寺で50cm以上1m未満の浸水が予想される。また、江川川上流（大島上流）の末包川では、末包の一部で浸水が予想される。浸水高の最高は、50cm未満の浸水が予想される。

⑤ 佐用地区～上月地区

佐用市街対岸の長尾から下流は千種川合流点まで浸水区域がほぼ連続する。佐用地区では、円應寺、上町、秀谷、山平、吉福、大坪、山脇、真盛の一部及び中町、川原町、栄町、駅前全域で浸水が予想される。この範囲は役場など重要施設が位置するため、特に注意を必要とする。浸水高の最高は、真盛で2m以上3m未満の浸水が予想される。

⑥ 幕山地区

大日山川上流（力万上流）の幕山川では、皆田、大垣内、本郷、福吉、金屋の一部で浸水し、浸水高の最高は、50 cm以上 1m未満の浸水が予想される。

また、幕山川上流（本郷上流）の大地川及び桜山川では、才金の一部で浸水し、浸水高の最高は、1m以上 2m未満の浸水が予想される。

⑦ 上月地区～久崎地区

最下流の円光寺～久崎間は河川沿いに平地がないため浸水区域はないが、実際には計画高水流量を超えるため、道路等の浸水が予想される。佐用地区よりも下流の浸水は上流側よりも深い傾向があり、早瀬、上上月、中上月、下上月、仁位、円光寺、久崎、小赤松、大酒で浸水し、浸水高の最高は、仁位（見土路）、円光寺、小赤松で 3m以上 4m未満の浸水が予想される。佐用川流域で最も高い浸水深が予想され、特に注意を必要とする。佐用川上流（上上月上流）の大日山川では、大日山、小日山、判官、越田和、檜ヶ淵、力万の一部で浸水し、浸水高の最高は、50 cm以上 1m未満の浸水が予想される。佐用川上流（円光寺上流）の秋里川では、上秋里、下秋里の一部で浸水し、浸水高の最高は、下秋里で 1m以上 2m未満の浸水が予想される。

また、大日山川上流（力万上流）の須安川では、宇根、須安の一部で浸水し、浸水高の最高は、宇根で 1m以上 2m未満の浸水が予想される。

(2) 千種川流域

① 千種川上流域（千種川の志文川合流点よりも上流域）

最上流部船越（名目津和）では急斜面に挟まれた谷底部のほぼ全域が浸水し、浸水高の最高は、2m以上 3m未満の浸水が予想される。河崎（城戸）、西下野、西徳久（本明）、平松（乙原）、東徳久（殿崎）の一部も浸水し、浸水高の最高は、1m以上 2m未満の浸水が予想される。浸水高は下流では低くなる傾向がある。

西徳久（鋳物師屋付近）から下流 2.5 kmの志文川との合流点までの下徳久、林崎の区間は、西徳久（鋳物師屋付近）から下徳久（太田井付近）では右岸を中心に浸水し、浸水高の最高は、1m以上 2m未満の浸水が予想される。下徳久（太田井付近）から下流の下徳久、米田、中島では、山沿いを除く谷底平野の幅いっぱいに浸水し、その状況が志文川合流地点まで続く、浸水高の最高は、中島で 3m以上 4m未満の浸水が予想され注意を必要とする。また、下徳久及び米田は 50 cm未満の浸水が多いと予測される。

② 千種川下流域（志文川合流点から下流）

志文川合流点から下流では、中島（坂田）、多賀、門脇、櫛田、久崎、家内、小赤松、大酒で浸水し、浸水高の最高は、多賀及び小赤松で 3m以上 4m未満の浸水が予想され注意を必要とする。久崎では、全域が浸水し、浸水高の最高は、2m以上 3m未満の浸水が予想される。また、大酒では、河川から国道 373 号線までの地域は全域で浸水し、浸水高の最高は、2m以上 3m未満の浸水が予想される。

千種川上流（多賀上流）の大下り川では、多賀（丸尾、上々）の一部で浸水し、浸水高の最高は、50 cm未満の浸水が予想される。千種川上流（櫛田上流）の滝谷川では、櫛田の一部で浸水し、浸水高の最高は、50 cm以上 1m未満の浸水が予想される。

(3) 志文川流域

① 旧三日月町市街より上流部

志文川上流から乃井野では、真宗（上真宗、中野）及び志文の一部で浸水し、浸水高の最高は、真宗（上真宗）で 1m以上 2m未満の冠水が予想される。

志文川上流（乃井野上流）の角亀川では、三日月、茶屋の一部で浸水し、浸水高の最高は、真宗（上真宗）で 1m以上 2m未満の浸水が予想される。

角亀川上流（茶屋上流）の本郷川では、大内谷、中村、湯小の一部で浸水し、浸水高の最高は、大内谷及び湯小で 1m以上 2m未満の浸水が予想される。

② 旧三日月町市街から下流千種川合流点まで

志文川と角亀川の合流点から千種川合流点までの区間は、上流より乃井野、廣山、弦谷、新宿、久保、土井、宝蔵寺、安川、米田、中島の一部で浸水し、浸水高の最高は、廣山、弦谷、安川、中島で 3m 以上 4m 未満の浸水が予想され注意を必要とする。特に、安川地区から対岸米田地区にかけては幅 400m、延長 700m にわたって 3m 以上 4m 未満の浸水が予想され注意を必要とする。廣山から久保に及ぶ範囲でも谷底部の幅 300m 程度にわたって浸水が予想される。その中でも弦谷地区の下流は幅 100m、延長 600m の範囲で 3m 以上 4m 未満の浸水が予想されるが、この区域には人家はない。

③ その他

千種川上流（上郡町上郡上流）の鞍居川では、三原の一部で浸水し、浸水高の最高は、1m 以上 2m 未満の浸水が予想される。

2 交通施設被害想定

(1) 道路施設

① 佐用川流域

佐用川流域の中国自動車道は浸水区域が通過しないので問題はない。

国道 179 号は佐用川右岸の吉福、真盛、早瀬などの地区で冠水する可能性が高く、真盛では 2m 以上 3m 未満の浸水区域と交わる。上上月三差路、力万、西大畠の一部でも冠水する可能性が高い。国道 373 号は上流よりでは中土居付近に冠水のおそれがある。平福地区や長谷地区の上流側でも路面近くまで冠水する可能性がある。国道 373 号と国道 179 号と合流する上町交差点の北でも国道 373 号が冠水するおそれがある。上月以南は両岸部とも数 m の浸水区間が多く国道 373 号は各所で冠水し通行不能となる可能性が高い。円光寺～久崎間が浸水区域となっていないのは平地がないためであり、実際には計画高水流量を超えるため、数 m 以上水位は増すのでこの区間についても国道 373 号の通行は困難になるものと見られる。

② 千種川流域

旧南光町から千種川沿いに宍粟市と結ぶ県道 53 号線は上流の船越の門前から横坂にかけて 2m 以上 3m 未満の冠水が予測される。下流側でも西下野付近は橋梁を含む区間が 1m 以上 2m 未満の冠水が予想され、状況によっては長期に通行不能となる可能性がある。下徳久（鋳物師屋）付近で県道 53 号は 50 cm 以上 1m 未満の冠水が予想される。国道 179 号は林崎（太田井橋手前）から下徳久（下宿）にかけて 2m 未満の冠水が予想され、交通は遮断される可能性がある。

中国自動車道は浸水区域を外れており千種川流域の浸水影響は受けない。

千種川下流域の幹線道路は、上郡～上月～佐用を結ぶ国道 373 号と、備前市から佐用町円光寺、同久崎を経て佐用町下徳久を結ぶ県道 368 号である。久崎～円光寺間は国道 373 号と県道 368 号は重複している。国道 373 号は久崎～家内間が最大 4m 未満の浸水区域となるため通行不能となる（久崎～円光寺間については(1) 佐用川流域の項を参照）。県道 368 号は千種川堤防上の道路であるので浸水発生時には全線が通行不能となる。

③ 志文川流域

志文川に沿って県道 154 号千種新宮線が走る。県道 154 号は、真宗（中野）で 50 cm 以上 1m 未満の冠水が予想される。本郷の県道 433 号は、大内谷、中村、湯小の一部で 50 cm 以上 2m 未満の冠水が予想される。町道上郡末広線は、弦谷橋手前で 2m 以上 4m 未満の冠水が予想される。

国道 179 号は志文川沿いの山際を通っている。本郷川と角亀川合流点手前の三日月、茶屋の一部で 50 cm 未満の冠水が予測される。それ以外の路線は、浸水区域と重なっていないので通行が不能となる事態は避けられるものと予測される。ただし、末廣付近で国道 179 号付近が浸水区域の端となっているので徐行ないし一時的な通行止めの可能性は

ある。末廣から中島の区間は、土井、安川、米田、中島で、50 cm以上 4m未満の冠水が予想される。

(2) 鉄道施設

① 佐用川流域

J R 姫新線は佐用駅～上月駅間（早瀬、山脇など）に浸水区間があり不通となるおそれがある。智頭急行線は、長尾地区付近は浸水区域（浸水高は 50 cm未満）であるが盛土区間であるので冠水はないものと見られる。平福駅付近（浸水 50 cm以上 2m未満）は冠水、水没し不通となる可能性がある。

② 千種川流域

J R 姫新線は播磨徳久駅付近の谷底平野部が、最大 2m未満の浸水区域となるため水没し運行停止は避けられない。智頭急行線は全線が 1m以上 3m未満の浸水区域を通る。この区間は久崎トンネルと国見トンネルの間の高架区間であるので線路自体の冠水はないが、乗客と高架構造物の安全性を顧慮すれば、浸水が治まった後も点検等で平常運転までは時間がかかる可能性がある。

③ 志文川流域

J R 姫新線は路線が浸水区域を沿うように位置しており、谷底部のほぼ全区間が冠水し運休は避けられない。また、状況によっては路線流失などの甚大な被害を受ける可能性もある。

④ その他

播磨徳久駅周辺、南光から佐用間の佐用坂、佐用駅周辺、山脇、上月駅周辺、西大畠などは、土砂災害警戒区域等が連続しており、不通となる可能性が高い。

3 土砂災害

(1) 危険箇所等の定義

① 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域である。

土砂災害警戒区域の指定は、土砂災害の発生危険度を示すものではなく、土砂災害警戒区域に指定されていないからといって安全であるとは言えない。また、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊による土砂災害を想定しており、想定範囲内であれば土砂災害は警戒区域の範囲内に収まるが、表層崩壊以上の深層崩壊が発生した場合には、土砂災害警戒区域の範囲を超えて被害が及ぶことも考えられる。

管轄省庁及び業務	危険地区、危険箇所等の名称及び箇所数		関係法令	定義
国土交通省 (砂防)	土砂災害警戒区域	土石流 (395 箇所)	土砂災害防止法	土石流のおそれのある溪流で、扇頂部から下流で勾配が 2 度以上の区域
		急傾斜地の崩壊 (540 箇所)	土砂災害防止法	傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で、斜面上部（斜面の上端から 10m 以内）、斜面及び斜面下部（斜面の下端から斜面の高さの 2 倍以内）の区域
		地すべり (9 箇所)	土砂災害防止法	地すべりが発生しているあるいは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所

※ 扇頂部とは、河道が山間部から出て扇状地が始まる頂点

■ 土砂災害防止法

土砂災害防止法は、被害地での警戒避難体制の整備などを中心としたソフト法であり、かつ開発許可、建築確認など開発規制行政との連携を図っている点に特色がある。

② 山地災害危険地区

山地災害危険地区とは、全国における山地災害発生状況から、地形や地質、植生状況等の条件により、統計的に森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路など保全対象への影響が大きい地区を示している。

管轄省庁及び業務	危険地区、危険箇所等の名称及び箇所数		関係法令	定義
林野庁 (治山)	山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区 (179箇所)	森林法及び地すべり等防止法	地形(傾斜、土層深)、地質、林況等からみて、山腹崩壊により人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区
		崩壊土砂流出危険地区 (226箇所)		地形(傾斜、土層深、溪床勾配)、地質、林況等からみて山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれのある地区
		地すべり危険地区 (10箇所)		地すべりが発生しているあるいは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、公共施設等に被害を与えるおそれのある地区

③ 土砂災害危険箇所

治山治水と土砂災害の防止の観点から、砂防法・地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(以下「砂防三法」と総称)が制定されている。

砂防三法は、がけ崩れや土砂の流出等の発生地での対策工事の実施を主目的とするハード法であり、土砂災害発生の原因地における原因の除去のための工事実施と指定区域における行為制限、工事費用の負担と土地所有者への損失補償などを規定している。

管轄省庁及び業務	危険地区、危険箇所等の名称及び箇所数		関係法令	定義
国土交通省 (砂防)	土砂災害危険箇所	土石流危険溪流 (396箇所)	砂防法	土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家(人家がなくても官公署、学校、病院、及び社会福祉施設等の災害時避難行動要支援者関連施設、駅、旅館等の公共施設のある場合を含む)に被害が生じるおそれがある溪流
		地すべり危険箇所 (9箇所)	地すべり等防止法	地すべりが発生しているあるいは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれのある箇所
		急傾斜地崩壊危険箇所 (547箇所)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1戸以上(人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含む)ある箇所

④ 法指定区域（地すべり防止区域等）

管轄省庁及び業務	危険地区、危険箇所等の名称及び箇所数	関係法令	定義
国土交通省 (砂防)	地すべり防止区域 (2箇所)	地すべり等 防止法	地すべり危険箇所のうち、法律に基づく指定を受け防災対策を進めている箇所をいいます
	急傾斜地崩壊危険区域 (20箇所)	急傾斜地の 崩壊による 災害の防止 に関する法律	急傾斜地崩壊危険箇所と同じ。 急傾斜地法第7条により行為の制限が及ぶこととなります。

⑤ 表層崩壊及び深層崩壊

表層崩壊は、山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、厚さ 0.5～2.0m程度の表層土が、表層土と基盤層の境界に沿って滑落する比較的規模の小さな崩壊のことであり、台風第9号災害において総雨量 200 mmから 250 mm以上の地域において発生している。

深層崩壊は、山崩れ・崖崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的規模の大きな崩壊現象であり、台風第9号災害での発生はなかった。

(2) 基礎調査

「土砂災害危険箇所」の基礎調査では 1/25,000 地形図を使用し土砂災害のおそれのある箇所を把握していますが、「土砂災害警戒区域」の基礎調査では最新の航空写真から作成した 1/2,500 地形図を使用し土砂災害のおそれのある地域を把握しているため、調査精度は大幅に向上しています。したがって、「土砂災害危険箇所」で示した範囲と、「土砂災害警戒区域」で示した範囲とは異なる場合があります。

(3) 土砂災害想定

佐用町は、土砂災害防止法の「土砂災害警戒区域（急傾斜地）」は 540 箇所、「土砂災害警戒区域（土石流）」は 395 箇所、地すべり危険地区 9 箇所の指定があり、砂防三法に基づき、国土交通省が調査する「土砂災害危険箇所」は、土石流危険渓流 396 箇所、地すべり危険箇所 9 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 547 箇所ある。また、林野庁の山地災害危険地区調査による「山地災害危険地区（山腹崩壊）」は 179 箇所、山地災害危険地区（崩壊土砂流出）は 226 箇所、地すべり危険地区は 10 箇所ある。このように佐用町の多くの地域は「土砂災害警戒区域」、「土砂災害危険箇所」、「山地災害危険地区」に指定されており、雨量等の状況により、広範囲に土砂災害の危険が予想される。

佐用町においては、明治時代以降から現在に至るまで、深層崩壊と考えられる現象はなく発生する恐れは低いと考えられる。ただし、台風第9号以上の降雨や長期間の降雨などにより、深層崩壊が発生することも考えられる。

※ 現在の土砂災害警戒情報は、深層崩壊を対象としていません。

第5節 災害危険箇所

第1款 危険箇所

■ 佐用町の災害危険箇所（出典：県防災計画資料編など）

区分		地域				合 計
		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	
重要水防箇所（国・県）		1	0	5	6	12
土砂災害 警戒区域	土石流	161	113	62	59	395
	急傾斜地	164	181	111	84	540
	地すべり	4	4	1	0	9
山地災害 危険地区	山腹崩壊危険地区	86	50	17	26	179
	崩壊土砂流出危険 地区	79	58	50	39	226
	地すべり危険地区	3	5	0	2	10
土砂災害 危険箇所	土石流危険溪流	161	113	63	59	396
	地すべり危険箇所	4	4	1	0	9
	急傾斜地崩壊危険 箇所	164	188	111	84	547

第2款 法指定区域

■ 佐用町の法指定区域

区分		地域				合 計
		佐用地域	上月地域	南光地域	三日月地域	
災害危険区域 （建築基準法 39 条）		0	0	0	0	0
土砂災害危険区域		0	0	0	0	0
地すべり防止区域		1	0	1	0	2
急傾斜地崩壊危険区域		7	5	2	6	20
宅地造成工事規制区域		2,795ha	1,305ha	749ha	1,059ha	5,908ha
土砂災害特別警戒区域		0	0	0	0	0

出典：県防災計画資料編

■ 西播磨管内の砂防指定地

県民局	所管事務所	箇所数	面積 (ha)
西播磨県民局	光都土木事務所	226	2,822.43

出典：県防災計画資料編

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

災害予防計画は、次の考え方を基本方針とする。

第1節 災害対策に関する事前の備え

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開することができるよう平時からの備えを充実させるため、以下の事項を中心に防災組織体制や防災施設整備、防災に関する仕組みの考え方を明示する。

- 1 防災組織体制等の整備
- 2 防災意識の高揚
- 3 研修・訓練
- 4 相互応援体制の確立
- 5 災害対策拠点の整備・運用
- 6 情報収集・伝達の仕組みの強化
- 7 防災拠点の整備
- 8 防災資機材の整備
- 9 広域災害災害救急医療システムの整備
- 10 ライフライン関係施設との連絡体制等
- 11 緊急輸送体制の整備
- 12 避難の考え方（避難・避難誘導等）
- 13 避難所の整備、運営
- 14 備蓄体制等の整備
- 15 被災宅地危険度判定制度の体制整備
- 16 被災建築物応急危険度判定制度の体制整備
- 17 家屋被害認定士の育成
- 18 災害時避難行動要支援者支援対策の強化
- 19 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- 20 水防対策の充実
- 21 土砂災害対策の充実
- 22 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用

第2節 住民参加による地域防災力・減災力の向上

平時から「自らの生命は自ら守る、自らのまちは自分たちで守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、以下の事項を中心に住民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。

- 1 住民及び職員への防災・減災に関する普及啓発の推進
- 2 自主防災組織の育成強化
- 3 消防団の育成強化
- 4 企業等の地域防災活動への参画促進

第3節 減災のための防災基盤の整備

災害による被害を未然に防ぎ、又は最小限に抑え、堅牢でしなやかな地域防災基盤を整備するため、以下の事項を中心に防災基盤整備の内容等を明示する。

- 1 防災基盤・施設等の整備
- 2 水害防止施設等の整備
- 3 地盤災害の防止施設等の整備

第4節 災害の教訓と継承

甚大な被害を受けた平成21年台風第9号災害を決して忘れず、その経験を踏まえ、今後あらゆる災害に対し強固な防災力を維持して高めていくことや災害の教訓を全国に発信すること、また、災害を風化させることなく後世へ継承する。

- 1 平成21年台風第9号災害の教訓と継承

第2章 災害対策に関する事前の備え

災害発生時に必要となる応急対応を迅速に展開するため、防災組織体制、情報伝達手段、防災拠点や資機材等についてあらかじめ十分に検討し、災害に対して万全に備えておく。

第1節 防災組織体制等の整備

町及び関係機関との防災組織体制等の整備について定める。

第1款 町の防災組織体制

町は、災害から住民の生命と財産を守るため、気象状況や災害規模に応じ適切な災害対応ができるよう、防災組織について十分に検討して体制を整備する。また、社会的情勢等の変化に対応し、必要に応じて組織体制について検討し、柔軟に変更していく。

なお、防災組織体制の整備にあたっては、防災会議委員の任命など、防災に関する意思決定過程や、避難所の運営など、防災対策の現場における女性や災害時避難行動要支援者などの参画の拡大に努める。

※ 町の防災組織体制については、第3編「災害応急対策計画」第2章「組織及び配備等」参照

第2款 防災関係機関との連携

町は、風水害や地震等、様々な災害に対応するため、平時から県や神戸地方気象台をはじめとする防災関係機関と十分に連携するとともに、災害発生時、町単独では対応が困難であると判断した場合、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき、県に応援要請を求めるなど、災害に対する防災組織体制の充実強化に努める。

※ 広域応援体制については、第3編「災害応急対策計画」第6章「広域応援体制」参照

第3款 地域との協働

近年、異常気象に伴うゲリラ豪雨の多発や大規模地震による複合災害など、災害の予測が困難なケースが増えてきており、その対応は困難を極めている。

町は、町自らの防災組織体制の強化を図って備えることとあわせて、平時から地域の防災力を高める取り組みを十分に支援し、町と地域住民が緊密な連携のもとで自助・共助・公助の役割分担を行い、あらゆる災害に対応できるよう努める。

第4款 町防災マニュアルとBCP

職員は、災害発生時に防災組織体制を確立し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員の防災対策を、対策部ごとに時系列にとりまとめた町防災マニュアルを作成し、対策部ごと職員に周知徹底を図る。また、町防災マニュアルは、応急・復旧業務や通常業務に優先順位をつけ整理し、自然災害発生時の業務継続計画（BCP）として活用する。

1 町防災マニュアルの見直し

町防災マニュアルは作成して終わりではなく、各対策部や職員一人ひとりが任務を理解し、実践的な訓練を繰り返し行い、それぞれの任務にあたる必要がある。また、訓練の事後評価等に基づき町防災マニュアルの見直しを行い、災害対応能力の向上に努める。

2 想定外の災害への対応

町防災マニュアルや町防災計画は、災害時に職員が活動するための基本となるが、災害の種類や規模等によっては、町防災マニュアル等では対応できないこともある。そのような時は、職員の判断により臨機応変に対応する必要があり、平時から職員個々の災害対応能力の向上に努める。

第2節 防災意識の高揚

町は、災害応急対策を円滑に展開するため、災害時の町防災マニュアルを作成し全職員に配布するとともに、災害対応の重要性について周知徹底を行い職員の防災意識高揚を図る。また、町は、町内全世帯及び事業所等にハザードマップを配布するとともに、住民への防災に関する啓発活動を行い、住民自らの防災力を高めていくことの重要性を周知し、町と住民が一体となって災害に備えていくことを推進する。

第3節 研修・訓練

町は、災害応急対策を迅速・円滑に実施するため、職員および地域住民等を対象とした研修会及び防災訓練を行う。

第1款 研修

町は、防災に関する学識経験者や他自治体の災害経験者等を講師に迎え、職員を対象とした防災研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員を積極的に参加させ、職員の災害対応能力の向上に努める。また、町は、神戸地方気象台とは平時から連携を密にし、気象データや降雨予測、災害情報の収集等を円滑に行うための協力関係の構築、また、同気象台が主催する気象・地象に関する研修にも積極的に参加する。なお、県では、次のような防災関連研修が実施されている。

- 1 災害対策要員の専門性の向上を図るため、県及び市町等の災害対策要員を対象に防災に関する体系的・総合的な知識習得のための「災害対策専門研修(人と防災未来センター)」などの研修会
- 2 初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図るため、「フェニックス防災システム」の端末設置機関の職員を対象とした操作研修会

第2款 防災訓練

町及び防災関係機関は、防災訓練を実施し防災力の向上に努める。また、訓練結果の事後評価を行うとともに、課題を明らかにし、その改善に努め災害対策の充実強化を図る。

防災訓練については、様々な災害パターンや複合災害を想定して実施し、あらゆる災害に対し臨機応変に対応できるよう備える。また、訓練は目的を具体的に設定した上で、風水害や地震の被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

1 効果的な防災訓練

町、自治会、学校等で行っている防災訓練の多くは、会場展示型訓練で訓練内容や参加者も限られ、訓練の目的や災害時の対応が参加者に伝わっておらず、参加者自らが判断し行動する訓練となっていない場合が多く、参加者も減少する傾向にある。

平成21年台風第9号災害のような豪雨災害や山崎断層帯地震等から命を守るため、災害時に一人でも多くの方が、命を守るため自ら判断できる力を養える訓練にする必要があることから、効果的な防災訓練として防災啓発提唱会議が提唱する「日本版 Shake Out」の考え方を取り入れた訓練を推進する。

- 日本版 Shake Out の考え方は次のとおりである。ただし、地震に備えた考え方であるため、水害に備えた考え方は、避難や備蓄等に重点を置いた考え方に置き換える。

【出典：The Great Tokyo Shake Out】

(1) 日本版 Shake Out がめざす訓練

今までの防災訓練の成果をふまえて、次のような訓練をめざす。

- ① 短時間で終わる訓練

- 負担をかけない、参加しやすい
- ② 効果を実感できる訓練
 - 納得する、行動として体得する、忘れない
- ③ 気付きがある訓練
 - 知識が増える、理解が深まる
- ④ 助け合いの大切さがわかる訓練
 - 自助・共助の大切さを実感する
- (2) 日本版 Shake Out の目的
 - 個々人の防災リテラシーの向上をめざす。

■ 防災リテラシーの内容

- ① 災害にあっても「ケガ」をしない
- ② 身近な人を助ける
- ③ 地域の防災力向上に貢献できる人を育てる
- (3) 日本版 Shake Out の方法
 - 防災リテラシーを向上させるためには、画一的な行動を指示によって反復する訓練のくり返しではなく、その場で何をすべきかの目的を明確にし、適切な行動を選択できる能力を向上させることが求められます。つまり自ら考える力を養う訓練である。
- (4) Shake Out の訓練メニュー
 - ① 原点に立ち返る：自助の基本は「ケガをしない」こと、そのことの大切さを理解し、そのための適切な方法を身につける。
 - ア) 身を守る
 - 地震：安全行動の1（ドロップ）－2（カバー）－3（ホールド・オン）
 - 水害：安全行動の1（早期避難）－2（一時避難）－3（緊急避難）
 - イ) 屋内の危険をみつけ、退治する
 - うごく＋たおれる＋とぶ＋おちる＋われる
 - ② 基本行動以外にも、今後、以下のような訓練メニューを提唱する。
 - ア) 避難
 - イ) 安否確認
 - ウ) 情報収集・伝達
 - エ) 人命救助
 - オ) 避難所生活 など

2 総合防災訓練

防災関係機関が相互に連携を密にして、迅速かつ的確な災害応急対策の実現を図るため、総合防災訓練を実施する。

訓練の実施時期、実施場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関の協議により決定し実行する。訓練の例を下記に示す。

- (1) 災害対策本部設置訓練
 - 職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。
- (2) 会場展示型訓練
 - 空き地等を活用して、人命救助、医療救護、避難、物資輸送、応急復旧等防災関係機関が相互に連携した実戦的な訓練を実施する。
- (3) 広域連携訓練
 - 広域防災拠点等を活用し、物資の集積・配送、救援部隊・要員の駐屯・搬送等被災地への支援対策に係る訓練を実施する。

(4) 地域連携訓練

地域防災力の向上等を図るため、家庭、自主防災組織、学校、事業所等が主体的に避難、避難所開設等の訓練を実施する。

訓練は地域の防災意識高揚を目指すものであるため、総合防災訓練の要となる町内全ての公立学校の参加を要請する。

3 個別防災訓練

町及び防災関係機関は、目的に応じた訓練を個別に行うとともに訓練を抜き打ちで実施するなど、現行の防災体制を検証し、防災体制のさらなる充実強化を図る。

(1) 抜き打ち訓練

勤務時間外における災害発生に備え、適宜、職員の緊急参集訓練を実施する。

- ① 職員非常参集訓練
- ② 情報収集伝達訓練

(2) 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、これに対応する情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

- ① 災害応急対策のシミュレート訓練
- ② 防災関係機関との情報伝達訓練

(3) 実地訓練

- ① 水防訓練
- ② 消防訓練
- ③ 災害救助訓練
- ④ 災害警備訓練

(4) その他の個別訓練

- ① 災害ボランティアの受入訓練
- ② 災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練
- ③ 災害時避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導訓練等

4 地域防災訓練

町内の住民や自主防災組織等の協力を得て、地域での防災訓練を実施する。

- (1) 地域対策部の設置、地域の情報収集・伝達、避難誘導、交通規制、消防・水防活動等
- (2) 地域と学校が連携し、地域防災訓練をすべての小中学校で実施

5 自主防災組織等の防災訓練

西はりま消防本部及び町は、自主防災組織が行う情報収集・伝達訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、給食・給水訓練等の実施を支援し、助言や指導を行う。

※ 防災訓練を行う際の交通規制

公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは当該訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。(災害対策基本法第48条第2項)

6 災害時避難行動要支援者への配慮

町及び防災関係機関は、防災訓練の実施や防災知識の普及啓発にあたっては、災害時避難行動要支援者に対し十分に配慮を行った適切な対応を行う。

第4節 相互応援体制の確立

町単独では対応が困難である大規模災害や広域災害に対し、県や他市町等と連携・協力し対応するための応援体制を確立する。町は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町に加えて、大規模な災害時による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町との間の協定締結も考慮する。また、町は必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備に努める。

第1款 県や他市町との連携強化

1 災害応急対策全般に係る相互応援協定の締結

町は、県や国土交通省をはじめとする防災関係機関と災害時の協力体制強化を図るため、相互応援体制を構築するとともにあらかじめ協力内容を明記した協定を締結しておく。

2 広域防災対応計画の検討・推進

町は、連携して輸送、備蓄をはじめ広域で対応すべき項目について、県民局ブロック等での相互連携、相互補完を基礎とした広域防災ネットワーク体制を構築し、中播磨・西播磨地域広域防災対応計画と町防災計画に齟齬が生じないように努める。

(1) 計画の対象項目

- ① 相互連携
- ② 情報の収集・伝達体制の整備
- ③ 災害ボランティアの受入体制の整備
- ④ 災害時避難行動要支援者の避難体制の整備
- ⑤ 遺体の広域火葬体制の整備
- ⑥ 災害廃棄物の広域処理体制の整備
- ⑦ 行政・ライフラインの相互連携体制の整備
- ⑧ オープンスペースの確保体制の整備
- ⑨ 交通・輸送体制の整備
- ⑩ 備蓄体制の整備
- ⑪ 入浴対策

(2) 災害時の相互応援協定等

応援協定・覚書名称	締結年月日	締結相手先
兵庫・岡山両県境隣接市町村における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	H8. 7. 1	兵庫県2市2町 岡山県2市1村
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	H18. 3. 27	西播磨地域5市6町
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	H18. 11. 1	兵庫県及び県内市町
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	H17. 9. 1	兵庫県、県内市町及び関係一部事務組合
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	H10. 3. 16	兵庫県、県内市町、県内企業団、 日水協県支部及び県簡水協会
播磨広域連携防災協定	H24. 8. 30	播磨地域12市9町
災害時等の応援に関する申し合わせ	H24. 11. 15	国土交通省近畿地方整備局

3 ひょうご災害緊急支援隊

町は、大規模災害が発生し、初動・応急対策を迅速かつ的確に実施することが困難となった場合、早期復旧のため、災害対応の知識や経験を持つ県・市職員などで組織された「ひょうご災害緊急支援隊」の派遣要請を行う。

町は、県から「ひょうご災害緊急支援隊」への職員の登録依頼があった場合、災害対応の知識や経験を持った職員を登録する。また、被災市町への派遣要請があった場合、登録した職員を可能な限り派遣し、災害対応を積極的に行う。

※ 支援先は、可能な限り近隣の市町を優先することを基本とする。

第2款 防災関係機関の連携強化

西はりま消防本部は、広域消防応援協定の締結・運用等、消防相互応援体制の整備と緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

町、県、放送機関は、災害時における連絡方法、避難勧告等の内容についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し共有するよう努める。

参考：消防応援協定等

応援協定名称	締結年月日	締結相手先
兵庫県広域消防相互応援協定	H19. 6. 29	兵庫県下消防本部

第3款 その他の関係機関との連携強化

町は、その他の関係機関との災害時の支援体制について検討し、必要に応じて協定を締結するなど、連携を強化して災害に備えておく。

■ 関係機関との応援協定等

応援協定名称	締結年月日	締結相手先
生活物資の確保及び供給に関する協定	H18. 12. 01	マックスバリュ西日本
生活物資の確保及び供給に関する協定	H18. 12. 01	NPO法人コメリ災害対策センター
佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	H20. 04. 01	社会福祉法人佐用町 社会福祉協議会
災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定	H23. 03. 25	佐用郡自動車整備業組合
災害時等における応急対策活動に関する協定	H24. 01. 25	佐用郡土木組合
災害時等における相互協力に関する協定	H24. 03. 08	西日本高速道路株式会社 関西支社福崎管理事務所 中国支社津山高速道路事務所
災害時における施設使用に関する協定	H24. 03. 30	西日本電信電話株式会社兵庫支店
災害に係る情報発信等に関する協定	H24. 05. 09	ヤフー株式会社
災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	H24. 10. 01	南光園、いちよう園、三原ホーム、播磨園、千種川リハビリテーションセンター、はなみずき、朝陽ヶ丘荘、聖医会、平成福祉会、祐あいホーム上月、サンホームみかづき
播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25. 05. 31	播磨地域の12市9町 日本郵便株式会社
災害時における支援協力に関する協定	H26. 02. 27	一般社団法人兵庫県LPガス協会 西播西支部佐用地区会
災害時における物資等の確保に関する協定	H27. 11. 04	生活協同組合コープこうべ
災害等発生時相互協力に関する協定	H28. 05. 12	智頭急行株式会社
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	H28. 10. 01	兵庫県行政書士会
災害時等における無人航空機の運用に関する協定	H29. 10. 11	(株)T&T JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー兵庫校

※ 相互応援協定は、第3編「災害応急対策計画」第6章「広域応援体制」及び災害時受援計画に記載

第4款 受援体制

町は、関係機関や県外からの応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧期までを見据えた受援マニュアルを事前に作成する。応援先・受援先の指定、連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

※詳細については、町災害時受援計画に記載する。

第5節 災害対策拠点の整備・運用

町は、災害が発生した場合に町防災対策の中核機能を十分に発揮するため、災害対策活動の拠点となる建物の防災性能を点検し必要な整備を行うなど、災害対策本部及び地域対策部各地域対策班、消防団の施設の機能の維持・充実を図る。

- 1 本庁舎、各支所における耐震化、浸水防止等の対策
- 2 停電時における電源確保対策として自家発電装置を設置し、併せて浸水対策も実施
- 3 災害対応を行うための専用事務室の整備
- 4 各種情報の収集・分析・伝達機器の整備

第6節 情報収集・伝達の仕組みの強化

町は、時々刻々と状況が変化する災害に対して的確に対応するため、以下に示すような気象や地域の災害情報を収集・分析し、確実に連絡・伝達できる仕組みを整備する。

第1款 防災情報機器による情報収集

1 フェニックス防災システム

町は、フェニックス防災システムにより、県・神戸地方気象台等が発表する水防指令、水防警報、気象警報などの情報を取得する。

- (1) ポップアップの取得
- (2) 水防指令、水防警報、気象警報、土砂災害警戒情報などの確認
- (3) 河川水位及び水位予測の確認（上三河・三日月・※米田・久崎・佐用・円光寺）
※米田水位局については、河川水位のみ（水位予測なし）
- (4) 雨量の確認（三河、三日月、上石井、佐用、円応寺、円光寺）
- (5) 氾濫予測システムの確認
- (6) 防災気象に関する情報などの確認
- (7) 地域別土砂災害危険度の確認 など

水守 QR コード



2 河川情報システム

町は、インターネットの水位ライブモニタリングシステム「水守」により、川の防災情報 河川監視カメラ映像等で状況を確認する。

3 川の防災情報

町は、インターネットの「川の防災情報」で雨量等を確認する。



4 防災情報提供システムによる防災情報の収集

統括部は、防災情報提供システムにより、流域雨量指数、大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布、警報・注意報（図表形式）、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの情報を取得する。

- (1) 流域雨量指数
- (2) 大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布
- (3) 土砂災害警戒判定メッシュ情報
- (4) 警報・注意報（図表形式）
- (5) レーダー・降水ナウキャスト
- (6) 解析雨量・降水短時間予報
- (7) XバンドMPレーダ雨量 など

i Highway
QR コード

5 ハイウェイ交通情報（i Highway）

町は、インターネット及び携帯電話（マイルート登録、メール配信設定）により、高速道路の通行止め情報を確認する。



第2款 防災情報機器以外による情報収集

1 神戸地方気象台、県、近隣市町等との電話連絡

町は、神戸地方気象台、県、近隣市町などに電話連絡し、今後の降雨量の見通しや現在の状況などにより詳細な情報を収集する。

2 水位周知河川以外の地域の情報確認

町は、水位周知河川以外の河川、谷川等の情報を可能な限り消防団や自治会（災害モニター）から収集する。ただし、災害モニターの情報収集は、自宅等の建物内から見える範囲の河川等の状況とする。

第3款 情報伝達手段の整備

町は、下記の伝達手段等により、住民等に迅速かつ正確に防災情報の伝達を行う。

- 1 防災行政無線（J-ALERT 含む）
- 2 さよう安全安心ネット <http://bosai.net/sayo/>
- 3 佐用チャンネル（データ放送、L字放送含む）
- 4 町ホームページ <http://www.town.sayo.lg.jp/>
- 5 エリアメール等
- 6 公共情報コモンズ
- 7 広報車



さよう安全安心ネット

QRコード

※ 情報収集・伝達については、第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」参照

第7節 防災拠点の整備

町は、防災拠点として広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点が段階的に機能するよう連携を図り、災害時における効果的な救援・救助、復旧活動を実施する。

1 広域防災拠点の配置

広域的な交通上の重要な位置に立地し、大規模災害時には救援・救護、復旧活動等の拠点として、また、備蓄物資の集配送等の西播磨ブロック拠点として、兵庫県西播磨広域防災拠点を広域防災拠点に位置づける。

2 地域防災拠点の配置

広域防災拠点や他地域から派遣される要員や緊急物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能を確保する拠点として、本庁舎、各支所及び西はりま消防組合佐用消防署を地域防災拠点として位置づける。

3 コミュニティ防災拠点の配置

災害時における地域住民の避難所及び防災活動拠点となり、避難と救援の接点としての機能を確保する拠点として、町内の小学校をコミュニティ防災拠点として位置づける。

4 佐用町の防災拠点

区分	施設名	所在地	電話
広域防災拠点	兵庫県西播磨広域防災拠点	上郡町光都	0791-58-2113（西播磨県民局総務企画室総務防災課） 0791-58-0727（広域防災拠点直通）
地域防災拠点	本庁舎	佐用 2611-1	82-2521
	上月支所	上月 787-2	86-0331
	南光支所	下徳久 1004-1	78-0101
	三日月支所	三日月 1110-1	79-2001
	西はりま消防組合佐用消防署	円応寺 233-1	82-3872
コミュニティ防災拠点	町内の小中学校（10箇所）	所在地及び電話番号等は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」	

広域防災拠点、地域防災拠点及びコミュニティ防災拠点の概要は、次のとおりである。

第1款 地域防災拠点の整備・充実

町は、地域防災拠点の整備にあたって、広域防災拠点やコミュニティ防災拠点、災害対策拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。また、災害時における地域の救援・救護、復旧活動が効果的に実施できるよう、地域防災拠点に必要な機能を整備する。

1 機能

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
- (3) 物資、復旧資機材の備蓄施設
- (4) 災害対策本部、医療機関、西はりま消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
- (5) フェニックス防災システムの設置（支援端末含む）
- (6) 非常用発電設備
- (7) 広域避難スペース
- (8) 救急医療、高齢者・障がい者のケア機能との連携等

第2款 コミュニティ防災拠点の整備・充実

町は、コミュニティを中心とした小学校区レベルの単位において、災害時における避難と救援の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備・充実に努める。

1 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地域住民の最も身近なものであり、避難と救援の活動拠点としての役割を果たす。

2 機能

コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 災害時において避難・応急生活が可能な機能
 - ① 避難・滞留空間
 - ② 備蓄施設、備蓄物資（発電機 照明機器など）
- (2) 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
- (3) 情報通信設備
 - ① 防災行政無線（戸別受信機）の設置
 - ② 災害対策本部・地域対策部各地域対策班や他の拠点等との交信が可能な通信設備
- (4) 情報収集するための設備（テレビ、ラジオ、インターネット回線等）
- (5) 救急医療、高齢者・障がい者ケア機能との連携等

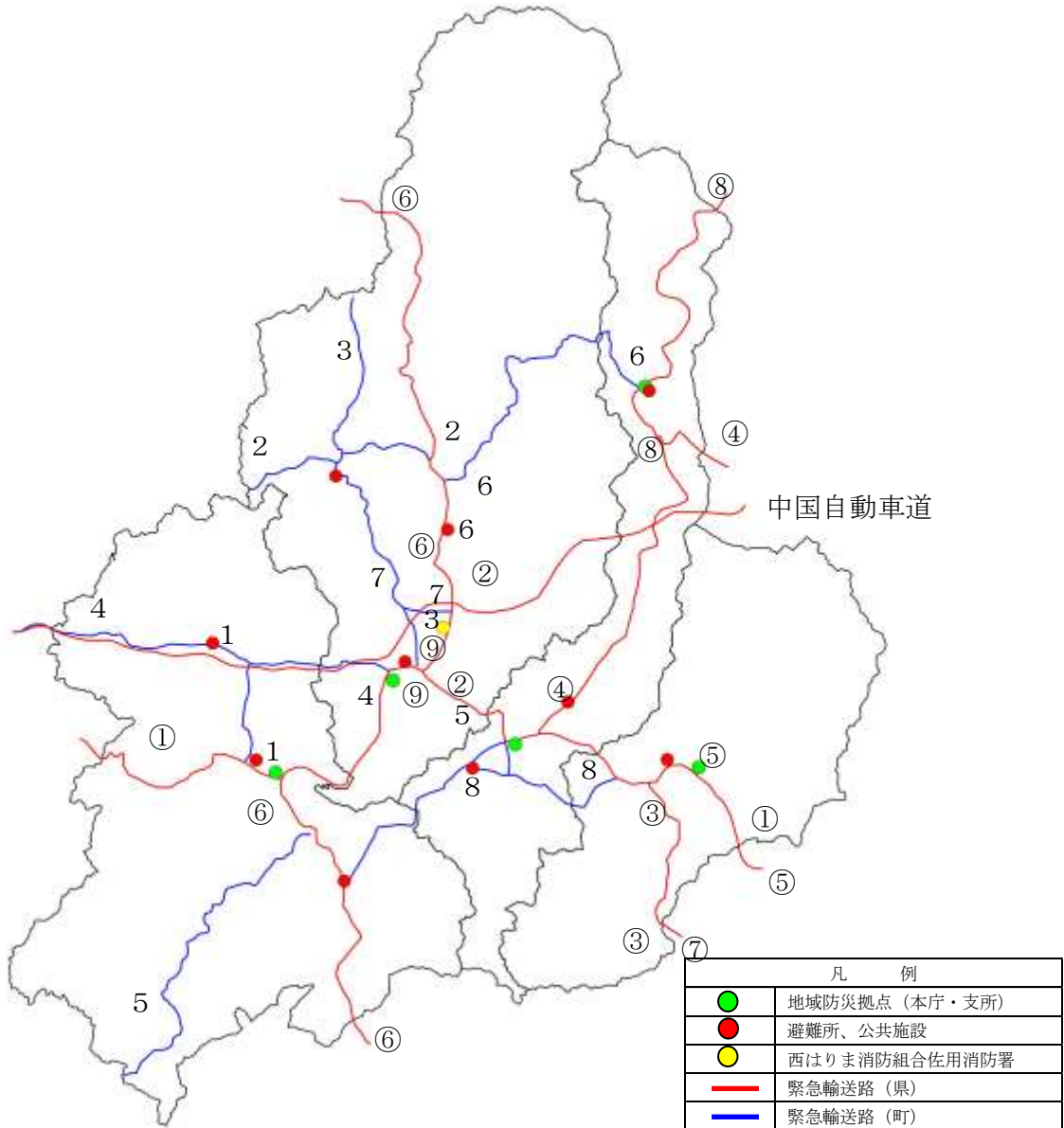
公園、道路、学校等の公共施設が防災拠点と連携してその役割を果たすことがあるため、町はあらかじめ使用可能な施設を検討し、役割を果たすよう整備に努める。

第3款 広域防災拠点との連携

町は、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備にあたって、広域防災拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。

特に、交通ネットワークを確保するため、緊急輸送路と各防災拠点等を連絡する町道の整備を図るとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められるよう、優先的整備を確立しておく。

■災害対策拠点・防災拠点等と緊急輸送路のネットワーク



注) 図中の数字は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第10章「交通・輸送対策」第1「交通・輸送対策」1「緊急輸送路一覧表」を参照。

第8節 防災資機材の整備

町及び防災関係機関は、災害時に必要となる防災資機材等の整備充実を図る。

第1款 被災者用資機材

町は、ブルーシートや仮設トイレなど、被災者用資機材の計画的な整備に努める。

第2款 救助資機材

消防団及び自主防災組織は、チェーンソーや拡声器など、災害時等に使用する資機材を消防団及び自主防災組織単位毎に配置するよう努める。また、消防団及び自主防災組織により必要な資機材や数量等が異なるため、消防団及び自主防災組織の判断で必要な資機材や数量等の確保に努める。

町は、自主防災組織の活動を支援するため、救助資機材の整備充実を図る。また、自主防災組織が資機材を購入する場合、毎年、補助率50%（上限15万円）以内で補助する。

第3款 水防資機材

町、消防団及び自主防災組織は、水防上必要な設備（水防倉庫、資機材等）の確保に努める。各消防分団の資機材を保管する場所は、各分団ポンプ庫を基本とするが、ポンプ庫以外に資機材を保管する必要がある場合、町は水防倉庫の確保に努める。

町及び消防団等は、資機材等について不足分を補充する。このほか、風水害時の作業に当たって必要と考えられる、作業衣（レインコートなど）、ライフジャケット、長靴、ボートなど、水害を想定した装備についても確保するよう努める。

水防倉庫1棟に備蓄する資機材等の県基準はあるが、各消防団分団により必要な資機材や数量等が異なるため、各消防団分団の判断で必要な資機材や数量等の確保に努める。

各消防団分団が、資機材等を購入した場合、町は購入費の一部を補助する。また、無線機、ヘルメット、土のう袋及び砂など、消防団に必要な資機材は町が確保し、各分団に支給する。

町は、自主防災組織が資機材を購入する場合、補助率50%（上限あり）を補助する。また、自主防災組織が世帯台帳を作成し、二つ以上の訓練等を実施した場合、世帯台帳に記載された1世帯につき500円の自主防災組織活動補助金を支給し、自主防災組織の水防資機材等の確保を支援する。

第9節 広域災害災害救急医療システムの整備

町及び防災関係機関は、応急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

第1款 医薬品等の備蓄

町は、災害発生時の緊急医療に供えるため次の対策を講じる。

- 1 各医療機関に医薬品等の備蓄を依頼する。
- 2 発災後3日間程度、診療機能を維持するために特に必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）を医療機関や薬局等と連携し確保に努める。

第2款 災害医療体制等の整備

西はりま消防本部及び町は連携し、災害医療体制を構築するため次の対策を講じる。

- 1 県の広域災害災害救急医療システムとの整合を図りつつ、町域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、県、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備に努める。
- 2 患者の搬送途上において、高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

第10節 ライフライン関係施設との連絡体制等

電話、電気、ガス等の関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策情報を共有する。また、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。

- 1 町は、電話・電気・ガス等の関係機関との連絡体制を確立し、災害時に被害状況、災害対策情報及び復旧情報等の情報共有ができる仕組みの強化に努める。
- 2 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、風水害による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に抑えるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的な整備に努める。
また、重要度の高い基幹施設等について浸水・耐震等の診断を行い、その結果に基づき浸水対策計画及び耐震性強化計画を作成し、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に浸水対策及び耐震化を進める。
- 3 下水道管理者は、災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限に抑えるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的な整備に努める。

第11節 緊急輸送体制の整備

町は、災害発生後、救助・救急・医療活動を迅速に行うため、また、被災者へ速やかに緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送路を定めて交通機能の確保に努める。

第1款 緊急輸送路ネットワークの形成

- 1 緊急輸送路の設定
町は、県が設定する緊急輸送ネットワーク（幹線緊急輸送路、一般緊急輸送路）を踏まえ、地域防災拠点に集められた物資を町内のコミュニティ防災拠点等に送るための緊急輸送路を設定し、輸送路ネットワークを形成する。
- 2 緊急輸送路の維持管理
各道路管理者は、緊急輸送路について日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に緊急輸送路が被災した場合、復旧工事を優先的に実施し、早期の機能回復に努める。

第2款 緊急交通路の確保

町は、緊急自動車の交通路を確保するため、平時から警察署と連携を深め、災害発生時の緊急交通路の確保について連絡・連携体制の構築に努める。

第3款 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

町は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地についてその活用を図り、災害時における航空輸送場所を確保する。

第12節 避難の考え方（避難・避難誘導等）

避難とは文字どおり「難を避ける」ための行動であり、町等が発信する防災情報等を踏まえ、「自らの命は自ら守る」ため、住民がより安全な避難行動を選択することが重要である。町は、災害時における避難行動を安全で円滑に誘導するため、迅速かつ正確な防災情報の発信と併せ、避難の考え方や避難所の設定等について平時から住民に周知するよう努める。

第1款 避難及び避難誘導

大規模災害時、広大な町域における職員による避難誘導は困難であるため、町は住民に対し、平時から避難場所や避難経路をあらかじめ検討して把握するよう周知する。

住民は、あらかじめ自らの避難場所と避難経路を把握しておき、災害時に安全な経路を選択できるよう努める。

避難においては、住民や自治会及び自主防災組織、消防団等が協力し避難誘導に努める。

特に、早い段階での避難の開始が必要な災害時避難行動要支援者に対しては、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、災害時避難行動要支援者を支援する地域支援者が速やかに避難誘導を行う。

※ 避難の考え方は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」並びに、佐用町避難判断マニュアル（H26.4.1運用開始）参照

第2款 避難所の設定

避難所は、避難行動に要する時間や距離、さらには避難生活の拠点ともなるため、概ね小学校区を1つの避難圏域と考え、小中学校等や体育館を避難所としてあらかじめ指定しておく。また、災害の規模や状況に応じ、地区センター等の公共施設の中から選定し避難所にする可能性がある。

※ 指定避難所等は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」参照

1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、一時的に危険を回避するための場所である。町では、小中学校等やその体育館の10箇所を指定緊急避難場所として指定している。なお、避難行動に要する時間や距離から、指定緊急避難場所に移動すること自体が危険な場合、一時的に難を逃れることを目的に、各集落等が危険度の低い地域の集会所等を一時避難所とし、自らの判断で一時避難所に避難することも難を逃れるための有効な手段とする。

ただし一時避難所は、土砂災害警戒区域外及び浸水想定区域外とする。安全な一時避難所が地域内に無い場合、早めに安全な場所（指定避難所や最寄の安全な公共施設など）に避難する。また、火災の延焼などにより一時避難所や指定緊急避難場所が危険な状態になった場合に、各小中学校等の運動場や近隣の田畑等の広い場所とする。

2 指定避難所

指定避難所とは、避難生活が長期に渡るときの生活の拠点場所である。町では、上記指定緊急避難場所と同じ10箇所を指定している。この他、災害の規模や状況に応じ、その他公共施設の中から選定して指定避難所にする可能性がある。

3 福祉避難所

避難所には災害時避難行動要支援者に対応した設備が整っていない箇所もあるため、町は、一般の避難所とは別に、あらかじめ福祉避難所を選定し指定するよう努める。

福祉避難所は、町内で設備の整った社会福祉施設の中から選定するとともに、施設管理者へ理解を求め、協力の得られた施設をあらかじめ福祉避難所として指定しておく。

第3款 避難路の整備

指定緊急避難場所に連絡する道路を避難路として想定し、円滑な避難行動が可能となるよう、道路と水路の境が識別できるような工夫、段差の解消、道路灯設置などの対策に努める。

第4款 避難誘導標識の整備

指定緊急避難場所への方向、距離について、災害時に住民が判断しやすいように標識の設置等に努めるとともに、平時から地域住民への周知徹底を図り、災害時に住民が円滑な避難行動ができるよう支援を行う。

第13節 避難所の整備、運営

町は、災害時において住民の命を守るため、あらかじめ指定する避難所の施設設備を整備するとともに、避難所の管理運営体制についても検討し、円滑な避難所運営ができるよう努める。

第1款 施設、設備の整備

避難所となる施設は、耐震・浸水対策やバリアフリー化の対策を行うとともに、そこが避難所であることが誰にでも分かるよう看板等の設置に努める。

避難所には、災害時においても最低限の住民生活を維持し、避難生活や管理運営を良好に行うことが出来る設備（避難者スペース、ライフラインの確保、備蓄倉庫、物資の備蓄、情報収集機器等）を整備するなど、計画的に施設整備を推進する。

また、小中学校の統廃合に併せ避難所となる施設を検討するとともに、設備等の整備を計画的に推進する。

第2款 避難所管理運営体制の整備

町は、避難所への派遣職員をあらかじめ指定しておく。

避難所派遣職員は、避難所開設の連絡を受けた場合、速やかに避難所を開設する。

避難所の開設期間は、おおむね7日以内とするが、大規模災害時には被害の状況や避難者数等を勘案のうえ、県と協議して開設期間を定める。

町は避難者数や避難所開設期間に応じた職員を配置する。

※ 避難所管理運営体制は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第3款「避難所の開設・運営」参照

第3款 避難所運営組織の育成

町は、自治会、自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど、円滑な避難所運営体制の整備に努め、自主運営体制の確立を図る。

教職員は、災害救助法第2条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害で学校に避難所が開設された場合、7日以内を原則として、避難所運営に従事できる。

第4款 避難所管理・運営マニュアルの普及及び周知

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県の「避難所管理運営の指針（平成25年度版）」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに作成するマニュアルの普及に努め、併せて住民に対して周知徹底を行う。

第5款 避難勧告等判断・伝達マニュアルの整備

町は、避難情報の発令や住民への伝達に資するため、県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（水害・土砂災害編）」を基に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し平成26年4月1日から運用を開始した。この「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に作成するにあたっての浸水想定は、県が千種川流域平均で24時間あたり265mmの大雨が降った場合の浸水状況を、概ね平成21年時点の河川の整備状況でシミュレーションしたものである。今後、河川工事終了後に県が浸水想定の変更や倒壊家屋ゾーンの設定等を基に修正を行う。

第14節 備蓄体制等の整備

町は、災害によって多くの避難者が発生した場合に備え、避難者のために必要な食料、物資等の備蓄、調達・供給体制を整備する。

第1款 基本方針

災害時の食料及び物資の調達については、住民による3日間以上の自主備蓄を基本に、住民による備蓄を補完するものとし、町・県等の備蓄拠点（広域防災拠点・広域輸送拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点）における現物備蓄及び流通備蓄による総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日間の非常物資等を確保することを基本方針とする。

町及び防災関係機関は、次の点を基本に備蓄体制を整備するとともに、標準備蓄量が確保できているか定期的に確認し、その確保に努める。また、事業所等における物資の確保についても啓発する。

- 1 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策、備蓄倉庫の整備等の対策を講じる。
- 2 住民が各家庭や職場で、平時から最低3日分以上7日間分推奨の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。特に、医薬品や医療器具など自らの生命に係る重要な物資、資機材等はあらかじめ備蓄しておく必要がある。
- 3 住民の備蓄を補完するため、被害想定における最大避難者数を基準に、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努める。
- 4 災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。

※ 東日本大震災のような広域災害が発生した場合は、流通備蓄に支障が生じるため、最低7日間の個人備蓄が必要といわれている。平成25年5月、防災対策推進検討会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）においても、家庭備蓄を1週間分以上確保することが基本的方向として報告されている。

■ 支援物資受入れ拠点

支援物資の受入れ拠点は、広域防災拠点及び地域防災拠点などを中心とするが、大規模な災害時には、緊急輸送路や指定避難所までの距離など、受入れ条件を勘案し、適切な施設を支援物資の受入れ拠点とする。ただし、避難所として指定された施設は、支援物資受入れ拠点から除外する。

※ 支援物資受入れ拠点は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第7「飲料水・食料及び物資の供給」18「支援物資受入れ拠点」に記載

第2款 食料

1 備蓄、調達

(1) 食料給与対象者

- ① 避難所等に避難されている被災者
- ② 住家が被害を受け、炊事ができない者
- ③ 病院、宿泊施設等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- ④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

(2) 目標数量

住民、町、県は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努める。

区 分	住民による 備蓄	行政による備蓄（住民による備蓄を補完）	
		町による備蓄	県による備蓄
コミュニティ域又は 小中校区レベル	1人3日分 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 → (現物又は流通在庫備蓄) ↓	
町域レベル		被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	↓
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合 計	3日分	2日分	1日分

(注) 矢印は、不足が生じた場合にカバーする手順を示す。

(3) 品目

備蓄する品目は以下の食料品とすることを基本とする。備蓄にあたっては、高齢者や乳幼児のニーズへの配慮、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外の弁当、パン等の流通食品の調達についても十分配慮する。

- ① 炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、即席めん、育児用調整粉乳等の主食
- ② ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の主食以外の食品等

(4) 方法

町は、小学校区又はコミュニティ単位で被災者2日分（住民による備蓄を補完）の食料を備蓄に努めるが、発災後すぐの対応が必要になることから、きめ細かな単位で直接備蓄をするよう努める。なお、備蓄にあたっては生活物資の確保及び供給に関する協定に基づき、流通在庫備蓄を行う。

※ 物資の備蓄状況は、資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第7「飲料水・食料及び物資の供給」17「備蓄物資一覧表」に記載

※ 第1款「基本方針」にもあるように、備蓄は住民による3日間以上の自主備蓄（東日本大震災以降は家庭備蓄を1週間以上確保することを基本的方向として示している）を基本とし、町及び県は、住民の備蓄を補完する量の備蓄に努める。

2 搬送等

町は、緊急輸送路を活用して指定避難所等に搬送するなど、被災者への食料輸送体制を整備する。

3 備蓄計画

佐用町の備蓄目標等は、次のとおりとする。なお、詳細は佐用町備蓄計画の通りとする。

(1) 備蓄目標

佐用町の指定避難所及びその他施設における食糧・物資などの備蓄は、近隣市町との相互応援及び効果的な防災対応の実現のため、中播磨・西播磨広域防災対応計画に規定された備蓄目標数量を基本とする。

(2) 直接備蓄品目別の目標数量の設定根拠

佐用町の基準数値は、人口の10%の1,927であるが、山崎断層帯地震による避難者が最大であると想定されるため、山崎断層帯地震の基準数値である2,372とする。

(3) 直接備蓄品目の目標数量

基準数値による備蓄目標数値及び山崎断層帯地震想定による備蓄目標数量は町防災計画資料編「直接備蓄品目別の目標数量の設定根拠」により計算したとおりとする。

ただし、保存年や保存期間後の使用用途等により、目標数量を増減するものとする。

※ 主要品目の目標数量は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第7「飲料水・食料及び物資の供給」16「主要品目の目標数量」に記載

(4) 備蓄品目の選定

備蓄品目は、緊急性があり、家屋が全壊、浸水や焼失により避難した住民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間、必要不可欠な食料、生活必需品などを選定する。また、幼児、女性及び高齢者等に配慮した備蓄品目とする。

第3款 生活必需物資

1 備蓄、調達

(1) 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者等とする。

(2) 目標数量

食料の項に準じるが、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮した数量とする。

(3) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる品目について、重点的に取り組むとともに、災害時避難行動要支援者のきめ細かなニーズにも配慮する。

(4) 方法

町は、小学校区単位で備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては生活物資の確保及び供給に関する協定に基づき、流通在庫備蓄を行う。

※ 物資の備蓄状況は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第7「飲料水・食料及び物資の供給」17「備蓄物資一覧表」に記載

2 搬送等

第2款「食料」の項に準ずる。

第4款 応急給水

1 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

2 目標数量

町は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。

■ 給水目標水準

- | | | |
|---------------|------|----------------|
| (1) 災害発生から3日間 | 1人1日 | 3リットル |
| (2) 4日～10日目 | 1人1日 | 3リットル～20リットル |
| (3) 11日～20日目 | 1人1日 | 20リットル～100リットル |
| (4) 21日目以降 | 1人1日 | 100リットル～被災前の水準 |

3 供給体制

- (1) 町は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。
- (2) 町は、災害時における関係機関との情報連絡や、指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、訓練や演習を行い、その結果をふまえて給水資機材、応急給水マニュアル等の充実を図る。
- (3) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく、ブロック内市町間の災害を想定した訓練等に参加し、その結果を踏まえて供給体制の充実強化に努める。

第5款 医薬品

第2編「災害予防計画」第2章「災害対策に関する事前の備え」第9節「広域災害災害救急医療システムの整備」を準用する。

第6款 物資の供給体制

町は、緊急輸送路を活用した、被災者への食料、生活必需品等の供給体制を整備する。

広域的な物資の受入れについては、県の西播磨広域防災拠点（上郡町）等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制の連携構築に努める。

町は、被災者への食料、生活必需品等の受入、搬送及び配布についてのマニュアルを作成し、訓練等を踏まえ、随時マニュアルを更新していく。

第15節 被災宅地危険度判定制度の体制整備

二次災害の防止・軽減及び被災宅地の円滑な復旧を図るため、被災宅地危険度判定制度の普及に向けた体制整備を行う。

第1款 危険度判定実施体制の整備

町は、県と協力して、被災宅地の危険度判定実施体制の整備に努める。

第2款 判定資機材の備蓄

町は、県と協力して、判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

■ 備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール（一般のヘルメットに貼る「応急危険度判定士」と記載されたシール）、腕章、住宅地図 など

第3款 実施計画

町は、県と協力して、被災宅地危険度判定の実施体制の整備に努める。

1 実施主体

町が危険度判定を実施する場合は、判定業務実施マニュアルに基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。

2 対象

豪雨等により被災した宅地を対象とする。

3 実施方法

実施本部、支援本部及び判定士は、判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制をとり、危険度判定を実施する。

4 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

第16節 被災建築物応急危険度判定制度の体制整備

町は、水害や地震等により被災した建築物の倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

1 危険度判定実施体制の整備

町は、県及び建築団体等と協力して、被災建築物応急危険度判定協議会における、地域内の連携及び相互体制の整備に努める。

2 判定資機材の備蓄

町は、県と協力して、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

■ 備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール（一般のヘルメットに貼る「応急危険度判定士」と記載されたシール）、腕章、住宅地図 など

第17節 家屋被害認定士の育成

町は、多くの被災者支援制度において、町が発行するり災証明書が用いられていることを踏まえ、今後発生する災害における調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施をできるように、家屋被害認定士を育成する。

第1款 家屋被害認定士の育成

町は、家屋被害認定調査の迅速化と判定方法の統一化を図るため、家屋被害認定士制度を活用し、家屋被害認定士の増員及び育成に努める。

第2款 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制

町は、他市町で災害が発生した場合、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の速やかな応援・派遣ができるよう体制づくりに努める。

第18節 災害時避難行動要支援者対策の強化

町は、災害時避難行動要支援者避難支援プラン（以下、「避難支援プラン」という。）に基づき、気象や河川水位等必要な情報を迅速かつ的確に把握し災害から自らの身を守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な行動をとることが困難な人（一般的には、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、難病者、外国人等（以下、「要配慮者」という。))のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「災害時避難行動要支援者」という。）の避難支援に関する事前準備と体制づくりを推進し、災害時の安否確認や避難誘導等が円滑にできるように支援する。

平時から要配慮者の把握を行い、災害時避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、自治会及び自主防災等を中心に災害時避難行動要支援者の避難支援対策の強化を図る。

第1款 災害時避難行動要支援者の対象範囲

町は、災害時避難行動要支援者の対象範囲について、要配慮者で家族等の支援も十分に得られない状況にある在宅の方のうち、次に掲げるかたを対象とする。

1. 災害時避難行動要支援者対象範囲

- | |
|---|
| <p>①単独世帯又は、高齢者のみ世帯で、介護度認定者（要介護認定において、要介護度3以上の認定を受けている者）</p> <p>②単独世帯又は、高齢者のみ世帯で、認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ～M判定を受けている者</p> <p>③単独世帯又は、高齢者のみ世帯で、障がい高齢者の日常生活自立度ランクB～C（寝たきり）判定を受けている者</p> <p>④単独世帯又は、高齢者のみ世帯で、身体障害者手帳第1種を所持する者</p> <p>⑤単独世帯又は、高齢者のみ世帯で、療育手帳Aを所持する者</p> <p>⑥単独世帯又は、高齢者のみ世帯で、精神障害者保健福祉手帳を所持する者</p> <p>⑦自ら又家族・親族及び関係者から申し出のあるもの（以前の要支援プラン申請者等）</p> <p>⑧その他、町長が名簿登載を必要と認める者（重症者等）</p> |
|---|

※施設入所者については、原則として当該施設の職員などの対応とします。

また、単独世帯又は、高齢者のみ世帯には、「世帯分離」をしているかたなど、実際は同居家族がいる世帯は含まれません。ただし、町では住民基本台帳の家族状況を基本としており、実際の家族状況を把握できないため、本人や家族、自治会等の情報により、災害時避難行動要支援者名簿の修正を行う。

第2款 災害時避難行動要支援者名簿の記載内容

町は、災害時避難行動要支援者について名簿を作成する。

1. 名簿の記載事項

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

2. 作成にあたって内部情報の利用について

町長は、災害時避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する。

3. 作成にあたって外部情報の利用について

町長は、災害時避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求める。

第3款 災害時避難行動要支援者名簿の利用及び提供

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）及び児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第六十四号）に定める民生委員・児童委員、社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

また、町は災害の発生若しくは、発生するおそれがある場合において、災害時避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。（災害対策法第49条11項）

第4款 名簿情報を提供する場合における名簿情報の漏えいの防止

町は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る災害時避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

又、名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る災害時避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第5款 個別計画の作成

災害時避難行動要支援者は、支援を受ける為に必要事項等を示した「個別計画」をあらかじめ作成し、災害時の円滑な避難が行えるように備えておく。

第6款 情報伝達及び速やかな避難

災害時避難行動要支援者を支援する地域支援者、自治会及び自主防災組織は、町が発令する避難に関する情報（避難準備・高齢者等避難開始）を入手したときは、直ちに自らが担当する災害時避難行動要支援者本人又はその家族へ連絡を試み、災害の状況を説明して避難準備を進め、災害時避難行動要支援者の速やかな避難を促す。

第7款 気づきマップ及び防災マップとの連携

自治会、自主防災組織において作成されている「気づきマップ」及び「防災マップ」について、要支援情報を併せて掲載するとともに、情報が更新された場合、速やかに気づきマップの更新を行う。

第19節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

町及び社会福祉協議会は、大規模災害が発生し、支援・救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合に向け、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。

第1款 ボランティア関係団体との協議・連携

町及び社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援を行うため、災害ボランティアセンターの設置・運営にかかわる町ボランティア連絡会、日赤奉仕団、災害ボランティア登録者等と定期的に「防災ネットワーク会議」を開催し、平時から相互にコミュニケーションを図り、「顔の見える関係」の構築を図る。

第2款 災害ボランティア支援体制の整備

町及び社会福祉協議会は、職員に対し、災害ボランティア活動に関する知識の向上や活動支援能力の習得を図るとともに、住民に対する普及を図るための各種研修、講演会を実施する。

防災訓練等に災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を組み込む。

災害ボランティアセンターコーディネーターの養成及び資質向上を目的とした講座や講習会の開催に対して、積極的に支援を行う。

第20節 水防対策の充実

町は、水害発生を未然に防ぐための予防措置、被害の軽減に向けた事前対策を推進する。

第1款 水防計画の作成

町は、洪水等による災害を軽減するため、町内の河川等に対する水防上必要な事項を定めた水防計画を作成する。

第2款 浸水想定区域における避難対策

町は、水位周知河川において県がシミュレーション計算した浸水想定図に基づき、避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所など、円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定める。

第3款 住民への周知

町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として、図面表示等にまとめた洪水ハザードマップを作成し、周知を図るため住民に全戸配布を行う。

第4款 各課の業務及び計画

災害対応以外の行政分野については、災害の影響を考慮する意識が高いとはいえ、防災対策の点検も防災担当課の業務という認識から先送りされがちである。しかし、災害により一つの行政分野でも滞れば、住民の生活に大きな影響を及ぼすため、起こり得る災害に備え、各課の計画及び業務について、「防災」の観点からの点検を行い、この点検結果を踏まえ、防災対策の充実・見直しを、優先順位をつけて着実にやっていくよう努める。

特に、都市計画・治水・道路等を担当する建設課、治山・ため池等を担当する農林振興課、人事管理・庁舎管理・ICT等を担当する総務課、災害時避難行動要支援者を担当する健康福祉課等は、ハザードマップ等の情報から、日常の計画の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第5款 道路等への標識板等の整備

道路管理者（県及び町）は、道路の冠水や土砂災害による事故を未然に防止するため、道路情報表示版、浸水標識板や土砂災害標識版などの整備を図り、自動車移動者等に浸水や土砂災害の危険があることの周知に努める。

特に、他市町から進入してくる自動車移動者等は、移動している場所にどのような危険があるのか分からないため、自動車移動者等に見えるように大きさや蛍光色等に配慮した標識板の整備に努める。

第21節 土砂災害対策の充実

町は、土砂災害を未然に防ぐための予防措置、被害の軽減に向けた事前対策を推進する。

第1款 土砂災害に対する警戒避難体制

町は、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域に対し、警戒避難体制の考え方について以下の項目のとおり定める。

- 1 地域の気象、被害情報の収集
- 2 土砂災害に関する予報又は警報の発表及び伝達
- 3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告に関する基準

第2款 土砂災害に関する避難情報の伝達

町は、土砂災害に関する住民への情報伝達方法をあらかじめ定め、避難準備・高齢者等避難開始又は、避難勧告発令の基準に達する場合、防災行政無線等で住民へ伝達する。

第3款 住民への周知

町は、土砂災害危険箇所、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として、図面表示等にまとめた土砂災害ハザードマップを作成し、周知を図るため住民に全戸配布を行う。

第4款 住民の行動

土砂災害に対する住民の行動は、減災の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても命が失われないことを最優先に「安全な場所への避難」を基本とする。特に深層崩壊は、通常の土砂災害と比較し被害規模が大きくハード対策は困難であるため、「安全な場所への早期避難」を基本とする。

第 2 2 節 要配慮者利用施設の避難確保対策

第 1 款 要配慮者利用施設管理者の責務（避難確保計画策定及び訓練実施）

地域防災計画（資料編）第 2 編「災害予防・応急対策計画」第 3 章「情報の収集及び伝達」第 3 「情報の収集、連携、調査等」 1 「関係機関の連絡先一覧表」で定める浸水想定区域内に設置されている要配慮者利用施設の管理者等は、水防法 15 条の 3 及び土砂災害防止法により、自衛水防組織の設置に努め、避難確保計画の策定及び訓練の実施をしなければならない。また、浸水想定区域外に設置している要配慮者利用施設についても、起こりうる災害を想定し、避難確保計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。

町は、要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の策定及び訓練の実施について実効性のあるものとするため支援を行う。

各小中学校学校が作成する防災マニュアルについては、避難確保計画を兼ねるものとする。

第 2 款 要配慮者施設への連絡体制の充実

町と要配慮者利用施設で平時から災害時の情報伝達方法や避難に関して確認を行う。

第23節 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）は、阪神・淡路大震災で学んだ教訓「助け合い」の大切さを生かし、兵庫県が条例に基づき実施する信頼の制度であり、「自助」「公助」の限界を埋める「共助」の仕組みで平成17年9月に創設された。

平成21年台風第9号災害で制度創設以来初めて共済制度の給付を行い、佐用町で181戸（計3億5千万円以上）が給付され、住家被害を受けられた方の復興への大きな力となった。（給付状況は平成24年11月30日時点）

町は、平成21年台風第9号災害でその効力を発揮した兵庫県住宅再建共済制度の重要性を再認識し、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、加入を促進するため、さらなる広報活動に努める。

あわせて、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を推進する。

第1款 制度の概要

- 1 対象は県内の住宅所有者（加入者）
- 2 制度には住宅再建共済制度と家財再建共済制度がある。
また住宅再建共済制度の一部損壊特約が平成26年8月1日から開始。
- 3 共済負担金は住宅再建共済制度が住宅1戸につき年額5,000円、家財再建共済制度が年額1,500円、住宅再建共済制度（一部損壊特約）年額500円※一部損壊特約のみの加入はできません。
- 4 給付金は以下のとおり

(1) 住宅再建共済制度

給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊、大規模半壊、半壊で建築・購入	600万円
補修給付金	全壊で補修	200万円
	大規模半壊で補修	100万円
	半壊で補修	50万円
居住確保給付金	全壊、大規模半壊、半壊で建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居した場合など	10万円
一部損壊給付金	一部損壊（損害割合10%以上20%未満）	25万円

(2) 家財再建共済制度

給付金の種類	給付対象	給付金額
家財再建共済給付金	住宅が全壊で家財を補修・購入	50万円
	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35万円
	住宅が半壊で家財を補修・購入	25万円
	住宅が床上浸水で家財を補修・購入	15万円

第3章 住民参加による地域防災力・減災力の向上

平成21年台風第9号災害の教訓を踏まえ、近年の予測が困難な災害には「自らの命は自ら守る（自助）」、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」ことの重要性が再認識された。

自然災害はなくすことはできないが、事前に備えることで被害を最小限に抑えることができるため、町は住民の理解と協力を得られるよう、意識啓発、訓練の支援等を行うとともに、住民においても地域の防災力を高める取り組みを推進する。

第1節 住民及び職員への防災・減災に関する普及啓発の推進

住民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、意識の高揚を図るため、防災学習の推進に関する事項について定める。

第1款 住民に対する防災意識の啓発

町は、住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災意識の啓発に努める。

第2款 住民に対する防災知識の普及

町は、防災知識を普及するため、以下の取り組みを推進し、住民の防災意識の高揚を図る。

1 周知方法

- (1) 広報さようへの掲載
- (2) パンフレットによる普及
わが家の防災マニュアル、平成28年作成佐用町ハザードマップ（冊子型）等
- (3) 防災に関する講演会や講習会
- (4) 町ホームページ掲載や洪水ハザードマップ配布による普及
- (5) さよう安全安心ネットの登録PR
- (6) 「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」等の活用

2 周知内容

- (1) 町の防災対策
- (2) 災害に関する知識と過去の災害事例
- (3) 災害に対する平時の心得
 - ① 気象情報など風水害の知識
 - ② 避難情報の種類とレベル
 - ③ 避難の心得
 - ④ 非常時持ち出し品チェックリスト
 - ⑤ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用伝言板」の活用等）
 - ⑥ 応急救護等の習得
 - ⑦ 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
 - ⑧ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低3日分 7日間推奨）
 - ⑨ 自主防災組織の育成
 - ⑩ 災害時避難行動要支援者及び外国人への配慮
 - ⑪ ボランティア活動への参加 など

(4) 災害発生時の心得

- ① 災害発生時にとるべき行動
- ② 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- ③ 救助活動
- ④ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集
- ⑤ 避難場所での行動
- ⑥ 自主防災組織の活動
- ⑦ 自動車運転中及び旅行中等の心得 など

第3款 地域版防災マップ（気づきマップ）の作成

災害の発生と拡大を防止するためには、自ら住んでいる地域が災害に対してどのような危険性や弱点があるのかを事前に把握しておくことが重要である。

1 町の役割

町は、地域住民にその重要性を十分に説明し、住民が自らの足で地域を歩き、危険箇所の確認や避難行動時のルート等の再確認を行うことを支援する。

2 住民の役割

住民は、集落や隣保単位で子供や高齢者等などを含めたみんなが参加し、自分たちの地域を実際に調べて、災害の発生を想定し、災害時に安全な避難ができるよう備えておく。

3 住民によるマップの作成

実際に歩いて把握した避難場所や避難ルート、危険箇所等を記載した地域版防災マップを住民の手づくりで作成することによって、地域で災害に備えることを話し合う機会が生まれるなど、地域における防災力をさらに向上させることができる。

第4款 災害モニター制度の創設

災害発生時、広い町域では各地域の詳細な状況を町が単独で把握することは困難であることから、災害時の各地域の状況を地域の住民が報告する「災害モニター制度」を創設し、運用する。

災害モニターは、地域における河川や道路などの状況について町に伝えることとし、町は水位計や雨量計がない地域における貴重な現地情報として情報を収集し、的確な災害対応に努める。

第5款 職員が習熟すべき事項

職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努める。

- 1 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
- 2 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
- 3 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- 4 関係法令の運用
- 5 災害発生原因についての知識
- 6 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等

町は、町防災計画を基本に、災害応急対策に係る災害対策本部運営マニュアル及び防災対策マニュアルの整備など、職員に対し災害時の各自の行動の周知徹底に努める。

第6款 防災リーダー講座への参加

町は、地域防災力の向上を目指し、自主防災組織リーダー及び住民等に、防災リーダー講座への参加を促進する。

第7款 学校における防災教育

1 教育委員会の取り組み

町（教育委員会）は、防災教育連絡会議等を開催し、学校における防災教育の推進を図る。

(1) 防災教育連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。

- ① 避難所指定に関わる学校と町・自主防災組織との連携強化について（「学校における避難所運營業務及び町への移行手順に係る留意事項（案）」策定）
- ② 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について
- ③ 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について
- ④ 新たな防災教育実施上の課題の整理と調整について

(2) 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

- ① 一般教職員への研修会の参加促進
- ② 防災教育推進指導員養成講座への参加促進

2 各学校の取り組み

各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。

(1) 学校における防災教育の充実

- ① 緊急時にも適切に対応できる実践的態度や能力などを育成
- ② 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進
- ③ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材の開発などに努め、「総合的な学習の時間」などを活用した効果的な指導の展開
- ④ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通じた実践的指導力の向上

(2) 学校防災体制の充実

- ① 「災害対応マニュアル」の作成、見直し
- ② 学校が避難所となった場合を想定した、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練等の実施
- ③ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施

(3) 心のケアの充実

- ① 教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実
- ② 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施
- ③ 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家及び関係機関等との連携強化

第8款 防災上重要な施設の職員等に対する教育

防災上重要な施設の災害予防責任者（施設管理者）は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図ること。

※「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

第2節 自主防災組織の育成強化

平成21年台風第9号災害時、自主防災組織等による地域の防災力が、被害を抑えるための大きな役割を果たすことが再確認された。「自分たちの地域は自分たちで守る」との考えのもと、地域の防災力を高めるための自主防災組織の育成、充実強化を推進する。また、防災計画等（活動計画）を地区防災計画とし、町防災会議に対して計画に関する提案（計画提案）を行うことができる。町は、その計画を防災会議で審議を行い、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

第1款 方針

町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図る。その際、町は組織運営・管理について、消防機関等は活動面について密接に連携、協力する。

また、町は、自治会長、民生委員・児童委員等との協力体制を構築する。

住民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

第2款 重点地区

町は、24年度から自主防災組織の再編成や自主防災組織活動補助金を創設し、自主防災組織の育成に取り組んでいるが、組織の再編成状況に地域差があるため、次のような地区を重点的に、自主防災組織の育成に努める。ただし、限界集落など自主防災組織を組織化できない地域では、自治会の規模に応じた組織（安全な場所への避難を行う避難班、町に情報を伝達する情報班のみの自主防災組織など）や、組織を広域化するなど工夫する必要がある。

- 1 自主防災組織が組織化されていない地域
- 2 限界集落など組織化できない地域
- 3 危険が高い地域（浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内など）
- 4 過去に災害で被害が甚大であった地域

第3款 活動

自主防災組織の参加者は、町と協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行う。また、防災計画等（活動計画）を地区防災計画とし、町防災会議に対して計画に関する提案（計画提案）を行うことができる。町は、その計画を防災会議で審議を行い、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

1 防災計画の内容

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法 など）
- (3) 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画 など）
- (4) 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法 など）
- (5) 救出・救護に関すること。（活動内容、消防及び医療機関への連絡 など）
- (6) 避難に関すること（避難の指示の方法、災害時避難行動要支援者への対応、一時避難場所、避難路、避難誘導 など）
- (7) 避難生活に関すること。（避難場所、避難所の運営協力 など）
- (8) 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し など）
- (9) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法 など）
- (10) 救援物資の需要把握及び配分に関すること。（ニーズの把握 など）

2 自主防災組織の編成

(1) 自主防災組織内の編成

情報班（巡視等による情報の収集・関係機関等への連絡など）、消火班、救出・救護班、避難及び避難誘導班、物資班（給食・給水、物資の搬入・配分、ニーズの把握など）など

※ 自主防災組織の規模に応じた編成と任務分担とする。

(2) 編成上の留意事項

- ① 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
- ② 水防班、がけ崩れの巡視班等、地域の実情に応じた対応
- ③ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
- ④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

3 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動は、以下の活動について、自治会単位で行うことを基本とし、小学校区単位（コミュニティ単位）で連携するなどの仕組みの強化が必要である。

(1) 平時の活動

消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努める。

- ① 防災に関する知識の向上
- ② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- ③ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ等）
- ④ 家庭における防災予防上の措置
- ⑤ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- ⑥ 避難所・医療救護施設の確認
- ⑦ 避難経路の確認
- ⑧ 防災資機材の整備、管理
- ⑨ 防災訓練の実施等
- ⑩ 個人備蓄の啓発 など

(2) 災害発生時の活動

消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努める。

- ① 負傷者の救助
- ② 地域住民の安否確認
- ③ 情報の収集・伝達
- ④ 避難誘導、避難生活の指導
- ⑤ 給食・給水、物資の搬入・配分、ニーズの把握
- ⑥ 近隣地域への応援
- ⑦ 救援物資の需要把握及び配分 など

第4款 育成強化対策

町及び西はりま消防本部は、町内全域における自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動の活性化を支援する。その際、女性や若者の参画促進やリーダー育成に努める。

1 自主防災組織は、行動計画を作成し、構成員に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。また、町及び西はりま消防本部は、その活動を支援する。

- (1) 啓発資料の作成
- (2) 各種講演会、懇談会等
- (3) 情報の提供
- (4) 各コミュニティへの個別指導・助言（第2款「重点地区」）
- (5) コミュニティごとの訓練、研修会
- (6) 顕彰制度の活用
- (7) 活動拠点施設の整備

2 自主防災組織の活動は、自治会単位で行うことを基本とするが、小規模な集落では単独の自主防災組織結成が難しいため、小学校区単位（コミュニティ単位）で連携するなどの仕組みの強化に努める。

第5款 安全・安心コミュニティ・ファイル

町は、県から配布された「安全・安心コミュニティ・ファイル」づくりの支援に努める。ただし、自治会ごとに防災マップや気づきマップ、自主防災組織の世帯台帳及び名簿情報台帳などの作成に取り組んでおり、これらの台帳等が「安全・安心コミュニティ・ファイル」を兼ねる。

第3節 消防団の育成強化

平成21年台風第9号災害時、地域住民の避難誘導や道路通行規制など、消防団の果たした役割は大きくその存在が再認識された。「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えのもと、地域の防災力を高めるための消防団の育成、充実強化を推進する。

第1款 方針

- 1 消防団員の確保は少子高齢化により困難な状況にあること、若年層の消防団活動は他市町への就労により困難な状況にあることや、町の消防団員数は他市町と比較し多いことから、人口や若年層の人口比率等による定数の見直しを行う。また、退団する消防団員が自主防災組織のリーダーなどとして活動することにより、たとえ消防団員が減少しても自主防災組織を育成し、地域防災力の向上を図ることを町の基本方針とする。
- 2 町は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、消防機関組織（消防団）の充実を図る。
- 3 消防団は、消防組織法第1条の規定に基づき、水火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減するほか、災害等による疾病者の搬送を適切に行うことを任務とする。
- 4 消防団の機能を継続的に確保し、さらなる充実強化を図るため、消防団の育成強化対策を推進する。

第2款 活動

消防団は、災害発生時における警戒巡視、避難誘導、避難情報の伝達、救助・救出活動のほか、平常時においては、訓練や広報活動に従事する。なお、活動にあたっては、町、自主防災組織を始めとする防災関係機関と緊密な連携をとって任務を遂行する。

- 1 災害防御活動（土のうの手配、土のう積み等）
- 2 地域の情報収集
- 3 町・自治会及び自主防災組織との情報連携
- 4 避難誘導
- 5 交通規制にかかる誘導
- 6 避難情報の伝達
- 7 救出・救助活動
- 8 平常時の応急手当の普及指導
- 9 警戒活動
- 10 広報活動 など

なお、上記活動を行う上で必要となる各装備や設備については、計画的に配備を行う。

第3款 育成強化対策等

1 消防団員の確保

消防団活動を担う消防団員数の減少は全国的な傾向であり、消防団組織における最大の課題となっており、消防団員確保の考え方は、第1款「方針」のとおりとする。

2 育成強化対策

町、消防団及び西はりま消防本部は、災害発生時に地域防災の中核を担うことが期待される消防団機能のさらなる充実強化を図るため、以下の対策・支援を行う。

- (1) 西はりま消防本部は、消防団が災害を想定した実践的な訓練への支援を図る。
- (2) 町及び消防団は、円滑な消防団活動を行うための資機材の充実及び車両の更新を計画的に推進する。
- (3) 消防団は、災害時に効果的な消防団活動を行うため、平時から常備消防、自主防災組織等との連携を推進する。
- (4) 町及び消防団は、効率的な消防団活動を行うための消防分団の再編を図る。
- (5) 消防団は、他消防団と平時からの連携体制構築を図る。
- (6) 消防団は、災害時における消防団の地域での即応体制の重要性の啓発を図る。

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

企業等が災害時に果たす役割及び防災活動の推進に向けた対応について定める。

第1款 災害時に企業が果たす役割

町内の企業等は、次の役割を果たす。

- 1 生命の安全確保
- 2 物資等の確保
- 3 被災従業員への支援
- 4 二次災害の防止
- 5 事業の継続
- 6 地域貢献・地域との共生

第2款 企業の平常時対策

町内の企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努める。(なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の作成だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。)

〔事業継続計画（BCP）〕

企業が災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画

- 1 事業継続計画の作成
- 2 防災計画の作成
- 3 防災組織の育成
- 4 防災訓練の実施
- 5 地域の防災訓練への参加
- 6 防災体制の整備
- 7 復旧計画の作成
- 8 各計画の点検・見直し等

また、町は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや、必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

第3款 事業所の防災組織

町内の企業は防災体制を整備・充実させる。

また、町及び西はりま消防本部は、防災組織の育成指導及び防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。

1 対象施設

- (1) 多数の者が利用する施設（宿泊施設、病院等）
- (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取扱施設）
- (3) 多数の従業員が働く事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

2 防災計画の作成

- (1) 予防計画
 - ① 予防管理組織の編成
 - ② 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
 - ③ 消防用設備等の点検整備
- (2) 学習訓練計画
 - ① 防災学習
 - ② 防災訓練
- (3) 応急対策計画
 - ① 応急活動組織の編成
 - ② 情報の収集伝達
 - ③ 出火防止及び初期消火
 - ④ 避難誘導
 - ⑤ 救出救護

3 防災組織の活動

- (1) 平時
 - ① 防災訓練
 - ② 施設及び設備等の訓練整備
 - ③ 従業員等の防災に関する教育の実施
- (2) 災害時
 - ① 情報の収集伝達
 - ② 出火防止及び初期消火
 - ③ 避難誘導
 - ④ 救出救護

第4章 減災のための防災基盤の整備

「減災」の視点に立った防災基盤の整備、強化を進める計画を推進する。

第1節 防災基盤・施設等の整備

地域防災力の強化に向けた防災基盤・施設等の整備について定める。

第1款 防災基盤整備事業計画

町は、本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備を要する場合は、整備事業計画を策定し、事業を促進する。

また、町は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定にあたり、あらかじめ県と協議する。

■ 防災基盤整備事業の概要

区 分	事 業 例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、防災情報通信施設 等
消防広域化対策事業	市町の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設 等

第2款 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

第2節 水害防止施設等の整備

河川の氾濫及びため池の堤防決壊、土砂災害による災害防止を図るための対策について定める。

第1款 河川施設の整備

町は、県が実施する千種川や佐用川を始めとする河川改修整備事業に協力する。

第2款 内水（川に排水できずに氾濫した水）の排除対策の推進

町は、台風や集中豪雨等による、慢性的な内水による被害を防止するため、排水機場（排水ポンプ場）の新設や増設に努め、関係機関にも要請していくとともに、町が委託を受けている緊急内水（川に排水できずに氾濫した水）排水施設の管理を行う。

第3款 総合的な治水対策の推進

町（建設課等）は、県が推進するため池の貯留や、学校・公園などを利用した貯留施設による流出抑制策など、洪水対策を河川のみならず、流域に降った雨が河川に流出しにくい仕組み作りを進め、流域全体で防災力の向上を図る総合治水対策に協力する。

第4款 超過洪水対策の推進及び減災対策

県及び町は、甚大な被害が発生した平成21年台風第9号災害に対して千種川緊急河道対策等のハード整備を実施するとともに、計画規模（1/17確立）を超える台風第9号災害と同規模の降雨が発生した場合に床上浸水被害が残る佐用川沿いの2地区（真盛、大願寺）に対し、「輪中堤、二線堤」の超過洪水対策（浸水被害軽減対策）を推進する。

また、ハード整備には限界があるため、治水対策に適合した土地利用の規制や誘導及び建築の規制について現地実態に即した減災対策を検討する。

第5款 ため池施設の整備

町は、ため池管理者に対し、県が行う点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導に協力する。

また、豪雨等によるため池施設の被害を防止するため、県が実施するため池等整備事業に協力する。

第6款 砂防・治山施設の整備

町は、県が実施する砂防・治山事業に協力するとともに、町が行う治山等の町単独事業を推進する。

町は、土砂災害警戒区域の公表と併せ、危険箇所の把握と住民への説明を行い、土砂災害発生に備えた避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告発令の考え方についてあらかじめ住民に周知しておく。

また、森林自身が有する国土保全機能を再認識し、近年の森林や中山間地域の荒廃などを踏まえ、住民の協力や参画に基づく健全な森林環境の維持及び創造の推進に努める。

第3節 地盤災害の防止施設等の整備

地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するため、及び二次災害を防止するために必要な整備について定める。

第1款 砂防設備の整備

1 砂防事業の推進

町は、土砂の流出による被害を防止するため、県が実施する砂防設備の整備等に協力する。

2 土石流危険溪流等の把握と住民への周知徹底

町は、県実施の土石流危険溪流等に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害危険箇所図の住民への閲覧及び住民への周知に協力する。

3 土石流防止対策の普及啓発

町は、県実施の砂防指定地等の点検指導及び「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心とした防災思想の周知徹底と防災体制の整備推進に協力する。

町内の土石流危険溪流等は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」に示す。

第2款 地すべり防止施設の整備

1 地すべり対策事業の推進

町は、地すべりによる被害を防止するため、県が実施する地すべり防止施設の整備等に協力する。

2 地すべり危険箇所の把握と住民への周知徹底

町は、県実施の地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害警戒危険箇所図の住民への閲覧及び住民への周知に協力する。

3 地すべり防止対策の普及啓発

町は、県実施の地すべり災害を未然に防止するための「豊かなむらを守る月間」及び「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心とした、地すべり防止区域の点検指導、防災思想の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。

町内の地すべり危険箇所、地すべり防止区域等は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」に示す。

第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備

1 急傾斜地崩壊対策事業の推進

町は、急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県が実施する急傾斜地崩壊防止施設の整備等に協力する。

2 急傾斜地崩壊危険箇所等の把握と住民への周知徹底

町は、県実施の急傾斜地崩壊危険箇所等に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、急傾斜地崩壊危険箇所図の住民への閲覧及び住民への周知に協力する。

3 急傾斜地崩壊危険箇所等の普及啓発

町は、県実施の「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心とした防災思想の周知徹底と防災体制の整備推進に協力する。

町内の急傾斜地崩壊危険箇所は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」に示す。

第4款 治山施設の整備

1 治山事業の推進

山崩れ等による被害を防止するため、町は県と協力して治山施設の整備等を進める。

2 治山施設の点検

町は、県が実施する地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するための毎年6月の危険地区を中心とした治山施設等の点検に協力する。

3 山地災害危険地区における住民への周知徹底

町は、土砂災害警戒区域、山地災害危険地区、土砂災害危険箇所等を土砂災害ハザードマップ等の印刷物で住民に周知する。

町内の土砂災害警戒区域、山地災害危険地区、土砂災害危険箇所等は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」に示す。

第5款 土地改良施設の整備

町は、県実施による防災機能を持つ農地・農業水利施設等の整備、災害に強い農村を創るための土地改良施設の整備に協力する。

第6款 宅地造成等の規制等

宅地造成に伴うがけ崩れ又は土砂の流出等の災害を予防するため、宅地造成工事に対する規制計画を実施し、災害の発生を防止する。

町は、梅雨及び台風期に備えて、県が実施する危険宅地のパトロール及び関係者に対する防災措置の指示に協力する。

本町では、宅地造成等規制法第3条第1項の宅地造成規制区域に指定されている地域が5,908haあり、この地域では特に適正な宅地造成工事を指導育成するとともに、宅地造成工事に伴う宅地の保全のため、関係機関の指導により防災に努める。

■ 宅地造成工事規制区域の指定状況

地域	指定面積
佐用	2,795ha
上月	1,305ha
南光	749ha
三日月	1,059ha

※ 昭和48年・建設省告示第843号

第7款 災害危険区域対策の実施

1 災害危険区域の指定

町は、県及び住民との協議により、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を、県に要請する。

2 危険住宅の除却又は移転

町は、(建築基準法第39条に基づく)災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助し、国、県は、町の補助額の3/4を負担する。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費

- ① 限度額 780千円
- ② 助成区分 国 1/2、県 1/4、町 1/4

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費

- ① 限度額 4,060千円(土地を取得しない場合 3,100千円)
- ② 年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成
- ③ 助成区分 国 1/2、県 1/4、町 1/4

第5章 災害の教訓と継承

甚大な被害を受けた平成21年8月9日の台風第9号災害を決して忘れず、その経験を踏まえ、今後あらゆる災害に対し強固な防災力を維持して高めていくことや災害の教訓を全国に発信し、災害を風化させることなく後世へ継承する。

第1節 平成21年台風第9号災害の教訓と継承

平成21年の台風第9号災害で、住民の尊い命とかけがえのないものを失った事実を踏まえ、佐用町災害検証委員会での議論を経て町に提出された「佐用町防災力強化への90項目の提言」を未曾有の被害を受けた町の使命として確実に実行する。

また、二度と同じような大きな被害を生じることのないよう、町は不断の努力を行うとともに地域住民等の理解と協力を得て、住民の命と財産を守るために万全を期すことが不可欠である。

そのため、平成21年台風第9号の教訓を踏まえ、町と住民が地域の安全を守るために知恵を絞り、議論し、汗をかいて佐用町の防災力を高めるための方策を確立して着実に推進するとともに「8.9は決して忘れない」思いを持ち、痛ましい災害の事実を風化させることなく、後世へ継承しなければならない。

第1款 佐用町災害検証委員会の提言

災害対策本部体制の改善への提言

- 【提言 1】 地域防災計画・水防計画の見直しと職員活動マニュアルの整備が必要である。
- 【提言 2】 コアメンバーによる災害対応の判断・決定体制の構築が必要である。
- 【提言 3】 災害対策本部会議構成員に地域代表等の参画を得ることが適当である。
- 【提言 4】 限られた人員で適切で効果的な災害対応を行うため、災害対策本部組織の見直しが必用である。
- 【提言 5】 地域の情報を収集する住民による「災害モニター（仮称）」の設置などを検討する必要がある。
- 【提言 6】 災害の態様ごと等、きめ細かに配備基準を定めることが望ましい。
- 【提言 7】 平時の勤務先や職務、業務量等を勘案した、災害時の職員配置に見直すことが必要である。
- 【提言 8】 職員への連絡体制の徹底と適切に参集状況を把握することが必要である。
- 【提言 9】 災害対応職員の確保と役場退職者などによる支援体制など、体制の充実が必要である。
- 【提言10】 災害対応職員の健康管理を適切に行うことが必要である。

平時の防災体制の改善への提言

- 【提言11】 防災・危機管理担当組織の設置が必要である。
- 【提言12】 専任の防災担当職員の配置が必要である。
- 【提言13】 職員に対する防災研修を積極的に行うことが必要である。
- 【提言14】 実践的な防災訓練を実施することが必要である。

防災拠点施設の改善への提言

- 【提言15】 庁舎の浸水対策を図ることが必要である。
- 【提言16】 災害対策事務室の確保が必要である。
- 【提言17】 災害に備えて防災情報機器を集中設置することが適当である。
- 【提言18】 非常用電源の整備が必要である。

【提言 1 9】 フェニックス防災システム端末の支所への設置と機能の有効活用が必要である。

消防団の体制・活動の改善への提言

【提言 2 0】 消防団員の確保対策が必要である。

【提言 2 1】 洪水時の救助活動を行うための資機材が必要である。

自主防災組織の体制・活動の改善への提言

【提言 2 2】 地域防災力の向上のため自主防災組織の強化が必要である。

【提言 2 3】 自分の命は自分で守る自助意識・地域の安全は地域で守る共助意識の啓発が必要である。

【提言 2 4】 地域と町が災害情報を共有するための仕組みづくりに取り組む必要がある。
防災関係機関内の情報共有の改善への提言

【提言 2 5】 関係機関との情報共有のための体制整備が必要である。

【提言 2 6】 災害対策を行う職員及び県などの関係機関との連絡の徹底が必要である。

広域応援体制の改善への提言

【提言 2 7】 各関係機関への速やかな派遣要請が必要である。

【提言 2 8】 広域的な応援体制の一層の充実強化が必要である。

【提言 2 9】 支援要請に関する事務を担当する部署を明確にする必要がある。

【提言 3 0】 家屋被害認定士などの育成、確保が必要である。

【提言 3 1】 民間企業、災害関係 N P O などとの応援協定を拡充することが必要である。

防災資機材の備蓄の改善への提言

【提言 3 2】 防災資機材の備蓄計画を策定する必要がある。

【提言 3 3】 防災資機材の備蓄場所の分散が必要である。

【提言 3 4】 住民による被災後 3 日分の食料等の備蓄を周知する必要がある。

【提言 3 5】 食料や生活必需品を円滑に配布できる仕組みづくりが必要である。

義援金、支援物資の対応の改善への提言

【提言 3 6】 義援金募集にあたっては、積極的に広報活動を行う必要がある。

【提言 3 7】 被災地のニーズに合った支援物資の調達ができるよう、十分な広報が必要である。

【提言 3 8】 物流事業者と連携した被災者ニーズに合った支援物資の調達、確保や民間ノウハウを活かした輸送体制の構築などに取り組むことが必要である。

【提言 3 9】 平時から、支援物資の配布体制等を検討しておくことが必要である。

【提言 4 0】 支援物資は、必要とする個々の被災者に行き渡るよう配布することが望ましい。

町からの避難勧告等の発信の改善への提言

【提言 4 1】 情報機器をより有効活用した観測情報の収集が必要である。

【提言 4 2】 気象台の予報官などとの電話連絡を密にし、より詳細な情報の収集が必要である。

【提言 4 3】 町内の各地域の情報をきめ細かく収集し、分析するための仕組みと人材の養成が必要である。

【提言 4 4】 避難勧告等の発令の方針を明確にし、住民の理解を得ておくことが必要である。

- 【提言 4 5】 対象範囲を細分化して避難勧告等を出すことが望ましい。
- 【提言 4 6】 避難勧告等の放送の内容を工夫する必要がある。
- 【提言 4 7】 避難勧告等以外にも、住民の避難や防災活動等を支援するため、きめ細かな情報発信が必要である。
- 【提言 4 8】 自治会では、町からの情報や集落の状況に基づき、集落内放送をすることが望ましい。
- 【提言 4 9】 町から発信する防災情報やハザードマップに関する住民への周知啓発が必要である。町からの避難勧告等の伝達の改善への提言
- 【提言 5 0】 住民などに迅速・確実に情報を伝達できるよう、既存の情報伝達機器をより有効に活用する必要がある。
- 【提言 5 1】 新たな情報伝達手段の導入について検討する必要がある。
- 【提言 5 2】 各種情報機器の操作に習熟した職員の養成が必要である。

地域における情報伝達の改善への提言

- 【提言 5 3】 住民は、防災情報に日頃から注意する必要がある。
- 【提言 5 4】 戸別受信機の整備・管理及び使用方法の周知を徹底する必要がある。
- 【提言 5 5】 地区遠隔端末装置（集落内放送）の未設置箇所の解消を図ることが望ましい。
- 【提言 5 6】 自治会は、平時から集落内放送の操作に習熟する必要がある。
- 【提言 5 7】 地域における避難誘導體制の見直しが必要である。
- 【提言 5 8】 消防団及び自主防災組織において、住民の避難誘導などを行う体制を強化することが望ましい。
- 【提言 5 9】 水害など災害の態様に合わせた住民の避難訓練が必要である。

地域における住民の避難行動の改善への提言

- 【提言 6 0】 水害時の安全性を高めるためには、住民一人ひとりが、それぞれの状況に応じた安全な避難方法を判断できることが望ましい。
- 【提言 6 1】 水害時の安全な避難の考え方を、住民に周知する必要がある。
- 【提言 6 2】 指定避難所の安全性を災害ごとに、明示する必要がある。
- 【提言 6 3】 各家庭や地域では、それぞれに適した避難場所・経路について日頃から話し合っておく必要がある。
- 【提言 6 4】 避難場所への安全な避難のため、施設や避難経路の整備を図ることが望ましい。
- 【提言 6 5】 屋外避難においては、早期の行動が必要である。

災害時要援護者への支援の改善への提言

- 【提言 6 6】 地域による災害時要援護者マップの作成が必要である。
- 【提言 6 7】 災害時要援護者に関する事前の情報収集と情報共有が必要である。
- 【提言 6 8】 地域全体で災害時要援護者を支援する仕組みを構築する必要がある。
- 【提言 6 9】 災害時要援護者に対する避難準備情報等を迅速・的確に伝達する必要がある。
- 【提言 7 0】 災害時要援護者施設と緊急避難の支援体制の構築を図る必要がある。
- 【提言 7 1】 災害時要援護者の避難生活支援のため、町内の福祉施設を活用できるよう、協定を締結しておくことが望ましい。

自動車移動者への情報伝達と誘導の改善への提言

- 【提言 7 2】 各関係機関で交通に関する情報連携を行うことが必要である。

- 【提言 7 3】 災害時における高速道路から危険地域への流入車両の抑制のため、関係機関による協力体制を平時から構築しておく必要がある。
- 【提言 7 4】 地域において、危険個所への車両流入を抑制できるよう、取り組みを強化することが望ましい。
- 【提言 7 5】 町から自動車移動者等へ防災情報を発信するため、新たな情報伝達手段の導入を検討する必要がある。
- 【提言 7 6】 水害時における車での移動の危険性を周知する必要がある。

避難所の設置・運営の改善への提言

- 【提言 7 7】 住民の安全な避難場所を確保するため、指定避難所を迅速に開設する体制の整備が必要である。
- 【提言 7 8】 浸水対策や非常用通信機器など、避難所施設の整備の充実が必要である。
- 【提言 7 9】 避難所運営マニュアルの見直しが必要である。
- 【提言 8 0】 避難所の運営体制の構築が必要である。
- 【提言 8 1】 避難所への連絡体制を見直す必要がある。
- 【提言 8 2】 避難所での避難者の健康管理に配慮する必要がある。

町と町社会福祉協議会による災害 VC の開設・運営、及びこれに対する応援の体制の改善への提言

- 【提言 8 3】 平時から行政、町社協、関係機関・団体とのネットワークの強化を図る必要がある。
- 【提言 8 4】 災害ボランティア活動に係る意識啓発と災害ボランティアをコーディネートできる人材の発掘、育成、訓練などを実施することが望ましい。
- 【提言 8 5】 災害 VC 本部(または支部)は、活動場所にアクセスしやすく、かつ安全性が確保された場所に設置するとともに、災害対策本部と緊密な連携がとれる環境を整備する必要がある。
- 【提言 8 6】 災害ボランティア活動の安全衛生環境を確保するため、保健・医療・福祉関係者などが、災害 VC と連携して活動することが望ましい。

災害 VC の運営と福祉支援活動との関係改善への提言

- 【提言 8 7】 平時から、災害によって福祉支援を必要とする人に生じる新たな生活・福祉的課題(支援需要)への対応を検討しておく必要がある。
- 【提言 8 8】 災害時にも介護サービスの提供を維持できる体制を構築する必要がある。

その他の被災者支援活動等の改善への提言

- 【提言 8 9】 地域内で災害ボランティア活動に取り組めるようボランティアの活動環境の整備を図る必要がある。
- 【提言 9 0】 専門的スキルを活かした支援活動を受け入れる体制を検討しておく必要がある。

第2款 提言の着実な推進と台風第9号災害の教訓の継承

1 提言の着実な実現

町は、佐用町災害検証委員会から提出された「佐用町防災力強化への90項目の提言」を着実に実現するため、庁内に提言推進プロジェクト委員会を設け、プロジェクト委員の各リーダーを中心に提言実現の進行管理を行った。

提言推進プロジェクト委員会では、実現に向けた課題と解決方策、実施時期を定めるなど、早期に全ての提言項目が実現できるよう職員が一丸となってその推進に取り組んだ。

町では、提言推進プロジェクト委員会で協議された内容を今後も継続的に実施する。

2 教訓の継承

町は、平成21年台風第9号災害の経験と教訓から、あらゆる災害が発生しても被害を未然に防ぐ方策や被害を最小限に抑えることに努力するとともに、被災自治体の責務として災害の教訓を後世並びに全国の自治体に継承していく必要がある。

全国各地で開催される防災に関するシンポジウム等には積極的に参加するなど、災害の経験と教訓を幅広く全国に発信していくほか、佐用チャンネルによる災害記録番組や災害記録誌を作成し「8.9は決して忘れない」思いを持ち続け、痛ましい災害の事実をいつまでも風化させることなく、後世へ継承していく。

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

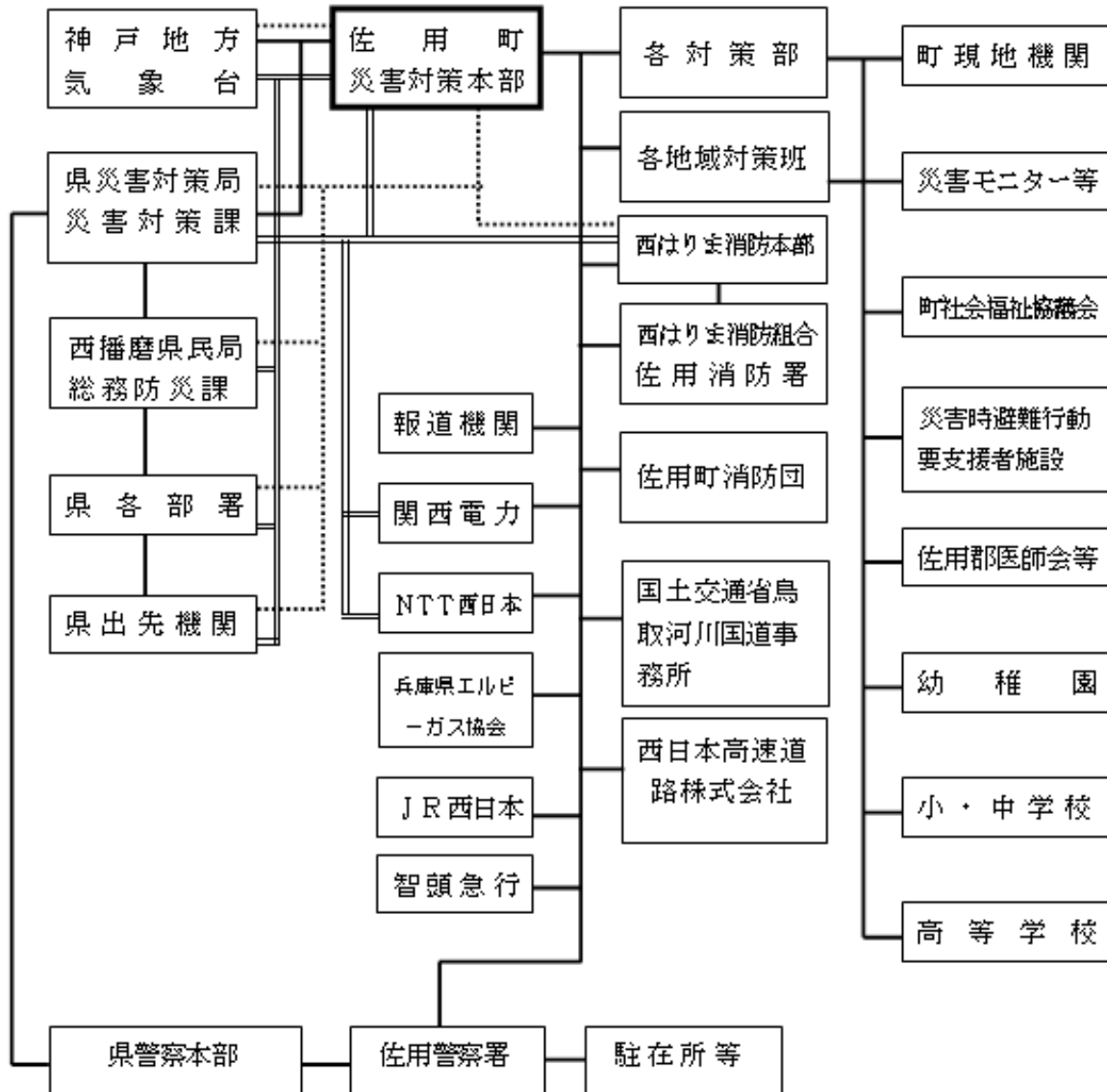
災害応急対策計画（風水害編）は、次の考え方を基本方針とする。

第1節 迅速な災害応急活動体制の確立

〔実施機関：町（全対策部）、西はりま消防本部 など〕

災害応急活動を迅速に展開するため、町及び防災関係機関等の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制について定める。

■ 防災関係機関等の情報伝達体制図



—— 有線（電話・FAX）

..... 兵庫衛星通信ネットワーク

—— 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

※ 現地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村 など

※ 西はりま消防組合佐用消防署は、町と連携し災害対応にあたる。

第2節 円滑な災害応急活動の実施

〔実施機関：町（全対策部）、西はりま消防本部 など〕

災害応急対策を円滑に行うため、速やかに体制を整え、また、災害の状況に応じて重点的に実施すべき事項を的確に判断して迅速に対処することが必要である。災害応急対策の流れを示すと次のとおりである。

■ 災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動期 (発災前)	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員待機 ・警戒体制 ・災害警戒本部の設置 ・災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報及び河川水位情報等の収集・災害対策要員の確保・防災資機材の確保・通信手段、情報網の確保 ・重要水防箇所等の監視・地域情報の収集(災害モニター等)・情報の整理、分析・防災情報、気象情報の伝達・災害時避難行動要支援者等の安全確保対策の実施・避難所の設置、運営・避難者対策の実施・避難勧告等の発令・報道機関への防災、災害情報等の発信・通行規制等交通の確保対策の実施 など
初動期 (発災後)		<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集・伝達・県、他市町及び自衛隊への応援・派遣要請・報道機関への災害情報提供及び報道の要請・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・安否確認、行方不明者の捜索・水防活動等被害拡大防止活動の実施・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 など
応急期 (発災後) 1日～1週間	災害の規模、態様及び時間経過に応じ、適切な対応体制の整備を図る。 <div style="text-align: center;"> ↓ 継続実施 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・車の撤去、確保・緊急輸送路の確保等緊急輸送対策の実施・被害箇所の調査・各種相談窓口の設置・被災者への生活救援対策の実施・県、他市町応援及び自衛隊の受入及び後方支援・災害ボランティアの受入・農林、土木施設等応急復旧の実施(二次災害防止)・健康対策の実施・感染症対策等保健・衛生対策の実施・遺体の火葬等の実施・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施・被害家屋調査・公共土木施設等被災箇所の調査・愛玩動物の収容対策・広報活動の実施 など
復旧期 (発災後) 1週間以降	<div style="text-align: center;"> ↓ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明の発行及び台帳の作成・災害見舞金等の支給・被災者生活再建支援等の実施・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施 など

継続実施

第2章 組織及び配備等

町の風水害発生時等の防災組織等について定める。

※「災害体制及び職員配備マニュアル」及び「町配備計画」参照

第1節 組織の設置

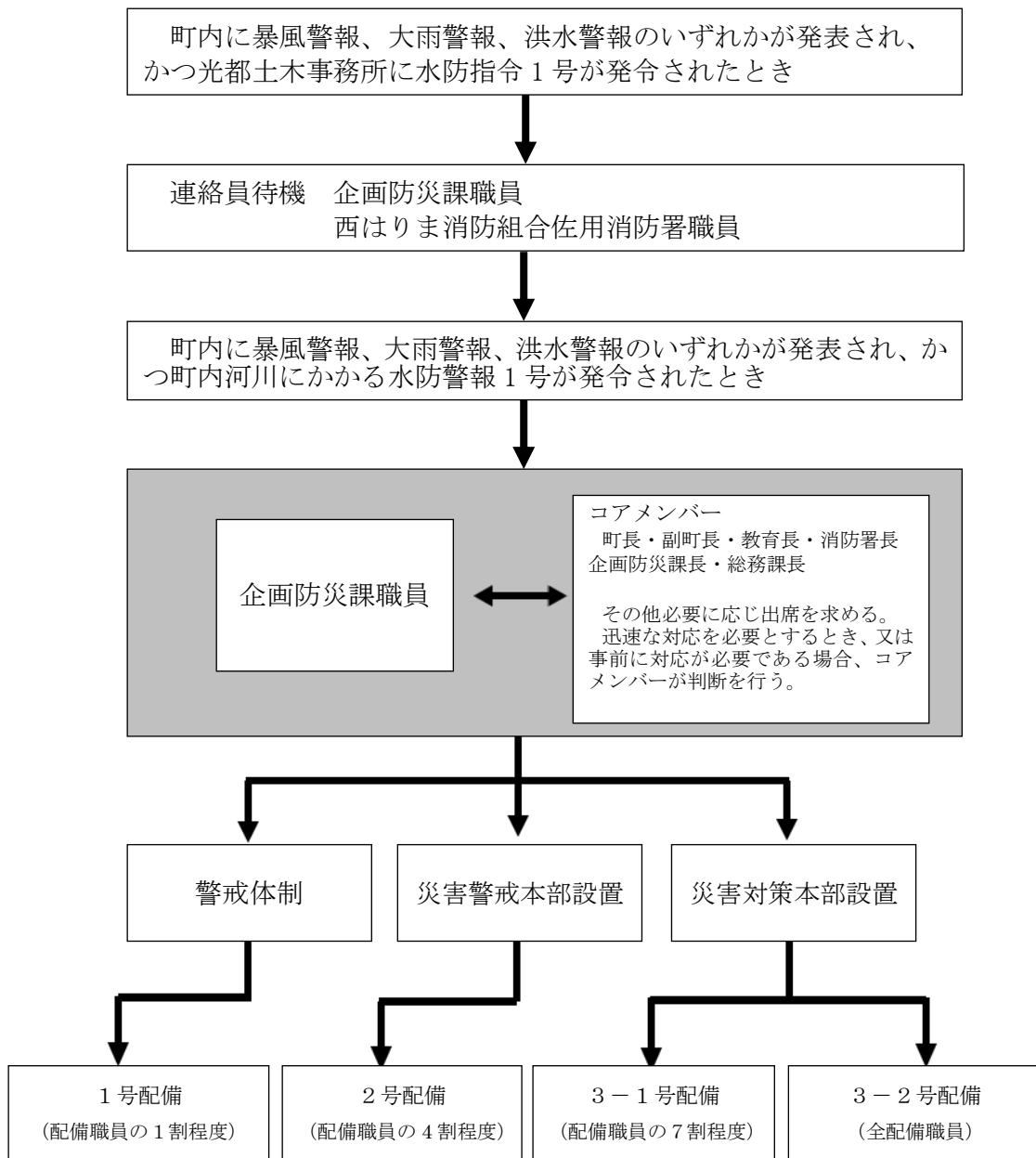
[実施機関：町（全対策部）]

町において災害が発生し又は発生する恐れのある場合の組織体制について定める。

1 組織体制及び職員配備

災害が発生し又は発生する恐れのある場合、状況に応じて次の組織体制及び職員配備により、災害警戒及び応急対応にあたる。

■ 組織体制及び職員配備図



※ 配備職員とは、各対策部の事務分掌中の業務に対応する人員の割合であり、初動期・応急期・復旧期で配備人員は異なる。

■ 組織体制基準及び職員配備基準

組織体制	組織体制基準	配備	配備人員
連絡員待機	<input type="checkbox"/> 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令 1 号が発令されたとき	連絡員 配 備	企画防災課職員 西はりま消防組合 佐用消防署職員
警戒体制	<input type="checkbox"/> 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防警報 1 号が発表され、1 時間後の水位予測等から水防警報 2 号が発表されると予測され、かつ水防警報 2 号発表予測後も降雨が予測されるとき <input type="checkbox"/> 風水害等により小規模の被害が生じる恐れがあるとき <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表されることが予測されるとき <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めたとき	1 号 配 備	配備職員の 1 割程度
災害警戒 本部体制	<input type="checkbox"/> 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、1 時間後の水位予測等から氾濫注意水位（警戒水位）に達すると予測され、かつ氾濫注意水位到達予測後も降雨が予測されるとき <input type="checkbox"/> 風水害等により中規模の被害が生じる恐れがあるとき <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めたとき	2 号 配 備	配備職員の 4 割程度
災害対策 本部体制	<input type="checkbox"/> 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、1 時間後の水位予測等から避難判断水位に達すると予測され、かつ避難判断水位到達予測後も降雨が予測されるとき <input type="checkbox"/> 風水害等により大規模の被害が生じる恐れがあるとき <input type="checkbox"/> 地域別土砂災害危険度の 1 時間後予測及び 2 時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めたとき	3-1 号 配 備	配備職員の 7 割程度
	<input type="checkbox"/> 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、1 時間後の水位予測等から避難判断水位に達すると予測され、かつ水位予測等から氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると予測されるとき <input type="checkbox"/> 風水害等により大規模の被害が生じる恐れがあるとき <input type="checkbox"/> 地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を越え、かつ 1 時間後予測及び 2 時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認めたとき	3-2 号 配 備	全配備職員

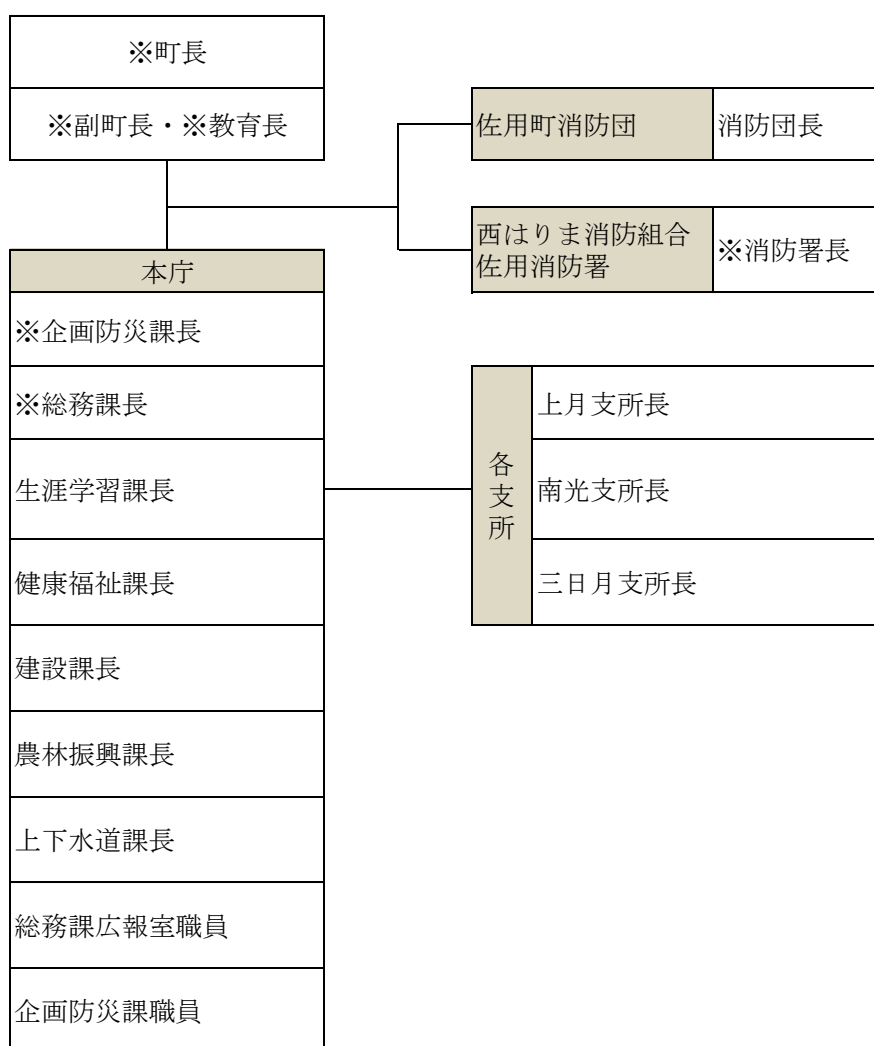
(1) 連絡員待機

名 称	連絡員待機
設置基準	町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報、のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号が発令されたときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。

(2) 警戒体制

名 称	警戒体制
設置場所	各 課
組織構成	警戒体制は、警戒体制構成図のとおりとする。 副町長、教育長、課長、支所長、西はりま消防組合佐用消防署長は、地域の状況等を踏まえ、それぞれの立場から町長の判断に必要な助言を行う。
主な業務	1 情報の収集（河川水位情報、県・气象台との連絡等） 2 住民等からの照会に対する対応 3 道路、橋梁、河川等の情報収集 4 各地域の状況調査 5 排水施設の管理及び運転 ※ 迅速な対応を必要とする場合には、コアメンバーが判断を行う。

■ 警戒体制構成図



※コアメンバー 迅速な対応を必要とするとき、又は、事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。
構成委員（コアメンバー含む）は、必要に応じ召集する場合がある。

(3) 災害警戒本部体制

名 称	災害警戒本部
本 部 長	町 長
設 置 場 所	本庁第一庁舎西館 2 階防災会議室 (予備施設：上月支所、三日月支所、西はりま消防組合佐用消防署)
組 織 構 成	災害警戒本部の組織構成は、組織構成図（別図 1）のとおりとする。
災害警戒本部設置の通知	災害警戒本部を設置したときは、地域対策部各地域対策班や出先機関に対し、災害警戒本部設置を連絡する。また、速やかに県に対しフェニックス防災システム等でその旨を通知する。
本部会議の開催	本部長は、災害に備えるための対策を決定するため、本部会議を開催する。 災害警戒本部会議の組織構成は、町防災計画資料編 第 2 編「災害予防・応急対策計画」第 2 章「組織及び配備等」第 1「組織の設置」4「災害警戒本部会議及び災害対策本部会議構成員」のとおりとする。 ※ ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。
本部会議の報告事項	■ 災害警戒本部会議での報告事項例 ・職員の参集状況及び活動状況、消防団員の参集状況及び活動状況、被害状況、河川状況、今後の気象予測 など
本部会議の協議・決定事項	■ 災害警戒本部会議での協議事項例 ・河川水位予測等による対策の検討、住民や報道機関への情報提供などの対応、災害警戒箇所の警戒巡視、所管施設の警戒巡視及び予防措置、軽微な被害への応急対策、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告の発令、災害警戒本部の廃止、災害対策本部設置 など ※ 迅速な対応を必要とする場合には、コアメンバーが判断を行う。 ※ 「災害警戒本部会議及び災害対策本部会議運営マニュアル」参照 ※ 災害警戒本部会議の報告・協議・決定事項は、町防災計画資料編 第 2 編「災害予防・応急対策計画」第 2 章「組織及び配備等」第 1「組織の設置」5「災害警戒本部の協議・決定事項」のとおりとする。
廃止基準	本部長は、災害対策本部を設置したとき、被害が発生しなかったとき、又は事態が終息したときは、災害警戒本部を廃止する。

(4) 災害対策本部体制

名 称	災害対策本部	
本 部 長	町 長	
設 置 場 所	本庁第一庁舎西館 2 階防災会議室（予備施設：上月支所、三日月支所、西はりま消防組合佐用消防署）	
組織構成	<p>災害対策本部の組織構成は、災害警戒本部・災害対策本部組織図（別図 1）のとおりとする。</p> <p>なお、本部長は、県、自衛隊、緊急消防援助隊、警察等の広域応援を受け入れた場合は、各機関からそれぞれ 1 名以上本部連絡員として災害対策本部に派遣することを要請し、関係機関との連携の強化を図る。</p> <p>副本部長、各対策部長、班長は、地域の状況等を踏まえ、それぞれの立場から本部長の判断に必要な助言を行う。</p>	
災害対策本部設置の通知	<p>統括部は、災害対策本部を設置したときは、職員のほかに次の機関等にも防災行政無線、フェニックス防災システム、電話、メール、町ホームページなどを利用してその旨を通知する。</p> <p>■ 本部設置の通知先</p> <p>住民・兵庫県災害対策局災害対策課・兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所・NEXCO西日本福岡高速道路事務所・NEXCO西日本津山高速道路事務所・国交省鳥取河川国道事務所・佐用警察署・佐用町社会福祉協議会・近隣市町（宍粟市・上郡町・たつの市・美作市）など</p> <p>■ フェニックス防災システムによる通知</p> <p>対策本部を設置したときは、速やかに県に対しフェニックス防災システムでその旨を通知する。</p>	
事務分掌	<p>災害対策本部の事務分掌は、町防災計画資料編 第 2 編「災害予防・応急対策計画」第 2 章「組織及び配備等」第 1「組織の設置」8「災害対策本部の事務分掌」とおりとする。（平時における対応も兼ねる）</p>	
	統 括 部	<p>体制及び配備、本部会議の運営、気象予報・警報・防災情報等の収集及び伝達、情報の分析及び報告、避難勧告等の伝達、情報伝達手段の活用（防災行政無線・エリアメール等・さよう安全安心ネット・佐用チャンネル・町ホームページ等）、報道機関への情報発信、消防団の出動要請、災害（警戒）対策本部の設置及び廃止、防災関係機関との連絡調整、防災資機材の調達、警戒区域の設定、県等への災害報告、災害の撮影記録、災害救助法の適用申請事務、災害広報、災害検証、災害復興計画、記録誌の作成など</p>
	総務対策部	<p>職員の参集及び活動、車両の移動、情報機器の確保、スタッフ管理（健康管理含む）、情報収集（災害モニター・佐用地域自治会・住民 など）、情報の整理、人の安否確認及び捜索等、自治会等との連絡調整、応援要請の動員計画、県及び他市町への応援要請及び後方支援、自衛隊への派遣要請及び後方支援、災害情報の整理及び情報共有、家屋被害調査及びり災証明書発行、り災届出証明書発行、車両の撤去及び確保、高速道路免除申請証明書の発行、警備、国及び県への要望等、財政計画、災害応急工事の契約等、義援金（義援金配分委員会含む）、被災者への租税等減免、県援護金、町議会対応、視察対応 など</p>

名 称	災害対策本部	
事務分掌	生活対策部	現地機関等の情報収集、食料及び物資の供給、支援物資の募集及び広報活動、帰宅困難者対応、町営住宅災害対策、仮設トイレ、し尿の緊急汲取り、廃棄物処理、防疫対策、応急仮設住宅、住宅の応急修理、風呂の無料開放、一時宿泊所、生活救済（死亡弔慰金・災害見舞金・災害援護資金・被災者生活再建・事業所見舞金・経営円滑化貸付等）、遺体の火葬等、被災者の保険料免除及び観光施設等との連絡調整及び情報伝達など
	教育対策部	情報収集（避難所・小中学校等）及び連絡調整、避難所の開設及び運営、避難所避難者の確認、炊き出し、学用品の給与、応急教育、こころのケア相談、被災児童生徒の生活救済、文化財の被害調査及び復旧対策 など
	医療健康対策部	社会福祉施設（介護保険施設等）・医療機関との連絡調整及び情報伝達、避難者の体調管理、救急医療活動、医療・助産活動、災害医療支援の受入及び調整、こころのケア相談、健康対策（巡回健康相談・訪問指導・巡回栄養相談・職員の健康管理等）、食品衛生対策、感染症対策 社会福祉施設等との連絡調整及び情報伝達、聴覚障がい者等への情報伝達、社会福祉協議会との連絡調整、災害時避難行動要支援者支援など
	建設農林対策部	巡回活動、応急対策（通行止め等）、排水対策、関係機関との連絡調整、道路情報伝達・対応連絡会との連絡調整及び対応、交通確保対策（応急工事・迂回路の設定等）、建築資機材の調達等、緊急輸送路の確保、伝染病予防、被害農林業者への資金融資等、災害調査及び査定 など
	上下水道対策部	情報収集（中央監視システム、住民等）、災害応急対策、排水対策、協定に基づく他市町への応援及び後方支援、給水対策、住民及び自治会等との連絡対応、上下水道施設の応急・復旧対策、下水道施設を利用したし尿処理協力 など
	地域対策部	情報収集（災害モニター・住民・自治会等）、一時避難者の報告、防災資機材の調達、庁舎管理、避難所の応援、情報伝達、食料及び物資等の配給の応援、住民票及び戸籍謄（抄）本等の発行、バックアップ体制 など
	消防団本部	消防団の出動及び解散、消防団との連絡調整、警戒活動、水防活動、避難誘導、救出救助活動、広報活動 など
事務分掌	小 中 学 校	児童生徒の安全確保、児童生徒の避難及び報告、児童生徒の応急教育、被災児童生徒の応急対応、児童生徒のこころのケア、避難所運営の応援、施設管理 など
	保 育 園	園児の安全確保、園児の避難及び報告、応急保育、被災園児の応急対応、施設管理 など
	西はりま天文台公園	入園者・宿泊者の安全確保、入園者・宿泊者の避難及び報告、園内・道路の安全確認及び侵入車両対策、予約者対応施設管理など
	朝 霧 園	入所者の安全確保、入所者の避難及び報告、災害応急対策及び報告、災害時避難行動要支援者の受入れ、施設管理 など
	子育て支援センター	安全確保、避難及び報告、施設管理 など
	笹ヶ丘荘 南光自然観察村等	宿泊客等の安全確保、宿泊客等の避難及び報告、被災者等の一時受入れ、施設管理 など

名 称	災害対策本部
業務継続 目標	<p>災害時における非常時優先業務の業務継続目標は、「町業務継続計画」のとおりとし、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」9「非常時優先業務の業務継続目標」に業務及び目標時間を示す。</p>
本部会議の 開催	<p>本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。</p> <p>災害対策本部会議の組織構成は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」4「災害警戒本部会議及び災害対策本部会議構成員」のとおりとする。</p> <p>必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民局、佐用警察署、佐用町社会福祉協議会、自治会、自衛隊、関西電力、日本赤十字社等の出席を求めることができる。</p> <p>※ 初動期は随時、応急・復旧期は状況に応じ、時刻を定めて開催する。</p> <p>※ ただし、緊急時には出席を求めない場合がある。</p>
本部会議の 報告事項	<p>■ 災害対策本部会議での報告事項（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の気象状況、今後の気象状況、現在の雨量及び河川水位、今後の雨量及び河川水位予測、施設の状況、災害モニター・自治会・住民からの情報、パトロールによる道路状況、連絡会による道路状況、災害応急対応（交通規制、迂回路、応急工事 など）、安否確認、ライフラインの状況、公共交通機関の状況、救急医療活動状況、人命救助・救出活動状況、消防団活動状況、各小中学校の状況、指定避難所の状況、一時避難所の状況、社会福祉施設等の状況、現地機関等の状況、人的被害の状況、行方不明者の状況、避難者の状況、健康対策、感染症対策、住家被害の状況、り災証明書発行の状況、道路被害の状況、ライフラインの被害状況、各対策部の活動状況、自治会の活動状況、医療・助産活動状況、各小中学校の状況、各保育園の状況、生活救済等、県・他市町の応援、自衛隊の派遣 など
本部会議の 協議・決定 事項	<p>■ 災害対策本部会議での協議事項（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整、避難所等の開設及び閉鎖、避難勧告等の発令及び解除、関係機関への情報伝達、報道機関への災害情報等の発信、自衛隊派遣要請依頼、県及び他市町への応援要請、臨時ヘリポートの開設、食料・物資・飲料水の供給、災害ボランティアセンターの設置、救急医療活動、救助・救出対策、健康対策、災害時避難行動要支援者対策、行方不明者の対応、応急対応、水防活動、避難所の運営、廃棄物処理対策、警察等との連携による警備、関係機関との連携による行方不明者の捜索、応急対策に要する予算及び資金、応急教育、災害救助法適用申請、生活支援対策、その他重要事項 など <p>※ 迅速な対応を必要とする場合には、コアメンバーが判断を行う。</p> <p>※ 「災害警戒本部会議及び災害対策本部会議運営マニュアル」参照</p> <p>※ 災害警戒本部会議の報告・協議・決定事項は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第1「組織の設置」6「災害対策本部の協議・決定事項（応急期・復旧期は除く）」及び7「災害発生時の災害対策本部及び災害復興本部の協議・決定事項（応急期・復旧期）」のとおりとする。</p>
廃止基準	<p>本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。</p>

2 指揮の権限

災害警戒本部・災害対策本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。

■ 災害対策本部等の権限の委任順位

- 第1位 副町長
- 第2位 教育長
- 第3位 企画防災課長
- 第4位 総務課長

地域対策班と対策本部が連絡不通になった場合は、各支所長に権限を委任する。

これ以降については、課長級を条件に災害時の業務付加等を考慮して代行者を設定する。

3 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害発生現場における応急対策や復旧対策などのために拠点が必要な場合は、必要に応じて災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。この場合、現地本部の指揮は、副本部長、各対策部長、その他の職員のうちから本部長が指名する。

現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）は、防災対策上緊急を要するときは、本部長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに本部長に報告する。

- ① 避難勧告・避難指示（緊急）の発令（災害対策基本法第60条、町長の権限）
- ② 避難指示（緊急）（水防法第29条、水防管理者の権限）
- ③ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、町長の権限）
- ④ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限） など

(2) 現地災害対策本部の設置の特例

地域対策部各地域対策班長は、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や土砂災害における危険など、危険が目前に迫り緊急を要する場合、地域対策部各地域対策班長の判断により現地本部を設置することができる。この場合、現地本部長は地域対策部各地域対策班長とする。

また、現地本部長は災害対策本部との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は災害対策本部に対して発令事実について速やかに報告する。

(3) 現地災害対策本部の機能

現地本部は、効率的な応急対策等を実施するため、関係機関と被災状況等情報の共有化を図り、次に掲げる事項を処理し、総合的な応急対応等に努める。

- ① 情報の収集及び伝達
- ② 関係機関等との連絡調整
- ③ 関係機関等相互間の応急対策の調整 など

(4) 現地災害対策本部の閉鎖

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、現地本部を閉鎖する。

第2節 職員の配備

[実施機関：町（全対策部）]

各配備該当基準に基づき、あらかじめ定めた連絡網により、各配備要員の参集を行う。参集した職員は、参集報告を行い各対策部で参集状況を取りまとめる。また、職員は災害活動期間中、毎日活動状況報告書を作成し各対策部長に提出する。

※「職員の参集、参集報告及び活動状況報告マニュアル」及び「公用車の移動マニュアル」参照

1 職員への参集連絡及び参集

(1) 勤務時間内の場合

勤務時間内の参集連絡は、庁舎内放送、電話又はメールで参集連絡網により行い、職員は速やかに配備場所に参集し非常参集記録表に記入する。

(2) 勤務時間外の場合

電話又はメールで参集連絡網による参集連絡を受けた場合には、家族等の安全に配慮し、速やかに配備場所に参集する。自分の配備基準に達していない場合でも、気象情報に注意し、配備指示に備えて参集の準備を行って待機する。

被災の状況により、所定の場所に参集できない場合には、所属対策部にその旨を連絡し、参集可能な対策部又は避難所に参集する。

参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努める。

2 参集報告

職員は、参集時において周辺の状況の把握に努め、被害を発見した場合には、時間・場所・状況等を各対策部長に口頭で報告するとともに非常参集記録表・被災状況記録表に記入し、各対策部はこれを取りまとめ、総務対策部に提出する。

総務対策部は、各対策部の時間ごとの職員の参集・参集予定、応援職員の要請人数・活動内容及び地域の状況表を統括部に提出する。

3 参集後の活動

参集後、職員は所属する対策部の防災マニュアルに従い、個々の活動業務を迅速かつ的確に行って、その結果を対策部長に報告する。

職員は、対策部長に対して災害対策活動の報告や相談を徹底する。

自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう、憶測に基づく言動は慎み、細心の注意を払う。

4 活動状況報告

職員は災害活動期間中、毎日活動状況報告書を対策部長に提出するとともに、各対策部長は総務対策部に活動状況、今後の活動内容及び必要な人員を報告する。

5 公用車の移動

河川の増水や氾濫等により、公用車が水没するおそれのある場合は、近隣の高台等へ一時的に移動させ、今後の災害対応を行うための車両を確保する。

6 安全配慮

職員を含めたすべての人が「自分の命、家族の命を守る」ため、避難行動を最優先にすべきであり、職員が自らの命を守ることがその後の活動において多くの命を救う基本である。洪水や地震時には、職員自身の安全確保に留意して活動を実施する。

第3節 スタッフ管理

[実施機関：町（総務対策部・医療健康対策部）]

総務対策部は、各対策部の災害活動に従事する職員の参集状況により、人員を必要とする対策部へ他対策部からの応援職員を配置するほか、町全体の活動人員が不足する場合には役場退職者などの支援のほか、県や他市町職員応援（第5章）による人員の確保及び適切な人員配備を行う。

また、災害対応が長期にわたる場合、職員の心のケア等の健康管理を行い、職員の健康を考慮したローテーションを実施する。

※「スタッフ管理マニュアル」及び「職員の健康管理及び報告マニュアル」参照

1 人員の確保（役場退職者などによる支援体制の構築）

大規模災害等の発生時において、町が実施する災害対策活動を迅速かつ効率的に行うため、豊富な経験、知識及び技術を持った役場退職者などに応援を求める「災害支援協力者制度」を創設した。

2 適切な人員配備

総務対策部は、各対策部からの応援要請がある場合及び今後の災害活動において人員の不足を生じる恐れがあると判断した場合は、災害対策本部と協議し、各対策部の活動に支障を生じないように応援要請のあった対策部以外からの職員の移動や、役場退職者など「災害支援協力者制度」を活用して参集要請を行い、適切に人員を配備する。

3 職員の健康管理及びローテーション

総務対策部は、各対策部からの活動状況報告等や職員を交代で休息させるための応援人員の要請により、職員の移動、応援員の参集要請、県・他市町への応援要請及び災害ボランティアの活用など、あらゆる手段を講じ適切な人員配備を行う。

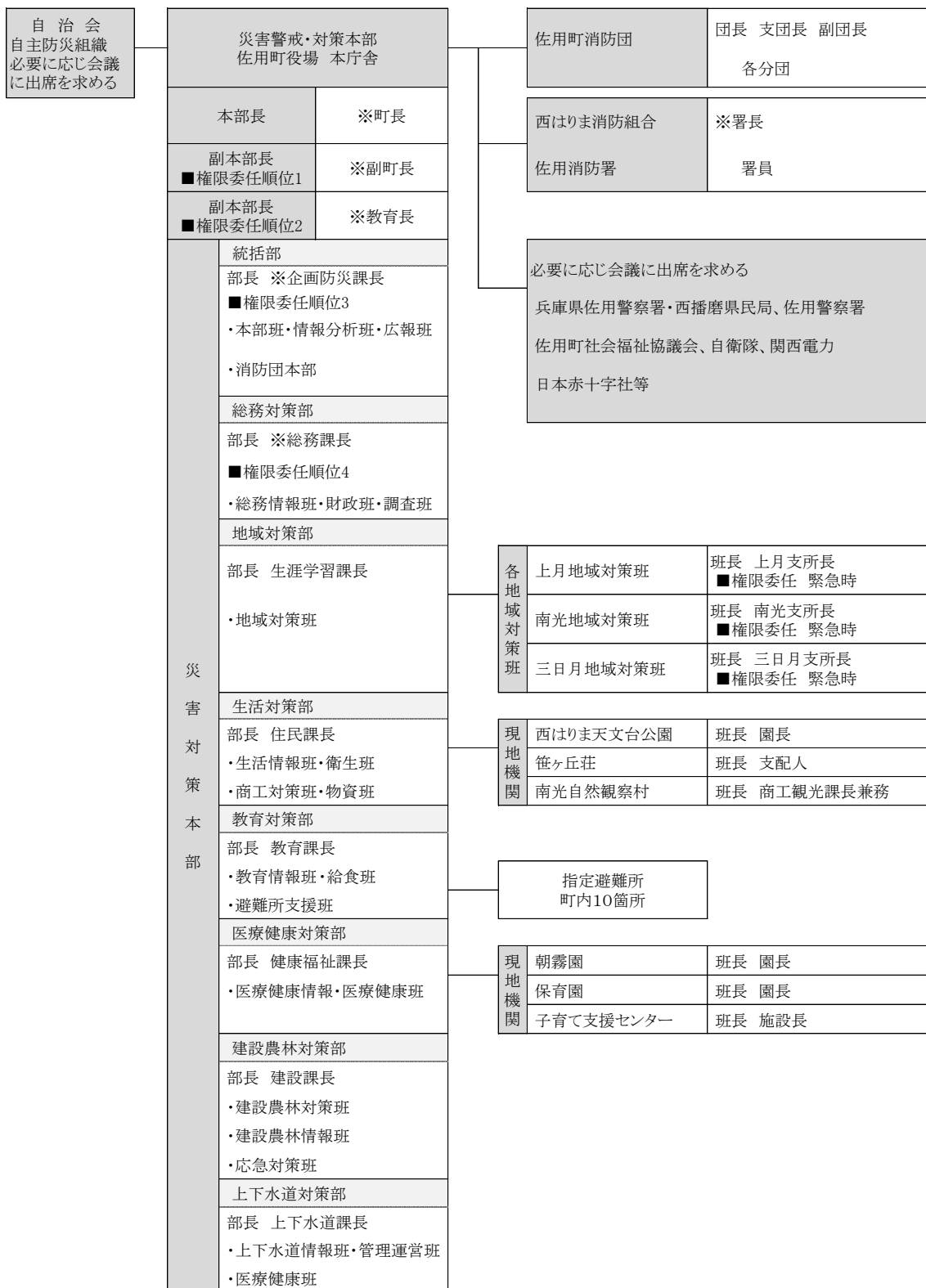
医療健康対策部は、災害対応が長期にわたる場合、職員の心のケア等の健康管理を行い、休暇等について必要な助言を総務対策部に対して行う。

また、総務対策部は、全職員が適切・公平に休暇が取れるよう健康に配慮したローテーションに組み直すよう各対策部に指示する。

各対策部は、職員の交代が速やかにできるように、業務日誌の記録の徹底など、交代に伴う引継ぎ措置を講じるとともに、各対策部で時間外勤務・振休のローテーションを組み職員を交替で休ませる。

各対策部で計画する時間外勤務・振休のローテーションは、初動期は不眠不休の活動になることもあるが、できるだけ1週間以上の連続勤務にならないよう規則的な勤務シフトの早期確立を図る。

(別図1) 災害警戒本部・災害対策本部組織図



※は、コアメンバー 迅速な対応を必要とするとき、又は事前に対応が必要である場合にコアメンバーが判断を行う。

■本部長の権限委任順位を記載 警戒・対策本部と各地域対策班が連絡がつかない場合、各地域対策班長に権限を委任する。

第3章 情報の収集及び伝達

第1節 通信機器の確保

[実施機関：町（統括部・総務対策部・地域対策部各地域対策班）、西はりま消防本部]
 災害対策を円滑に実施するため、重要な通信機器や代替通信手段を確保する。

※「情報機器・代替通信機器の確保マニュアル」参照

1 通信機器の確保

総務対策部及び防災関係機関は、電話、FAX、フェニックス防災システム等の機能が常に良好な状態であることを確認し、防災関係者間の通信及び住民等への伝達手段を確保する。

なお、停電や通信機器に破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、通信機器の修理等の措置をとる。

■ 主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
	専用回線	災害対策本部～地域対策部各地域対策班
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等
	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等
	携帯電話	災害対策本部～避難所等
	衛星携帯電話	災害対策本部～孤立集落
	携帯電話（さよう安全・安心ネット）	災害対策本部～住民等
	携帯電話（エリアメール等）	災害対策本部～住民等

※ 防災行政無線等通信設備の概要は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5「防災行政無線等通信施設系統図」に示す。衛星携帯電話は、電波状況により通話できないことがある。

第2節 気象予警報等の基準

[実施機関：町（全対策部）]

情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため、必要な気象予警報等の事項を定める。

※「気象予警報等の基準マニュアル」参照

1 特別警報の基準

神戸地方気象台は、気象要素が下表の基準に達すると予想される場合に特別警報を発表する。

特別警報とは、気象業務法に基づいて警報の基準をはるかに超える豪雨などが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合において、神戸地方気象台が最大限の警戒を促すために発表するものをいう。

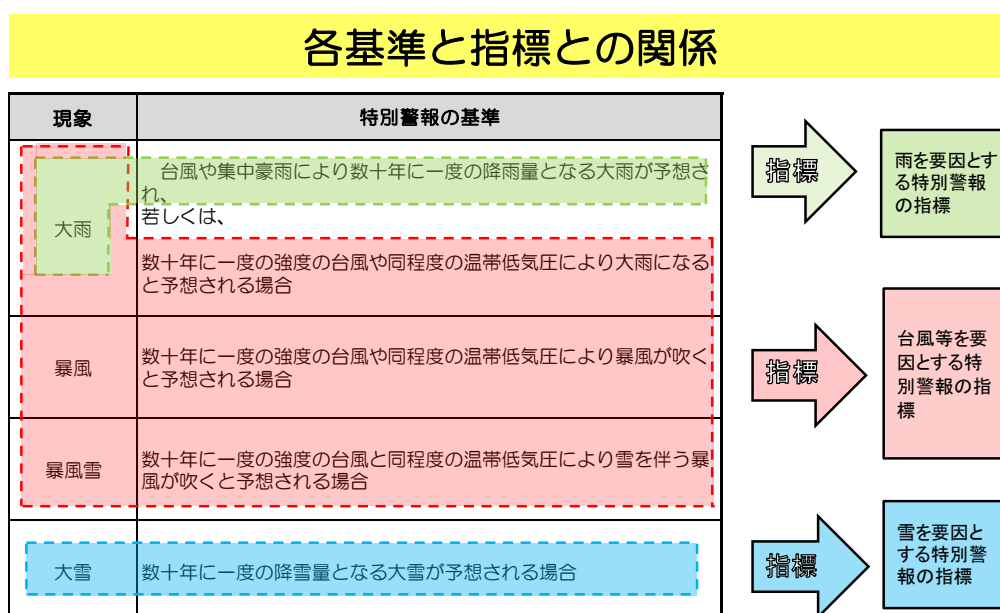
○特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

※ 特別警報発表の種類は、他に高潮・波浪・津波・火山がある。

※ 津波・火山・地震の特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表される。

○各特別警報の基準と指標の関係



2 気象予警報の基準

神戸地方気象台は、気象要素が下表の基準に達すると予想される場合に警報及び注意報等を発表する。

佐用町の地域細分は、一次細分区域は南部、市町村等をまとめた地域は播磨北西部、二次細分区域は佐用郡（佐用町）である。

(1) 警報発表基準（警報は重大な災害が発生するおそれのある場合）

佐用町	府県予報区	兵庫県	
	一次細分区域	南 部	
	市町村等をまとめた地域	播磨北西部	
警 報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16
	大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130
	洪 水	流域雨量指数基準	千種川流域=34.7, 佐用川流域=24, 大日山川流域=12.7, 志文川流域=14.6, 江川川流域=8.2
		複合基準*1	千種川流域=（5, 33.2）, 佐用川流域=（5, 22.1）, 大日山川流域=（5, 11.8）, 志文川流域=（9, 13.2）, 江川川流域=（5, 7.3）
	暴 風	平均風速	20m/s

*1 表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

※ 大雨警報については、表面雨量指数の基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

また、洪水警報の複合基準は、上流域の降雨と、対象地域の降雨の双方の影響が重なって発生する洪水害を想定し、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせにより定められています。

※ 表面雨量指数：表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化した指数。

詳細は、気象庁ホームページ参照。

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/hyomenshisu.html>)

※ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

詳細は、気象庁ホームページ参照。

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/dojoshisu.html>)

※ 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

詳細は、気象庁ホームページ参照。

(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/ryuikishisu.html>)

※ 大地震が発生した場合、地盤が脆弱となること、河川構造物の損傷や排水施設の損傷等により、雨による土砂災害や浸水害、洪水害の可能性が通常より高くなると考えられることから、大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準を暫定的に通常よりも引き下げる。詳細は町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第2「気象予報警報等の基準」3「大地震発生後の大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準」のとおりとする。

(2) 注意報発表基準（注意報は災害が発生するおそれのある場合）

佐用町	府県予報区	兵庫県		
	一次細分区域	南 部		
	市町村等をまとめた地域	播磨北西部		
注意報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	6	
	大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	97	
	洪 水	流域雨量指数基準	千種川流域=27.7, 佐用川流域=19.2, 大日山川流域=10.1, 志文川流域=11.6, 江川川流域=6.5	
		複合基準	千種川流域=（5, 22.2）, 佐用川流域=（5, 15.4）, 大日山川流域=（5, 10.1）, 志文川流域=（5, 9.3）, 江川川流域=（5, 5.2）	
	暴 風	平均風速	12m/s	

(3) 記録的短時間大雨情報

気象庁が数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報で、佐用町では 1 時間雨量 110mm以上を観測または解析した場合に発表される。

3 水防警報の基準

水防法第 16 条第 1 項に基づき兵庫県西播磨県民局長が発する警報で洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（水防警報の対象河川：千種川・佐用川・志文川）

河川名	所在地	水 防 警 報				発表区分
		1号(待機)	2号(準備)	3号(出動)	4号(解除)	
千種川	千種町千種	1.1m	1.4m	1.6m	1.6m	宍粟市
千種川	佐用町久崎	2.6m	3.26m	3.6m	3.6m	佐用町
志文川	佐用町三日月	1.1m	1.4m	1.6m	1.6m	佐用町
佐用川	佐用町佐用	2.5m	2.6m	2.8m	2.8m	佐用町

第3節 情報の収集

第1款 気象情報及び河川水位等の収集

実施機関：町（統括部・総務対策部・地域対策部各地域対策班・上下水道対策部）、西はりま消防本部、消防団、災害モニター など

避難勧告等の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集（フェニックス防災システムからの情報収集を基本）、県・神戸地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団・災害モニターなどから地域情報を収集する。情報（気象情報及び河川水位等）の収集についての必要事項は次のとおりとする。

※「気象情報及び河川水位等の情報収集マニュアル」及び「中央監視システム等情報収集マニュアル」参照

1 フェニックス防災システムによる防災情報の収集

統括部は、フェニックス防災システムにより、県・神戸地方気象台等が発表する水防指令、水防警報、気象警報などの情報を取得する。

- (1) ポップアップの取得
- (2) 水防指令、水防警報、気象警報、土砂災害警戒情報などの確認
- (3) 河川水位及び水位予測の確認（上三河・三日月・※米田・久崎・佐用・円光寺）
※米田水位局については、河川水位のみ（水位予測なし）
- (4) 雨量の確認（三河、三日月、上石井、佐用、円応寺、円光寺）
- (5) 氾濫予測システムの確認
- (6) 防災気象に関する情報などの確認
- (7) 地域別土砂災害危険度の確認 など

県が提供するフェニックス防災システム又はインターネットによって地域別土砂災害危険度を確認する。

※ 地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表される「土砂災害警戒情報」を補足する詳細な情報として発信する県内 325 箇所（約 5 k m²に 1 箇所）の雨量局毎の危険度情報。この危険度情報は、町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができる。また、危険度推移図によって、現在、1 時間後、2 時間後の土砂災害の危険度を表す。

2 フェニックス防災システムによる避難判断水位等河川水位の確認、報告

統括部は、フェニックス防災システムによる避難判断水位等河川水位の確認を行う。

■ 参 考

観測地点		避難準備・高齢者等避難開始 (氾濫注意水位)	避難勧告 (避難判断水位)	避難指示 (緊急) (氾濫危険水位)
基準 水位局	佐用川佐用	2.8m	3.0m	3.8m
	千種川久崎	3.6m	4.6m	5.1m
	志文川三日月	1.6m	1.8m	2.4m
参考 水位局	佐用川円光寺	3.0m	3.7m (参考)	—
	千種川上三河	3.1m	3.7m (参考)	4.4m (参考)
	志文川米田	1.8m (参考)	—	—

※ 千種川上三河、佐用川円光寺については、避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示また、志文川米田については、氾濫注意水位の設定がないため、参考水位を表示

3 防災情報提供システムによる防災情報の収集

統括部は、防災情報提供システムにより、流域雨量指数、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの情報を取得する。

(1) 流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水がどれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後降ると予想される雨量から計算して数値化したもの。各市町の警報・注意報基準河川ごとに6時間先まで予想を行い、注意報基準超過、警報基準超過についてそれぞれ表示する。

(2) 大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布

○大雨警報（浸水害）の危険度分布は、大雨警報（浸水害）を補足する情報で、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報（浸水害）等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。

○洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域に降った雨による洪水発生危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。

(3) 土砂災害警戒判定メッシュ情報

神戸地方気象台は、防災情報提供システムによって土砂災害警戒判定メッシュ情報を提供する。

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、60分間積算雨量と土壌雨量指数から土砂災害発生の危険度を5kmメッシュ毎にレベル表示したもので、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができる。

(4) 警報・注意報（図表形式）

警報級や注意報級の現象を予想した時間帯を色分けした表で示す。

「発表中の警報・注意報等の種別欄」は、発表中の種別について、特別警報を紫色、警報を赤色、警報発表に言及した注意報を黄色に橙色の斜線、注意報を黄色で表す。

「今後の推移」欄は、3時間をひとコマで表し、雨量や波の高さなどの予報値を表示する。各時間帯の危険度が、注意報、警報、特別警報の基準を超えると予想される期間を黄色、赤色、紫色で示す。

(5) レーダー・降水ナウキャスト

気象レーダーによる5分毎の降水強度分布観測と、降水ナウキャストによる5分毎の60分先までの降水強度分布予測を連続的に表示している。

(6) 解析雨量・降水短時間予報

国土交通省「解析雨量」はレーダーとアメダスなどの降水量観測値から作成した降水量分布で、「降水短時間予報」は今後6時間の1時間ごとの降水量分布を予測している。

4 河川情報システム、川の防災情報等による水位及び雨量の状況確認

気象情報、雨量、河川水位などについては、フェニックス防災システムからの情報収集を基本とするが、フェニックス防災システム以外にも、次のシステムから情報収集できる。

(1) 河川情報システム

インターネットの水位ライブモニタリングシステム「水守」により、河川監視カメラ映像等で状況を確認する。

○千種川流域河川情報システム水守

<http://www1.winknet.ne.jp/~kasen01/pc.html>

(2) 川の防災情報

川の防災情報で雨量等を確認する。

○「川の防災情報

<http://www.river.go.jp/>

(3) 雨量観測所一覧

雨量観測所及び既往最大日雨量は次のとおりである。

■ 雨量観測所一覧

観測所名	河川名	所在地	所管	既往最大日雨量	年月日
上石井	佐用川	上石井 728- 1	光都土木事務所	270.0	H21. 8. 9
佐 用	佐用川	佐 用1096- 1	光都土木事務所	301.0	H21. 8. 9
円光寺	佐用川	久 崎 803-83	光都土木事務所	283.0	H21. 8. 9
三 河	千種川	上三河 243	光都土木事務所	262.0	H21. 8. 9
三日月	志文川	乃井野1720	光都土木事務所	322.0	S51. 9. 10

5 神戸地方気象台、県、隣接市町等との電話連絡による情報収集

統括部は、神戸地方気象台、県、隣接市町などに電話連絡し、今後（3 時間後等）の降雨量の見通しや現在の状況などより詳細な情報を収集する。

(1) 神戸地方気象台

	ホットライン (緊急時のみ)	平 時 (防災管理官室)	状況等の確認 (観測予報管理官室)
連絡先	ホットライン (有線：非公開) 有線つながらない場合 衛星電話 717-982-33	078-222-8907	078-222-8915

(2) 県及び隣接市町

連 絡 先	一 般 回 線	衛 星 回 線
兵庫県災害対策課	078-362-9988	717-151-5361
西播磨県民局 総務企画室総務防災課	0791-58-2112	717-15187-189-1124
宍粟市消防防災課	0790-63-3119	717-521-52
上郡町住民課	0791-52-1115	717-481-51
たつの市危機管理課	0791-64-3219	717-211-52
美作市総務課	0868-72-0931	717-033-101-6422-200

6 水位周知河川以外の地域の状況確認

総務対策部及び地域対策部各地域対策班は、水位周知河川以外の河川、谷川等の情報を可能な限り消防団や自治会等（災害モニター）から収集する。

7 上水道及び下水道中央監視システムの確認

上下水道対策部は、上水道中央監視システム及び異常通報等中央監視システムの情報を収集する。異常があれば、総務対策部に報告する。

8 国土交通省 市町村向け「川の防災情報」

XバンドMP レーダ雨量 など

従来の広域レーダに比べ、高頻度（5倍：5分間隔→1分間隔）、高分解能（16倍：1kmメッシュ→250mメッシュ）で観測できる。

第2款 重要水防箇所等の監視

実施機関：町（建設農林対策部・消防団本部）、西はりま消防消防本部、消防団、災害モニター、県光都土木事務所、警察署、ため池管理者、自主防災組織 など

県光都土木事務所、建設農林対策部、西はりま消防本部、消防団、災害モニター及び河川カメラやパトロール等により、重要水防箇所の監視を行う。

また、ため池管理者、消防団及び自主防災組織などは、各地域のため池、山や河川等の異常を発見した場合、適切な避難行動をとるとともに、建設農林対策部、消防団、西はりま消防本部や関係機関に報告する。通報を受けた機関は、情報連携し可能な限りの応急復旧を行うとともに、町災害対策本部に連絡し、町災害対策本部はどの地域に避難勧告等の発令を行うのか判断するための情報として活用する。

町は土砂災害警戒区域など危険が予測される箇所については、降雨時等には箇所数が多く監視することができないため、平時からハザードマップなどにより住民に周知する。住民は防災マップづくりなどを通して危険箇所を把握し、早めの避難行動をとる。

※「道路・河川などの巡回及び応急対応マニュアル」参照

1 重要水防箇所

県は水防区域のうち、洪水が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい重要水防箇所として定めている。

※ 重要水防箇所及び基準は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」2「重要水防箇所一覧表」、「背後地の重要度に関する基準」、「河川における重要水防箇所指定基準」のとおりである。

2 その他の監視箇所

地 域	地 点 等	監視員等
南光地域	船越名目良右岸	災害モニター
三日月地域	志文明尾橋下流	災害モニター

3 危険が予想される箇所

大雨等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい危険が予想される箇所は、次のとおりとする。

(1) 土砂災害警戒区域

町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」3「土砂災害警戒区域一覧表」のとおり 934箇所

(2) 山地災害危険地区箇所

① 山腹崩壊危険地区（179箇所）及び崩壊土砂流出危険地区（226箇所）は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」4「山地災害危険地区箇所一覧表」のとおり 407箇所

② 地すべり危険地区

地区番号	地区名	郡	町	大字	字	面積 (ha)
501-地-1	久保田	佐用郡	佐用町	淀	久保田	46
501-地-2	牛岩	〃	〃	本位田	牛岩	5
501-地-3	鬼ヶ谷	〃	〃	奥海	鬼ヶ谷	33
501-地-4	小谷	〃	〃	大酒	小谷	92
501-地-5	ヨコミチ	〃	〃	西新宿	ヨコミチ	22
501-地-6	大平	〃	〃	大垣内	大平	81
501-地-7	大谷	〃	〃	桜山	大谷	39
501-地-8	上元畑	〃	〃	家内	上元畑	56
501-地-9	木谷	〃	〃	真宗	木谷	5
501-地-10	向山	〃	〃	弦谷	向山	8
計 (10 箇所)						387

(3) 土砂災害危険箇所

① 土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所は、町防災計画資料編 第1編「総則」第1章「計画の前提」第2「災害危険箇所」5「土砂災害危険箇所一覧表」のとおり 943 箇所

② 地すべり危険箇所 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

地区番号	地域名	箇所名	大字	面積 (ha)	指定年月日
501-1	佐用地域	奥金近	奥金近	27.8	昭和 40 年 10 月 4 日
501-2		若州	若州	10.0	
501-3		西河内	乙大木谷	34.9	
501-4		奥村	〃	37.0	
502-1	上月地域	来見	福中	24.4	
502-2		仁位	仁位	19.8	
502-3		円光寺	円光寺	7.6	
502-4		目高	目高	24.7	
503-1	南光地域	上三河梅市山	上三河	5.2	昭和 40 年 9 月 7 日
合 計				191.4	

(4) 法指定区域

① 地すべり防止区域 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

地域名	箇所数	箇所名	指定面積 (ha)	指定年月日
佐用地域	1	若州	10.0	昭和 40 年 10 月 4 日
南光地域	1	上三河梅市山	5.2	昭和 40 年 9 月 7 日
計	2		15.2	

② 急傾斜地崩壊危険区域（平成 27 年 4 月 1 日現在）

地域名	区域名	大字名	面積 (ha)	指定年月日	告示番号
佐用地区	大 願 寺	佐 用	2.09	平9年2月7日	県告第 194号
	秀 谷 (1)	佐 用	0.75	平10年9月29日	県告第1396号
	秀 谷 (2)	佐 用	0.56	平10年9月29日	県告第1396号
	口 長 谷	佐 用	3.58	平18年3月24日	県告第 349号
	大 向	福 沢	0.79	平23年4月22日	県告第 496号
	平 福 (1)	平 福	0.56	平24年6月24日	県告第 590号
	口 金 近	口 金 近	1.44	平26年9月5日	県告第 792号
上月地区	目 高	目 高	2.30	昭53年2月21日	県告第 368号
	久 崎	久 崎	0.60	平10年9月29日	県告第1396号
	早 瀬	早 瀬	2.72	平15年3月28日	県告第 440号
	須 山	櫛 田	1.67	平25年2月22日	県告第 254号
	鎌 倉	上 本 郷	1.24	平14年11月19日	県告第1409号
南光地区	林 崎 (3)	林 崎	0.64	平24年2月25日	県告第 154号
	西 下 野 (2)	西 下 野	0.22	平26年9月5日	県告第 793号
三日月地区	西 大 畑	大 畑	1.69	平13年3月21日	県告第 422号
	上 町	三 日 月	1.17	平13年11月20日	県告第1405号
	三 ツ 尾	三 ツ 尾	0.26	平19年10月26日	県告第1111号
	弦 谷 (1)	弦 谷	0.09	平24年3月13日	県告第 305号
	弦 谷 (2)	弦 谷	0.75	平24年3月13日	県告第 305号
	弦 谷 (3)	弦 谷	0.40	平24年3月13日	県告第 305号

(5) 警戒危険宅地一覧表（平成 29 年度現在）

No	所在地	所有者	予想される被害の内容	危険度
1	佐用町淀 678		法面崩壊による家屋損害	B
2	佐用町林崎 55		山腹落石による家屋損害	C

危険度 A：人命、住宅被害が予想されるもので、進行中のもの及び粗悪なもの。
 B：宅地、非住宅被害が予想されるもので、進行中のもの及び粗悪なもの。
 C：警戒が必要なもの。

第3款 被害情報の収集

実施機関：町（全対策部・消防団本部）、西はりま消防本部、消防団、道路管理者、警察署、公共交通機関、ライフライン関係機関 など

総務対策部及び地域対策部各地域対策班等は、災害時における住民、消防団、自治会等からの水防活動の要請（救助、土のう要請等）、被害情報（人的被害、道路被害等）の収集に努める。また、建設農林対策部及び西はりま消防本部は、パトロール等による被害情報の収集を行い、その情報を総務対策部に報告する。各対策部は、施設等の情報を総務対策部に報告する。災害時には、被害が大きな地域の情報が入らないことが多いため、情報が入ってこない地域や孤立集落となる可能性がある集落には、可能な限り積極的に情報の収集に努める。

※「住民等からの要請及び被害情報連絡対応マニュアル」、「社会福祉施設との連絡調整マニュアル」、「被害状況等の情報収集及び報告マニュアル」、「上下水道施設等の被害状況の情報収集及び報告マニュアル」、「上下水道関係団体等との連絡・協力体制マニュアル」「公共交通機関、ライフライン各社連絡調整マニュアル」、「町営住宅災害対応マニュアル」「消防団活動マニュアル」等 参照

1 要請・被害情報等の収集項目

(1)水防活動の要請 (2)救助・救出要請 (3)孤立情報 (4)安否確認 (5)避難情報 (6)行方不明者情報 (7)人的被害情報 (8)家屋被害情報 (9)河川情報 (10)道路・交通情報（道路陥没・亀裂、崖崩れによる道路通行障害、落橋、通行止め等） (11)土砂災害状況 (12)公共交通機関情報 (13)ライフライン情報（電気、電話、ガス、水道、下水道） (14)公的施設等の情報（学校、集会所、その他の施設等） (15)その他（田畑、林地等） など

※ 情報の収集項目は、時間経過とともに変化する。

2 要請・被害情報収集

要請・被害情報収集は、次のとおりとする。

統 括 部

- ・ 総務対策部からの被害状況報告
- ・ 各対策部からの緊急を要する被害状況報告 など

総 務 対 策 部

- ・ 住民、消防団、自治会等からの電話による要請、被害情報収集
- ・ 災害モニターからの情報収集
- ・ 公共交通機関との電話等による情報連携
- ・ ライフライン関係機関との電話等による情報連携
- ・ 各対策部からの情報収集 など

地域対策部各地域対策班

- ・ 住民、消防団、自治会等からの電話による要請、被害情報収集
- ・ 災害モニターからの情報収集 など

建設農林対策部

- ・ 高速道路会社等から提供される高速道路の交通情報（i Highway 等）の収集
- ・ パトロールによる被害情報収集
- ・ 道路管理者及び警察署との電話等による情報連携 など



生 活 対 策 部

- ・ 笹ヶ丘荘、南光自然観察村、天文台公園、観光施設等からの情報収集 など

教 育 対 策 部

- ・ 小中学校からの情報収集
- ・ 教育関係施設等からの情報収集 など

医療健康対策部

- ・ 医療機関、医師会等からの情報収集
- ・ 社会福祉施設、保育園、朝霧園、子育て支援センター等からの情報収集

上下水道対策部

- ・ パトロールによる被害情報収集
- ・ 上水道、下水道システムからの情報収集 など

西はりま消防組合佐用消防署

- ・ パトロールによる被害情報収集
- ・ 住民等からの緊急通報等による情報収集 など

消防団本部

- ・ 消防団等からの電話による要請、被害情報収集 など

3 被害情報等の記録

総務対策部及び地域対策部各地域対策班等の情報収集担当者は、住民等からの水防活動の要請や被害情報の連絡があった場合、災害情報受信表に記録する。また、各対策部は、前項の「2 要請・被害情報収集」等により収集した被害情報を総務対策部に報告する。

4 被害状況等の整理・報告及び災害対応の判断

各対策部は、収集した被害情報等を整理し、時系列、地域別に整理した後、総務対策部に逐次報告する。

情報の緊急度によって、緊急対応を要すると判断した場合、各対策部は、直接、統括部に被害情報等を報告し、統括部は本部会議を開催する。本部会議を開催する余裕がない場合は、コアメンバーにより迅速に災害対応の判断を行う。

また、統括部に報告後、各対策部は情報の整理のため、統括部に報告済である情報として、通常の情報連絡系統による総務対策部への報告を行い、情報共有を図る。

第4款 災害緊急対策

実施機関：町（消防団本部・上下水道対策部・建設農林対策部）、消防団、各道路管理者、警察署、公共交通機関、ライフライン関係機関 など

災害時における緊急対応を防災関係機関が連携して迅速・的確に行い、その情報を統括部に報告する。

※「道路・河川などの巡回及び応急対応マニュアル」、「各対策部及び応援業者等の連絡調整マニュアル」、「浸水・排水対策実施マニュアル」、「雨水ポンプ場の操作マニュアル」、「消防団活動マニュアル」等 参照

1 災害緊急対策（土のう手配、ポンプ操作、通行規制等）

消防団本部は、住民・自治会等から水防活動要請等があった場合、迅速に対応する。

上下水道対策部及び建設農林対策部は、河川水位等の状況によりポンプ操作を行う。

建設農林対策部、各道路管理者及び警察署等は、道路及び河川等の状況により道路通行規制（通行止等）を行う。

公共交通機関及びライフライン関係機関は各施設等に被害があった場合、応急対応を行う。

2 災害応急対策の報告・整理

消防団は、水防活動等を行った場合、消防団本部に報告する。消防団本部は報告のあった状況を整理し総務対策部に報告する。

各対策部は、応急対応を行った場合、整理した状況を総務対策部に報告する。

建設農林対策部、各道路管理者及び警察署等は、道路通行規制等を行った場合、連携を密にし、情報の共有化に努める。建設農林対策部は整理した状況を総務対策部に報告する。

公共交通機関及びライフライン関係機関は、応急対応を行った場合、整理した状況を総務対策部に報告する。

3 災害緊急対策のとりまとめ

総務対策部は、報告のあった被害状況をとりまとめ、統括部に報告する。

第4節 情報の整理・分析

[実施機関：町（統括部・総務対策部）]

防災情報の伝達を正確・確実に行うため、気象情報、河川水位情報及び地域からの情報などを基に、各地域の状況を迅速・的確に整理・分析する。

※「気象情報及び河川水位等の整理・分析マニュアル」参照

1 情報の整理

(1) 気象情報等の整理

統括部は、気象情報（警報・注意報等）を整理する。

(2) 河川情報の整理

統括部は、水位周知河川（千種川・佐用川・志文川）についてはフェニックス防災システム等で得た水位計や河川監視カメラ等による河川水位等の情報整理を行う。

(3) 各対策部からの情報の整理

統括部は、総務対策部が整理し報告を受けた① 水防活動の要請 ② 救助・救出要請 ③ 孤立情報 ④ 安否確認 ⑤ 避難情報 ⑥ 行方不明者情報 ⑦ 人的被害情報 ⑧ 家屋被害情報 ⑨ 河川情報 ⑩ 道路・交通情報（道路陥没・亀裂、崖崩れによる道路通行障害、落橋、通行止等） ⑪ 土砂災害状況 ⑫ 公共交通機関情報 ⑬ ライフライン情報（電気、電話、ガス、水道、下水道） ⑭ 公的施設等の情報（学校、集会所、その他の施設等） ⑮ その他（田畑、林地等）などの情報から地域別に状況を整理する。

2 情報の分析

統括部は、河川別及びエリア別に整理された状況から、河川別及びエリア別の危険状況を判断する。ただし、エリアの細分化ができない場合には広い範囲（旧町単位）での危険状況を判断する。

第5節 情報の伝達

第1款 住民への防災情報・気象情報等の伝達

実施機関：町（統括部・地域対策部・総務対策部・生活対策部・医療健康対策部・教育対策部・建設農林対策部） など

統括部は、住民が避難行動等を適切に判断できるようなできるだけ詳しく分かり易い気象情報や防災情報等を迅速かつ正確に伝達する。

各対策部は「住民等に対する情報伝達系統図」のとおり、関係機関等に情報伝達する。

また、地域対策部各地域対策班は、通信の不通等により災害対策本部と連絡がとれない場合などに危険が目前に迫り、緊急を要する場合、地域対策部各地域対策班の判断により情報伝達を行う。ただし、その場合にも地域対策部各地域対策班は災害対策本部との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は災害対策本部に対して情報伝達の内容について速やかに報告する。

※「防災情報等の伝達及び広報マニュアル」、「さよう安全安心ネット・エリアメール等操作マニュアル」、「佐用チャンネル操作マニュアル」、「ホームページ操作マニュアル」参照

1 住民への周知

町は、平時から住民への情報伝達経路等について、広報、佐用チャンネル等で周知を行う。住民は、気象情報や防災情報などに日頃から注意する。

2 防災情報等の伝達体制（広報体制）

統括部に広報体制を整備する。

3 防災情報等の収集

(1) 防災情報の収集

防災情報の収集は、第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3節「情報の収集」第1款「気象情報及び河川水位等の収集」、同第2款「重要水防箇所等の監視」及び同第3款「被害情報の収集」を準用する。

(2) 広報資料の作成

情報伝達及び広報資料は、前項の「(1) 防災情報の収集」の必要な部分から作成する。

4 防災情報等の伝達手段（広報の伝達手段）

(1) 防災行政無線（J-ALERT 含む）

(2) さよう安全安心ネット <http://bosai.net/sayo/>

(3) 佐用チャンネル（データ放送、L字放送含む）

(4) 町ホームページ <http://www.town.sayo.lg.jp/>

(5) エリアメール等

(6) 公共情報コモンズ

(7) 広報車 など

※ 住民等に対する情報伝達系統図は別図2のとおり

5 防災情報等の伝達項目（広報の伝達項目）

統括部は、防災情報、被災状況・応急対策等の実施状況、住民のとるべき行動等について積極的に情報伝達及び広報を行う。

内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。

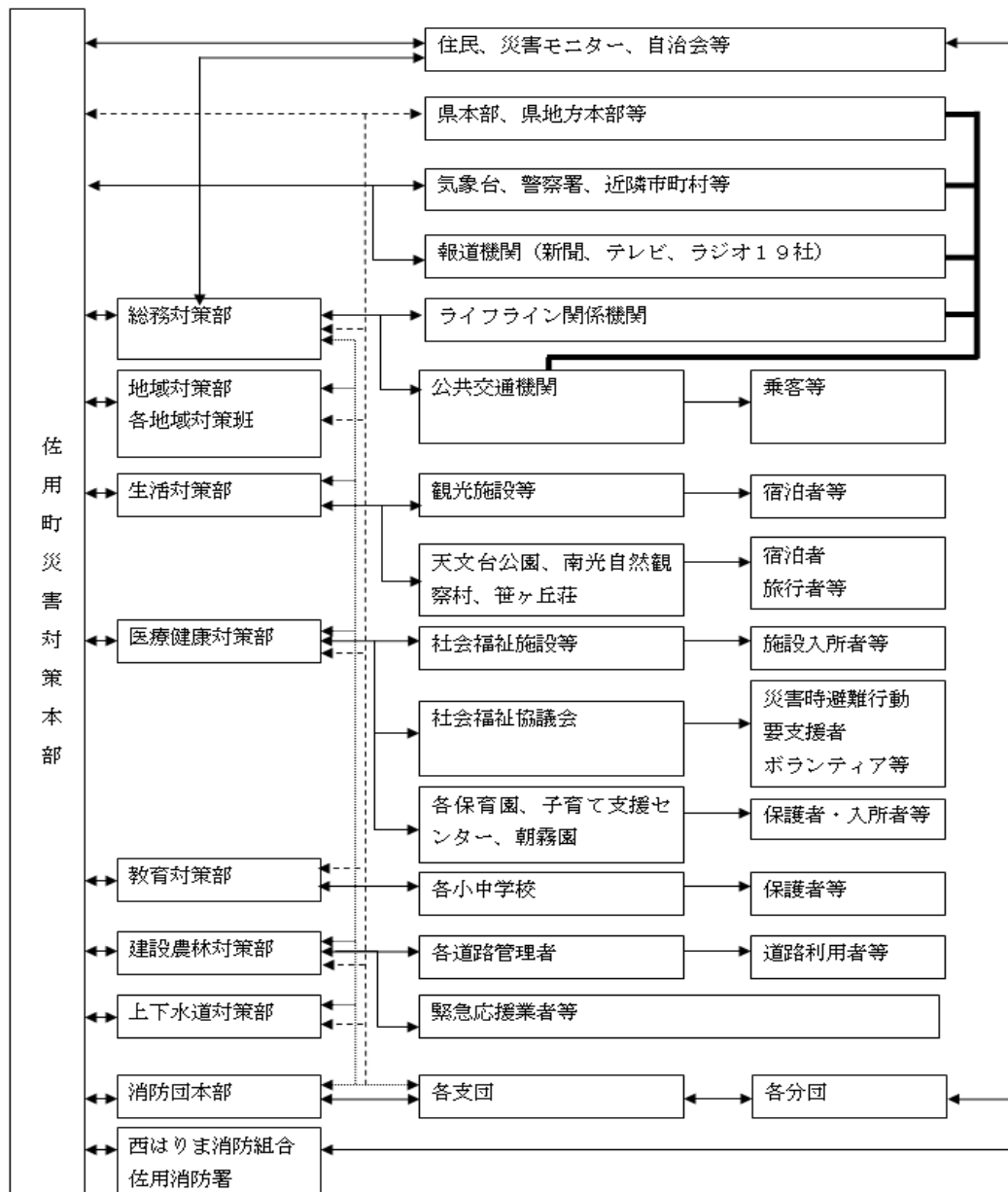
迅速に情報提供を行うため、様々な状況に応じた放送文案を事前に用意する。

(1) 気象情報（注意喚起）

(2) 河川監視カメラ映像の配信

- (3) 災害体制に関すること（災害対策本部設置等）
- (4) 大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報、暴風警報等
- (5) 土砂災害警戒情報
- (6) 避難所開設
- (7) 避難情報に関すること
 - 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等
- (8) 交通情報（JR・智頭急行・町道・県道・国道・高速道路）
- (9) ライフライン（電気・電話・ガス・水道・下水道）情報
- (10) 被害状況（人的被害、住家被害等）
- (11) 医療機関等の状況
 - (12) 配給情報（飲料水、食料、生活必需品等） など

(別図2) 住民等に対する情報伝達系統図



- 各対策部と住民、各対策部間、各対策部と関係機関、関係機関間等の情報伝達
- - - 各対策部と県本部及び県地方本部等との情報伝達
- 各対策部間、各対策部と現地機関との情報伝達
- 県と各関係機関との情報伝達

第2款 避難勧告等の発令

[実施機関：町（統括部・地域対策部）]

統括部は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対し避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令を行う。

※「避難勧告等の発令マニュアル」参照

1 避難勧告及び避難指示（緊急）の発令等

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告（避難勧告）し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示（避難指示（緊急））する。

また、避難勧告及び避難指示（緊急）に先立ち、住民の避難準備と災害時避難行動要支援者等の避難開始を促すため、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

原則として、避難勧告等の発令は、災害対策本部で行うが、通信の不通等により災害対策本部に被害状況等の報告ができない場合や土砂災害における危険など、危険が目前に迫り、緊急を要する場合、地域対策部各地域対策班長の判断により避難勧告等の発令を行うことができる。ただし、その場合にも地域対策部各地域対策班は災害対策本部との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は災害対策本部に対して発令事実について速やかに報告する。

なお、避難に関する情報の発信にあたっては、河川の水位や降雨、土砂災害に関する情報に加え、上下流域の状況や、ホットラインを通じた气象台からの助言、河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の内容

区 分	発令時の状況	住民がとるべき行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<input type="checkbox"/> 災害時避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する住民が避難行動を開始しなければならない段階である。	<input type="checkbox"/> 災害時避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する住民は、計画された安全な場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） <input type="checkbox"/> 上記以外の住民は、家族等との連絡、非常用持出品の準備等、避難準備を開始
避難勧告	<input type="checkbox"/> 通常の避難行動が可能な住民が避難行動を開始しなければならない段階である。	<input type="checkbox"/> 通常の避難行動が可能な住民は、計画された安全な場所への避難行動を開始
避難指示 （緊急）	<input type="checkbox"/> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況等から、人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況・人的被害の発生した状況	<input type="checkbox"/> 避難勧告の発令等により避難行動中の住民は、速やかに安全な場所への避難を完了 <input type="checkbox"/> 未だ避難していない住民は、直ちに安全な場所に避難 <input type="checkbox"/> 避難のいとまがない場合は、生命を守るための最低限の行動が必要

3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準

(1) 避難の種類及び発令基準（洪水）

水位周知河川については、避難判断水位（水防法第13条）等を指標として判断する。水位周知河川以外については、河川カメラや地域からの情報に基づき判断を行う。なお、判断に当たっては、上流域の状況、气象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

避難勧告等の発令判断基準は、次のとおりとする。

■ 発令判断基準（洪水）

区分	水位周知河川	水位周知河川以外
避難準備・高齢者等避難開始	<input type="checkbox"/> 基準観測点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）を超え、1 時間後の水位予測等から避難判断水位に達すると予測され、かつ避難判断水位到達後も降雨が予測される時 《千種川》久 崎 3.6m 《佐用川》佐 用 2.8m 《志文川》三日月 1.6m 《志文川》米 田 1.8m（参考水位） 《千種川》上三河 3.1m（参考水位） 《佐用川》円光寺 3.0m（参考水位） ※ 数字は、氾濫注意水位	<input type="checkbox"/> 河川カメラ、降雨状況及び近隣の雨量予測などから、浸水の可能性がある判断される時 <input type="checkbox"/> 職員、自主防災組織、消防団及び災害モニターなどによる地域情報から、浸水の可能性がある判断される時
避難勧告	<input type="checkbox"/> 基準観測点の水位が、避難判断水位に到達し、かつ1 時間後の水位予測等から氾濫危険水位（特別警戒水位）に達すると予測される時 《千種川》久 崎 4.6m 《佐用川》佐 用 3.0m 《志文川》三日月 1.8m 《千種川》上三河 3.7m（参考水位） 《佐用川》円光寺 3.7m（参考水位） ※ 数字は、避難判断水位	<input type="checkbox"/> 河川カメラ、降雨状況及び近隣の雨量予測などから、浸水の危険性が高い判断される時 <input type="checkbox"/> 職員、自主防災組織、消防団及び災害モニターなどによる地域情報から、浸水の危険性が高い判断される時
避難指示（緊急）	<input type="checkbox"/> 氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき <input type="checkbox"/> 破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断される時 《千種川》久 崎 5.1m 《佐用川》佐 用 3.8m 《志文川》三日月 2.4m 《千種川》上三河 4.4m（参考水位） ※ 数字は、氾濫危険水位	<input type="checkbox"/> 破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断される時 <input type="checkbox"/> 職員、自主防災組織、消防団及び災害モニターなどによる地域情報から、破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断される時

※ 千種川上三河、佐用川円光寺、志文川米田については、氾濫注意水位、もしくは避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示

※ 夕方から夜間に向けての時間帯などでは、降雨の予想等によっては、基準水位到達前であっても、発令することがある。

(2) 避難の種類及び発令基準（土砂災害）

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域については、気象庁の大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報を指標として判断する。また、判断に当たっては、气象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告及び通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

また、「土砂災害への警戒の呼びかけに関する検討会」や「防災気象情報の改善に関する検討会」において、警戒の呼びかけが検討されており、改善された時点で発令基準を見直す。

土砂災害の避難勧告等発令判断基準は、次のとおりとする。

■ 発令判断基準（土砂災害）

区分	土砂災害時
避難開始 避難準備・高年齢者等	<input type="checkbox"/> 大雨警報（土砂災害）又は、土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき <input type="checkbox"/> 大雨警報（土砂災害）が発生されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 次の前兆現象を確認したとき 土石流（流水の異常な濁り） がけ崩れ（湧水量の増加、表面流発生） 地すべり（井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加）
避難勧告	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の実況が土砂災害警戒基準線を越え、かつ、1時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 次の前兆現象を確認したとき 土石流（溪流内で転石の音、流木発生） がけ崩れ（小石がぱらぱら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り） 地すべり（池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩壊、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き）
避難指示（緊急）	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆（亀裂等）や発生を確認したとき <input type="checkbox"/> 状況が悪化して、避難すべき時期が切迫し、又は、現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき <input type="checkbox"/> 次の前兆現象を確認したとき 土石流（土臭いにおい、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減 注1） がけ崩れ（湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り） 地すべり（地鳴り・山鳴り、地面の震動）

※ 前兆現象については、国土交通省「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象検討会（平成18年3月）の資料より抜粋

※ がけ崩れについては上記の現象は時間を追って発生せず、一度に急激に発生する場合もある。

※ 地すべりは、上記の現象はかなり前から発生することもあり、時間的切迫性のタイムスケールはかなり長い場合がある。

注 1) 溪流水位激減は、降雨が継続しているにもかかわらず溪流水位が激減した場合、溪流の上流で山腹が崩壊し天然ダムが形成された可能性が大きいので切迫性が極めて高い。

4 避難勧告及び避難指示（緊急）等の伝達

統括部は、防災行政無線・佐用チャンネル（データ放送、L字放送等）・さよう安全安心ネット・エリアメール・FAX・マスコミ等多様な情報伝達手段を準備・活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報等をわかりやすく伝える。

統括部は、関係各対策部及び関係機関に、避難の勧告及び避難指示（緊急）等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告及び避難指示（緊急）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

(1) 防災行政無線放送による伝達例

町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5「情報の伝達」4「防災情報等の伝達文（例）」参照

※ 避難勧告及び避難指示（緊急）は、必ず緊急放送により行う。

(2) さよう安全安心ネットによる情報発信

「さよう安全安心ネット」登録者に、携帯電話メールで情報発信する。

(3) エリアメール等による情報発信

エリアメール等で自動車移動者や町内への旅行・出張者等へ防災情報等を発信する。

(4) 佐用チャンネルによる情報発信

佐用チャンネルで河川カメラの映像等を情報発信する。

データ放送	防災行政無線の放送内容を文字で配信、雨量・水位データを数値で配信、14カ所の河川カメラの映像
L字放送	緊急情報の配信（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、土砂災害警戒情報、地震情報、気象警報など）

(5) 町ホームページによる情報発信

町ホームページで防災情報等を発信する。

(6) 報道機関への情報発信

報道機関に対し避難勧告等の発令状況を伝達する。

(7) 公共情報コモンズによる伝達

兵庫県フェニックス防災システムに入力したものが自動送信される。

(8) 広報車による伝達

町は、消防団に対し広報を依頼する。また、可能な限り広報車による伝達を行う。

5 警戒区域の設定

本部長等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■ 警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
町長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を町長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する町長の職権を行うことができる。 町長若しくは町長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
	消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	町長若しくは町長の委任を受けた職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する町長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

6 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の解除

統括部は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事（フェニックス防災システム入力）へ報告する。

第3款 報道機関への災害情報等の発信

[実施機関：町（統括部・総務対策部）、県、報道機関]

統括部は、大規模な災害の発生に伴う災害情報等については、積極的に報道機関への放送要請を行う。社会不安の沈静や応急対策の円滑な実施のため、初動期は、直接報道機関への放送要請を行い、住民に災害情報の発信を行う。また、災害対策本部設置にあわせ、速やかにプレスルームを設置し、時間を定め報道機関に情報提供を行う。この場合、県からの報道機関への情報提供と同調して行う必要がある。

なお、通信の不通等により県に災害状況の報告ができない場合及び緊急を要する場合、報道機関に直接、放送要請を行う。

※「報道機関への災情報等の発信マニュアル」参照

1 避難勧告等の情報伝達

統括部は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令したときは、県にフェニックス防災システムで報告するとともに、報道機関にFAXで情報を伝達する。

2 災害時の放送要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送株式会社、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）などの利用が適切と認める場合は、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

3 緊急警報放送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等、緊急に住民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対する、災害対策基本法第57条に基づき、無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。

- (1) 住民への警報、通知等
- (2) 災害時における混乱を防止するための指示等
- (3) 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

4 プレスルームの開設

統括部は、災害対策本部設置にあわせ、速やかに本庁舎二階プレスルームを開設し、記者席及び会見者席を設ける。

記者用に、コードリールなどでの電源を確保する。また随時、発表資料などを掲示できるホワイトボードを設置し、災害関連情報を常時閲覧できる体制をとる。

5 定例発表

第3章「情報の収集及び伝達」第3節「情報の収集」第3款「被害情報の収集」で収集した情報から、住民の生命にかかわる情報（人的被害、行方不明者の情報 など）、住家の被害、公共土木施設被害（道路、橋梁 など）、避難所情報、ライフライン等の被害などの重要な情報を発表する。

発表する時刻を定めて行う。災害発生直後など、刻々と状況が変化し、頻繁な発表が必要と判断する場合は、2時間ごと、3時間ごとなどの定例発表を行う。

■ 初動時の発表事例

- | |
|---|
| ① 災害の発生状況 ② 洪水・地震などに関する情報 ③ 災害対策本部の設置 ④ 安否情報
⑤ 被害状況の概要 ⑥ 避難所などの情報 ⑦ 救援活動の状況 ⑧ 二次災害防止に関する情報
⑨ 災害応急対策の実施状況 ⑩ 医療機関の活動状況 ⑪ 水・食料などの物資供給状況
⑫ ボランティア受け入れ情報 など |
|---|

■ 応急・復旧時の発表事例

- | |
|---|
| ① ライフラインの被害状況と復旧見込み ② 生活必需品の供給状況 ③ 道路・交通情報
④ 医療情報 ⑤ 教育関連情報 ⑥ 災害ごみの処理方法 ⑦ 相談窓口の開設状況
⑧ 被災証明・義援金関連情報 ⑨ 住宅関連情報 ⑩ 各種貸付・融資制度情報
⑪ 各種減免措置などの状況 ⑫ 復興関連情報 など |
|---|

6 電話対応

報道機関からの電話が殺到することが予想されるが、直近の定例発表の資料によって対応することとし、それ以上の情報提供については、定例発表で広報することを伝える。

7 被災者への取材対応

報道機関が避難所に詰めかけ、被災者を勝手に取材するケースが考えられる。被災者のプライバシーの保護の観点から、次の対応をとる。ただし対応は本部広報班では不可能なため、各避難所の運営責任者が行う。

- (1) 運営責任者の許可のない取材は禁止する旨の掲示を行う。
- (2) 運営責任者は、報道機関から社名・記者名・取材の主旨などを確認する。プライバシーに配慮した取材を依頼し、目にあまる強引な取材などを確認した場合は、ただちに退場させることを伝える。
- (3) 目にあまる強引な取材を確認した場合は、運営責任者は報道機関を速やかに退場させる。

第6節 災害報告

実施機関：町（統括部・総務対策部）、西はりま消防本部、県、ライフライン関係機関、公共交通機関 など

統括部は収集した災害情報を取りまとめ、県・国等に報告を行う。なお、被害状況が詳細に把握できない場合であっても、確認できた町内の情報を報告する。

※「災害報告及び情報共有マニュアル」、「町議会への報告、本会議の運営等に関するマニュアル」参照

1 報告基準

町は、次の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

- (1) 一般基準
 - ① 災害対策本部を設置した災害
 - ② 被害の情報収集から災害救助法の適用基準に合致する災害と判断されるとき
 - ③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害
 - ④ 町内の被害は軽微であっても、隣接する市町で大きな被害を生じている災害
- (2) 風水害
 - ① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害及び建物被害が生じたもの
 - ② 河川の溢水、破堤等により、人的被害及び建物被害が生じたもの
 - ③ 孤立集落が生じたもの
- (3) 社会的影響基準
災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

(4) その他

災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

※ 原則、災害対策本部の設置後は、随時、県等に災害情報を報告する。

2 報告系統

災害報告は県に対して行う。原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する（火災・災害等即報要領）。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、消防庁応急対策室（電話：03-5253-7527）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する（直接即報基準）。

また、総務対策部で取りまとめた町内の災害情報、被害情報を定型様式に取りまとめて、各対策部は、県をはじめライフライン各社、警察署、公共交通機関、町内の関連施設等の各関係機関に対し速やかに通知する。

3 災害情報の伝達手段

県等への災害情報の報告は、原則フェニックス防災端末で行う。

被害状況の把握のため、県から指定する時間ごとの報告を求められた場合には、関係機関の情報を収集し精査のうえ、遅滞なく防災端末に入力する。

フェニックス防災端末が使用できない場合は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファックス等を活用する。

有線電話が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク及び消防無線等の無線通信機器等を利用する。なお、必要に応じ警察等他機関に協力を求め、通信手段を確保する。すべての通信が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くし伝達ができるよう努める。

4 報告内容

(1) 町の災害体制・町からの避難に関する情報は、下記の関係機関に対して F A X で通知を行う。以降、その状況に変更が生じた場合、同様に F A X で通知を行う。

■ 報告内容例

① 水防活動要請 ② 救助・救出要請 ③ 孤立情報 ④ 安否確認 ⑤ 避難情報 ⑥ 行方不明者情報 ⑦ 人的被害情報 ⑧ 家屋被害情報 ⑨ 河川情報 ⑩ 道路・交通情報（道路陥没・亀裂、崖崩れによる道路通行障害、落橋、通行止め等） ⑪ 土砂災害状況 ⑫ 公共交通機関情報 ⑬ ライフライン情報（電気、電話、ガス、水道、下水道） ⑭ 公的施設等の情報（学校、集会所、その他の施設等） ⑮ その他（田畑、林地等） など

※ 情報の報告内容は、時間経過とともに変化する。

■ 関係機関一覧表

No	連絡機関	担当課	F A X	電話番号
1	兵庫県	災害対策課	078-362-9911	078-362-9988
2	兵庫県西播磨県民局	総務企画室総務防災課	0791-58-2328	0791-58-2112
3	西はりま消防本部	情報司令室 佐用消防署	0791-72-7119 0790-82-0119	0791-76-7300 0790-82-3872
4	関西電力	相生営業所	0791-23-7201	0800-777-8083
5	兵庫県エルピーガス協会	西播西支部佐用地区会	0790-82-2305	0790-82-2305
6	西日本電信電話(株)	兵庫支店設備部災害対策室	078-326-7363	078-393-9440
7	J R 西日本	姫路指令所 姫路鉄道部	079-267-1410 079-267-2401	079-267-1410 079-267-2401
8	智頭急行	運輸部	0858-75-2596	0858-75-2595
9	株式会社ウエスト神姫	本社	0791-22-5181	0791-22-5180
10	西日本高速道路株式会社	福崎高速道路事務所	0790-22-4918	0790-22-4903
		津山高速道路事務所	0868-26-6923	0868-26-2181
11	国交省鳥取河川国道事務所	道路管理第1課	0857-29-8548	0857-22-8435
12	佐用警察署	警備課	0790-82-2190	0790-82-0110
13	自衛隊	第3特科隊	(内線) 昼間 239 / 夜間 398	079-222-4001

- (2) 「災害対策本部設置」、「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)」を行った場合は、速にフェニックス防災システムに入力を行い、併せて関係機関に F A X を送信する。
- (3) 庁舎及び庁舎周辺の被害を確認し、フェニックス防災システムに入力して、県に報告を行う。
報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。
- (4) 災害発生場所及びその被害状況を確認した場合は、フェニックス防災システムに入力し、県に報告を行う。
- (5) 避難所を開設した場合は、フェニックス防災システムに入力し、県に報告を行う。
また、関係機関にも F A X で通知を行う。
- (6) 町内の被害概要を報告するため、フェニックス防災システムに入力して、県に報告を行う。また、ライフライン・道路通行止・公共交通・人的被害の情報について、速報として関係機関に F A X にて通知を行う。
- (7) 西はりま消防本部は、多くの死傷者が発生した際、西はりま消防本部へ通報(電話・来庁を問わない)が殺到した場合には、直ちに町災害対策本部、県及び消防庁へ報告する。
報告内容は必ずしも具体的で被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。
- (8) 災害が町自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県(災害対策本部、地方本部)へ報告する。
- (9) 災害の翌日以降、各種の被害情報を関係機関や議会等に F A X で通知を行う。

- (10) 災害対応、被災者支援などは、各種情報を関係機関にFAXで通知を行う。
- (11) 応急措置完了後速やかに、県へ災害確定報告を行う。

5 関係機関からの情報収集

災害情報の収集は、第3章「情報の収集」第3節「情報の収集」第3款「被害情報の収集」により収集する。

6 情報の更新

収集した情報については、定時的に情報を更新し、機動的で効果的な災害対応を行うための基礎資料として活用する。

- (1) 防災情報については、時々刻々と状況が変化するため、定時に各関係機関に情報提供依頼を行う。
 - (2) 情報については、漏れや誤りが生じないようにFAXで提供を受ける。
 - (3) 情報更新については、原則として下記の時点で情報更新を行う。
 - ① 災害当日・・・被害状況、特に人的被害の情報が更新されたとき
 - ② 災害翌日以降・・・時間を定めて1日2回程度行う。
- ※ 上記はあくまで町内に大規模な災害が発生した場合を想定した情報発信であり、災害の範囲・規模に応じて臨機応変に対応を行う。
- ※ 関係機関と電話で情報伝達を行った場合、得た情報や伝達内容等を正確に保存するため、関係機関毎に記録をまとめる。

第7節 情報共有

実施機関：町（全対策部・消防団本部）、西はりま消防本部、消防団、県、隣接市町、警察署、ライフライン関係機関、道路管理者 など

町及び防災機関等は、被害状況や応急対策実施状況等の情報を相互に交換し、情報共有に努める。

※「災害報告及び情報共有マニュアル」参照

1 庁内の情報共有

総務対策部は、各対策部から報告があった被害状況及び関係機関等から報告があった被害状況等を取りまとめ、全対策部へ伝達する。

本部会議を開催する防災会議室に各対策班の連絡員を配置し、各対策部の情報共有を行う。

2 GIS（地理情報システム）を活用した情報共有

総務対策部は、地図という視覚的に分かりやすいコンテンツを使用し、庁内及び防災関係機関との情報共有を図り、迅速な状況把握と指示を行うため、GIS（地理情報システム）を活用した情報共有に努める。

3 防災関係機関等との情報共有

総務対策部及び防災関係機関等は、被害状況や応急対応実施状況等の情報を相互に交換し情報共有に努める。

町の窓口	防災関係機関等
総務対策部	県庁、西播磨県民局、警察署、JR西日本、智頭急行、ウエスト神姫、関西電力、西日本電信電話㈱、兵庫県エルピーガス協会、西日本高速道路株式会社、国交省鳥取河川国道事務所、自衛隊、報道機関等

4 隣接市町との情報共有

総務対策部、建設農林対策部及び統括部は、避難勧告等の発令の判断や車両等の通行対策のため、隣接市町である宍粟市、上郡町、たつの市、美作市の気象、河川、道路等の状況及び被害状況等を相互に交換し情報共有に努める。

第8節 調査及び支援要請

[実施機関：町（全対策部・消防団本部）、西はりま消防本部、消防団、県 など]

災害の危険が解消した段階で、各対策部及び防災関係機関は被害調査を行い、総務対策部に報告する。総務対策部は、町単独では災害対応ができないと判断した場合、県に人員派遣・応援要請を行う。

※「被害状況等の情報収集及び報告マニュアル」及び「道路等被害調査実施マニュアル」等参照

1 被害調査

災害の危険が解消した段階で、全対策部及び防災関係機関は、① 救出・救助状況 ② 孤立状況 ③ 安否確認状況 ④ 避難状況 ⑤ 行方不明者状況 ⑥ 人的被害状況 ⑦ 家屋被害状況 ⑧ 河川被害状況 ⑨ 道路被害状況 ⑩ 交通状況 ⑪ 土砂災害被害状況 ⑫ 公共交通機関被害状況 ⑬ ライフライン被害状況（電気、電話、ガス、水道、下水道） ⑭ 公的施設等被害状況（学校、集会所、その他の施設等） ⑮ その他被害状況（田畑、林地等）などの調査を行う。

ただし、緊急対応を要する事象を確認したときは、ただちに関係機関及び総務対策部に報告する。総務対策部は、関係機関に連絡し、緊急対応を依頼する。

2 調査報告

各対策部は、調査結果を町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第4「情報の整理・分析、報告」11「調査事項・担当・報告先一覧表」のとおり、県及び総務対策部等に報告する。

総務対策部は、各対策部から受けた報告を整理し、県及び統括部に報告する。

3 支援要請

総務対策部は、大規模な被害により単独での緊急対応が困難になった場合、県に応援を要請する。

※ 第3編「災害応急対策計画」第6章「広域応援体制」第1節「県及び他市町応援体制及び後方支援」参照

第4章 水防活動

第1節 水防活動

〔実施機関：町（統括部・建設農林対策部・消防団本部）、西はりま消防本部、消防団等〕

佐用町内の河川、ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用について定める。

1 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 佐用町（指定水防管理団体）の責任

町は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。（法第3条）

- ① 水防団の設置（法第5条）（消防団が水防団を兼ねる。）
- ② 水防団員等の災害補償（法第6条の2・法第45条）
- ③ 土地の一時使用等の公費負担（法第28条）
- ④ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑤ 水防協議会の設置（法第34条）

（防災会議が水防協議会を兼ねる。（法第33条第2項））

- ⑥ 水防協力団体に対する情報提供等（法第40条）

(2) 気象庁長官（神戸地方気象台長）の責任（法第10条第1項）

気象庁長官は、気象等の状況により洪水等のおそれのあると認められるときは、その状況を兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

(3) 知事の責任（法第10条第3項、法第11条第1項、法第13条第2項・第3項、法第13条の2第1項、法第13条の3、法第13条の4、法第14条第1項・第3項、法第14条の2第1項・第3項、法第14条の3第1項・第3項、法第16条第1項・第3項）

- ① 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれのあると認められるときは、神戸地方気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- ② 知事は、下記のとおり各々の浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、町長に通知しなければならない。
 - ア 洪水予報河川及び水位周知河川にかかる洪水浸水想定区域
 - イ 水位周知排水施設等にかかる雨水出水浸水想定区域
- ③ 知事は、あらかじめ指定した河川又は海岸について、水防警報をしなければならない。
- ④ 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者（町長）及び量水標管理者（県光都土木事務所長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、これを一般に周知させなければならない。あらかじめ指定した公共下水道等の排水施設等にかかる雨水出水特別警戒水位を定めた場合も同様に行わなければならない。

(4) 町防災会議の責任（法第 15 条第 1 項・第 2 項）

①町防災会議は、町地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報及び氾濫警戒情報（特別警戒水位（洪水、雨水出水）到達情報）の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項

ウ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水にかかる避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域（洪水、雨水出水）内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）又は要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地等

② 町防災会議は、浸水想定区域内に前項④の施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び氾濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）の伝達方法を定める。

(5) 町長（水防管理者）の責任

① 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）

② 水位の通報（法第 12 条第 1 項）

③ あらかじめ指定した排水施設等について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第 13 条の 2 第 2 項）

④ あらかじめ指定した排水施設等について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表する。（法第 14 条の 2 第 1 項）

⑤ 町地域防災計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を住民、滞在者その他の者に周知させるよう努める。（法第 14 条の 2 第 3 項）

⑥ 浸水想定区域について、町地域防災計画に定められた事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。（法第 15 条第 3 項）

⑦ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）

⑧ 警察官の援助の要求（法第 22 条）

⑨ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）

⑩ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）

⑪ 避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）

⑫ 水防計画の変更及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）

⑬ 水防協議会の指定（法第 36 条）

⑭ 消防事務との調整（法第 50 条）

(6) 水防団長及び消防機関の長の責任

① 平常時における河川等の巡視（法第 9 条）

② 警戒区域の設定（法第 21 条）

③ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）

(7) 警察官・警察署の任務

① 警戒区域の設定（法第 21 条第 2 項）

② 警察署は水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力する。（法第 22 条）

(8) 通信機関の責任（法第 27 条）

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

(9) 量水標管理者の責任（法第 12 条）

量水標管理者（県光都土木事務所長）は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。また、量水標管理者（県光都土木事務所長）は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(10) 住民の義務（法第 24 条、法第 29 条）

住民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者（町長）等から要請があったときは、水防に従事するとともに水防管理者（町長）等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従う。

2 水防組織

町長は、水防に関係ある警報・注意報等又は地震等により、洪水等のおそれがあると認められ、警戒活動や応急活動の必要があると認めたときから洪水等の危険が解除されるまでの間、警戒体制、警戒対策本部体制、災害対策本部体制を執り、水防事務を処理する。

配備の体制、職員配備基準及び活動等は、第 3 編「災害応急対策計画」第 2 章「組織及び配備等」第 1 節「組織の設置」のとおりとする。

また、消防団の体制、配備基準及び活動等は町水防計画のとおりとする。

3 水防態勢

神戸地方気象台及び県土木事務所から水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表などがあったとき、又は水防活動の必要があるとき、水防態勢に入る。

水防態勢は、第 3 編「災害応急対策計画」第 2 章「組織及び配備等」第 1 節「組織の設置」のとおりとする。

4 水防指令及び水防警報

水防指令及び水防警報は、第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章「情報の収集及び伝達」第 2 節「気象予警報等の基準」のとおりとする。

5 資機材

各消防分団の資機材は、町防災計画資料編 第 2 編「災害予防・応急対策計画」第 4 章「水防活動」第 2「資機材」1「各消防分団資機材一覧表」のとおりである。

6 その他

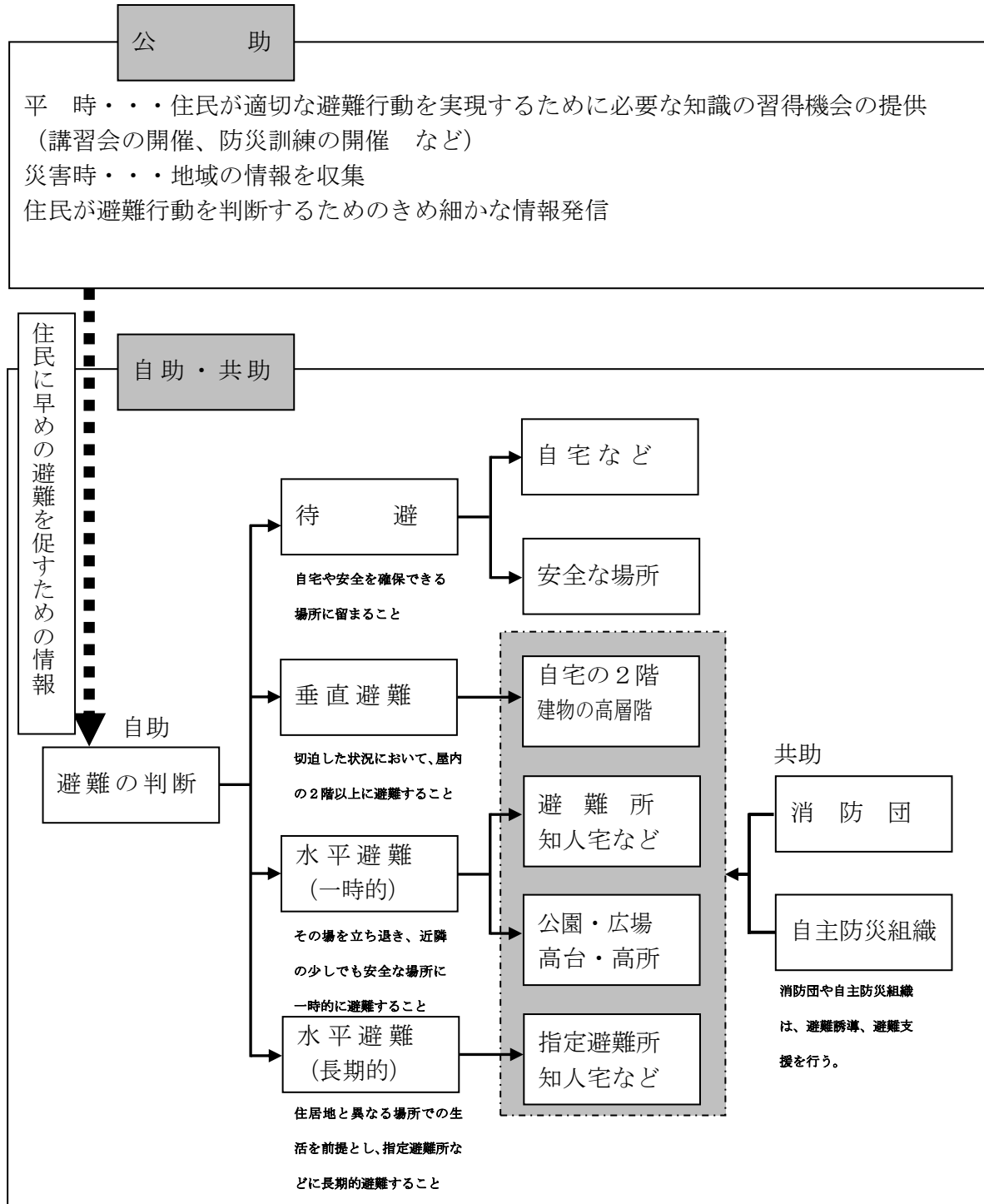
その他詳細については、町水防計画に定めるところによる。

第5章 住民、自主防災組織、消防団の行動・活動

第1節 住民の行動

[実施機関：住民]

大規模災害時には、町の対応には時間を要することがあるため、危険が切迫した状況下では、指定された避難場所への避難等だけを考えるのではなく、「自らの生命は自ら守る」ためのより安全な行動を選択しなければならない。台風第9号災害検証報告書、「大雨災害における避難のあり方等検討会報告書（平成22年3月）内閣府」及び「災害時の避難に関する専門調査会報告（平成24年3月）内閣府」を踏まえ、安全な避難の考え方等を参考として次のように示す。



第2節 自治会及び自主防災組織の活動

〔実施機関：自治会、自主防災組織〕

大規模災害時には、情報・交通網の寸断等により、町の防災活動能力の低下が考えられる。自治会及び自主防災組織は「自分たちの地域は自分たちで守る」との認識のもと、自主防災組織を中心に災害時避難行動要支援者の避難支援等の防災活動を行う。

自治会及び自主防災組織は、町に的確な災害対応を促すため、迅速に地域の状況を伝える連絡係を置き、町との情報共有を図る。

また、自治会及び自主防災組織は、支援物資が必要とする個々の被災者に行き渡るよう配布するため、物資班を置き、個々のニーズを伝えて受け取る仕組みをつくる。

- 1 自主防災組織防災計画の作成
- 2 平時の活動（知識の向上、支えあいマップの作成、情報収集・伝達体制の確立 など）
- 3 町及び消防団との情報連携
- 4 負傷者の救出
- 5 安否確認
- 6 情報の収集・伝達
- 7 避難誘導
- 8 避難生活の支援（給食・給水・ボランティアニーズの把握 など）
- 9 近隣地域への応援 など

第3節 消防団の活動

〔実施機関：消防団〕

消防団は、「自分たちのまちは自分たちで守る」ということを基本に活動する。その活動の必要な事項について定める。

消防団は、災害発生時における警戒巡視、避難誘導、避難情報の伝達、救助・救出活動のほか、平常時においては、訓練や広報活動などに従事する。

また、消防団は、町に的確な災害対応を促すため、迅速に地域の状況を伝える連絡係を置き、町との情報共有を図る。

自主防災組織及び消防団員を含めたすべての人が「自分の命、家族の命を守る」ため、避難行動を最優先にすべきであり、自らの命を守ることがその後の活動において多くの命を救う基本である。洪水等には、自身の安全確保に留意して活動を実施する。

また、避難誘導や水防活動の際も、自身の安全は確保しなければならない。

※「消防団活動マニュアル」参照

- 1 災害防御活動（土のうの手配、土のう積み等）
- 2 地域の情報収集
- 3 町・自治会及び自主防災組織との情報連携
- 4 避難誘導
- 5 交通規制にかかる誘導
- 6 避難情報の伝達
- 7 救出・救助活動
- 8 平常時の応急手当の普及指導
- 9 警戒活動
- 10 広報活動 など

第6章 広域応援体制

第1節 県及び他市町応援体制と後方支援

〔実施機関：町（統括部、総務対策部）、西はりま消防本部、県、応援他市町 など〕

総務対策部は、町単独では災害対応が困難であると判断した場合、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき、県に応援要請を行う。町災害時受援計画に受援について記述する。

※「派遣・応援・支援要請及び後方支援マニュアル」及び「消防応援要請マニュアル」参照

1 被害状況、必要な応援内容の把握

第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3節「情報の収集」第3款「被害情報の収集」参照

2 応援要請の種別

要請先	要請内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	<input type="checkbox"/> 当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法 29 条第 2 項
県知事	<input type="checkbox"/> 指定地方行政機関の職員の派遣のあつせん要請 <input type="checkbox"/> 他の地方公共団体の職員の派遣のあつせん要請 <input type="checkbox"/> 応援の要求及び応急措置の実施要請 <input type="checkbox"/> 職員の派遣要請	災害対策基本法 30 条第 1 項 災害対策基本法 30 条第 2 項 災害対策基本法 68 条 地方自治法 252 条 17
他の市町長等	<input type="checkbox"/> 応援の要求 <input type="checkbox"/> 職員の派遣要請 <input type="checkbox"/> 災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法 67 条 地方自治法 252 条 17 各協定

3 応援協定（既協定の締結状況） ■ 災害時等応援協定等締結状況（平成 29 年 11 月 佐用町）

No	締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先
1	H8. 7. 1	兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	兵庫県 2 市 2 町 岡山県 2 市 1 村
2	H18. 3. 27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	西播磨地域 5 市 6 町
3	H24. 8. 30	播磨広域防災連携協定	播磨地域 12 市 9 町
4	H18. 11. 1	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県及び県内市町
5	H17. 9. 1	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、県内市町及び関係一部事務組合
6	H10. 3. 16	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県、県内市町、県内企業団、日水協県支部及び県簡水協会
7	H18. 12. 1	生活物資の確保及び供給に関する協定	マックスバリュ西日本
8	H18. 12. 1	生活物資の確保及び供給に関する協定	NPO 法人 コメリ 災害対策センター
9	H20. 4. 1	佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	社会福祉法人 佐用町社会福祉協議会
10	H23. 3. 25	災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定	佐用郡自動車整備業組合
11	H24. 1. 25	災害時等における応急対策活動に関する協定	佐用郡土木組合
12	H24. 3. 8	災害時等における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社 関西支社福崎管理事務所 中国支社津山高速道路事務所
13	H24. 3. 30	災害時における施設使用に関する協定	西日本電信電話株式会社兵庫支店
14	H24. 5. 9	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
15	H24. 10. 1	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	南光園、いちよう園、三原ホーム、播磨園、千種川リハビリテーションセンター、はなみずき、朝陽ヶ丘荘、聖医会、平成福祉会、祐あいホーム上月、サンホームみかづき
16	H24. 11. 15	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局
17	H25. 5. 31	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	播磨地域の 12 市 9 町 日本郵便株式会社

No	締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先
18	H26. 2. 27	災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人兵庫県LPガス協会西播西支部佐用地区会
19	H27. 11. 4	災害時における物資等の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ
20	H28. 5. 12	災害等発生時相互協力に関する協定	智頭急行株式会社
21	H28. 10. 1	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	兵庫県行政書士会
22	H29. 11. 4	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	(株)T&T JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー 兵庫校

※ 消防に関する協定は、平成 25 年 4 月に西播磨 3 市 2 町の消防本部統合により、「西はりま消防組合佐用消防署」となったため、町の協定一覧から除いています。

4 県及び市町相互応援

本部長は、応急対策を実施するにあたり、県及び他市町の応援に関し、次に該当すると認められるときは、原則として県地方本部（西播磨県民局）に対し応援要請行う。

- ・ 各対策部の相互応援及び役場退職者等の応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合。
- ・ 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合。

(1) 応援要請先

町防災計画資料編 第 2 編「災害予防・応急対策計画」第 6 章「広域応援体制」第 3「応援要請等」5「県への要請事項・担当・要請先一覧表」のとおりとする。

(2) 応援要請の方法

本部長は、知事（県本部長）に各種の応急措置等の応援要請を行うにあたっては、県地方本部（県民局）を経由し、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請する。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、FAX 等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

- ① 応援を要請する理由（被害の状況等） ② 応援用物品等の品目・数量 ③ 職員の職種及び人員数 ④ 応援の場所及びその場所への経路 ⑤ 応援を必要とする期間 ⑥ その他の必要な事項

(3) 応援活動記録の整理

各対策部は、応援を受けた県及び他市町の応援活動について、次に掲げる事項を応援活動記録として整理する。

- ① 災害の状況及び応援を要請した理由 ② 応援の期間 ③ 応援を受けた人員、物資・資材・機械器具等の品名及び数量 ④ 応援を受けた場所 ⑤ 応援を受けた活動内容 ⑥ その他の必要事項

5 兵庫県広域消防相互応援

(1) 兵庫県広域消防相互応援協定

消防長は、大規模災害等が発生し、西はりま消防本部だけでは対応困難な場合、「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づき、県及び市町に応援要請を行う。

要請が完了すれば直ちに本部長に報告する。

(2) 緊急消防援助

本部長は、災害の規模が大きく、兵庫県広域消防相互応援協定と併せてさらなる応援が必要と考えられる場合、知事に対し、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(3) 応援要請に関する連絡先

協定名	連絡先名	電話番号
兵庫県広域消防相互応援協定	姫路市消防局	昼間 079-223-9543 消防課 夜間 079-222-8222 情報司令課
緊急消防援助隊	兵庫県	平日（昼間） 078-362-9824 消防課 休日・夜間 078-362-9900 災害対策センター

(4) 応援要請に関する事務連絡

応援要請を行う場合、西はりま消防本部は次の事項を応援先に連絡する。

① 災害の発生場所及び被害概要 ② 必要とする車両、人員及び資機材 ③ アクセス路の状況（通行止め、通行規制等） ④ 集結場所及び活動内容 ⑤ その他必要事項

(5) 応援隊の誘導

佐用町の応援部隊の災害現場等への誘導については、西はりま消防組合佐用消防署職員が行う。

6 県及び市町応援職員への後方支援

災害対策基本法や各種協定に基づき、他の地方公共団体、関係機関等に対し応援を要請した場合の職員等の受け入れとその後方支援は、次により行う。

(1) 関係対策部への連絡

総務対策部は、県及び他市町の応援職員が決定した場合は、当該応援職員の人員、到着日時等必要な事項を確認し、関係する対策部に対し速やかに連絡する。

(2) 受け入れ体制の整備

総務対策部は、下記に示すような応援要請や、応援活動等の内容を整理するとともに、宿泊所等の準備、活動場所の指示を行う。

① 要請、応援活動等で整理する内容

(ア) 要請場所、要請作業、要請期間・時間（応援先に対して） (イ) 参集場所 (ウ) 応援職員に対する情報提供窓口 (エ) 応援職員の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先 (オ) 活動・滞在時間、食料・飲料水の有無 (カ) 搬入物資内容・量、返却義務の有無 (キ) 応援活動実績記録（事故等の記録を含む） (ク) 応援部隊間の連絡方法

② 食料、飲料水、宿泊所等の準備

応援職員は自立できることが原則であるが、自立できない場合、総務対策部は生活対策部に指示し、必要最低限の食料、飲料水、待機・宿泊場所、駐車場等を準備する。

(3) 受け入れの手続き等

① 総務対策部

総務対策部は、応援職員を受け入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は滞在・宿营地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な連絡事項の確認および案内を行った後、速やかに関係対策部の責任者に引き継ぎを行う。

② 各対策部

各対策部は、当該応援職員の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで応援職員との連絡、対応等にあたる。

各対策部は、派遣隊等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等について必要な記録を行う。

各対策部は、1日の業務終了後、速やかに応援活動記録を総務対策部に提出する。

総務対策部は、各対策部からの報告書を取りまとめ、町災害対策本部を通じて本部長に提出する。

③ 経費負担

相互応援協定に基づく経費負担は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第6章「広域応援体制」4「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」の定めるところによる。

7 ヘリコプターの出動要請

(1) 要請する業務内容

災害に際して、次に掲げる応急対策の実施にあたり防災ヘリコプターの支援を必要とするときは、本部長は県知事に対して支援要請を行う。

① 救急活動

ア) 医師の同乗による緊急患者の搬送及び病院への搬送

イ) 緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資機材等の輸送

② 救助活動

ア) 被災者の捜索及び救助

③ 災害応急対策活動

ア) 災害等の状況把握及び監視

イ) 緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員、医師等の搬送

(2) 支援要請の手続き

県に対する防災ヘリコプターの支援要請は、「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」に基づき、町長（本部長）又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター運行要請書を県（消防課）へ提出する。

ただし、緊急を要する場合は、電話その他適宜の方法により申請することとし、この場合においても、事後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター運航要請書を提出する。なお、県災害対策本部が設置された場合、要請は災害対策本部事務局に行く。

【神戸市消防局警防部司令課】（昼間）

所 在 〒650-8570

神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 3 号館 2 階

電 話 078-331-0986

F A X 078-331-0987

【災害対策本部事務局】（夜間及び県災害対策本部設置後）

電 話 078-362-9900

F A X 078-362-9911

(3) 受け入れ拠点のヘリポート・宿营地

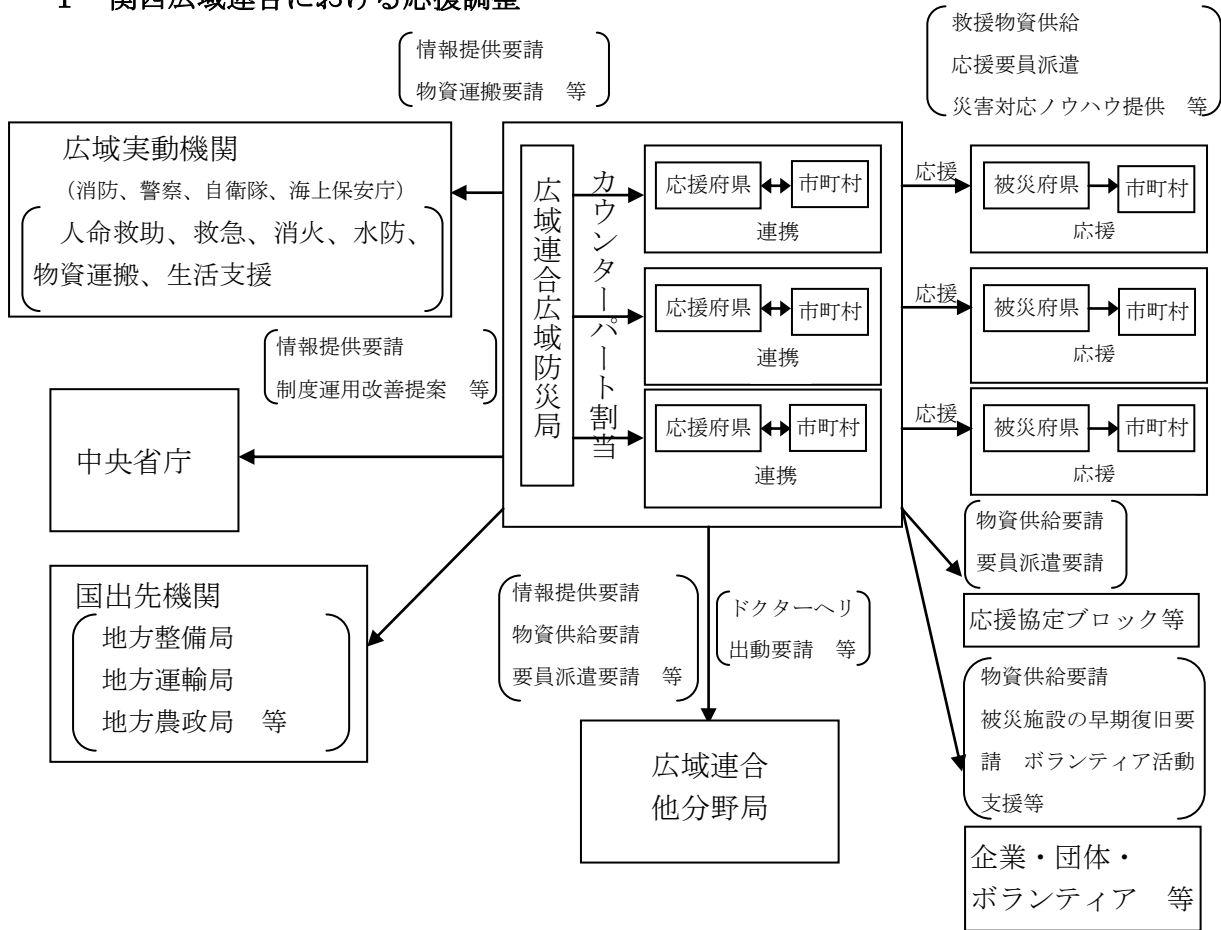
受け入れ拠点のヘリポート・宿营地は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第6章「広域応援体制」第3「応援要請等」4「受け入れ拠点のヘリポート・宿营地」のとおりとする。

第2節 関西広域連合への応援要請

〔実施機関：県、町（統括部、総務対策部）〕

総務対策部は町単独では災害対応が困難であると判断した場合、県に応援要請を行うが、県は災害の規模が大きく、被害が甚大で兵庫県だけでは対応できない場合、県は関西広域連合に対して応援を要請する。

1 関西広域連合における応援調整



2 県外応援

兵庫県外で大規模な災害が発生し、応援が必要な場合、県は関西広域連合の調整に基づき、分担する被災団体（カウンスターパート）に対して必要な応援を実施することとなる。

県は関西広域連合の構成団体として、必要に応じて被災都道府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置し、被災自治体災害対策本部との連携を図り、現地ニーズに即した応援活動を実施することとなる。

町は県から被災自治体への支援要請があった場合、可能な限り被災地支援を行う。

第3節 国土交通省近畿地方整備局への派遣要請及び後方支援

[実施機関：町（建設農林対策部、統括部、総務対策部）、国土交通省近畿地方整備局]

本部長は、被害の拡大と二次災害防止に資するため、次の場合、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所防災課（079-282-8508）に派遣要請を行う。

- ・佐用町内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- ・その他（佐用町長または国土交通省近畿地方整備局長が必要とする場合）

1 応援内容

災害時等の応援は、次の掲げる内容とする。

- (1) 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- (2) 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- (3) 災害に係る専門家の派遣
- (4) 国土交通省近畿地方整備局長が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- (5) 国土交通省近畿地方整備局長が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- (6) 通行規制等の措置
- (7) その他必要な事項

2 リエゾンの受け入れ

町は、国土交通省近畿地方整備局に応援要請をする場合、リエゾンの派遣を要請し、派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保する。

3 緊急災害対策派遣隊の受け入れ

町は、国土交通省近畿地方整備局から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をする。

4 相互連絡

町及び国土交通省近畿地方整備局の相互連絡は、国土交通省近畿地方整備局から派遣されるリエゾンを通じて行う。

5 平素の協力

町及び国土交通省近畿地方整備局は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力する。

6 災害対策用機械の貸出に関する経費負担区分

国土交通省の災害対策用機械の貸出に基づく経費負担は、「災害対策用機械の地方公共団体等への貸出に関する運営要領」の定めるところによる。

7 国土交通省等派遣職員への後方支援

災害対策基本法や各種協定に基づき、国土交通省近畿地方整備局に対し応援を要請した場合の職員等の受け入れとその後方支援は、次により行う。

(1) 関係対策部への連絡

総務対策部は、国土交通省等の応援職員が決定した場合は、当該応援職員の人員、到着日時等必要な事項を確認し、関係する対策部に対し速やかに連絡する。

(2) リエゾンの受け入れ

総務対策部は、リエゾン（現地情報連絡員）の受け入れを行う場合、原則、災害の全容がわかる災害対策本部に場所等を確保する。

(2) 受け入れ体制の整備

総務対策部は、下記に示すような応援要請や、応援活動等の内容を整理するとともに、宿泊所等の準備、活動場所の指示を行う。

① 要請、応援活動等で整理する内容

(ア) 要請場所、要請作業、要請期間・時間（応援先に対して）（イ）参集場所（ウ）派遣職員に対する情報提供窓口（エ）派遣職員の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先（オ）活動・滞在時間、食料・飲料水の有無（カ）搬入物資内容・量、返却義務の有無

(キ) 派遣活動実績記録（事故等の記録を含む）（ク）派遣部隊間の連絡方法（リエゾンと調整）等
--

② 食料、飲料水、宿泊所等の準備

派遣職員は自立できることが原則であるが、自立できない場合、総務対策部は生活対策部に指示し、必要最低限の食料、飲料水、待機・宿泊場所、駐車場等を準備する。

(3) 受け入れの手続き等

① 総務対策部

総務対策部は、派遣職員を受け入れたときは、その責任者に対し、宿泊又は滞在・宿营地、派遣期間中の対応、連絡方法等必要な連絡事項の確認および案内を行った後、速やかに関係対策部の責任者に引き継ぎを行う。

② 関係対策部

関係対策部は、当該派遣職員の現地への誘導、業務の事前調整等を行うとともに、当該業務が終了するまで派遣職員との連絡、対応等にあたる。

関係対策部は、派遣隊等の団体名、人員、業務内容、業務場所、責任者名及び連絡先等について必要な記録を行う。

関係対策部は、1日の業務終了後、速やかに応援活動記録を総務対策部に提出する。

総務対策部は各関係対策部からの報告書を取りまとめ、災害対策本部を通じて本部長に提出する。

第4節 自衛隊への派遣要請及び後方支援

[実施機関：町（統括部、総務対策部）、西はりま消防本部、県、自衛隊]

本部長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。この場合において、本部長は、必要に応じてその旨及び災害の状況を関係自衛隊の長に対して通知することができる。

※「派遣・応援・支援要請及び後方支援マニュアル」参照

1 緊急対策支援要請（系統）

部	要請事項	支援要請系統
県災害対策本部事務局	自衛隊派遣・各種支援要請	第3特科隊 ← 県事務局 ← 県地方本部 ← 町
	へりの出動	陸上自衛隊（第3師団、第3特科隊） ← 県事務局 ← 町 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 県地方本部 ← 町 </div>

2 派遣要請

本部長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、県民局長及び管轄の警察署長等と十分連絡をとり、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

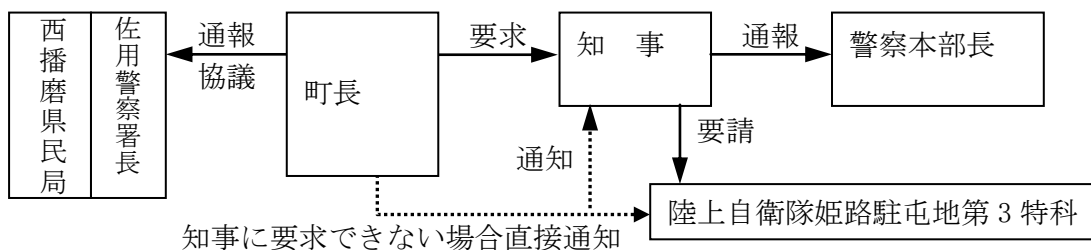
(1) 派遣要請の基準

本部長は、次に掲げる応急対策の実施にあたり、本町の組織等を高度に活用してもなお事態を收拾することができない場合、又は事態が急変し緊急を要する状況にある場合は、自衛隊の派遣を要請する。

- ① 人命救助のため応援を必要とするとき
- ② 町内で大規模な災害が発生し、応急措置に応援を要するとき
- ③ 救助物資輸送のため応援を必要とするとき
- ④ 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- ⑤ 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

(2) 派遣要請の要領

① 派遣及び撤収要請手続き経路



② 派遣要請の方法

本部長は、派遣要請の必要があると判断したときは、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し自衛隊を派遣要請するよう求める。

- ア) 災害の状況及び自衛隊派遣を要請する理由
- イ) 派遣を希望する期間
- ウ) 希望する派遣区域及び活動内容
- エ) 派遣部隊の展開場所

オ) その他の参考となるべき事項

- ・要請責任者の職氏名
- ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ・派遣地への最適経路
- ・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

本部長は、通信の途絶等により、知事に対して派遣要請ができない場合には、その旨及び災害状況を自衛隊（第3特科隊）に直接通知することができる。この場合において、自衛隊はその事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとなっている。なお、この場合、速やかに自衛隊は知事にその旨を通知しなければならない。災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所定の手続きをとる。

③ 派遣要請・連絡先

ア) 要請先

区 分	所在地
陸上自衛隊姫路駐屯地第3特科隊（第3科）	〒670-0881 姫路市峰南町1番70号

イ) 連絡先

区 分	電話番号	
	勤務時間内	勤務時間外
県災害対策課 （防災危機管理班） [災害対策本部未設置時]	TEL(078)362-9988 衛星回線 717-151-3140 FAX(078)362-9911～9912 衛星回線 717-151-6380	TEL(078)362-9900 衛星回線 717-151-5361 FAX(078)362-9911～9912 衛星回線 717-151-6380
県災害対策本部事務局 [災害対策本部設置時]	TEL(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912	（衛星回線 717-151-5361） （衛星回線 717-151-6380）
西播磨県民局 （総務企画室総務防災課）	TEL(0791)58-2112 衛星回線 717-15187-189-1124 FAX(0791)58-2328	同左
佐用警察署	TEL(0790)82-0110	同左
陸上自衛隊姫路駐屯地 第3特科隊（第3科）	TEL(079)222-4001 衛星回線 717-984-31～33 内線 238・650、FAX 239	TEL(079)222-4001 衛星回線 717-984-31～33 内線 302、FAX 398
陸上自衛隊第3師団	TEL(072)781-0021 衛星回線 717-985-32・33 内線 735、FAX 233	TEL(072)781-0021 衛星回線 717-985-32・33 内線 301・309、FAX 301

※ 緊急文書をファックスで送信する場合は、事前又は事後にその旨を電話連絡し、確実性を期すること。

※ 自衛隊へのFAXは、電話によりFAX送信の連絡後行う。

(3) 要請する業務内容

自衛隊に要請する業務の内容は、概ね次のとおりとする。

- ① 行方不明者、負傷者等の捜索救助（最優先で実施）
- ② 車両、航空機等、状況に適した手段による情報収集
- ③ 避難者の誘導、輸送等
- ④ 堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、運搬、積込み等
- ⑤ 利用可能な防火用具による消防機関等への協力
- ⑥ 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の応急対応等
- ⑦ 被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常、要請者が提供）
- ⑧ 通信支援
- ⑨ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ⑩ 炊飯及び給水の支援
- ⑪ 物資の無償貸付又は譲与
- ⑫ 危険物の保安及び除去
- ⑬ その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

(4) 受入体制及び準備

県地方本部は、自衛隊の災害応急対応が迅速かつ効率的に実施できるように、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ① 作業実施期間中の現場責任者の指定
- ② 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- ③ 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備
- ④ ヘリコプター臨時離着陸場適地

(5) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として町が負担する。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものは除く）の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、その他付帯経費
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動実施中に発生した損害の補償（自衛隊の装備に係るものは除く）
- ⑤ その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義があるときは、本部長と派遣部隊との間で協議する。

(6) 撤収の要請

町長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき又は自衛隊の応援派遣の必要がなくなると判断したときは、関係機関の長、派遣部隊の長等と協議の上、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて、撤収理由・撤収期日・その他必要事項等、撤収の要請を行う。

3 受入れ体制と後方支援

自衛隊に応援要請した場合、直ちに町の受け入れ体制を整備する。

- (1) 自衛隊との連絡調整は、総務対策部を窓口とする。
- (2) 作業実施期間中の現場責任者、連絡方法及び連絡場所を確認する。
- (3) 他の応急対策、復旧活動と重複のないよう効率的な作業計画を作成する。
- (4) 自衛隊と協議のうえ、派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の受入れ拠点の準備、ヘリポートの最適地を決定・確認する。
- (5) 自衛隊派遣部隊の活動に必要な装備は、原則として自衛隊が準備するが、被災現場で急に必要となった装備等で自衛隊から要請があった場合は、総務対策部が対応・手配する。
- (6) 自衛隊から食料、飲料水等の要請があった場合は、生活対策部が確保する。

■ 受入れ拠点の宿营地・ヘリポート

第3編「災害応急対策計画」第6章「広域応援体制」第1節「県及び他市町応援体制と後方支援」7(3)「受入れ拠点の宿营地・ヘリポート」のとおりとする。

第5節 災害ボランティア活動の派遣要請及び受入れ

[実施機関：町（医療健康対策部）、町社会福祉協議会]

医療健康対策部は、災害ボランティア窓口とし、災害発生直後からのボランティア等からの問い合わせに対応し、災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」という）立ち上げに必要な情報収集や調整業務を行うとともに、災害VC設置について判断を行い、社会福祉協議会に対し災害VCの設置要請を行う。災害VCを設置する場合、医療健康対策部は災害VCに職員を派遣する。設置後は、定期的な連絡・調整及び庁内関係部局のニーズの集約・調整を主な業務とする。

また、一般ボランティアでの対応が困難と判断される場合、県に対し、災害救援専門ボランティアの派遣を要請する。

※「ボランティア受入、社会福祉協議会との調整に関するマニュアル」参照

1 事前対策

災害時の円滑なボランティア支援を行うことができるよう、各関係機関との連携を構築し、職員や住民を対象とした研修や訓練、啓発などを行う。

(1) ボランティア関係機関との協議・連携

災害時の円滑なボランティア支援を行うため、災害VCの設置・運営にかかわる社会福祉協議会や町ボランティア連絡会、日赤奉仕団、災害ボランティア登録者等と定期的に「防災ネットワーク会議」を開催し、平時から相互にコミュニケーションを図り、「顔の見える関係」の構築を図る。

(2) 災害ボランティア支援体制の整備

- ① 職員に対し災害ボランティア活動に関する知識の向上や活動支援能力の習得を図るとともに、住民に対する普及を図るための各種研修、講演会を実施する。
- ② 防災訓練等に災害VCの設置・運営訓練を組み込む。
- ③ 災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上を目的とした講座や講習会の開催等に対して、積極的に支援を行う。

■ 災害時等応援協定等締結状況（平成23年3月 佐用町）

No	締結年月日	応援協定・覚書名称	区分	締結相手先 締結者
1	H20. 4. 1	佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	災害	社会福祉法人佐用町社会福祉協議会、佐用町

2 災害ボランティア関連情報等の収集・提供

医療健康対策部は、災害対策本部が把握している地域内の被災状況、交通・ライフラインの状況、各関係団体の活動状況など、災害VC開設の有無に必要な情報を収集する。また、災害VC開設の有無が確定するまでの問い合わせについても対応する。

3 災害対策本部での災害VC開設の必要性の検討

医療健康対策部は、社会福祉協議会代表者に対し災害対策本部会議に出席を求め、災害の規模、被害状況等、様々な情報を総合的に勘案し、社会福祉協議会等との情報交換・協議を行ったうえで、災害VCの開設が必要かどうかの判断を下す。

佐用町社会福祉協議会
〒679-5213 佐用町東徳久 1946 南光地域福祉センター内
電話 78-0830・78-1212 FAX 78-1700

4 災害V C設置の公表

医療健康対策部は、災害V Cの設置について、災害対策本部に報告する。災害対策本部は、災害V Cの設置について記者発表を行うとともに、ホームページ、防災行政無線等の広報媒体を活用し、問い合わせ連絡先などを明確にする。

5 ボランティアからの問い合わせへの対応

医療健康対策部は、災害V C立ち上げまでの間、医療健康対策部等に殺到するボランティア希望者及び被災者からの問い合わせに対し、現地の被災状況や災害V Cの開設に関する情報などを提供する。

6 災害V Cの立ち上げ準備と支援

- (1) 医療健康対策部と災害V C派遣職員（常駐）は、「佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」（町防災計画資料編）に基づき、社会福祉協議会と連携して立ち上げの準備と支援を行う。また、学校等避難所となる施設の管理者などへの連絡及び情報提供を行う。
- (2) 医療健康対策部と災害V C派遣職員（常駐）は、場所の提供や必要資機材の貸与、または借用の支援を行う。被害の状況によっては、支部の設置を検討する。
- (3) 運営資機材等については、社会福祉協議会の備蓄資機材を活用し、不足する分については町が貸与、または県民局を通じて県の災害ボランティア用備蓄物資や、町とマックスバリュ西日本及びNPO法人コメリ災害対策センターとの「生活物資の確保及び供給に関する協定」等により調達する。
- (4) 災害V Cには複数の電話回線が不可欠であり、町から通信事業者に対し、災害対策用として臨時電話の設置を要請する。またブロードバンド回線の確保にも配慮する。

7 関係団体や災害対策本部との連絡調整

- (1) 災害ボランティア活動に関する協力・連携が想定される関係機関、団体や報道機関等に対し、事前の情報提供や災害V Cが設置された場合の協力依頼を行う。
- (2) 災害対策本部内の各対策部間の連携が円滑に行われるよう、各対策部との連携を密にし、災害対策本部内の体制強化を図る。また、専門ボランティアの活動支援を行うことが想定される関連部署の明確化も事前に行っておく。

8 災害V C運営への支援

- (1) 「佐用町災害ボランティアセンターマニュアル」に基づき運営する。
- (2) 災害V Cとの連携を図るため、災害V Cに行政職員を1名派遣常駐させ、医療健康対策部と連携を密にする。
- (3) 常駐職員は災害V Cのスタッフ会議に出席する。
- (4) 災害V C代表者への災害対策本部会議への案内をする。
- (5) 災害V Cが収集したニーズのうち、医療健康対策部等が対応すべきものの受付・調整を行う。
- (6) 行政の相談窓口寄せられた被災者のニーズや、安否確認、保健指導等の際に収集したニーズのうち、ボランティアに支援を依頼するもの取りまとめや依頼を行う。

9 専門ボランティア（県災害救援専門ボランティアや重機を使用する企業ボランティア等）のコーディネート

- (1) 医療や建築等の専門的な知識を有するボランティアについては、災害関連制度との調整が求められるため、日頃から関わりが深く、災害時においても被災状況を直接把握できる医療健康対策部がコーディネートすることとし、情報の一元化をはかるために医療健康対策部を通じて、災害V Cへ情報を提供する。
- (2) 災害V Cの常駐職員は、一般のボランティア活動を通じて専門ボランティアに対するニーズが集まるため、医療健康対策部を通じて専門ボランティアの依頼・調整を行う。

- (3) 県災害救援専門ボランティア(ひょうご・フェニックス救助隊「HEART-PHOENIX」)の活動分野は、次のとおりである。

分野	活動内容	資格要件
救急・救助	救助救急、避難誘導など	消防、警察業務経験者
医療	医療活動支援	医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士
介護	要介護者への対応、介護指導	介護福祉士等
建物判定	建物の危険度を判定する調査を実施し、使用の可否を判定する。	応急危険度判定士
手話通訳	聴覚障がいのある人の通訳にあたる	手話上級コース修了者等
情報・通信	避難所間の調整や避難所の要請を行政機関へ伝達する	アマチュア無線技士 普通自動二輪車免許取得者
分野	活動内容	資格要件
ボランティアのコーディネート	ボランティアの指導	ボランティア団体等でリーダーとして一定の活動歴がある人
輸送	バス、トラック、船舶による資機材等の輸送	車両、船舶を有する団体等

10 災害ボランティアの受入体制

- (1) 県及び町は、県内で大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、町では受入・紹介窓口を、県では県社会福祉協議会が運営するひょうごボランタリープラザにその支援窓口を開設する。

■ 災害ボランティアの主な活動内容

- ・災害情報、生活情報等の収集、伝達
- ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ・救援物資、資機材の配分、輸送
- ・軽易な応急・復旧作業
- ・災害ボランティアの受入・紹介事務

- (2) 県は、県災害対策本部でボランティア活動支援に係る総合調整を行うとともに、県民局(地方本部)にも担当を設ける。また町においても医療健康対策部及び社会福祉協議会に担当者を設ける。

11 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティアコーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

- (1) 被災地の住民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮する。
- (2) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知する。
- (3) ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにする。
- (4) ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知する。

- (5) ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努める。
- (6) ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮する。
- (7) 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催する。
- (8) 医療健康対策部及び社会福祉協議会は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努める。

第7章 被災者の救助救急、各種支援

第1節 災害救助法の適用

[実施機関：町（統括部）、県]

町内に一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。※「災害救助法に関するマニュアル」参照

1 災害救助実施責任者

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は知事が行い（法定受託事務）、町長がこれを補助する。

また、必要な場合は知事に代わってその事務の一部を町長が行うことができ、町長が知事の権限の一部を委任され、又は知事を補佐して行う。

ただし、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、町において自ら着手する。

2 適用基準

町において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合、次の各号のいずれかに該当するときには、知事が災害救助法を適用する。

(1) 佐用町の区域内での被害

住家の滅失世帯数が 50 世帯以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号）

(2) 県の区域内での被害

① 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、町の区域内で住家の滅失世帯数が 25 世帯以上（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 2 号）

② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 3 号）

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当する被害（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号）

災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

3 滅失世帯数の算定

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

(1) 全壊（全焼・流失）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1

(2) 半壊（半焼）住家 1 世帯は、滅失世帯数 1/2

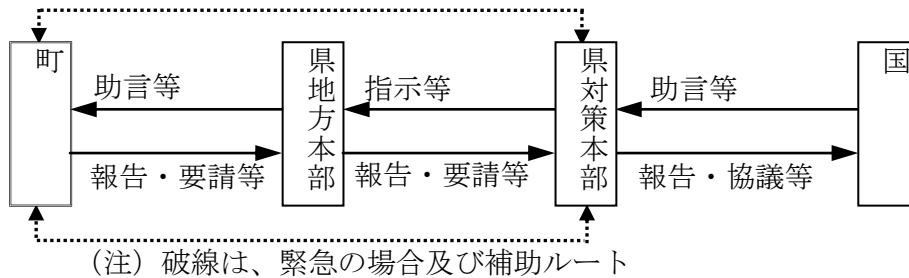
(3) 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家 1 世帯は、滅失世帯数 1/3

4 適用手続

町長は、災害の規模が、2 の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告する。

知事は、災害救助法を適用した場合、救助事務の実施について町長に通知する。

(事務処理手順)



5 救助内容 (災害救助法適用期間)

実施項目	実施期間	町の担当
避難所の設置	7 日以内	●教育対策部
応急仮設住宅の供与	着工から 20 日以内	生活対策部
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内	●教育対策部 ●生活対策部
飲料水の供給	7 日以内	●上下水道対策部
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	●生活対策部
医療及び助産	14 日以内 分娩の日から 7 日以内	●医療健康対策部
被災者の救出	3 日以内	●西はりま消防本部
住宅の応急修理	1 ヶ月以内	生活対策部
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内	教育対策部
埋葬	10 日以内	●生活対策部
死体の搜索 死体の処理	10 日以内	●総務対策部 ●生活対策部
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10 日以内	生活対策部

※「担当部署」に●印の項目は、緊急を要し県の通知等を待ついとまがない場合には町が実施する。

6 期間延長

町長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を県知事に要請する。

この場合、期間延長については、基準に示された期間内に要請する。

また、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て知事が定める基準により実施する。

7 実施項目の内容

(1) 実施責任機関

災害救助法が適用された場合における被災者への上記 5 に示す救助内容は、町長が知事の委任を受けて実施する。

災害救助法が適用されない小災害の場合における、被災者への救助は、町長が行う。

(2) 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合についても同法に準じて行う。

救助の基準は、県防災計画資料編 第 1「迅速な災害応急活動体制の確立」5「災害救助法の適用」(応 1-5-1)「災害救助法による救助の基準」を準用する。

8 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。

第2節 避難対策

第1款 避難勧告等の発令【再掲】

[実施機関：町（統括部・地域対策部）]

町は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対し避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令を行う。

- 1 避難勧告及び避難指示（緊急）の発令等
- 2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の内容
- 3 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令基準
- 4 避難勧告及び避難指示（緊急）等の伝達
 - (1) 防災行政無線放送による伝達
 - (2) さよう安全安心ネットによる情報発信
 - (3) エリアメール等による情報発信
 - (4) 佐用チャンネルによる情報発信
 - (5) 町ホームページによる情報発信
 - (6) 報道機関への情報発信
 - (7) 公共情報コモンズによる伝達
 - (8) 広報車による伝達
- 5 警戒区域の設定
- 6 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の解除

※ 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「避難勧告等の発令」を準用する。

第2款 避難及び避難誘導

[実施機関：町（消防団本部）、住民、自治会、自主防災組織、消防団、警察署 など]

大規模災害時、広大な町域における職員による避難誘導は困難であるため、住民は、平時から避難場所や避難経路をあらかじめ検討し把握する。

災害時には住民、消防団、自治会及び自主防災組織等は協力し、避難誘導に努める。特に、早い段階での避難の開始が必要な災害時避難行動要支援者に対しては、災害時避難行動要支援者の避難支援者は、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、速やかに避難誘導を行う。

- 1 避難は、原則として避難者による自力避難とする。
- 2 住民は、防災マップづくり等により、あらかじめ自らの避難場所と避難経路を把握しておき、安全な経路を選択すること。
- 3 大雨時には、防災・災害情報を幅広く収集すること。
- 4 土砂崩れや堤防の決壊によって家屋が流出するおそれがある地区や氾濫の影響で家屋が浸水するおそれがある地区に居住している人は、身の安全を確保するため、早期に避難すること。
- 5 高齢者、幼児、傷病者等の災害時避難行動要支援者を優先させ早期に避難を開始する。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な人は、隣近所、隣保、自主防災組織、消防団等の協力を得て避難すること。
- 6 避難誘導を行う場合、自主防災組織・消防団等は、危険箇所の避難誘導には特に注意すること。予定していた避難場所への到達が困難なときは、近くの安全な場所に一時的に避難し、安全を確認してから、避難場所に向かうこと。

- 7 浸水により流れが発生した場合、浸水深が 50 cmを上回る（膝上まで浸水している）場所での避難行動は大変危険であること、流速が早い場合は浸水深 20 cm程度でも歩行不可能であること、浸水深が 10 cm程度でもマンホールや用水路等の位置がわからず、転落のおそれがあり危険であることなどを踏まえ、洪水流が激しく流れている状況下では屋外での移動は極力避けること。
- 8 急激な降雨や浸水、土砂災害の危険がある場合、自宅を立ち退いて避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、自宅や隣接建物の 2 階等へ一時避難し、安全を確認してから、避難場所に向かうこと。
- 9 避難する際は、がけ崩れのおそれがある斜面や土石流発生のおそれがある溪流、溢水によって流水が始まっている若しくは予想される箇所の通過は避けること。
- 10 夜間や激しい降雨時・道路冠水時など、避難経路上の危険箇所の把握が困難な場合、屋外での移動は極力避けること。やむを得ず移動する場合、投光器、照明器具等を使用して避難経路を照射し、避難の安全を図ること。
- 11 浸水深が 20 cm以上となった場合、排気口から水が流入したり、運転を制御するコンピュータが冠水するなどして自動車の運転は不能になるため、浸水時の自動車による避難は極力避けること。
- 12 避難誘導する者は、避難にあたっての携行品は必要最低限（貴重品、必要な食料、衣料、日用品等）とするよう適宜指導すること。
※ 安全な避難の考え方は、第 3 編「災害応急対策計画」第 5 章「住民、自主防災組織、消防団の行動・活動」を参照

第 3 款 避難所の開設・運営

[実施機関：町（教育対策部）、自治会、自主防災組織、消防団 など]

本部長は、避難所開設の必要があると判断した場合、指定避難所の中から適切な避難所を選定して開設を指示する。ただし、災害の規模や状況に応じ、その他公共施設の中から選定して指定避難所にする可能性がある。

また、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の公民館などを指定避難所にする可能性がある。

家屋の被災又は災害の危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、適切に避難所の運営を行うとともに、在宅被災者も対象に生活支援を行う。

※「避難所運営マニュアル」参照

※指定緊急避難場所及び指定避難所及びその他公共施設は、町防災計画資料編 第 2 編「災害予防・応急対策計画」第 7 章「被災者の救助救急、各種支援」第 2「避難対策」1「指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表」及び 2「その他公共施設一覧表」のとおりとする。

1 避難所等の定義

- 指定緊急避難場所（一次避難所）とは、一時的に危険を回避するために町が指定した避難場所である。
- 一時避難所とは、一時的に危険を回避するために避難する場所である。
- 広域避難場所とは、火災の延焼などにより一時避難所や指定緊急避難場所が危険な状態になった場合に避難する場所である。各小中学校等の運動場や 近隣の田畑等の広い場所とする。
- 指定避難所（二次避難所）とは、避難生活が長期に渡るときの生活の拠点となる場所である。

以下、「指定緊急避難場所及び指定避難所」を「指定避難所」と読み替える。

2 指定避難場所等の基準等

- ① 指定避難所の順位は、原則として次の通りとするが、立地条件や施設の耐震性等を十分考慮する。
 - ア) 小中学校
 - イ) その他公共施設
 - ウ) 公民館 等
- ② 各小中学校の体育館等を基本とする。
- ③ 指定避難所は、土砂災害警戒区域外及び浸水想定区域外を基本とするが、地域内に他に安全な建物等が無い場合など、地域内で強固な建物である小中学校を指定避難所とする。
- ④ 指定避難所の内、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の指定避難所は、避難勧告等が発令された場合、校舎又は体育館の2階以上を使用する。

3 一時避難所の基準等

- ① 一時避難所の基本的な考え方は、命を守るため一時的に危険を回避する場所である。また、切迫した状況における「緊急的な避難先」ともなる。
- ② 一時避難所は、土砂災害警戒区域外及び浸水想定区域外とする。
- ③ 安全な一時避難所が地域内に無い場合、早めに安全な場所（指定避難所や最寄の安全な公共施設など）に避難する。

4 指定避難所の選定

指定避難所は、原則として本部長が指定避難所及びその他公共施設の中から選定を判断するが、状況に応じて学校長等の避難所管理責任者（以下「管理責任者」という。）、自治会等が応急的に避難所を開設する。

5 指定避難所の開設

(1) 避難所の開設基準

- ① 洪水
 - ア) 水位周知河川
基準観測点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）を超え、1時間後の水位予測等から避難判断水位に達すると予測され、かつ避難判断水位到達後も降雨が予測されるとき
 - イ) 水位周知河川以外
河川カメラ、降雨状況及び近隣の雨量予測などから、浸水の可能性があるとは判断されるとき
職員、自主防災組織、消防団及び災害モニターなどによる地域情報から、浸水の可能性があるとは判断されるとき
- ② 土砂災害
 - ア) 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒判定メッシュ情報で向こう2時間以内に土砂災害警戒情報発表基準を超過すると予測されるとき
 - イ) 地域別土砂災害危険度の1時間後予測及び2時間後予測が土砂災害警戒基準線を越えているとき
 - ウ) 次の前兆現象を確認したとき
土石流（流水の異常な濁り）、がけ崩れ（湧水量の増加、表面流発生）
地すべり（井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加）
- ③ その他本部長が必要と認めるとき
※ 判断にあたっては、気象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

(2) 避難所派遣要員

- ① 教育対策部は、各指定避難所への派遣職員をあらかじめ2名（男女各1名）指定しておく。
- ② 避難所運営責任者（以下「運営責任者」という。）は、避難所への派遣職員とする。
- ③ 運営責任者は、指定避難所開設の連絡を受けた場合、速やかに避難所を開設する。
※ 学校施設に関しては、教育対策部から管理責任者に「避難所を開設する予定であり、解錠をお願いする旨及び協力依頼」の連絡を行う。

(3) 避難所の開設期間

開設期間は、おおむね7日以内とするが、大規模災害時には被害の状況や避難者数等を勘案のうえ、県と協議して開設期間を定める。

6 避難所の運営

(1) 避難所の安全確認

運営責任者は、避難所において施設の被害確認、水道・電気等の点検を行い、その結果を教育対策部に連絡する。また、避難所までの経路で危険な箇所があった場合にはその旨の連絡を行う。

(2) 受け入れ準備

運営責任者は、施設の電灯の点灯、避難所の看板設置、机と鉛筆並びに避難者名簿の準備、担当者の事務作業スペースの確保、避難所共通ルールの掲示、防災行政無線（避難所派遣職員が持ち込む）の設置などの受け入れ準備を行う。

(3) 受け入れの対象者

避難所への受け入れ対象者は、次のとおりとする。

① 災害による被災者

ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

イ) 現に被害を受けた者

自己の住家に直接の被害はないが、現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（例えば、宿泊者、旅行者等）

② 災害により被害を受けるおそれがある者

ア) 避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令があった場合

イ) 緊急に避難する必要がある場合

※ 大規模災害の発生直後は、上記の要件を満たしているか否かの客観的判断は難しく、厳密に区別することは現実的ではないことから、避難が必要な状況であって受入れを求める者がいれば、対応することを基本とする。

ただし、7日までをめぐりに正確な避難者名簿等を作成し、被災状況等を確認し、住家の被災、電気・水道等ライフラインの停止など、避難者が自宅で生活できない原因がある場合は、町等がそれぞれの対策を進めながら、環境が整った時点で退出を促す必要がある。

(4) 受け入れ

① 避難者の把握

避難者は、避難所入所届出簿及び避難者世帯台帳に必要事項を記入する。運営責任者は、避難者名簿に情報を整理するとともに、避難者の氏名、健康・ケガの状態等を把握し、必要に応じて医療健康対策部に連絡を行い、救護班もしくは医師の派遣を依頼する。

また、生活対策部及び教育対策部は、指定避難所で生活せず食料等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、総務対策部等に報告する。

※ 運営責任者は、避難者名簿を教育対策部へ毎日適時に提出する。

② 避難所での避難場所

避難所における避難場所は、近隣の避難者ごと（集落・隣保）に集まる。

※ 避難が長期化した場合の班編成（リーダー・世話人）時に有効となる。

③ 災害時避難行動要支援者に対する避難所への誘導

災害時避難行動要支援者の救助・避難所への誘導については、原則として自治会、自主防災組織、消防団あるいは避難支援者が行い、運営責任者は、避難所の運営に専念する。

(5) 自治会、自主防災組織、教職員等の役割

自治会、自主防災組織等は、避難所運営に対して女性の参画を推進するとともに運営責任者に協力し、自主的で秩序ある避難生活を送ることができるよう努める。

また、教職員は災害救助法第 2 条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害で学校に避難所が開設された場合、7 日間以内を原則として、避難所運営に従事できる。

(6) 毛布等物資、食料・飲料水などの管理、配給

生活対策部は、避難生活に必要な物資の確保、食料・飲料水等の管理及び公平な配給を行う。

(7) 女性及び災害時避難行動要支援者等への配慮

① 女性や子育て家庭等への配慮

運営責任者、自治会及び自主防災組織等のリーダーや世話人は、避難生活が長期間となる場合、女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、トイレや安全確保、女性が相談できる場づくりなどに配慮した運営を行う。また、子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

② 災害時避難行動要支援者への配慮

指定避難所等での生活が困難な災害時避難行動要支援者等は、避難生活が長期間となる場合など、福祉避難所（設備の整った社会福祉施設等）で対応するように配慮する。

(8) 災害対策本部への報告

① 情報伝達手段の確保

総務対策部は、大規模災害時における運営責任者との情報伝達手段として、携帯電話・充電器等を確保する。

② 報告内容

運営責任者は、避難者数、避難者名簿、避難者世帯台帳、配給及び不足物資等を報告する。

③ 報告時間

初動期は、開設から 1 時間毎とするが、行方不明者等の情報など重要情報については随時報告する。応急・復旧期は時刻を定めて報告する。

(9) 避難者の情報整理

避難所入所届出簿は、集落単位で記入する。また、避難世帯の状況は避難者世帯台帳で把握する。また、避難者名簿から50音順の管理簿を作成し、安否確認の問い合わせ時に利用する。

(ii) 防災行政無線の放送、災害対策本部からの情報揭示

町からの情報を伝達するため、防災行政無線を避難所に設置する。また、防災行政無線の放送とともに、総務対策部から避難所等への放送内容のFAX送信を行い、避難所入り口付近に揭示する。

また、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

7 福祉避難所の設置

(1) 福祉避難所の必要性

一般の避難所は、階段や段差が多いこと、障がい者用トイレがないことなど、必ずしも高齢者や障がい者等に配慮した構造になっていないほか、常に介助を要する者にとっては、その特性に応じた専用の避難所（以下「福祉避難所」という。）が必要であるため、一般の避難所とは別に福祉避難所をあらかじめ指定するよう努める。

(2) 福祉避難所の対象者

福祉避難所への避難対象者は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とする。

(3) 福祉避難所となる施設

医療健康対策部は、福祉避難所として利用可能な施設の状況を事前に把握しておく。利用可能な施設は、設備の整った社会福祉施設等の施設とする。

(4) 福祉避難所の指定と利用

町と福祉避難所の指定に関する協定を締結している施設は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第2「避難対策」3「福祉避難所一覧表」のとおりであり、この施設の中から福祉避難所として指定する。ただし、協定を締結した施設が被災することも想定されるため、医療健康対策部は、協定の有無に関わらず、前項の「(3) 福祉避難所となる施設」の施設等に対し災害時の福祉避難所設置について広く協力を求め、協力を得られた施設を福祉避難所として指定する。

町は、福祉避難所を指定する場合、当該施設管理者と十分な連絡調整を図って受入れ可能状況を把握し、通常の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分に配慮する。

また、町内の施設だけでは対応が困難な場合、県及び他市町に協力要請し対応する。

8 保健・衛生対策

(1) 保健対策

県及び町は、医師会等関係機関と連携し、巡回健康相談や栄養相談を実施する。また、県及び町は、睡眠障害やPTSD等に対処するため、訪問活動を行う。

※ PTSD とは、心的外傷後ストレス障害という意味で、「トラウマ（心的障害）」となる、心に受けた衝動的な傷が元で後に生じる様々なストレス障害のこと。

(2) 衛生対策

町は、避難所の状況により仮設トイレを設置する。仮設トイレの維持管理は、各避難所で役割分担を決めて行う。また、町及び県は、感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

風呂は、大規模災害時は、自衛隊等への仮設風呂設置の依頼や町内外の施設に対して風呂の無料開放を依頼し、避難者等に提供する。

9 大規模な災害時における措置等

統括部は、町内での避難者の受け入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、町域外への避難者の受け入れを県に要請する。

- (1) 避難希望地域
- (2) 避難を要する人員
- (3) 避難期間
- (4) 輸送手段
- (5) その他必要事項

10 住民への周知

町は、平時から避難所の場所等について、住民に防災マップ、広報等で周知を行う。

第3節 災害時避難行動要支援者支援対策

実施機関：町（生活対策部・医療健康対策部・総務対策部・教育対策部・地域対策部、消防団本部）、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、住民、民生委員・児童委員、民生児童協力委員、消防団、警察署 など

災害に備えた災害時避難行動要支援者の支援に関する事前準備と体制づくり及び災害時避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所における支援等について定める。 ※「災害時避難行動要支援者支援マニュアル」、「聴覚障がい者への情報伝達マニュアル」参照

第1款 情報伝達の整備

(1) 情報伝達

第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」とおりのする。

情報伝達を行う地域支援者は、町（統括部）が発令する避難準備・高齢者等避難開始を入手したときは、個別計画に基づき、直ちに自らが担当する災害時避難行動要支援者本人又はその家族への連絡を試み、災害の状況を説明して避難準備を進め、災害時避難行動要支援者の速やかな避難を促す。

(2) 情報伝達手段

第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」とおりのする。

(3) 社会福祉施設への情報伝達

医療健康対策部は、社会福祉施設へ電話・FAX等により、避難準備・高齢者等避難開始、避難所の開設、避難勧告など重要な情報を伝達する。

※ 社会福祉施設の連絡先は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3「情報の収集、連携、調査等」1「関係機関の連絡先一覧表」とおりのする。

(4) 聴覚障がい者、外国人への情報伝達

医療健康対策部は、聴覚障がい者に対し、さよう安心安全ネットのメール、FAX等、視覚による防災情報を発信し、地域の支援者は、自分が得た情報を災害時避難行動要支援者に伝え、避難支援を行う。

外国人に対しては、町への転入時に外国語によるひょうごE（エマージェンシー）ネットの登録やパンフレットの配布により周知する。また、佐用町在住の外国人に対し、日本語教室を開設し、防災に関する情報提供を実施している。

※ 平成25年6月20日より、佐用チャンネルによる「データ放送」及び「L字放送」の情報の配信

第2款 避難誘導體制の整備

(1) 避難誘導體制

医療健康対策部は、避難準備・高齢者等避難開始等の発令状況や避難所の開設状況を把握し、自治会、民生委員・児童委員、地域支援者及び関係団体等からの問い合わせに迅速に対応するほか、避難所との連絡、支援を要請する関係機関との連絡を密にする。

避難誘導を行う地域支援者は、町が提供する避難準備・高齢者等避難開始等や災害関連情報を入手した場合、個別計画に基づき災害時避難行動要支援者の状況に応じた付き添い又は補助を行い、最寄りの指定避難所等安全な場所へ誘導を行う。

(2) 避難誘導における留意事項

平常時は、自治会、民生委員・児童委員、災害時避難行動要支援者及び地域支援者などは、災害時避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を選定するなど、安全な避難経路の確保に努める。

避難誘導時、風雨が強い場合や浸水が始まっているなど地域支援者自身の安全が確保できない状況においては屋外への移動は控え、自治会、消防団及び西はりま消防本部等に状況を連絡して応援を要請する。

第3款 避難所における支援方法

(1) 避難所の開設

避難所の開設は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急」第2節「避難対策」第3款「避難所の開設・運営」のとおりとする。

(2) 福祉避難所の設置

福祉避難所の設置は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急」第2節「避難対策」第3款「避難所の開設・運営」のとおりとする。

第4款 災害時避難行動要支援者の安否確認、避難誘導

医療健康対策部は、災害対策本部の設置とともに、医療健康対策部内に「医療健康情報班」を設置し、自治会、自主防災組織及び民生委員・児童委員等と連携しながら、災害時避難行動要支援者の安否確認を行い、収集した情報を総務対策部に報告する。

また、社会福祉施設入所者及び災害発生時に施設内にいた通所者等の安否確認は、当該施設から医療健康対策部に報告し、町内施設の状況を把握する。

第5款 生活支援

(1) 物資等の生活支援は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急」第7節「飲料水・食料及び物資の供給」第3款「物資の供給」等のとおりとする。

(2) ボランティアによる生活支援は、第3編「災害応急対策計画」第6章「広域応援体制」第5節「災害ボランティア活動の派遣要請及び受入れ」のとおりとする。

(3) 巡回健康相談、戸別訪問指導等の生活支援は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急」第8節「保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等」第1款「健康対策」のとおりとする。

第6款 住まいの支援

住まいの支援は、第3編「災害応急対策計画」第17章「生活支援対策」第1節「生活支援」第5款「住宅の確保」のとおりとする。

第7款 社会福祉施設の被害状況の収集及び福祉相談窓口の設置

(1) 社会福祉施設の被害状況の収集は、第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第3節「情報の収集」第3款「被害情報の収集」のとおりとする。

(2) 福祉相談窓口の設置は、第3編「災害応急対策計画」第8章「災害情報の提供と相談活動」第2節「災害相談」のとおりとする。

第8款 災害で障がいを負った方への対応

医療健康対策部及び県は、災害で障がいを負った者の把握に努め、必要に応じこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。災害で障がいを負った者は、入院等で被災地外に異動する場合があります。また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

第9款 災害で親（保護者）を亡くした子どもへの対応

医療健康対策部、教育対策部及び県は、災害で親（保護者）を亡くした子どもの把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

また、必要に応じ災害で親（保護者）を亡くした子どもに対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

県は、災害で親（保護者）を亡くした子どもの把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。

※ 平成21年台風第9号災害時には、災害遺児等修学・生活支援のための基金を設置し、平成21年台風第9号災害遺児就学支援金を支給している。

第10款 外国人への情報伝達等

生活対策部及び県は、外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う。

(1) 外国人等の被災情報の把握

① 安否確認

安否確認は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急」第5節「救助・救急、医療対策」第1款「安否確認」のとおりとする。

② ニーズの把握

ニーズを把握は、第3編「災害応急対策計画」第6章「広域応援体制」第5節「災害ボランティア活動の派遣要請及び受入れ」のとおりとする。

(2) 外国人等への情報提供

① 情報伝達

情報伝達は、第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」等のとおりとする。

② 相談体制の確立

生活対策部は、外国人相談窓口を開設するよう努める。

相談窓口の設置等は、第3編「災害応急対策計画」第8章「災害情報の提供と相談活動」第2節「災害相談」のとおりとする。

③ 災害情報の提供

県は、「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」をはじめ、インターネット、FM放送、コミュニティFMなどメディアを通じて多言語で情報提供を行う。

なお、相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアやNGO団体の協力も得ながら行う。

※ 佐用町在住の外国人に対し、日本語教室を開設し、防災に関する情報提供を実施している。

第4節 孤立集落対策

[実施機関：町（建設農林対策部）、県、自衛隊 など]

災害時、土砂流出や道路損壊により、一時的に孤立集落が発生することが想定される。災害時には、被害が大きな地域の情報が入らないことが多いため、情報が入ってこない集落や孤立集落となる可能性がある集落には、町から積極的に情報の収集に努める。また、集落においても町への情報提供を積極的に行う。

建設農林対策部は、孤立集落が発生した場合、早急に応急工事を実施し、3日以内に孤立集落の解消を目途とする。また、孤立する可能性が高い集落は42集落あるが、土砂崩れ等による交通遮断で町域の至る所で孤立状態となり得るため、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、住民は必要な物資（最低3日分）及び装備の備蓄を行う。

※「孤立集落対策マニュアル」参照

※ 孤立集落は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第4「孤立集落対策」1「孤立集落一覧表」のとおりとする。

1 災害に備えた事前対策

(1) 物資及び装備の備蓄

① 水（1人あたり1日30） ② 食品（レトルト食品・缶詰・チョコレート・のど飴など） ③ 燃料（卓上コンロ、固定燃料 など） ④ 毛布、タオルケット、寝袋、軍手など ⑤ 食器（割箸・紙皿・紙コップなど） ⑥ 食品ラップ、アルミホイル ⑦ ウエットティッシュ、トイレットペーパー ⑧ 使い捨てカイロ、マスク、裁縫セット ⑨ 工具類（のこぎり・ロープ・バール・スコップなど） ⑩ 救急医薬品・常備薬 ⑪ 携帯ラジオ、ヘルメット など

(2) 住民への周知

町は、平時からの物資及び装備の備蓄について、住民にパンフレット（わが家の防災マニュアル等）、広報、佐用チャンネル、研修会等で周知を行う。

(3) Nコードポジショナーによるホイスト位置

統括部は、災害時のヘリコプターによる救助活動等のため、メッシュコードを利用しホイスト可能な位置をリストアップする。Nコードポジショナーによるホイスト可能な位置は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第4「孤立集落対策」1「孤立集落一覧」のとおりである。

(4) Nコードの共有

町は、県がヘリコプター等による空からの支援時に速やかに位置情報の特定を行うため、あらかじめ抽出したメッシュコードによる救出ポイント等を県に報告する。

※ Nコードは、緯度・経度を応用して全世界を等間隔の5メートル四方に区切ったメッシュを地図に落とし、各ブロックの位置を8ケタの数字で表す。

※ Nコードポジショナーとは、居場所がNコードで表示される衛星利用測位システム（GPS）機能付きの専用端末です。

2 早期避難

孤立する可能性が高い集落で集落全域に安全な場所がない地域の住民は、防災情報や避難準備・高齢者等避難開始等に特に注意し、早期に集落外の安全な場所に避難する。

3 通信の確保

孤立集落の通信の確保は、電話（携帯電話含む）による通信のみであったが、あらゆる災害に対して備えるため、町防災計画資料編「孤立集落一覧」のとおり、特に孤立する危険のある10集落に衛星携帯電話及び発電機を配備した。

また、防災行政無線のデジタル整備工事に伴い、町防災計画資料編「孤立集落一覧表」のとおり、防災行政無線屋外拡声子局及び防災行政無線移動型無線装置による双方向通信手段等の確保を目指す。

4 通信機器の操作

町は、適切な通信手段（衛星携帯電話、防災行政無線屋外拡声子局、防災行政無線移動型無線装置）を確保し、通信機器の操作方法等を指導する。通信機器を配備された孤立集落は、定期的に通信訓練などを行い、通信機器の操作方法の習熟を図る。

5 道路等の早期復旧

建設農林対策部は、孤立集落が発生した場合、早期に応急工事を実施し、3日以内の孤立集落の解消を目途とする。

6 県・自衛隊への応援要請

孤立集落において緊急医療等が必要な住民が発生した場合や道路等の応急工事の目途が立たず長期間復旧の見込みがない場合、ヘリコプターによる住民の救出、物資の補給等のため、直ちに県及び自衛隊への応援要請を行う。

第5節 救助・救急、医療対策

第1款 安否確認

実施機関：町（総務対策部・生活対策部・教育対策部・地域対策部・消防団本部）、警察署、自治会、自主防災組織、消防団 など

総務対策部は、生活対策部・教育対策部・地域対策部・自治会・自主防災組織・消防団等との情報連携及び避難所等の避難者名簿から安否確認を行う。

また、応急・復旧期は、警察等との情報連携による安否確認を行う。

※「安否確認マニュアル」参照

1 安否確認受付体制の整備

大規模災害が発生した場合、混乱時には被災した家族や親戚等の安否を確認するために、町内外から多数の問い合わせが一時的に殺到することが予想されるため、総務対策部は、各対策部と連携しながら、総務対策部部内に初動期における専属的な安否確認受付体制を整備する。

2 安否情報の範囲

(1) 発災初期

死亡者については、発災初期段階では詳細な情報収集が困難であるため、この時期に安否情報として取り扱うものは、警察等の見分が済み身元が判明している死亡者を対象とする。生存者については、避難所からの避難所等入所届出簿等の情報、現地機関（笹ヶ丘荘・天文台公園など）・自治会・消防団・医療機関等から報告を受けた情報を基に生存が確認できた人を対象とする。

(2) 一定時間経過後

発災初期の混乱期が収束すると、時間経過とともに被害状況及び避難状況等の詳細が判明し、死亡者又は行方不明者の身元確認も進むので、原則として次の情報を取り扱う。

① 死亡者 ② 行方不明者 ③ 避難施設等の避難者 ④ 病院収容者 など

3 避難所等における安否確認対策

発災後の安否確認の問い合わせによる混乱を極力避けるため、避難所等における安否確認対策として、避難所等の担当者は早期に避難者名簿を作成し、その情報を教育対策部にFAX等で提出する。教育対策部は避難所等の情報を整理し、総務対策部に提出する。

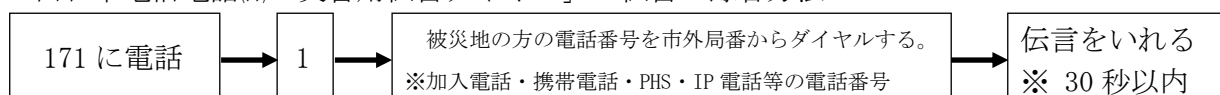
避難所等からの情報提供は、発災期は随時報告を行い、応急・復旧期は、時刻を定めて報告する。

ただし、避難所等において安否照会があった人の確認ができた場合には、速やかに総務対策部に報告する。なお、安否情報の公開にあたっては、個人情報に留意して行う。

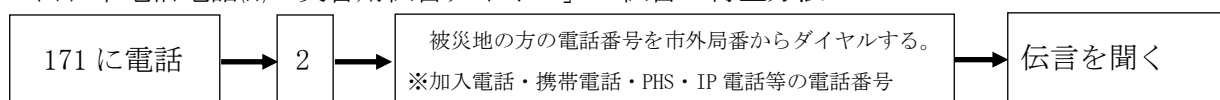
4 住民の安否確認方法

災害発生時、被災地への電話が集中し、つながりにくい状況となる。西日本電信電話(株)ではこの様な状況を緩和するため、安否等の情報を音声によって伝達する「災害用伝言ダイヤル(171)」を提供しており、このサービスを活用する。また、被災地から通信各社の携帯電話「災害用伝言板」サービスを活用し、家族などに安全を知らせる。

■西日本電信電話(株)「災害用伝言ダイヤル」の伝言の録音方法



■西日本電信電話(株)「災害用伝言ダイヤル」の伝言の再生方法



第2款 人命救出活動

実施機関：町（消防団本部）、西はりま消防本部、消防団、自主防災組織、緊急消防援助隊、自衛隊 など

町（消防団本部）、西はりま消防本部、消防団及び自主防災組織が中心となり警察署とも連携して人命の救出活動を行う。緊急消防援助隊及び自衛隊等の応援・派遣の受入後は、緊急消防援助隊及び自衛隊等が負傷者等の救出活動を行う。西はりま消防本部は、主として関係機関の救出活動の調整・後方支援を行う。

※「人命救出活動マニュアル」参照

1 救出班の編成

西はりま消防本部は、救出班を編成するとともに、保有資機材及び調達資機材を確保し、負傷者等の救出を実施する。

2 現場における負傷者等の救出

救出を要する通報を受信した機関は、緊急性や現場の状況を考慮の上、直ちに必要な人員を現場に出動させ、救出活動にあたる。

3 自主防災組織等の活動

自主防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

- (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
- (2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
- (3) 町、警察、西はりま消防本部への連絡

4 救出活動が困難な場合

西はりま消防本部は、救出活動が西はりま消防本部のみで困難な場合、次の事項を明らかにして、救出活動の応援を要請する。要請終了後速やかに、総務対策部に対して同報告を行う。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他必要な事項

5 応援受け入れ

西はりま消防本部は、被災規模により、自らで対応が困難な場合、消防相互応援協定に基づき他市町からの消防機関の応援を受け、迅速かつ円滑な実施に努める。

緊急消防援助隊及び自衛隊等の応援・派遣の受入後は、緊急消防援助隊及び自衛隊等が中心となり負傷者等の救出活動を行う。

西はりま消防本部は、関係機関の救出活動の調整・後方支援を行う。

※ 第3編「災害応急対策計画」第6章「広域応援体制」第1節「県及び他市町応援体制及び後方支援」及び同第4節「自衛隊への派遣要請及び後方支援」等 参照

第3款 救急医療活動

実施機関：町（医療健康対策部）、西はりま消防本部、県、医療機関、緊急消防援助隊、自衛隊 など

西はりま消防本部は、医療機関と連携し、被災や救出に伴う負傷者等に関する通報を受信した場合、救急医療活動を行う。医療健康対策部は、医療機関と連携し、避難所における負傷者等の救急医療活動を行う。県災害派遣医療チーム、日赤医療チーム、緊急消防援助隊、自衛隊等の応援・派遣の受入後は、県災害派遣医療チーム、日赤医療チーム等が救急医療活動を行う。西はりま消防本部及び医療健康対策部は、主として関係機関の救急医療活動の調整・後方支援を行う。

※「救急医療活動マニュアル」参照

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は警察署等から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ、直ちに関係機関に連絡する。

2 救急医療活動が困難な場合

医療健康対策部及び西はりま消防本部は、救急医療活動が町単独での対応が困難な場合、総務対策部に可能な限り次の事項を報告し、総務対策部は県に救急医療活動の実施を要請する。

(1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、資機材等 (3) 応援を必要とする場所 (4) 応援を必要とする期間 (5) その他必要な事項

3 現場における負傷者等の救急医療

負傷者に関する通報を受信した救急医療機関は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救急医療活動にあたる。

4 現場から医療施設への負傷者等の搬送

負傷者等の発見の通報を受信した救急医療機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送にあたる。

搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

- (1) 救急指定病院（佐用共立病院・佐用中央病院）の患者搬送車の活用
- (2) その他の応急的に調達した車両の活用
- (3) 隣接市町への応援要請

本部長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。

※ 第3編「災害応急対策計画」第6章「広域応援体制」第1節「県及び他市町応援体制及び後方支援」参照

5 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

西はりま消防本部等は、負傷者等の状況により必要があると認めるとき、又は警察署等から要請があつて必要と認めたときは、医療関係者に現場への出動を要請し、医療関係者は現場や搬送中での救急措置を行う。

6 負傷者等の収容

(1) 負傷者等の収容施設

負傷者等の収容については、下記施設の活用を図る。

- ① 災害拠点病院（赤穂市民病院）
- ② 第2次救急医療機関（佐用共立病院・佐用中央病院）
- ③ 救急告示病院（佐用共立病院・佐用中央病院）
- ④ その他の医療機関
- ⑤ 学校、避難所等に設置された救護所及び救護センター（設置された場合）
- ⑥ 寺院（死亡者の場合）

(2) 死亡者の場合

死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合、速やかに警察署に通報する。また、速やかな死体見分に支障が生じるなど、多数の死者が発生した場合、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力を得る。

7 関係機関への協力要請

医療健康対策部等は、災害の規模・内容等により関係機関への協力要請の必要があるときは、時期を失することなく総務対策部に報告する。

総務対策部は、速やかに県又は関係機関に協力を要請する。

第4款 行方不明者の搜索

[実施機関：町（総務対策部・消防団本部）、消防団、警察署、自衛隊 など]

総務対策部は、被災者相談窓口で受け付けた搜索願及び被災現場等からの情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは警察署に提供し、町及び消防団は、警察等と連携し行方不明者の搜索を行う。自衛隊等の応援・派遣の受入後は、自衛隊等が加わり行方不明者の搜索を行う。総務対策部は、関係機関の調整・後方支援を行う。

※「行方不明者の搜索マニュアル」参照

1 行方不明者情報の収集

総務対策部は、被災者相談窓口等で受け付けた搜索依頼申請書による搜索依頼及び被災現場等からの情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。

行方不明者のリストは、西はりま消防本部、警察署、自衛隊等に提供し連携する。

2 搜索活動

総務対策部は、行方不明者リストを警察署に提供し、町及び消防団は警察等と連携し行方不明者の搜索を行う。行方不明者を発見した場合、警察署等に連絡する。被災規模により、町単独では対応が困難と判断したとき、県及び自衛隊に応援要請を行う。

自衛隊等の応援・派遣の受入後は、自衛隊等が加わり行方不明者の搜索を行う。総務対策部は、関係機関の調整・後方支援を行う。

3 搜索の期間

(1) 災害救助法の期間

災害救助法では、災害被害者の救出は災害発生日から3日以内とし、通常、4日以降については、死亡した者と推定している。また、搜索期間は、10日以内となっており、整備書類は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------------------------|
| ① 救助実施記録簿 | ② 物資受払状況（被災者救出用等機械器具及び燃料等） |
| ③ 被災者救出状況等記録簿 | ④ 救出用等関係支払証拠書類 |

(2) 災害救助法の延長

11 日目以降、申請者が捜索延長申請書を提出し、本部長が行方不明者の捜索を継続する必要があると判断した場合、捜索を行うことができる。

申請者は期間内に次の事項を明らかにする。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を必要とする地域
- ③ 期間の延長をする理由
- ④ その他（期間の延長をすることによって捜索される行方不明者の人数等）

4 行方不明者を発見した場合の措置

捜索中に行方不明者を発見した場合、直ちに警察署、総務対策部及び西はりま消防本部等の関係機関に日時、場所、状況等を連絡する。

5 捜索のために支出する費用

捜索のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合、兵庫県災害救助法施行細則に定められた限度内において県負担となるが、その他の場合は町が負担する。

捜索のために支出する費用の範囲は、重機その他捜索に必要な機械や器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、その額は限度内における実費とする。

6 関係機関との情報連携

発災初期段階では、人的被害に関する情報、避難実施に関する情報（避難実施区域、避難人数、避難場所名等）について、警察署や消防団はもとより、自治会や避難所等からも情報を収集し、必要な措置（捜索要請等）を講じる。

その後においても、警察署や自衛隊等関係機関との連絡を密にし、相互に連携を取りながら安否等に関する情報の収集・伝達に努める。

第5款 医療・助産対策

〔実施機関：町（医療健康対策部）、西はりま消防本部、県、医療機関 など〕

医療健康対策部及び西はりま消防本部は、災害のため医療機能が低下した場合や医療機関の診療対応能力を超える患者が発生し、医療及び助産対策が現地医療機関だけでは対応が困難と判断した場合は救護所を設置し、医療機関及び医師会等に救護班の編成、救護所への派遣を依頼する。また、町単独では医療・助産対策ができないと判断した場合は、直ちに県等に応援要請を行う。

県は、町の応援要請があった場合、又は県が必要と認める場合は救護班（兵庫DMATを含む）を派遣し、医療・助産活動を行う。なお、県は、救護所では対応が困難と判断した場合には、救護センターを設置する。医療健康対策部は、関係機関の調整・後方支援を行う。

※「救急医療活動マニュアル」及び「災害医療支援の受入及び調整に関するマニュアル」参照

1 救護所の設置基準

- (1) 現地医療機関が被災し、その機能が低下したため、対応が困難な場合
- (2) 患者が多数発生し、現地医療機関だけでは対応が困難な場合
- (3) 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間を要するため被災地での医療対応が必要な場合

2 救護所の設置予定場所及び収容能力等

救護所の設置予定場所及び収容能力等は次のとおりである。

設置予定場所	所在地	収容人員（人）	電話番号
佐用町保健センター	佐用町佐用 2609-2	50	82-2079
上月文化会館	佐用町上月 787-2	100	86-1153
南光文化センター	佐用町下徳久 1005-1	200	78-0123
三日月文化センター	佐用町三日月 1110-1	200	79-2982

※ 大規模な災害時には、指定避難所等に救護所を設置することがある。

3 救護所での活動内容

- (1) 被災者への医療・助産活動
- (2) 傷病者への応急措置
- (3) 傷病者のトリアージ
- (4) 後方医療施設への転送及び転送順位の決定
- (5) 死亡の確認
- (6) 遺体の検案

4 情報収集、報告及び情報提供

第3章「情報の収集及び伝達」第3節「情報の収集」第3款「被害情報の収集」、同第6節「災害報告」及び第8章「災害情報の提供と相談活動」第1節「災害広報」のとおりとする。

5 救護班の編成及び県等への応援要請

医療健康対策部及び西はりま消防本部は、医療機関及び医師会等に救護班の編成、救護所への派遣を依頼する。また、町単独では医療・助産対策が困難と判断した場合は、直ちに県等に応援要請を行う。

6 災害拠点病院等の活用

負傷者等の収容については、下記施設の活用を図る。

- (1) 災害拠点病院（赤穂市民病院）
- (2) 第2次救急医療機関（佐用共立病院・佐用中央病院）
- (3) 救急告示病院（佐用共立病院・佐用中央病院）
- (4) その他の医療機関

7 患者搬送体制

西はりま消防本部は、県及び災害医療センターと情報共有しながら、患者等を円滑に搬送する。

8 医薬品等の供給

(1) 品目

医療健康対策部は、県等と協力して、医薬品等の迅速・確実な確保に努める。

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

(2) 調達方法

物資の調達方法は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第7節「飲料水・食料及び物資の供給」第3款「物資の供給」のとおりとする。

(3) 搬送、供給方法

物資の搬送、供給方法は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第7節「飲料水・食料及び物資の供給」第3款「物資の供給」のとおりとする。

9 医療機関のライフラインの確保

各対策部は、県及びライフライン関係機関等と協力し、人命にかかわる医療機関等の施設復旧を最優先し、早期復旧を図る。

第6節 帰宅困難者（旅行者、旅客等）への対策

実施機関：町（総務対策部・生活対策部・笹ヶ丘荘・西はりま天文台公園等）、警察署、公共公共交通機関、観光・宿泊施設の管理者 など

総務対策部及び生活対策部等は、公共施設の宿泊客及び旅行者、公共交通機関等の不通により自力で帰宅することが困難な滞留者及び旅行者等に対し、警察や交通機関の管理者等と協力し情報を提供するなど支援を行う。

※「公共交通機関、ライフライン各社連絡調整マニュアル」及び「観光施設・観光施設宿泊客等の連絡調整マニュアル」参照

1 帰宅困難者（旅客）の安全確保

総務対策部は、警察署と連携して、公共交通機関に警報や避難情報を伝達し、旅客者の安全確保を求める。

鉄道・バスの運行事業者は、鉄道・道路施設の安全性を確認し、車両、旅客者の安全を確保する。事業者が施設の安全性を確保できない場合、町の避難場所へ旅客者を誘導する。

2 帰宅困難者（観光、宿泊客）の安全確保

生活対策部は、警察署等と連携して、町内の観光・宿泊施設の管理者に気象情報や避難情報等を伝達し、観光・宿泊客等の安全確保に求める。

観光・宿泊施設の管理者は、施設の安全性を確認し、観光・宿泊客の安全を確保する。

宿泊施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた宿泊施設の宿泊客を安全な宿泊施設へ移送・受け入れを行う。

施設管理者が安全を確保できない場合、町の避難場所へ観光・宿泊客を誘導する。

第7節 飲料水・食料及び物資の供給

第1款 給水対策

[実施機関：町（上下水道対策部）、県、他市町、自衛隊 など]

災害発生後、上下水道対策部は、早急に各施設の被害状況を確認し、断水に備えて飲料水の確保と供給を行う。被災箇所が広範囲のため、給水供給計画の目処が立たないときは、「兵庫県水道災害相互応援協定書」に基づき他市町への応援要請や自衛隊の派遣要請を県に行う。

また、緊急度や重要度を考慮した給水体制をとって給水手段を確保し、計画的に被災者等に給水する。

※「断水状況等収集マニュアル」、「飲料水の確保及び応急給水計画マニュアル」、「水道応援要請及び後方支援マニュアル」、「住民への広報、情報伝達マニュアル」、「水質検査及び安全宣言マニュアル」、「上水道施設等の応急・復旧対策マニュアル」参照

1 断水エリア（集落及び地区）の特定及び給水必要者の確定

断水エリア（集落及び地区）の特定については、中央監視制御システムでの情報収集や住民情報（電話での問合せ等）及び災害対策本部の情報により、断水エリア内の人口・世帯数等や避難所開設場所を確認する。

また、確認できた断水エリアの情報は、上水道対策部から総務対策部へ報告する。

2 施設等の被害状況の把握

パトロール班は、各浄水場・配水池・ポンプ場や配水・送水管路等の運転や稼働の可否を判断しながら被災状況を確認する。

3 人員、給水車、応急活動用資材等の準備

断水エリア特定後、上下水道対策部は、災害発生から3日以内は1人1日30、10日目までに1人1日3～200、20日目までには1人1日20～1000、それ以降はできる限り被災前の水準にまで供給することを目標とし、そのために必要な人員、給水車、応急活動用資材等の準備を行う。

4 各処理施設等の修繕計画

断水エリアの特定後、各施設等の修繕計画を立てて関係業者等に依頼し、各施設の応急復旧を行う。この場合、医療機関、避難所、社会福祉施設等を最優先とするなど、優先度を考慮した修繕計画とする。

各施設等の復旧過程は次のとおりの順序とする。

取水施設 → ろ過池 → 浄水場 → 管路清掃 → 加圧ポンプ場 → 配水池洗浄 → 配水管洗浄 → 減圧槽洗浄 → 管末における洗管 → 水質確認

5 飲料水の供給の給水計画

断水エリアの特定後、給水タンク・給水袋等や耐震貯水槽（上月・幕山に各1施設）を利用した避難所、医療機関、自治会等の給水計画を立て、人員及び給水車等の手配を行う。この場合、医療機関、避難所、社会福祉施設等の優先度を考慮した給水計画とする。

6 水道応援要請

(1) 各対策部からの人員の移動及び役場退職者への応援要請

第3編「災害応急対策計画」第2章「組織及び配備」第3節「スタッフ管理」のとおりとする。

(2) 水道災害相互応援協定

第3編「災害応急対策計画」第6章「広域応援体制」第1節「県及び他市町応援体制と後方支援」のとおりとする。

7 飲料水や生活水の早期確保

飲料水は、被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い配水エリアの浄水地又は消火栓から給水車（タンク車を含む。）に積載又は容器（給水タンク、給水袋等）により避難場所等に運搬供給する。

水道処理施設が、冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃や塩素消毒を行い、安全性を確認したうえで生活用水として送水する。その後龍野健康福祉事務所に水質検査（通常の理化学検査）を委託し、飲用に適することを確認のうえ飲料水として給水する。

なお、送水や給水開始にあたっては、防災行政無線等により幅広く広報を行う。

8 飲料水の給水

(1) 飲料水の給水優先順序

- ① 病院（手術、入院施設のあるものは最優先する。）
- ② 避難所及び炊出場所
- ③ 社会福祉施設、公共施設（防災拠点、災害V C等）
- ④ 断水地域の住民、施設

(2) 災害救助法に基づく給水の実施基準

災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者に対し給水を行う。

(3) 医療機関のライフラインの確保

断水した透析医療機関への水道水の提供については、県と連携を取り給水を行う。

(4) 水質検査

- ① 被災した浄水場の浄水池で職員が採水し、龍野健康福祉事務所へ検査依頼する。
- ② 浄水場の水質検査（9項目）を龍野健康福祉事務所で行い、飲料「適正」の判定を受ける。
送水開始から3日後を目途に、職員が各施設の管末で残塩と濁度の水質検査をする。
- ③ 管末の水質検査の結果を龍野健康福祉事務所へ報告する。「適正」と判定し、給水を開始する時は、災害対策本部に連絡し防災行政無線や広報車等を使って住民に周知する。

第2款 食料の供給

実施機関：町（教育対策部・生活対策部・総務対策部・地域対策部各地域対策班・建設農林対策部）、防災関係機関 など

災害時における被災者等に対する食料の供給対策について定める。

住民には平常時より3日分の食料備蓄等を求めているが、災害で食料を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。

※「食料、物資の調達、供給マニュアル」、「災害時学校給食センター運営・炊き出しマニュアル」参照

1 食料、飲料水及び生活必需品備蓄・調達の方針

災害時の食料及び物資の調達については、発災後最低3日間は自立できるよう、住民による自主備蓄（第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第4節「孤立集落対策」参照）するよう自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。また、町は、企業も従業員等が一時的に事業所等で避難することも想定されるため、企業における備蓄についても事業所等に啓発する。

町は、住民の備蓄を補完するための食料、物資等の備蓄（町防災計画資料編 物資等の備蓄）、県の西播磨広域防災拠点（播磨科学公園都市内）、広域輸送拠点との連携によ

る備蓄物資の確保及び流通備蓄による総合的な備蓄体制を確立し、非常用物資等を確保する。

2 供給対象者の考え方

- (1) 避難所等に避難している被災者
- (2) 住家が全壊、流失、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

3 品目

- (1) 炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、即席めん、育児用調製粉乳等の主食
- (2) ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、清涼飲料水、主食以外の食品等
- (3) 高齢者や乳幼児のニーズに配慮した食品

4 炊き出しの場所

災害時の炊き出しは、佐用町学校給食センターとする。ただし、同センターが被災し使用できない場合、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第7「飲料水・食料及び物資の供給」12「炊き出し施設一覧」の中の施設で炊き出しを行う。

5 被災者数の把握と炊き出しの決定

(1) 被災者数の把握

教育対策部、地域対策部各地域対策班及び総務対策部は、各避難所からの報告による各避難所の避難者数及び自治会等からの報告による住家被害で炊事ができない被災者数を把握する。

(2) 炊き出しの量及び配送場所の決定

教育対策部は、生活対策部と調整の上、給食センターでの炊き出しの量（数）、内容及び配送場所等を決定し、給食センター等に依頼する。

(3) 備蓄、外食産業等からの食料の調達及び供給

■ 供給が不足する場合

- ① 教育対策部は、炊き出し施設の利用が不可能な場合、又は炊き出し施設の利用だけでは供給が不足する場合は、生活対策部に食料の調達を依頼する。生活対策部は、民間給食業者に提供を要請する。
- ② 生活対策部は、備蓄品では供給が不足する場合、町内の業者又は、「生活物資の確保及び供給に関する協定」に基づき、協定締結先から調達する。
- ③ 食料等の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に災害救助用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳、乳児用食品、高齢者用食品等の供給、あつせんを要請する。

なお、災害救助法適用時の災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、国の「米穀の買入れ販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に対して引渡しを要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

・ 供給あつせんを必要とする理由 ・ 必要な品目及び数量 ・ 引渡しを受ける場所及び責任者 ・ 荷役作業者の派遣の必要の有無 ・ その他参考となる事項

※ 食料等の提供は、災害直後、物流による食料などが不足することが想定されるため、教育対策部は、炊き出し（おにぎり等）やアルファー化米などにより提供する。物流による食料などが確保できる状況となった後の食料の提供は、生活対策部が行う。

6 食料の輸送・配布等

教育対策部は、建設農林対策部に安全な配送ルートを確認して、搬送可能な経路を給食センター等へ指示する。食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に搬送するよう要請する。食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、生活対策部が供給先（避難所、炊出し施設等）まで輸送する。

教育対策部は、大規模な災害で給食センターの人員及び配送車だけでは、配送することができない場合は、総務対策部等と連携し、人員及び配送車の手配を行う。

供給食料品は、責任者（職員、施設管理者等）が受領し、自治会等の物資担当者が受取り、被災者に配布する。食料については、不足分が生じている場合には、原則、公平性を確保するために、全員に配給できるようになるまでは行わない。

※ 食料の配給は、大規模災害時の避難を想定したものであり、12 時間以内（夕方から翌朝）の避難に備えているものではない。例えば、夕方から避難した場合、住民は各自で備蓄している物資等で夕食をとり、翌朝、安全を確認して帰宅することを基本とする。ただし、被害が甚大な場合には、炊き出し（おにぎり等）やアルファ化米などを配給することを想定している。この場合においても、住民による自主備蓄を補完するものである。

7 ボランティアによる炊き出しの調整

ボランティアセンター及び社協と調整し、ボランティアによる炊き出しの食数を確認し、炊き出し数を調整する。

8 炊き出しの広報

（第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」参照）

教育対策部は、統括部に依頼し、炊き出しの配送場所・時間・受取り方法など、防災行政無線等を活用し広報する。

第3款 物資の供給

[実施機関：町（生活対策部、建設農林対策部）、防災関係機関]

生活対策部は、被災者が必要とする生活必需品及び応急復旧用物資等を協定に基づく物資の調達、支援物資等により確保し供給する。

また、支援物資等の募集に際しては、物資の調達状況を随時確認し、不足物資については追加支援を求め、必要な物資を必要なだけ調達し配分できるように努める。

なお、物流による物資に弁当、おにぎり、パンなどの食料を含む。

※「食料、物資の調達、供給マニュアル」及び「支援物資募集の広報活動マニュアル」参照

1 供給対象者の考え方

- (1) 災害により住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 品目

品目としては、主に次のものが考えられる。

なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

(1) 食料

弁当、炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、即席めん、育児用調製粉乳等の主食、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の清涼飲料水、主食以外の食品、高齢者や乳幼児のニーズに配慮した食品

(2) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料 など

- | |
|---|
| <p>① 毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。</p> <p>② 障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。</p> |
|---|

(3) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント など

(4) 防災関係物資

毛布、簡易ベッド など

(5) 医薬品等

輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤、風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤、糖尿病、高血圧等への対応 など

3 供給

生活対策部は、備蓄品では物資の供給が不足する場合、町内の業者又は、「生活物資の確保及び供給に関する協定」に基づき、協定締結先から調達する。さらに、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給、あっせんを要請する。

- | |
|--|
| <p>(1) 供給あっせんを必要とする理由 (2) 必要な緊急物資の品目及び数量 (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者 (4) 連絡課及び連絡担当者 (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無 (6) その他参考となる事項</p> |
|--|

原則として個人からの支援物資の受入れは、募集した新品の物資のみとする。また、個人からの支援物資が大量に送られることで仕分け等の対応が混乱する事態が想定される場合、個人からの支援物資の受入れを辞退する。

なお、業務が完了するまでの間、被災者のニーズと支援物資在庫量の把握を行う。

※ 県及び町は、医薬品等の集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請する。

4 輸送・配分

生活対策部は、建設農林対策部に安全なルートを確認し、搬送可能な経路を把握する。物資の輸送は、供給先まで搬送するよう調達業者等に要請する。

調達業者が輸送できない場合や、物資集積場所に到着した物資については、生活対策部が供給先（避難所等）まで輸送する。

供給物資は責任者（職員、施設管理者等）が受領し、自治会等の物資担当者が受取り被災者に配布する。この際、物資收受記録帳に記帳する。

5 物資の広報

(1) 物資の調達状況の確認

生活対策部は、物資の受入担当から物資の調達状況について随時照会し、不足物資・過剰物資について確認のうえ、どの物資を追加支援し、どの物資の支援自粛を呼びかけるか、などの広報活動方針を検討する。

(2) 広報活動の方針の決定

(1) で確認した物資の調達状況を取りまとめ、支援を呼びかける物資項目・数量など、広報活動の方針について決定する。

(3) あらゆる媒体を利用した広報活動

災害の被害状況によって、広報媒体が制限されることが想定されるが、その状況に応じて利用できるあらゆる媒体を活用して、支援の項目・数量などの内容を広報する。

- ① 報道機関を通じた広報
- ② インターネットを活用した広報
- ③ 電話対応による広報
- ④ 応援市町の協力による広報 など

(4) 時宜に応じた広報活動

災害状況等の変化に伴い、必要となる物資あるいは必要ではなくなる物資も変化していく。ニーズの変化に対応するため、広報内容、広報活動を随時見直し、適切な広報活動を展開していくため、(1)から(3)の業務を可能な限りきめ細かに繰り返し行う。

※ 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」参照

第8節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

第1款 健康対策

[実施機関：町（医療健康対策部）、県、県看護協会、医師会、県栄養士 など]

医療健康対策部は、県と協力して避難所、仮設住宅、在宅の被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び訪問指導、栄養士による巡回栄養相談等を行う。

※「災害医療支援の受入及び調整に関するマニュアル」、「保健活動マニュアル」、「栄養相談マニュアル」参照

1 巡回健康相談の実施

医療健康対策部、県及び県看護協会は、医師会や応援医療チーム等と協力して、医師、保健師などが、避難所、仮設住宅、在宅の被災者などを巡回して、健康に関するさまざまな相談を行えるよう努める。特に、高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者の心身の健康状況の把握に努める。

町は、県と協力して関係機関による巡回健康相談の調整を行う。

2 訪問指導の実施

医療健康対策部は、県等と協力して、保健師等が、療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等宅を訪問し、健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行えるよう努める。また、町は県と協力して関係機関による訪問指導の調整を行う。

3 巡回栄養相談の実施

医療健康対策部及び県は、県栄養士会と連携して、栄養士等が、避難所、仮設住宅、在宅の被災者などを巡回して、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するための巡回栄養相談を行えるよう努める。

また、町は県と協力して関係機関による巡回栄養相談の調整を行う。

4 職員の健康管理の実施

医療健康対策部は、災害対応が長期間に及ぶ場合、県・医師会等と協力して、医師、保健師等が、職員の身体的・精神的の両面からの健康管理のための調査を行えるよう努める。その際、職員の健康状態に異常を確認した場合、職員及び総務対策部に報告する。

総務対策部は、直ちにその職員を休ませるとともに、適切な人員配備を行い、全職員が適切・公平に休暇が取れるよう健康に配慮したローテーションに組み直すよう各対策部に指示する。

第2款 精神医療

[実施機関：町（医療健康対策部）、県]

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保と災害に伴うPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、医療健康対策部は、県が行う精神保健活動の拠点の設置及びこころのケア相談等に協力する。

※「保健活動マニュアル」参照

1 精神科救護所の設置

県は、災害時に既存の精神医療機関だけでは対応できないと判断した場合、精神科救護所を設置し、被災精神障がい者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行う。（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）

医療健康対策部は、県が行う、災害による心理的影響を受けやすい高齢者等に対する継続的なケア、きめ細かな配慮の広報等に協力する。

2 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

医療健康対策部は、県が実施する、こころのケアに関する相談訪問活動、情報提供、普及啓発活動に協力する。

町は、県と連携して、風水害による心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

3 こころのケアに関する拠点の設置

県は、被災者の状況等を踏まえ、被災者の精神的不安等に長期間に対応する必要がある場合、医療健康対策部と連携して、被災精神障害者の地域での生活を支援するため、精神保健活動の拠点を設置する。

4 児童、生徒のこころのケア

第3編「災害応急対策計画」第12章「教育対策等」第1節「児童・生徒の教育対策」を準用する。

第3款 食品衛生対策

[実施機関：町（医療健康対策部）、県]

災害時、県健康福祉事務所は、食中毒の防止対策や食中毒発生時の対応を行う。医療健康対策部は、県と協力して食品衛生に関する広報を行う。

※「食品衛生対策マニュアル」参照

1 食中毒の防止

食中毒の防止は、県防災計画（風水害等対策計画）第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第7節「保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施」第3款「食品衛生対策の実施」のとおりとする。

2 食中毒発生時の対応方法

食中毒発生時の対応方法は、県防災計画（風水害等対策計画）第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第7節「保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施」第3款「食品衛生対策の実施」のとおりとする。

3 食品衛生に関する広報

医療健康対策部は、県と協力して、梅雨期や夏季等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

なお、食品衛生に関しては町が供給する食料等に加え、ボランティア等による支援物資で食中毒が発生する可能性もあるため、関係機関相互での共通認識や情報共有を行うことが必要である。

第4款 感染症対策等

[実施機関：町（医療健康対策部・生活対策部）、県、自主防災組織、住民 など]

医療健康対策部及び生活対策部は、被災地において、生活環境の悪化や被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり、感染症等が蔓延する恐れがあるため、県・自主防災組織・住民などとの連携を図り、感染症発生の予防、感染拡大、まん延の防止等の総合的な予防対策を実施する。

※「感染症等の予防対策マニュアル」参照

1 事前対策

医療健康対策部及び生活対策部は、以下に示す県の対策に協力して連携を図るほか、住民の協力体制の確立、職員の認識向上等について定める。

- (1) 予防教育と広報活動
- (2) 感染症対策に関する職員の訓練、動員の徹底
- (3) 器具機材の整備

2 県健康福祉事務所の災害時感染症対策活動

感染症対策は、県防災計画（風水害等対策計画）第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第7節「保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施」第4款「感染症対策の実施」のとおりとする。

3 町の災害時感染症対策活動

医療健康対策部及び生活対策部は、県・自主防災組織・住民などとの連携を図り、次の措置を講じる。

(1) 予防教育及び広報活動の推進

予防教育及び広報活動を推進する。

(2) ゴミ、汚泥の処理方法

塵ゴミ、汚泥などについては、積換所及び分別所を経て埋立又は焼却するなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき行う。また、し尿の処置に万全を期する。

(3) 消毒方法

町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の実情を勘案し、十分な消毒を行う。

また、平成11年3月30日付健医感発第44号「伝染病予防法の廃止に伴う個別の感染症等に係る対策通知の取扱いについて」も参考とする。

① 町は速やかに次の事項について消毒することを指導・実施し、そのために必要な薬剤を確保・保管する。

ア) 飲料水の消毒

イ) 家屋の消毒

ウ) 便所の消毒

エ) ゴミ溜、溝渠の消毒

オ) 患者輸送用器などの消毒

※ 薬剤の確保・保管については、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急」第7節「飲料水・食料及び物資の供給」第3款「物資の供給」を参照

■ 薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類（例示）	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数 × 200 g
	普通石灰	全半壊戸数 × 6 kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数（概数） × 1340ml
	逆性石鹼	

② 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要最小限を行う。

③ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(4) そ族昆虫等の駆除

町は、水害等が一過性で環境への汚染が顕著でない場合、通常は駆除を必要としないが、感染症法に基づくそ族昆虫等の駆除の実施について県から指示があった場合には、対象となる区域の状況、そ族昆虫等の性質その他の実情を勘案し、十分な駆除を行う。

※ 県は、対象地域の状況から感染症の発生及びまん延防止のために必要がある場合は、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、地域指定については、選択的、重点的に行い、できる限り町内の区画（字等）ごとに定める。

(5) 生活用水の供給等

医療健康対策部は、県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うことを上下水道対策部へ連絡し、感染症対策に留意しながら上下水道対策部は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

(6) 避難所の感染症対策指導等

医療健康対策部は、健康福祉事務所職員と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症指導の徹底を図る。

(7) 報告

医療健康対策部及び生活対策部は、県健康福祉事務所を經由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

4 災害時感染症対策完了後の措置

(1) 町から県への報告

医療健康対策部は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、龍野健康福祉事務所に提出する。

(2) 県から厚生労働省健康局への報告

県は、管内の報告書を取りまとめ、災害時感染症対策完了報告書を作成し、感染症対策活動を終了した日から起算して、概ね1箇月以内に厚生労働省健康局に報告する。

5 感染症対策

県は、必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等、感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努める。

第5款 遺体の火葬等

[実施機関：町（生活対策部・総務対策部・統括部）、警察署、医師会 など]

災害で多くの死者が出た場合には、生活対策部は、遺体の処置及び火葬等一連の業務を警察署、県及びその他の関係機関と連携を図りながら実施する。

※「遺体の埋火葬マニュアル」参照

1 人の安否確認【再掲】

第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急」第5節「救助・救急、医療対策」第1款「安否確認」のとおりとする。

2 行方不明者の搜索【再掲】

第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急」第5節「救助・救急、医療対策」第4款「行方不明者の搜索」のとおりとする。

3 警察署への連絡

生活対策部は、遺体を発見した場合、速やかに警察署に連絡する。

4 遺体の検視、身元確認

警察署は、必要があれば死体見分・検視等を行い、遺族又は町長に引き渡す。

生活対策部は、警察署と連携し、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収める。総務対策部及び統括部は、報道機関、県、近隣自治体等に情報を伝達するとともに、写真の掲示等を行って早期に確認できるように努める。

5 遺体の処置

生活対策部は、災害により死亡した者について、遺族等が混乱のため遺体の洗浄や縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を行うことができない場合、これらを実施する。

生活対策部は、葬儀業者等に依頼し、遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置を行う。

大規模災害により多数の犠牲者が発生し、町単独では遺体の処置、遺体の一時保管等ができない場合には、県に要請する。

6 遺体安置所の設置等

生活対策部は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合、遺体の処置、一時保存、遺族への引き渡し用の遺体安置所を開設するとともに、遺体処置班を編成する。

遺体安置所については、被災現場付近の公共施設等（学校の体育館等）とし、避難所の開設状況等を勘案し、確定する。

7 遺体の搬送

生活対策部は、災害により死亡した者について、遺族等が混乱のため遺体の搬送ができない場合、警察署など関係機関と協力して、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。

8 収容期間

収容期間は災害発生の日から10日以内とする。ただし、必要に応じ期間を延長する。

9 相談室の設置

生活対策部は、被災者相談窓口等に火葬相談室を設置し、遺族の問い合わせや相談に対応する。

10 死亡届の受付及び埋火葬許可証の発行等

生活対策部は、火葬相談室において、戸籍法の定めるところにより、速やかに死亡届の受付を行うと同時に、墓地埋葬等に関する法律の定めるところにより、埋火葬許可証の交付を行う。

11 費用負担

災害救助法が適用された場合における、遺体の埋火葬、死体の処理については、同法第23条に規定されているとおり、同法の救助の対象となる。ただし、身元不明遺体については、費用負担は災害救助法の対象となっても、費用面以外の事項（記録方法、公署の掲示場への告示、官報等の公告、身元判明後の手続き等）については、行旅病人及行旅死亡人取扱法に即して行う。

12 埋火葬

遺体は播磨高原斎場（こぶし苑）の斎場にて火葬する。

遺体が多数の場合は、県に町外の施設への受け入れを要請し、受け入れ施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

13 遺骨の保管

引取り手のない遺骨等を遺留品等とともに保管する。

第8章 災害情報の提供と相談活動

第1節 災害広報【再掲】

〔実施機関：町（統括部・地域対策部）〕

統括部及び地域対策部各地域対策班は、災害時、被災者をはじめとする住民に対して、各種情報を迅速・的確に提供するため、関係機関と連携し被災状況・応急対策の実施状況・住民のとるべき措置等について、積極的に広報する。

- 1 住民への周知
- 2 防災情報等の広報体制
- 3 防災情報等の収集（広報資料の作成）
- 4 広報の伝達手段
- 5 広報の伝達項目
- 6 広報の伝達内容（伝達文の定型化）

※ 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」のとおりとする。

第2節 災害相談

〔実施機関：町（各対策部）、社会福祉協議会〕

被災者又は関係者等の相談に応じるため、本庁舎に相談窓口を設置する。災害の規模が大きく、被災者等が多い場合、各支所にも相談窓口を設置する。

※「住民からの相談対応マニュアル」参照

1 相談窓口

町は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、本庁舎に相談窓口を設置する。災害の規模が大きく被災者等が多い場合には、各支所にも相談窓口を設置し、被災者等の相談、要望、苦情等に対応する。

また、住民の相談に対する的確に対応するため、各対策部に項目を区分した相談窓口を開設する。ただし、災害の規模が大きく被災者等が多い場合、相談対応を行う職員をさらに増員配置し、相談、要望、苦情等に対応する。

- (1) 避難者、救助者、行方不明者等に関する事（総務対策部・教育対策部）
- (2) 埋火葬等に関する事（生活対策部）
- (3) 食料、救援物資に関する事（生活対策部）
- (4) 水道（飲料水の確保、応急復旧等）、下水道応急復旧等に関する事（上下水道対策部）
- (5) り災証明、被災証明に関する事（総務対策部）
- (6) 住宅（公営住宅、仮設住宅）に関する事（生活対策部）
- (7) 応急修理に関する事（生活対策部）
- (8) 道路、土砂災害等に関する事（建設農林対策部）
- (9) 保健衛生、福祉、ボランティア、医療等に関する事（生活対策部・医療健康対策部・社会福祉協議会）
- (10) ごみ処理、し尿処理に関する事（生活対策部）
- (11) 災害弔慰金、義援金に関する事（生活対策部・総務対策部） など

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

2 関係機関との連携

各対策部は、相談内容によっては関係機関と連携し、きめ細かな災害相談を行う。また、必要に応じて、関係機関においても相談窓口を設置する。

この場合においても、各対策部と関係機関は連携を密にして情報共有しながら対応を図る。

3 相談の内容の記録、整理分類、関係機関への連絡

各対策部は、収集した情報や住民からの相談を記録・整理分類の上、必要な情報は関係機関に報告し対応を図る。また、各対策部は、記録・整理した相談内容等を総務対策部に報告する。

第3節 報道機関への情報提供及び災害広報の要請【再掲】

[実施機関：町（統括部、総務対策部）、防災関係機関]

統括部は、大規模な災害の発生に伴う災害情報等については、積極的に報道機関への放送要請を行う。社会不安の沈静や応急対策の円滑な実施のため、初動期は、直接報道機関への放送要請を行い、住民に災害情報の発信を行う。また、災害対策本部設置にあわせ、速やかにプレスルームを設置し、時間を定め報道機関に情報提供を行う。この場合、県からの報道機関への情報提供と同調して行う必要がある。

なお、通信の不通等により県に災害状況の報告ができない場合及び緊急を要する場合、報道機関に直接、放送要請を行う。

- 1 避難勧告等の情報伝達
- 2 災害時の放送要請
- 3 緊急警報放送
- 4 プレスルームの設置
- 5 定例発表
- 6 電話対応
- 7 被災者への取材対応

※ 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第3款「報道機関への災害情報等の発信」のとおりとする。

第9章 ライフラインの応急対策

第1節 ライフライン関係機関との連絡調整（電話・電気等）

[実施機関：町（総務対策部）、ライフライン関係機関]

災害時の電話、電気、ガスの早急な復旧に向けて各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策情報等を共有する。

※「公共交通機関、ライフライン各社連絡調整マニュアル」参照

1 電 話

総務対策部は、町内全域の電話不通状況、復旧見通しの確認を行う。また、西日本電信電話株式会社は、町に対し被害状況等を通知する。西日本電信電話株式会社の連絡先は、次のとおりとする。

西日本電信電話株式会社 兵庫支店 公共担当	フリーダイヤル	0120-184244
	電 話	079-225-2877
	F A X	079-225-2875

2 電 気

総務対策部は、町内全域の停電状況、復旧見通しの確認を行う。また、関西電力等は、町の要請に基づき、被害状況等を通知する。関西電力等の連絡先は、次のとおりとする。

会 社 名	電 話
関西電力（株）相生営業所	0800-777-8083

※ 関西電力は、停電時等の情報を町に連絡し、町は住民に防災行政無線等を活用し広報する。

設 備	会 社 名	電 話
高圧受電設備	本庁舎 総合電気保安協会(株)	0792-82-5233
	学校等（有）環力	86-0800 090-3039-6157
自家発電設備 庁舎内電気設備	(株) きんでん姫路支店	079-288-1111

3 ガ ス

総務対策部は、町内全域のガスの被害状況、復旧見通しの確認を行う。また、兵庫県エルピーガス協会西播西支部佐用地区会は、町に対し被害状況等を通知する。

会 社 名	電 話
佐用プロパンガス（株）	0790-82-3001
千種商店	0790-82-2305
三光プロパンガス（株）	0790-78-0043
上月プロパンガス共販（株）	0790-86-0034
J A ドリーム佐用	0790-82-2525
共和商事（株）佐用営業所ホームエネルギー部	0790-82-2615

第2節 水道の確保【再掲】

〔実施機関：町（上下水道対策部）〕

災害発生後、上下水道対策部は、早急に各施設の被害状況を確認し、断水に備えて飲料水の確保と供給を行う。被災箇所が広範囲のため、給水供給計画の目処が経たないときは、「兵庫県水道災害相互応援協定書」に基づき他市町への応援要請や自衛隊の派遣要請を県に行う。

また、緊急度や重要度を考慮した給水体制をとって給水手段を確保し、計画的に被災者等に給水する。

1 断水エリア（集落及び地区）の特定及び給水必要者の確定

2 施設等の被害状況の把握

3 人員、給水車、応急活動用資材等の準備

4 各処理施設等の修繕計画

5 飲料水の供給の給水計画

6 水道応援要請

(1) 各対策部からの人員の移動及び役場退職者への応援要請

第3編「災害応急対策計画」第2章「組織及び配備等」第3節「スタッフ管理」のとおりとする。

(2) 水道災害相互応援協定

第3編「災害応急対策計画」第6章「広域応援体制」第1節「県及び他市町応援体制及び後方支援」のとおりとする。

7 飲料水や生活水の早期確保

8 飲料水の給水

(1) 飲料水の給水順序

(2) 災害救助法に基づく実施の基準

(3) 医療機関のライフラインの確保について

(4) 水質検査に関すること

※ 第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第7節「飲料水・食料及び物資の供給」第1款「給水対策」のとおりとする。

第3節 下水道の確保

〔実施機関：町（上下水道対策部）〕

上下水道対策部は、災害時の下水道機能を確保するため、処理場、ポンプ設備、管路等を下水道中央監視システムで、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。町だけでは対応が困難な場合は、下水道関係団体との連携及び県への応援要請による災害対応を実施する。

※「下水道施設等の応急・復旧対策マニュアル」参照

1 内水排水対策

上下水道対策部は、巡回パトロールで佐用雨水ポンプ場の水門閉鎖基準水位到達を確認した場合は、建設農林対策部へ水門閉鎖作業の実施と稼働状況等の確認を行う。

上月雨水ポンプ場は、全自動のため、異常通報等中央監視制御システムによりポンプ起動状況、流入側及び放流側の水位を確認する。また巡視によって流入水路にゴミが詰まっていることを確認した場合、除去する。

なお、故障等の連絡が入った場合、職員は故障内容等を確認し、必要な措置を行う。

巡視等で内水排水についての状況を確認した時は、下水道対策部を通じ総務対策部に報告する。

2 下水道施設、排水管等の対策

- (1) 上下水道対策部は、災害時、下水道中央監視制御システムから施設運転状況の常時監視を行う。
- (2) 災害が沈静した後、速やかに処理施設の被災状況を確認し、運転の可否を判断する。
- (3) 機能障害が生じた部分については、点検や清掃又は代替機器の調達による応急復旧、あるいは施設の使用中止を判断し、必要な措置を行う。
- (4) マンホールポンプの稼働状況や水管橋・管路の点検を行い管路の破損箇所の有無を確認する。
- (5) 管渠に不具合を発見した場合は、通行規制の手配やバリケード等を設置し、修復・洗管・応急や仮設等を行い、汚水が流出しないよう最善の措置を行う。上下水道対策部で修繕が出来ない時や間に合わない場合は、排水設備工事町指定工事店や近隣市町に依頼して、バキュームカー搬送を含めた対策を行う。
- (6) 下水道施設の復旧は、事業推進室と管理運営室は連携を密にし、上水道の復旧時期に遅れないよう細心の注意をもって手配を行う。
- (7) 浄化槽は、防災行政無線等を使用し、住民に目視による状況確認を依頼し、その報告を踏まえ詳細確認を行うとともに、破損状況に応じた修繕の手配を浄化槽設置業者に行う。特に、蓋の破損や紛失は危険なため上下水道対策部で仮蓋対策を行い、速やかに復旧に努める。
- (8) 下水使用不可の区域に対しては防災行政無線により周知し、生活対策部と連携を密にし、仮設トイレの設置について調整する。

3 県等への応援要請

大規模災害で被害が甚大で、町単独では下水処理が困難と判断した場合、県等に応援要請を行う。

4 下水道施設等を活用したし尿処理協力

下水道施設が被災した場合、早期に使用再開の復旧計画を作成するとともに、総務対策部を通じて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を防災行政無線で住民に広報する。

上下水道対策部は、災害時におけるし尿処理体制を確立し、生活対策部と連絡を密に行い、下水道施設等を利用したし尿処理を迅速に行う。

※ 生活対策部は、災害時に備え仮設トイレを計画的に配備するとともに、災害時には、必要数や設置場所などを把握し、迅速に設置する。

第10章 交通・輸送対策

第1節 車の撤去・確保

[実施機関：町（総務対策部）、関係機関]

総務対策部は、河川の増水や氾濫等により、公共施設内及び周辺の公道で水没・走行不能となった車両がある場合、自衛隊車両、応援車両（給水・ごみ処理など）や物資の搬入車両などの通行及び駐車スペース確保に支障をきたすため、水没・走行不能となった車両を速やかに撤去するとともに、災害対応に必要な代替公用車の手配を行う。

また、走行可能な公用車両の確認を行って代替公用車と併せ、今後の災害対応を行うための車両管理を行う。

※「車両の撤去・確保等に関するマニュアル」参照

1 水没車両等車両の撤去

総務対策部は、「災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定」に基づき、佐用郡自動車整備業組合に、緊急車両通行のためのレッカー車等による道路障害物や放置車両等の除去などを要請し、災害応急時、役場駐車場等に自衛隊車両、応援車両（給水・ごみ処理など）や物資の搬入車両のための通行及び駐車スペースを確保する。

また、佐用郡自動車整備業組合だけでは車両移動が困難な場合、J A Fに道路障害物や放置車両等の除去などを要請する。

2 車両の管理

総務対策部は、浸水を免れて走行可能な公用車両を把握し、各対策部へ最低限必要な車両の割り振りを行うなど、効率的に活用するため、公用車の一括管理を行う。

車両が必要な職員は、総務対策部に申請して車両の貸し出しを受け、使用が終了した場合は速やかに鍵を返却する。

3 車両の確保

総務対策部は、「災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定」に基づき、佐用郡自動車整備業組合に、被災公用車の代替車両を速やかに確保するよう要請する。

第2節 佐用地域における災害時の道路情報伝達・対応連絡会の設置

実施機関：町（建設農林対策部、統括部）、西はりま消防本部、県、警察、西日本高速道路株式会社、国土交通省、宍粟市、美作市 など

平成21年8月の台風第9号災害の経験を踏まえ、各道路管理者や関係機関が相互連携を図って情報伝達や効果的な対応を行うことにより、災害時の自動車移動者の安全を確保することを目的とし、平成23年1月31日に連絡会を設置した。

※「道路・河川などの巡回及び応急対応マニュアル」参照

1 連絡会の構成

佐用町、西日本高速道路株式会社（福崎・津山）、国土交通省鳥取河川国道事務所、兵庫県光都土木事務所、佐用警察署、西はりま消防本部及び関係自治体として宍粟市、美作市で構成する。

機関名	所属
佐用町	建設課、企画防災課
西はりま消防本部	佐用消防署、宍粟消防署
佐用警察署	交通課
兵庫県	光都土木事務所
国土交通省	鳥取河川国道事務所
西日本高速道路株式会社	道路管制センター（吹田）、福崎高速道路事務所
	道路管制センター（広島）、津山高速道路事務所
宍粟市 ※	市民生活部
美作市 ※	総務部、消防本部

※ 宍粟市、美作市はオブザーバー参加（平成25年3月現在）

2 情報伝達、対応措置

連絡会において、各道路管理者や防災機関は自動車移動者の安全を確保するための情報伝達（通行規制や避難勧告発令など）や対応措置（車両誘導、応急復旧など）について協議し、その内容を書面にて確認のうえ、災害時に迅速的確に実行する。

3 訓練、意志啓発

連絡会で確認した各対策が確実に実行できるよう、各関係機関による情報伝達訓練等を実施するとともに、自動車移動者への意志啓発活動にも取り組む。

4 一時避難場所

西日本高速道路株式会社は、一時避難場所として佐用地域に、中国道佐用料金所約3,300㎡を提供する。

5 災害時等における相互協力に関する協定

平成24年3月8日、西日本高速道路株式会社関西支社福崎管理事務所及び同中国支社津山高速道路事務所と「災害時等における相互協力に関する協定」を締結し、災害時の協力体制を確立した。協力内容は次のとおりとする。

- (1) 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援
- (2) 応急対策及び復旧業務の実施に必要な資機材、資材の提供及び敷地、施設の利用
- (3) 高速道路通行止め区間及び緊急開口部を活用した緊急車両の通行等
- (4) 情報等の相互提供
- (5) 佐用インター内広場の一時避難場所又は敷地の使用
- (6) その他措置の実施に必要なと認められる事項

第3節 交通の確保及び緊急輸送対策

実施機関：町（建設農林対策部・生活対策部）、西はりま消防本部、県、警察、西日本高速道路株式会社（福崎・津山）、国土交通省、自衛隊、社会福祉協議 など

災害時は、各関係機関で情報連携し被害状況等の収集・伝達を行い、通行規制の情報共有と早期応急復旧などを組織的に行う。特に、建設農林対策部は、緊急輸送路等の状況把握に努める。

また、各防災関係機関は、緊急輸送活動を行うにあたって、人命の安全確保・被害の拡大防止・災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

※「道路・河川などの巡回及び応急対応マニュアル」、「さよさよサービスの確保対策マニュアル」参照

1 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

(1) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続は県及び県公安委員会で実施

災害等発生時における緊急通行車両確認事務の省力化・効率化を図るため、災害対策活動に使用される車両について、事前に届出をする制度であり、町（総務課）は、あらかじめ配車が定められた町保有車両のうち、緊急性の高い用途に供する車両について、県及び県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）に届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

※ 緊急通行車両の事前届出制度対象車両は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第10章「交通・輸送対策」第1「交通・輸送対策」1「事前届出制度対象車両」のとおりとする。

(2) 災害時の確認

災害時には、県警察本部（交通規制課）、警察署（交番等を含む）又は検問所において、届出済証による確認のみで、標章及び緊急通行車両確認証明書を受ける。

2 被害情報の収集

「建設農林対策部、西日本高速道路株式会社（福崎・津山）、国土交通省鳥取河川国道事務所、兵庫県光都土木事務所及び佐用警察署等（以下「各道路管理者等」という）」は、情報連携し各々が管理する道路の被害状況等の情報収集、情報共有を図り応急応策を行う。

また、建設農林対策部は、応援物資の搬送や広域応援を要請する場合に備え、道路管理者、警察等と情報連携し、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第10章「交通・輸送対策」第1「交通・輸送対策」2「緊急輸送路一覧表」の状況把握と車両通行の確保に努める。

3 応急対策及び情報収集

(1) 災害対策基本法（第76条第1項）及び道路法（第46条）に基づく応急対策等

交通管理者は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

各道路管理者等は、道路の損壊その他の理由により、交通が危険である、若しくは危険になると認められる場合、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。通行規制予定路線は、中国自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準及び事前通行規制区間のとおりとする。

各道路管理者等は、情報連携し通行の禁止又は制限に関する情報収集、情報共有を図る。

※ 中国自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準及び事前通行規制区間は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第10章「交

通・輸送対策」第1「交通・輸送対策」3「中国自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準」及び4「事前通行規制区間一覧表」のとおりである。

※ 発災時から4・5日ないし1週間目以降は、医療活動、感染症対策、被災者への生活物資の補給、ガス・電気・水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、これらに併行して、道路の補修等も進み、物資等の輸送が活発化することから、道路管理者が、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替える。

(2) 応急・復旧作業

① 道路復旧作業の実施

各道路管理者等は、救急、消防、応急復旧対応の緊急輸送路を確保すること、また孤立集落の早期解消を図るため、緊急的・応急的に道路復旧作業を実施する。

② 応急復旧業務に係る建設業者等との協力

各道路管理者等は、建設業者と連携・協力し、災害時に速やかに障害物等の除去、応急復旧等が可能な人員、機材等を確保する。

(3) 通行規制等の広報

各道路管理者等及び交通管理者は情報連携し、通行規制等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などを、町防災行政無線等で住民等に周知する。

4 緊急輸送対策

(1) 公用車の配車

総務対策部は、災害が発生して公用車が被災するなど、車両が不足する場合、公用車その他の車両を一括管理し、各部署からの使用要請に基づいて効率的に配車する。

(2) 車両の確保

総務対策部は、公用車が不足する場合、「災害発生時における障害物除去等の協力に関する協定」に基づき、佐用郡自動車整備業組合に、被災公用車の代替車両を速やかに確保するよう要請する。それでもなお公用車が不足する場合、輸送業者等へのトラック、バス、運転士等の確保、もしくは県への緊急輸送手段（県トラック協会等）の応援を依頼する。

(3) 燃料の調達

総務対策部は、車両の燃料等は町内の燃料販売業者から調達する。町内の業者での調達が困難な場合、近隣市町の業者から調達する。

(4) 情報提供

建設農林対策部は、関係機関に緊急輸送を依頼した場合、通行規制状況を反映した地図等の情報を提供する。

5 さよさよサービスの確保対策

社会福祉協議会は、応急復旧期に、町内在住で交通に困っている、65歳以上のかたや介護認定を受けているかたなどの交通対策のため、災害により中断していた「さよさよサービス」の運行をできるだけ早期に再開する。早期再開の目途が立たない場合には、タクシー利用により対応する。社会福祉協議会のみで対応できない場合、医療健康対策部と協議し対応する。

第11章 廃棄物処理対策

第1節 廃棄物処理対策

第1款 ガレキ対策

[実施機関：町（生活対策部）、県、応援他市町 など]

生活対策部は、大規模な災害が発生し、町内全域にわたる家屋の倒壊や道路の破損被害等により発生する災害廃棄物処理や収集運搬能力の低下等に伴う廃棄物処理について、被災状況に応じた廃棄物収集及び処理計画を策定し、廃棄物の処理を行う。

また、生活対策部は、町単独では災害対応が困難と判断した場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に応援要請を行う。

※「廃棄物処理応援要請マニュアル」参照

1 災害発生後の対応

生活対策部は、次のとおりガレキ対策を実施する。

(1) 情報の収集及び報告

損壊建物数等の情報を収集して、広域にわたるガレキ処理が必要であることを把握し、県に報告する。

(2) 選別・保管・消却等の可能な仮置場の確保

ガレキについては、選別・保管・焼却などの処理に長時間を要する場合があることから、町内のグラウンドや広場など、オープンスペースを利用して十分な仮置場を確保する。

2 処理作業

(1) 全体処理量の把握

生活対策部は、計画的にガレキ処理を実施するため、被害状況から大まかな全体処理量を推計し把握する。

(2) 撤去作業

町は、災害により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

撤去作業は、佐用町建設業組合と連携・協力し、応援を得ながら必要な人員、機材を確保する。

(3) 処理方法

家屋解体作業から推計したガレキ量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資機材を確保する。

また、必要に応じ、被災地区に仮集積所を開設する。

アスベスト等の有害物については、特に処理作業に留意し、汚染物資の流出・発生を防ぎ、適正に処理する。

※ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(4) 県等への応援要請

ガレキ処分について、最終処分までの迅速な処理が出来ない場合や町単独では対応が困難な場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

第2款 ごみ処理対策

[実施機関：町（生活対策部）、県、応援他市町 など]

生活対策部は、大規模災害時、町内全域で発生したごみ処理を計画的に実施する。家屋の倒壊等の被害により発生する生活ごみ、粗大ごみの処理や収集運搬能力の低下等に伴うごみ処理について、被災状況に応じた収集及び処理計画を策定し、迅速に生活ごみ、粗大ごみの処理を行う。

また、生活対策部は、町単独では災害対応が困難と判断した場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に応援要請を行う。

※「廃棄物処理応援要請マニュアル」参照

1 災害発生後の対応

生活対策部は、次のとおりごみ処理を実施する。

(1) ごみ処理数量の把握

町内の被災家屋等から排出が見込まれるごみ処理量、また、避難所等から排出が見込まれる処理量を推計し、町内全域の収集処理見込み数量を把握する。

(2) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

(3) 水害ごみの分別

水害ごみの分別は、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努める。

2 処 理

(1) 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみを分別して適切に処理を行うとともに、災害により一時的に大量発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、7～10日以内には収集を完了することを目標とする。

(2) ごみの仮置場の確保

ごみ等を早期に処理できない場合、収集したごみの破碎・分別など、受け入れ先に応じた仮置場を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮する。

また、破碎が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確保する。

(3) 県等への応援要請

町単独では対応が困難な場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

第2節 し尿処理対策

[実施機関：町（生活対策部、上下水道対策部）、県、応援他市町 など]

生活対策部は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るため、仮設トイレの設置・管理、汲取車両によるし尿の収集及び処理を行う。

また、生活対策部は、町単独では災害対応が困難と判断した場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に応援要請を行う。

※「し尿の緊急汲取りに関する活動マニュアル」参照

1 避難所等の避難人員・場所の確認及び仮設トイレの必要数の把握

生活対策部は、総務対策部から避難所等の避難人員及び場所について確認を行う。

また、上下水道対策部から上水道の被害・復旧見込み及びし尿処理施設の被害状況と稼働見込みを確認する。これらの状況を勘案のうえ、避難所等への仮設トイレ設置の必要基数を検討して設置する。

なお、平時から仮設トイレを備蓄して確保しておくとともに、設置した際には清掃等の維持管理体制の整備に努める。

2 仮設トイレの衛生対策

仮設トイレの維持管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、公衆衛生上、十分な配慮をする。

3 汲取車両の確保及び仮設トイレの管理

仮設トイレの汲取りは、下記汲取り許可業者に仮設トイレの設置状況地図を提供し、汲取り及び清掃を依頼する。

また、衛生面や設置時期を考慮し、使用状況によって1日の清掃回数を定めて行う。

- ・佐用・上月地区 (有) 佐用公衆衛生社 電話 82-2517
- ・南光・三日月地区 (有) 佐用環境整備 電話 78-1666

4 県への応援要請

町は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保にあたり、町単独では処理能力が不足する場合など対応が困難な場合、県に応援要請を行う。

第12章 教育対策等

第1節 児童・生徒の教育対策

[実施機関：町（教育対策部、生活対策部）、小中学校]

災害時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育機能等の早期回復を図ることを基本とする。

また、避難所として指定を受けた学校施設での避難所設置・運営は、町が自治会等と連携して行うが、教職員は7日間以内を原則として、避難所運営に従事できる。

※「教育施設・児童生徒に関する災害対応マニュアル」及び「文化財の災害に関する調査及び復旧対応マニュアル」参照

<初動期>

1 気象情報等の収集

学校管理者等は、児童・生徒の安全を確保するため、教育対策部と連携し、気象・地震情報、河川状況などの情報収集に努める。また、統括部から防災行政無線、さよう安全安心ネット、エリアメールなどにより、情報提供される気象情報等に注意する。

2 保護者への連絡

- (1) 平時から保護者に降雨の状況などにより、休校等もあり得ることを周知する。
- (2) 緊急時に全保護者に短時間で連絡することは困難であるため、平時に保護者の緊急時連絡網を整備し、連絡網により連絡する。
- (3) 連絡がつかなかった保護者は、小中学校から連絡する。

3 児童・生徒の安全確保

- (1) 学校管理者等は、教育対策部と連携し、児童・生徒の帰宅や待機などの判断を行う。原則として警報により、児童・生徒を帰宅させる判断をする。
各小中学校への連絡は、教育対策部が連絡網により連絡する。
- (2) 学校管理者等は、児童・生徒の安全確保を図るため、周囲の状況を見極め、児童・生徒を小中学校の一箇所に集める。
また、保護者と連絡がとれない児童・生徒については、小中学校職員で安全確保を図る。

※ 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の小中学校など、危険が想定される小中学校は、近くの安全な施設や、近くに安全な施設がない場合には校舎又は体育館の2階以上に避難する。

4 児童・生徒及び教育施設被害状況調査報告

- (1) 学校開校期間の対応（平日・日中）
学校長は、教育対策部に、児童・生徒の被害、教育施設（校舎、体育館）の被害状況等をメール、FAX、電話等で報告する。情報機器が使用不可能な場合、教育対策部職員が手分けして現地に行き調査を行う。
取りまとめた情報は、総務対策部と播磨西教育事務所に報告する。
また、情報が更新され次第、随時報告を行う。
- (2) 学校開校期間の対応（平日・夜間）
情報収集は1と同様の対応を行う。学校に教職員等が不在の場合、学校長等に連絡し情報収集を行う。また、学校長等から情報が得られない場合、教育対策部職員が手分けして現地に行き調査を行う。
ただし、平日夜間は児童・生徒は保護者の元にいるものと考えられることから、学校長等が参集後、通常の連絡網等を活用し、保護者からの連絡による確認を行う。連絡がとれない生徒は、学校から連絡を行い情報収集する。

また、被災の状況によっては警察・各対策部から教育対策部に被災生徒の情報が入る場合も考えられる。この場合、受けた情報は速やかに取りまとめ、教育対策部は学校長に連絡を行うとともに、総務対策部と播磨西教育事務所に報告する。

(3) 週休日の対応（土・日・祝日）

(2) と同様とする。

(4) 長期休業日の対応（長期の休み）

長期休業日であっても平日の日中は、職員がいるので(1)の対応と同様とする。

夜間、週休日に関しては、それぞれ(2)、(3)と同様とする。

(5) 校外行事中に重なる場合の対応

(1) と同様とする。

(6) 登下校時に重なる場合の対応

(1) と同様とする。ただし、この登下校時は生徒の安否確認が困難であるため、可能な限り早い段階で通常連絡網等を活用し、保護者からの連絡による確認を行う。連絡がとれない生徒は、学校から連絡を行い情報を収集する。

また、被災の状況によっては警察・各対策部から教育対策部に被災生徒の情報が入る場合も考えられる。この場合、受けた情報は速やかに取りまとめ、教育対策部は学校長に連絡を行うとともに、総務対策部と播磨西教育事務所に報告する。

<応急期>

5 児童・生徒の応急教育

教育対策部及び学校長は、児童・生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、総務対策部、播磨西教育事務所及び県教育委員会に状況を報告する。

(1) 施設・設備・交通手段の確保及び衛生・保健措置

① 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。

② 応急復旧整備が整うまでの間、近隣校での授業、学校以外の施設を臨時校舎として利用し応急教育を実施する。また、この場合、近隣校や臨時校舎への登校に係る交通手段を確保する。

③ 校区の通学路や交通手段等の確保

④ 災害の規模などの状況に応じ、短縮授業、二部授業、分散授業等を検討する。

⑤ 児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導を行う。

(2) 学校給食の応急措置

学校給食関係施設等の被災等で学校給食の実施が困難になった場合、教育対策部及び生活対策部は応急措置を行うとともに、応急給食の実施を協議する。

なお、応急給食の実施にあたっては、衛生管理に万全を期し、食中毒等の事故が発生しないよう充分注意して、事前に総務対策部及び県教育委員会に報告する。

(3) 教育環境の整備

① 不足教科書・学用品の確保及び給与等

災害救助法適用の場合、教育対策部は小・中学校・特別支援学校の教科書・学用品等の必要数量を把握し、また、高等学校等においては兵庫県教育委員会高校教育課と連絡調整し、災害救助事務取扱要領を基に学用品の給与状況・学用品購入関係支払証拠書類等を整備する。必要に応じて給与期間の延長や文房具及び通学用品の限度額引き上げについて申請を行う。

教科書及び学用品等の給与は、学校を通じて業者から現物支給で行う。

② 児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を行う。

③ 被災教職員に対し、代替職員等の対策を検討して実施する。

(4) 学校が避難所に指定された場合

教職員は災害救助法第 2 条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害で学校に避難所が開設された場合、7 日間以内を原則として、以下に示す避難所運営に従事できる。

- ① 施設等解放区域の明示
- ② 避難者誘導・避難者名簿の作成
- ③ 情報連絡活動
- ④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- ⑤ ボランティアの受入れ
- ⑥ 炊き出しへの協力
- ⑦ 避難所運営組織づくりへの協力
- ⑧ 重傷者への対応

6 児童・生徒等の心のケア

児童・生徒等が災害により、様々な心の傷を受け PTSD 等の症状が現れてくることが予想されるため、災害時の児童・生徒等の被災実態を踏まえ、播磨西教育事務所に対し、スクールカウンセラーの緊急配置を要請する。

(1) 被災児童生徒への心のケア

- ① 教職員によるカウンセリング
- ② 電話相談等の実施
- ③ 教育相談センター、健康福祉事務所、こども家庭センター等の専門機関との連携

(2) 教職員の心の健康管理

- ① 災害救急医療チーム派遣制度の確立
- ② グループワーク活動の展開

7 指定文化財等

町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、播磨西教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

また、指定文化財等の被災程度が大きい場合、県教育委員会は、文化庁に支援を依頼する。その結果、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が、関係団体（美術館・博物館、都道府県等）の協力により、応急復旧対策を行う。

8 教育再開の決定

児童・生徒、教職員の状況及び学校施設・設備等の復旧状況を総合的に判断し、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意し、教育再開の時期を決定する。

第2節 園児の保育対策

[実施機関：町（医療健康対策部）、保育園]

災害時における保育園の基本的役割は、園児の安全確保と保育機能等の早期回復を図ることを基本とする。

また、避難所として指定を受けた保育園での避難所設置・運営は、町が自治会等と連携して行うが、保育園職員は可能な範囲で避難所運営に協力する。

※「保育園防災対策マニュアル」参照

<初動期>

1 気象情報等の収集

園長等は、児童・生徒の安全を確保するため、医療健康対策部と連携し、気象・地震情報、河川状況などの情報収集に努める。また、統括部から防災行政無線、さよう安全安心ネット、エリアメールなどにより、情報提供される気象情報等に注意する。

2 保護者への連絡

- (1) 平時から保護者に降雨の状況などにより、休園及び保育園開始時間の変更や早めの迎えの依頼もあり得ることを周知する。
- (2) 緊急時に全保護者に短時間で連絡することは困難であるため、平時に保護者の緊急時連絡網を整備し、連絡網により連絡する。
- (3) 連絡がつかなかった保護者は、保育園から連絡する。

3 園児の安全確保

- (1) 園長等は、医療健康対策部と連携し、園児の帰宅や待機などの判断を行う。原則として警報により、園児を帰宅させる判断をする。
- (2) 各園への連絡は、代表園長が連絡網により連絡する。
- (3) 園長等は、園児の安全確保を図るため、周囲の状況を見極め、園児を保育園の一箇所に集める。
- (4) 長時間園児の迎えがない場合や、危険がない場合は保育園内で保護することとなるが、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の保育園など、危険が想定される保育園は、早期に避難所等への避難を行うとともに、保護者に連絡する。

また、保護者と連絡がとれない園児については、保育園職員で安全確保を図る。

4 園児及び施設の被害状況調査報告

園長は、医療健康対策部に、園児の被害、施設等の被害状況等をメール、FAX、電話等で報告する。情報機器が使用不可能な場合、医療健康対策部職員が手分けして現地に行き調査を行う。取りまとめた情報は、総務対策部に報告し、情報が更新され次第、随時報告を行う。

休日や平日夜間等、園児は保護者の元にいるものと考えられることから、園長等が参集後、通常の連絡網等を活用し、保護者からの連絡による確認を行う。連絡がとれない園児は、保育園から連絡を行い情報収集する。

また、被災の状況によっては警察署・各対策部から医療健康対策部に被災園児の情報が入る場合も考えられる。この場合、受けた情報は速やかに取りまとめ、医療健康対策部は保育園に連絡を行うとともに、総務対策部に報告する。

<応急期>

5 保育園の応急保育

園長は、園児の被災状況や社会福祉施設の状況を把握し、医療健康対策部と協議し応急保育の実施に必要な措置を講じるとともに、総務対策部に状況を報告する。

(1) 施設・設備・交通手段の確保及び衛生・保健措置

- ① 施設、設備の応急復旧整備を行い、保育再開に努める。
- ② 応急復旧整備が整うまでの間、近隣の保育園を利用し応急保育を実施する。また、この場合、近隣保育園への交通手段を確保する。
- ③ 災害の規模などの状況に応じ、短縮保育等を検討する。
- ④ 園児の衛生、保健管理上の適切な措置と指導を行う。

(2) 給食の応急措置

給食関係施設等の被災等で給食の実施が困難になった場合、医療健康対策部は、応急措置を行うとともに、応急給食の実施を検討する。

なお、応急給食の実施にあたっては、衛生管理に万全を期し、食中毒等の事故が発生しないよう充分注意して、事前に総務対策部に報告する。

6 園児等の心のケア

園児等が災害により、様々な心の傷を受け PTSD 等の症状が現れてくることが予想されるため、災害時の園児等の被災実態を踏まえ、医療健康対策部に対し、カウンセラーの緊急配置を要請する。

7 保育園再開の決定

園児、職員の状況及び施設・設備等の復旧状況を総合的に判断し、園児等の登下校時の安全確保に留意し、保育園再開の時期を決定する。

第13章 警備体制

第1節 警備体制

[実施機関：町（総務対策部）、警察署]

大規模な災害時は、死傷者の発生や建造物の倒壊、浸水、道路・橋梁の損壊、電話の不通、停電など、社会生活が一時的に麻痺状態となり、災害時の混乱に乗じた各種の犯罪が予想される。これらの対策として、町は警察署へ応急対策を要請し、緊密な連携を図る。

なお、県防災計画による災害時の警察活動等は次のとおりである。

- 1 被害実態の把握
- 2 被災者の救出救護
- 3 危険箇所の実態把握及び警戒
- 4 気象情報等の収集及び伝達
- 5 危険区域居住者に対する避難の指示、警告及び誘導
- 6 行方不明者の捜索及び死体の見分
- 7 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- 8 被災地等における犯罪の予防検挙
- 9 地域安全情報、地域関連情報等の広報活動
- 10 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第14章 農林関係対策の推進

第1節 農林関係対策の推進

[実施機関：町（建設農林対策部）、県 など]

町（建設農林対策部）は、災害により農林関係施設が被災した場合、被害状況の収集や応急対策に努めるとともに、県や関係機関が実施する被害状況把握や応急対策に協力する。

※「道路・河川などの巡回及び応急対応マニュアル」、「道路等被害調査実施マニュアル」及び「災害報告から査定の実施マニュアル」等 参照

1 家畜防疫対策

建設農林対策部は、家畜保健衛生所が実施する畜舎及び家畜の被害状況の把握に可能な限り協力する。

2 農林業対策

建設農林対策部は、県及び農業関係団体と協力して、被害状況を把握し生産者へ応急対策の徹底を図る。

3 流通対策

県は、被害の場所、生産物の種類ならびに被害の程度により異なるが、災害発生時において食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等の情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努める。

建設農林対策部は、町で把握している被害状況、輸送経路及び迂回路等の情報を県に提供する。

第15章 公共土木施設等の二次災害防止対策の推進

第1節 二次災害防止対策の推進

[実施機関：町（建設農林対策部）、県 など]

建設農林対策部は、被災した公共土木施設等の復旧及び二次災害の抑制に努める。

第1款 土砂災害

[実施機関：町（建設農林対策部）、県 など]

- 1 県、建設農林対策部及び関係機関等は、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して総合的な土砂災害対策を推進する。
- 2 県及び建設農林対策部等は、緊急パトロールの実施や消防団、自主防災組織、住民等からの通報から、土砂災害の発生している又は土砂災害の発生しそうな危険箇所を把握する。
- 3 県及び建設農林対策部等は、それぞれの管理する箇所で次のとおり緊急対策を実施する。
 - (1) 緊急復旧資材の点検・補強
 - (2) 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - (3) クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- 4 建設農林対策部は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図る。
- 5 県は、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、町等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。
- 6 近畿地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとなっており、町は情報の提供を受けた場合、住民等に防災行政無線、佐用チャンネル、さよう安全安心ネット等で防災情報の発信や避難勧告等を発令する。
- 7 県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとなっており、町は情報の提供を受けた場合、住民等に防災行政無線、佐用チャンネル、さよう安全安心ネット等で防災情報の発信や避難勧告等を発令する。

第2款 道路

[実施機関：町（建設農林対策部）、県 など]

- 1 道路管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- 2 道路管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図る。
- 3 道路管理者は、緊急輸送路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- 4 道路管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

第3款 河川

[実施機関：町（建設農林対策部）、県 など]

- 1 河川管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- 2 河川管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
- 3 河川管理者は、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を実施する。

第4款 ため池

[実施機関：町（建設農林対策部）、ため池管理者 など]

- 1 ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- 2 ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - (1) 緊急復旧資材の点検・補強
 - (2) ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- 3 建設農林対策部は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第5款 森林防災対策

[実施機関：町（建設農林対策部）、県 など]

- 1 県及び建設農林対策部は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- 2 県及び建設農林対策部は、それぞれ管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - (1) 緊急復旧資材の点検・補強
 - (2) 警報機付伸縮計の設置
 - (3) 危険性の高い箇所の仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
- 3 建設農林対策部は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図る。

第6款 農地・農業用施設

[実施機関：農地・農業用施設管理者]

- 1 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工所用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。
- 2 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

第7款 宅地防災対策

[実施機関：町（建設農林対策部）、県 など]

- 1 県及び建設農林対策部は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- 2 県及び建設農林対策部は、それぞれ管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - (1) ビニールシート等の応急措置
 - (2) 宅地防災相談所等の開設
- 3 建設農林対策部は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行う。

第16章 愛玩動物の収容対策

第1節 愛玩動物の収容対策

[実施機関：町（生活対策部）、県、獣医師会、動物愛護団体 など]

生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。

- 1 動物救援本部は、次の事項を実施する。
 - (1) 飼養されている動物に対する餌の配布
 - (2) 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
 - (3) 放浪動物の収容・保管・譲渡
 - (4) 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
 - (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
 - (6) 動物に関する相談の実施等
- 2 県は、次の事項について動物救援本部を支援する。
 - (1) 被災動物救護体制の整備
 - (2) 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供
 - (3) 動物の応急保護収容施設設置のための調整等
- 3 生活対策部は、動物救援本部に対し、避難所等における愛玩動物の状況等、必要に応じ、把握している情報を提供する。
- 4 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

第17章 生活支援対策

第1節 生活支援

第1款 被害家屋調査及びり災証明書の発行

[実施機関：町（総務対策部）、県、他市町応援]

総務対策部は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や町税の減免、その他の被災者支援策を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的・一時的な救済を目的に被害家屋の調査を行い、その判定結果に基づき、り災証明書を発行する。

※「り災証明書発行及びり災世帯調査台帳の作成マニュアル」参照

1 り災証明書及びり災届出証明書

「り災証明書」は、家屋の被害程度を証明するもので、被害状況の調査（被害家屋調査）が必要となる。

「り災届出証明書」は、申請者の届出により、被害の届出がなされたことを証明するもので、建物に限らず、被害が生じた動産なども対象となる。

2 り災証明書等の対象

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水の証明をり災証明書で行う。なお、家屋以外の物件が被災し、証明を必要とする場合、り災届出証明書で対応する。

3 り災証明書等の証明者

り災証明書及びり災届出証明書は、町長が証明する。

4 り災証明書等の発行

り災証明書は、災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等が町に対し申請することができる。

り災証明書は、原則として1世帯1枚の発行とするが、同一敷地内に二世帯住宅や付属屋等、世帯が2世帯以上あると認められる場合、それぞれの世帯ごとに発行できる。

なお、住民票のない人が所有する家屋についても、居宅としての利用が認められる場合は、り災証明書を発行する。

り災届出証明書は、災害により被害を受けた動産の使用者、所有者等が申請し、町は申請に基づいて被害の届出がなされたことを証明するり災届出証明書を発行する。

5 り災証明書の様式

り災証明書及びり災届出証明書の様式は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第14章「生活支援対策」第1「生活支援」2「り災証明書」及び3「り災届出証明書」のとおりとする。

6 被害家屋の判定

総務対策部は、り災証明の根拠となる被害家屋の判定は「被害に係る住家の被害認定基準について（平成13年6月28日府攻防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づき、1棟全体で行う。

判定にあたっては、原則として「災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行う。

被害家屋調査は、原則として、外観目視調査とし、判定結果に対して、被災者等からの再調査の申請があった場合は、申請者の立会いのもと、内部に立ち入って再調査を行う。ただし、調査量が少ない場合や水害による調査は、最初から内部立ち入り調査とする。

再調査は原則 1 回のみとし、なお、判定結果に疑問がある場合は、当事者（申請者）に詳細に説明することにより、理解を求める。

7 り災証明書の発行までの流れ

災害発生からり災証明書発行までの流れは、町防災計画資料編 第 2 編「災害予防・応急対策計画」第 14 章「生活支援対策」第 1「生活支援」1「り災証明発行までの流れ」に示す。

8 事前対策

(1) 被害家屋調査員の確保と育成

税務課は、職員（家屋被害認定士、建築士、家屋評価補助員、家屋補償関係職員、消防査察職員等）及び町内在住の建築士等のボランティアを事前に被害家屋調査員として登録する。

また、税務課は、兵庫県が行う「家屋被害認定士の養成研修」に積極的に参加し、有資格者を育成する。

(2) 判定基準等の研修

税務課は、登録した調査員の判定基準を統一するため、調査方法から判定までの研修を有資格者対象に随時行う。

具体的には、判定基準が変更された場合や、概ね 3 年程度の間には災害が発生しなかった場合など、判定手順の確認も兼ねて研修を行う。

(3) 他の自治体との応援体制の確立

総務対策部は、災害発生時、調査員の応援を求める必要がある場合は、あらかじめ他の自治体との相互応援協定等を確認のうえ、応援を要請する。

(4) 調査携帯物品等の備蓄

税務課は、傾斜計（さげふり）、コンベックス等調査携帯物品を備蓄する。

第 2 款 支給及び支援

〔実施機関：町（統括部、総務対策部、生活対策部）〕

自然災害による被災者世帯に対して、被害の程度に応じた災害見舞金等の支給及び被災者生活再建支援制度に基づく支援等を行い、住民生活の速やかな再建を図る。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

1 災害弔慰金

生活対策部は、町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡された方のご遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害障害見舞金

生活対策部は、町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障がいがある住民に対し災害障害見舞金を支給する。

3 災害見舞金

生活対策部は、被災者世帯に対して、被害の程度に応じて災害見舞金を支給する。

4 被災者生活再建支援制度

統括部は、災害により住宅が全壊・大規模半壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。

5 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）

統括部は、フェニックス共済に加入されている方に対し、住宅再建共済制度の条件により給付する。

6 風呂の無料開放

生活対策部は、水道の断水が長期間になる場合、公共施設や民間施設の協力により、各施設の風呂の無料開放を行う。

※「風呂の無料開放マニュアル」参照

7 一時宿泊所（二次避難所）の提供

生活対策部は、避難所の避難者が少数になった場合で、住宅の応急修理、仮設住宅への入居や町営住宅・民間賃貸住宅等の入居だけで避難者の解消ができない場合、避難所の早期解消を図るため、公共宿泊施設や民間宿泊施設の協力を得て、一時宿泊所（二次避難所）の提供を行う。

※「一時宿泊所マニュアル」参照

8 災害義援金

総務対策部は、全国から寄せられた災害義援金を、被害の程度に応じて被災者の方へ配分支給する。（支給の対象及び金額は、配分委員会で決定する。）

※「義援金に係る募集・配分と義援金の広報活動マニュアル」参照

第3款 貸付

[実施機関：町（総務対策部、生活対策部、建設農林対策部）、社会福祉協議会 など]

災害等により被害を受けた住民が、速やかに生活を再建できるよう資金の貸し付け等の金融支援を行う。

1 災害援護資金貸付金

生活対策部は、町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対し、生活の再建に必要な資金の貸し付けを行う。

2 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる者及び災害を受けたことによる困窮からの自立のために必要な経費の貸し付けを行う。ただし、災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則、この資金の貸し付け対象とならない。

第4款 税等の減免等

[実施機関：町（総務対策部、生活対策部）]

大規模な災害によって被害を受けた住民に対し、以下に示す町税等の減免、納税延期及び徴収猶予等の受付を行う。

- 1 租税の減免等
- 2 後期高齢者保険料等の特例措置
- 3 介護保険料及びサービス利用者負担の減免
- 4 国民健康保険等の医療費の一部負担の減免
- 5 公営住宅の家賃免除
- 6 保育料の減免措置
- 7 災害ごみの回収手数料の無料化
- 8 災害に関する諸手続きの手数料の無料化 など

第5款 住宅の確保

[実施機関：町（生活対策部）、県 など]

災害により住家に被害を受け、住宅を自力で確保できないかたに対して、既設公営住宅等を活用するほか、住家の応急修理、応急仮設住宅の建設を行い、居住の確保を図る。

※ 応急仮設住宅等対策は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第14章「生活支援対策」第1「生活支援」9「応急仮設住宅等対策フロー図」のとおりとする。

※ 「住宅の確保対策（応急修理・応急仮設など）マニュアル」、「応急仮設住宅マニュアル」、「住宅の応急修理マニュアル」参照

1 住宅相談窓口の設置

生活対策部は、県（公営住宅課）と協力して住宅相談窓口を開設し、住宅の応急修理、空家住宅（公営住宅等）の確保及び応急仮設住宅の入居等について相談に応じる。

2 住宅の応急修理

生活対策部は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「災害にかかった住宅の応急修理」の実施基準（一般基準）については、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第1節「災害救助法の適用」のとおりである。

3 公営住宅等の確保

(1) 対象は、公営住宅、県営住宅、公社・公団等とする。

(2) 募集は、生活対策部及び提供する事業主体が行う。また、県及び公社等に対し住宅確保のための協力依頼を行う。

4 応急仮設住宅の建設

生活対策部は、災害救助法が適用された場合は同法により、災害救助法が適用されない場合については同法に準じて行う。

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準（一般基準）は、第3編「災害応急対策計画」第7章「被災者の救助救急、各種支援」第1節「災害救助法の適用」のとおりである。

また、応急仮設住宅の運営管理を考える際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

なお、応急仮設住宅の建設予定地は、町防災計画資料編 第2編「災害予防・応急対策計画」第14章「生活支援対策」第1「生活支援」14「応急仮設住宅建設予定地」のとおりとする。

第4編 災害復旧計画

第1章 災害復旧方針の決定

第1節 災害復旧の基本方針

[実施機関：町（全対策部）]

町災害対策本部は、住民の生命・身体 の安全確保や被災者支援などのため、応急対策の実施と並行してできるだけ早い段階で復旧対策を実施する必要がある。復旧対策は、被災者の生活の再建を中心に、公共土木施設・農林水産施設・上下水道施設等の復旧、住宅・学校施設の復旧、農林水産業者・商工業者の助成などを並行して実施する。

また、災害による被害が甚大な場合、復旧対策だけでなく、住民の意見等を取り入れ復興計画を作成し、計画に基づいた対応を実施する必要がある。

災害後、可能な限り早い段階で復旧対策を実施するため、基本的な方針を示す。

1 復旧対策の協議

災害による被害が甚大な場合、応急対策が落ち着いた段階で災害対策本部会議において、復旧対策を協議する。協議の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の支援、農林水産業者・商工業者等の助成
- (2) 道路、上下水道施設等の復旧
- (3) 検証委員会の設置
- (4) 復興計画の作成 など

2 県、国及び関係機関

町単独では事業の推進や災害救助法だけでは再建が不可能な場合などには、県、国及び関係機関にも災害対策本部への出席を求め、一体的に協議を実施する。

3 復旧対策の方針を決定

被災者、商工業者、ライフライン施設、道路、河川などの復旧対策は急ぐものであり、災害対策本部会議において迅速・的確な判断を要する。

復旧対策は、災害救助法による被災者の生活再建、中小企業を中心とした助成、公共施設を中心とした復旧事業などが行われるが、被害規模から災害救助法の適用事業だけでは再建が不十分な場合、義援金の募集や、国や県に対して要望等を含め早い段階で被災者等の再建が可能となる方針を決定する。

4 復興方針を決定

災害対策本部会議では、復旧方針の決定とともに、災害対策の検証や災害復興計画の作成についても協議する。災害対策検証委員会の設置や本格的復興を必要と判断した場合、平成21年台風第9号災害時と同様に、町災害対策本部（企画防災課）とは別組織の「町災害復興室」を設置し、復旧・復興対策の総合調整を実施する。

5 復旧・復興方針の広報

災害対策本部会議で決定した復旧・復興方針は、公正な復旧・復興対策を推進するため、速やかに住民等に対して広報して住民等の理解を求める。

第2章 災害復旧事業の実施

第1節 災害復旧事業の種類

〔実施機関：町（全対策部）〕

- 1 公共土木施設復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (3) 道路災害復旧事業
 - (4) 下水道災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
 - (1) 農地農業用施設災害復旧事業
 - (2) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (3) 林道施設災害復旧事業
- 3 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
- 4 住宅災害復旧事業
- 5 社会福祉施設災害復旧事業
- 6 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 7 学校教育施設災害復旧事業
- 8 社会教育施設災害復旧事業
- 9 その他の災害復旧事業

第2節 激甚災害の指定に関する事項

〔実施機関：町（全対策部）〕

大規模な災害が発生した場合、町は県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

1 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑥ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ⑧ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - ⑨ 感染症予防事業
 - ⑩ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
 - ⑪ その他激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ④ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助措置
 - ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ③ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ④ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - ⑤ 水防資材費の補助の特例
 - ⑥ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - ⑦ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ⑧ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2 局地激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ② 公共土木施設災害関連事業
 - ③ 公立学校施設災害復旧事業
 - ④ 公営住宅等災害復旧事業
 - ⑤ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ⑥ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ⑦ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ⑧ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - ⑨ 感染症予防事業
 - ⑩ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
 - ⑪ その他激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ③ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
 - ③ 中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
- (4) その他の財政援助措置
 - 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第3節 災害復旧事業に必要な金融に関する事項

[実施機関：町（全対策部）]

1 農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び日本政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) (株)日本政策金融公庫法

関係機関は、農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資、並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

3 災害復興住宅資金

住宅金融公庫は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

第4節 被災者生活再建支援

[実施機関：町（生活対策部、統括部等）]

1 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法は、自然災害（地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、その他の異常な自然現象により生ずる被害）により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって、自立して生活を再建することが困難な者に対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。この法制度を用い、町は被災者の生活再建を支援する。

生活再建の各制度の内容は、県防災計画（風水害等対策計画）第4編「災害復旧計画」第2節「被災者の生活再建支援」のとおりとする。

2 公共料金の特例措置

被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じる場合がある。

- (1) テレビ受信料金の免除等
- (2) 電話料金・電話工事費の減免等
- (3) 電気料金・工事費負担金の免除等
- (4) 上下水道料金の減免等
- (5) し尿くみ取り手数料の免除等

第5節 兵庫県住宅再建共済制度

[実施機関：町（統括部）]

自然災害により、半壊以上の被害を受けた加入者が、住宅を再建・購入や補修をした場合に、制度で定める共済給付金を受け取ることができる制度である。

兵庫県住宅再建共済制度の内容については、第2編「災害予防計画」第2章「災害対策に関する事前の備え」第22節「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の活用」のとおりとする。

第6節 被災農林業者の救済

[実施機関：町（建設農林対策部）]

農業災害補償法に基づく、農業共済事業の円滑な推進を図るとともに、農業制度資金、林業・木材産業改善資金の有効活用を図ることによって、被災農林業者の被災後の農林業経営の安定と生産力の向上に努める。

※「被災農林業者の救済マニュアル」参照

第7節 国・県への要望

[実施機関：町（総務対策部）]

町は、被災者支援や復旧事業を推進するにあたり、災害応急対策及び復旧・復興に万全を期すため、災害の規模等に応じて、関係各課より復旧事業等に係る国・県要望を取りまとめ、県知事及び兵庫県町村会長などに要望として提出する。

※「国・県に対する要望マニュアル」参照

第3章 住宅の復旧・再建支援

第1節 住宅の復旧・再建支援

[実施機関：町（生活対策部等）]

公営住宅の復旧対策及び住宅の再建支援施策は、次のように行う。

1 災害公営住宅

(1) 建設地

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

(2) 建設資材等、必要機械器具の保有調達

資材、機械器具等が不足する場合、県や建設業組合等に、調達のあっせん等を要請する。

(3) 入居基準

次のいずれにも該当する者とする。

- ① 当該災害により住宅を滅失した世帯であること
- ② 当該災害発生後3箇年は政令月収が26.8万円以下の世帯であること
(政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12)
- ③ 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること
(ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者にあつては、本項は適用しない)

(4) 建設戸数

被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）

(5) 規格

住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上

(6) 国庫補助

標準建設費の2/3国庫補助（激甚災害の場合は3/4）

(7) 建設年度

原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

(8) 住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

2 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施する。

(1) 国庫補助適用の基準

① 再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定める。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができる。

② 補修の場合

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、町営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

③ 宅地の復旧の場合

ア) 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。

イ) 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

(2) 国庫補助率

被害別復旧工事別補助率

滅失再建 1/2

損傷補修 1/2

(激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。)

3 被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

内容については、県防災計画（風水害等対策計画）第4編「災害復旧計画」第3節「住宅の復旧・再建支援」のとおりとする。

4 被災者生活再建支援金【再掲】

第4編「災害復旧計画」第1章「災害復旧事業の実施」第4節「被災者生活再建支援」のとおりとする。

5 兵庫県住宅再建共済制度【再掲】

第4編「災害復旧計画」第1章「災害復旧事業の実施」第5節「兵庫県住宅再建共済制度」のとおりとする。

第4章 災害義援金の募集等

第1節 災害義援金の募集等

[実施機関：町（総務対策部）]

災害により、被災者への義援金の募集を必要とする場合、総務対策部は募集及び受付を行い、義援金配分委員会を設置し配分を行う。

ただし、県等の義援金の配分は、県等の募集委員会の規則に従う。

※「義援金に係る募集・配分と義援金の広報活動マニュアル」参照

1 義援金の募集

募集方法、募集期間を定めて広報する。

2 義援金の受け付け、保管

義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

また、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。

3 義援金配分委員会

町は、被災者の支援のための義援金を配分するため、義援金配分委員会を設置する。事務局は会計課とする。

ただし、他市町への義援金・支援金の募集の場合、義援金配分委員会を設置しない。

4 義援金配分の決定

義援金配分委員会において、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

また、義援金を速やかに被災者に配分するため、義援金の受付方法の工夫や配分基準など過去の例を参考とする。

第5編 災害復興計画

第1章 組織の設置

[実施機関：町（全対策部）]

第1節 町復興本部の設置

町長は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

第2節 町復興本部の組織・運営

町復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

また、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

1 本部員の任務

職	構 成 員	任 務
本 部 長	町 長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副 本 部 長	副 町 長・教 育 長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本 部 員	企画防災課長・総務課長・商工観光課長・生涯学習課長・住民課長・健康福祉課長・高年介護課長・農林振興課長・建設課長・教育委員会教育課長・上下水道課長・会計課長・税務課長・議会事務局長・各支所長・西はりま消防組合佐用消防署長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

2 各部の分掌事務

部 名	分 掌 事 務
統括部 (企画防災課) (総務課広報室)	<input type="checkbox"/> 復興に関する総合的企画及び調整に関すること <input type="checkbox"/> 復興本部会議の事務局
総務対策部 生活対策部 医療健康対策部 教育対策部 地域対策部	<input type="checkbox"/> 住民の生活、文化の復興に関すること <input type="checkbox"/> 都市・住宅の復興に関すること
建設農林対策部	<input type="checkbox"/> 地域産業の復興に関すること <input type="checkbox"/> 道路等の復興に関すること

3 復興本部会議

構 成 員	事 務
本 部 長・副 本 部 長 本 部 員・事 務 局	<input type="checkbox"/> 復興の基本方針、復興に係る重要施策の審議、調整 <input type="checkbox"/> 各部の重要事項の報告

第2章 復興計画の策定

〔実施機関：町（全対策部）〕

第1節 復興計画の趣旨等

1 趣旨

災害により甚大な被害を受けると、町は加速的に衰退してしまうことがある。こうした事態にならないために、1日も早く町を復旧して住民が元の暮らしを取り戻し、安全であんしんな町を創っていくことが不可欠であるため、これまで佐用町が進めてきた「協働のまちづくり」に、町の豊かな自然・文化・伝統などを活用し、これまで以上に地域と連携・協働しながら「みんなで創る（共創）新しい佐用」のまちづくりを進めていくことが復興計画の趣旨である。

2 基本的考え方

町は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定する。

第2節 復興計画の策定手順

1 構成

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進する。

2 準備

復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取り組みに配慮する。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、地域づくり協議会、住民等への意見募集
- (2) 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- (3) 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催 など

3 策定

災害復興計画の基本方針や目標を設定し計画をつくるためには、地域の特性や意向、また復興に対する地域の思いを十分に反映することが不可欠であり、計画の策定にあたっては、地域づくり協議会ごとに意見交換会を実施するほか、住民へのアンケート調査等を行い、住民のニーズを把握し、復興計画に反映する。

また、計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じ策定する。

(1) 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主體的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用に配慮する。

(3) 既往災害の経験と教訓の活用

平成 21 年台風第 9 号災害など、過去に経験した災害の検証結果や、復興の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

■ 計画構成例

平成 21 年台風第 9 号災害を受け、策定した災害復興計画を例とする。

① 基本方針・基本理念

平成 21 年台風第 9 号災害の基本方針は、「絆からはじまるふるさとの復興 ～きらめくために、がんばろう佐用～」とした。これは、災害以前からの地域の抱える課題と、意見交換会やアンケート調査などで明らかとなった地域の意向を十分に反映し、さらに地域の助け合いや多数のボランティアの支援から生まれた「絆」がより強いものとなり、ふるさと佐用が再びきらめくことを目指したものです。

② 基本目標

平成 21 年台風第 9 号災害の計画目標は、「生活基盤の再生」、「災害に強いまちづくり」、「地域の活力向上」とし、目標の実現を目指している。

③ 計画期間

平成 21 年台風第 9 号災害の計画期間は、復興の土台づくりを行う「復旧期（23 年度まで）」・復興を推進し地域のにぎわい再生に取り組む「発展期（25 年度まで）」・活力ある地域として継続的な飛躍を目指す「飛躍期（28 年度まで）」とした。

④ 計画の位置づけ

町復興計画は町総合計画のもと、地域の意向や、佐用町災害復興計画検討委員会での協議、住民の意見を踏まえたうえで策定し、町復興計画を町防災計画に反映させるとともに、各事業を推進する。

⑤ 施策体系

平成 21 年台風第 9 号災害の施策体系は、基本方針、目標を踏まえ、生活基盤の再生（治山・治水などの基盤整備、農林業の基盤整備、住まいの再建）、災害に強いまちづくり（コミュニティの強化、多様な情報伝達手段の確立、防災力を高める計画づくり）、地域の活力向上（商店街などの活力向上、地域のにぎわい・交流の創出、健康のまちづくりの推進、ボランティアとの交流による活力向上）とした。

⑥ 復興事業計画

想定される事業分野・生活

- ア) 基盤整備（治山・治水・農林業など）
- イ) 住宅の再建
- ウ) 保健・医療
- エ) 福祉
- オ) 教育・文化
- カ) 産業・雇用
- キ) 環境 等

※ 平成 21 年台風第 9 号災害の「コミュニティの強化、多様な情報伝達手段の確立、防災力を高める計画づくり、商店街などの活力向上、地域のにぎわい・交流の創出、健康のまちづくりの推進、ボランティアとの交流による活力向上」は、各事業分野の中に含まれる。

第3節 分野別緊急復興計画

1 分野別緊急復興計画

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定する。

(1) 生活復興計画

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

■ 計画項目例

- ① コミュニティづくりと生きがい創造の支援
地域住民やボランティア、NPOなどの活動の推進によるふれあいと支えあいのコミュニティづくり、生きがい創造をはじめ被災者の自立復興に向けてのきめ細かい生活支援 など
- ② 保健・医療・福祉サービスの充実
障がい者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの在宅サービスの充実、医療の確保、こころのケア対策 など
- ③ 被災児童・生徒への対策
学校教育充実のための対策、体験を通じて生きる力を育む教育、被災児童・生徒のこころのケアのための対策 など
- ④ 自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援
求職者の多様なニーズに対応した雇用・就業機会の確保、貸付制度等の充実、給付制度の適用 など
- ⑤ 安全で快適な住まいの提供
仮設住宅の早期提供と住環境の維持管理、円滑な恒久住宅への移行促進 など
- ⑥ 相談・情報提供と支援者活動支援
相談、情報提供体制の整備を支援する者への支援 など

(2) 住宅復興計画

被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

■ 計画項目例

- ① 早期の恒久住宅建設
県・公団・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設 など
- ② 入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設
地域別や世帯構成に配慮した供給・整備や入居者選定方法の設定、家賃対策など
- ③ 民間住宅の再建支援
住宅購入・補修、家賃対策、分譲住宅の供給、マンション再建支援 など
- ④ 面的整備に伴う住宅建設
面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善と公共施設等の一体的整備など

(3) 基盤整備復興計画

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他公共土木施設等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するため、基盤整備復興計画を必要に応じて策定する。

■ 計画項目例

- ① 主要交通施設の整備
道路等の主要交通施設の早期復旧と耐災化・ネットワーク化による機能強化など

- ② 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現など
 - ③ ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐災性の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上など
 - ④ 防災基盤の整備
公共土木施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保など
- (4) 産業復興計画
- 著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともに、これを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。
- 計画項目例
- ① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
相談指導・支援体制の確立、中小企業・商店街の早期再建支援 など
 - ② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
企業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進 など
 - ③ 産業配置と広域的連携
新しい都市核との適正な機能分担及び連携などによるネットワーク型の産業拠点の配置 など
 - ④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成
地域産業を支える人材育成・確保、自立的就業支援 など
- (5) その他
- 上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により、特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。

平成 19 年 5 月 22 日 作成
平成 23 年 5 月 24 日 第 1 回修正
平成 25 年 6 月 4 日 第 2 回修正
平成 27 年 11 月 26 日 第 3 回修正
平成 29 年 12 月 15 日 第 4 回修正

平成 30 年 2 月発行

作 成 佐用町防災会議
事務局 佐用町役場企画防災課防災対策室

〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1
TEL 0790-82-0664
FAX 0790-82-0492